

州民を安撫し給ふ、因りて其の功を崇祭し、刀を納めて神體と爲と云へり、然れば神號を古大刀の義ならむか」と云へり、此の土人の説は、彼の八十神段に、謂ゆる生大刀を以て、八十神を追撥給ひし御事を訛り傳へたる者にして、揮大刀の謂ならむを、大刀を納めたる由に云へるなりけり、偕又、式外に虫井神と申す御在し坐せり、三代實錄に、元慶七年十二月廿八日庚申、授<sub>ニ</sub>因幡國正六位上虫井神從五位下、と有る是なり、志に、「智頭郡山形郷大呂村に妙見社有り、所<sub>レ</sub>祭三座、中殿妙見大菩薩、左荒海大明神、右三瀧大明神なり、山形郷十六村の氏神とす、郡中の大社なり、側に深谷有り虫谷と號す、社壇の右の谷隘なり、八上郡大江郷に通ず虫谷越是なり、疑らくは是上世の虫井谷の略語にて、神號其の地名を稱する者是か」と云へり、此の妙見は例の妙劍の義にて、兵主神の謂なる可し、其の虫井の虫は、彼の越前丹後等の大虫神社、小虫神社は大汝神小汝神の略なり、上に注せるが如く、越後國魚沼郡伊米神社を虫野村に坐すと云ひ、出雲風土記、島根郡虫野社を、虫大明神大已貴命と傳云ふを引きて思へば、虫谷、又虫井の稱は、大已貴神の當昔、此に御在し坐しける謂になむ因れりける、(然して、八上郡大江郷に通ずと云ふも、右の大江山社の主神は大已貴神に渡らせ給へるにも、大に由有りければ、虫井の名の所以此を以て知るべし、荒海大明神三瀧大明神の御事猶尋ぬ可し、志に「其の神居の地山深く谷幽に樹木陰森たり、華表より本社に距りて八町、羊腸五四曲を踏みて上る、又是より六七町山上に廣き平地有り、夷住壇と云ふ、今土俗伎須美能壇と唱ふ、俚民相傳云、上古、三神夷住壇に降臨すと云々、當社の祭神折居大明神と號するは、彼の三社の母神と云傳ふ云々」と云へり、故に思ふに、其の折居大明神と申すは、例の御祖稻田姫命に御在し坐すべし、其の三神に係りたるを思ふに、大已貴命と

其の荒魂和魂神とを合せ祀れるにや有らむ、其の隣れる八上郡に、狹井曳田の二郷、和名抄に見えたり、狹井は大和國城上郡狹井坐大神、荒魂神社五座、歛靱と有る是なり、曳田は同郡兼田神社二座歛靱、一本に曳田と作れり、右佐渡國引田部神社の下に引ける三代實錄に、大神朝臣良臣云々、大神引田朝臣等遠祖、雖<sub>レ</sub>同派別各異云々と有るを以見れば、曳田は其の和魂大物主神に由有るを、八上比賣命の賣沼神社、其の曳田郷に御在し坐せり、又和多理神社、布留多知神社、同じ日理郷に立たせ給へるも皆由有る事なり、邑美郡中臣崇健神社は、傳廿六に注せるが如く、播磨國揖保郡中臣印達神社(名神大)と等しく、五十猛神に渡らせ給へれば、大已貴神の御爲に御兄なり、又當郡美和郷、和名抄に見ゆ、高草郡伊和神社は、傳廿七に已にも云へる播磨國美栗郡伊和坐大名持御魂神社(名神大)と有りて、其の風土記に、伊和村、(本名神酒) 大神釀<sub>ニ</sub>酒此村、故曰<sub>ニ</sub>神酒村、又云<sub>ニ</sub>於和村、大神國作訖、以<sub>ニ</sub>於和等於我美岐と所見たれば、右の美和郷にも必ず由縁有るべき事云ふも更なり、志の一説に「味野郷下味野村岩崎と云ふ所に往古神廟有り」と云へる、是や伊和神社の舊趾なる可からむ、和名抄に味野(安知乃)と有るを合せて、味耜高彥根神の御事にも思及ばす可き事なり、倭文神社を、志に「倭文郷倭文村山上に在り、七躰大明神と稱する是なり、社傳云、祭神大已貴命」と云へり、但姓氏錄(大和國神別天神)に、倭文宿禰出自<sub>ニ</sub>神魂命之後大味宿禰と見えたるに、委文、(之土利) 味野(安知乃)の二郷此に合へれば、其の祖神も亦此に御在し坐すべし、攝津國武庫郡伊和志豆神社(歛、靱)と有るは、此の伊和倭文兩社を合せたる如く聞ゆ、次に云ふ伯耆國川村郡倭文神社は、慥に下照姫命に御在し坐せば、御父子の間の違にて、右に大已貴命と傳はりたる可ければ、伊和志豆神社は、大已貴命下



照姬命なるか、猶考ふ可き事なり、倭氣多郡は彼の八十神段に、於大穴牟遲神、負俗爲從者、率往、於是到氣多之前、時裸菟伏也と有りて、此神の御爲に最所以有る地なるに、神名式なる五座の中に其と思ひ寄れるは無きを、式外に鷲峰神と有るや氣多大神の御趾なる可き、三代實錄に、貞觀四年九月八日甲戌、授因幡國正六位上鷲岑神從五位下、同十六年五月十一日戊戌、授因幡國從五位下須賀神鷲岑神從五位上と有りて、再度には須賀神と共に預給へり、志に、「氣多郡殿村郷鷲峰村に在り、鷲岑大明神と號す國中の靈山なり、此の神社、往古山上に在り、桓武天皇御宇、神廟を御冠嶽に移す、今謂ふ古宮是なり、社傳云、所祭三座、中大已貴命、右素戔鳴尊、左稻田姬命末社四十神、郡中一二の大社なり、」と有る此の祭神の説も期せずして、上に云へる能登國氣多神社の社傳にも合へる者なり、此に鷲峰神と負せる御名は、古説に、「能登國は往古、羽咋の渦より能登國海道を経て、内浦田鶴濱石崎など云ふ所海續きにて、島國なりし時は人も住まず有りしに依りて、怪鳥大蛇の棲處にて在りけるを、氣多大神此を退治し給ひけるより、人家出來て一國と成れる由、山田の龍大明神、鷲嶽八幡宮の社傳に遺れり、」と云へる此の怪鳥の事は、其の鳳至郡鳳至比古神社の傳に、「當社は天冬衣神にて、大汝命同體なり、大神の退治し給ひし鷲の骸を納めたるより、鷲藏宮と云ひしを、今は重藏宮と云ふ、」と云へる同體は、同坐の誤なる可きが、右にも鷲の説有り、然る時は、此に鷲峰神と申奉るも正しく右の怪鳥を退治させ給へるが、彼の八岐大蛇などの如く甚しき怪物なりしを以て、其の御功を稱奉る者と所見たれば、此の氣多郡にして氣多大神の本宮なむ、此の鷲峰神社には御在し坐しける、(然れば但馬國、氣多郡能登國羽咋郡、越中國射水郡、越後國頸城郡等に御在し坐す氣多神社どもの本とも申しつ

可きは、此の鷲峰神社になむ渡らせ給へりけるを、如何してか式には漏され給へり、國司の奏上せざるに依る事と見え、甚可惜しき御事なりけり、因云、右に引ける古事の素菟の事は、塵添瑤囊抄に、「因幡記云、高草郡其の名に二釋有り、一には、野中草高ければ高草と云ふ其の野を郡名と爲り、一には竹草郡なり、此の處本竹林有り、其故如此云へり、竹は草の長と云ふ意にて、竹草とは云ふにや、其の竹の事を明すに、昔此の竹の中に老いたる兔住みけり、或時俄に洪水出來て、其の竹の林水に成りぬ、浪洗ひて竹根を掘りければ、皆崩損けるに、兔竹根に乗りて流れける程に、隱岐島に著ぬ、水層落ちて後、本所に歸らむと思へども、渡る可き力無し、其の時水中に鰐と云ふ魚有り、此の兔鰐に云ふやうは、汝が族は何程か多き、鰐云ふやうは、一類多くして海に充てりと云ふ、兔云はく、我族は多くして山野に充てり、先汝が類の多少を計へむ、室島より氣多崎と云ふ所迄、鰐を集めよ、一々鰐の數を計へて類の多き事を知らむ、鰐兔に謀られて親族を集めて背を竝べたり、其の時兔、鰐共の上を踏みて數を計へて竹崎へ渡著きぬ、其の後、今は仕濟しつと思ひて鰐共に云ふやうは、我汝を謀りて爰に渡り著きぬ、實には親族の多きを見るには非ずと嘲けるに、右の鰐共腹立て、兔を捕へて兔の毛を剝取りて、毛も無き兔に成したりけり、其を大已貴神哀み給ひて教給ふ様は、蒲黃を扱散らして、其の上に伏して轉べと宣ふ、教の任に爲せる時、多くの毛本の如く出來にけり」と云へり、右は古事記と、少違同有るが珍らしくて引出したる者なり、倭右の洪水に隱岐島迄流れ渡りしは、海陸を浸せる大水と見えたり、其は大已貴神の未幼く御在し坐しける程にて、御父素戔鳴大神の、八東水臣津野命と聞えさせて、専ら國引御在し坐しける御時の事と聞ゆ、但泰西に云ふ洪水は、此の時などは遙の後のことな



り、此と一に云ふ事勿れ、故に其の菟神の事は、古事記傳追考に、「素菟神は今も因幡國高草郡の海邊内海村に白菟社と有り、今は高草郡の内にて在れども、氣多郡に竝て氣多崎の内なり」と有る是なり、此の由縁なるにや、杵築大社の末社にも、驚大明神とて祀れるは右の菟なりと云へり、風土記、出雲郡驚濱廣二百歩と有りて今も驚浦と云ふは、其の素菟に就きたる故事など有るにや、但大已貴神の此國に御し坐しけるは、其の始は彼の八上比賣命を婚ひに御在し坐しけるにて、此の御事に就きたる御往來は、屢御在し坐したる可し、若くて何れの國々も然には有れども、此の後には、少彦名命と共に國巡り造御在し坐しけるなり、次には其の神の常世郷に渡御在し坐しける後に、一神にて造御在し坐しけるなれば、右の神跡の如きも、何れを先何れを後なりと今より定む可きならざれども、其の初中後共に右に説定めたる如く、修理分別れて大抵は違はざる狀なり、若くて其の八上比賣命を娶らせ御在し坐しける御事は傳廿七に注せるが如く、大倭神社注進狀別社條に、丹生川上神社、(在同國吉野郡)此神者雨師神也、(中略)是丹生川上神社、爲當社之別宮也と有る雨師神は、謂ゆる高靈神の御事に渡らせ給へるを、其の別宮と被爲る所以は、其の御女を娶らせ給へるに因れる御事と所見たり、彼の法美郡意上奴神社は靈神なり、八上郡久多美神社も然るに就きて説を求むるに、八上比賣の八上は彌羅にて、其の靈神に亞ぐ義なめり、其の令生給へる御子に御井神の御在し坐すを以て證すに足れり、偕此の神をしも娶らせ給へるは、此の國土を造固めさせ御在し坐すには、上件に條々云へるが如く、水理を通し給ふ御政なむ、甚々しき御事なりければ、其の御爲に御力を合せ御在し坐さむとなるに、彼の菟の大穴牟遲神に白せる言に、此八十神者必不得八上比賣、雖負帛汝命獲之と申せるは、已に汝が命

ぞ大國主神と成らせ御在し坐さむと相申せるなり、其の八上比賣の八十神に答給へる言に、吾者不聞汝等之言、將嫁大穴牟遲神と云へるは、汝等は大國主とは得成給はじ、大穴牟遲神こそと申給へる幽致有る言なりけり、偕其の末に、故其八上比賣者雖率來、畏其嫡妻須世理毘賣而、其所生子者刺挾木俣而返、故其子云木俣神、亦名謂御井神也と有る其の率來と云ふは、出雲の宇迦山本宮になり、其の嫡妻を畏み御子を置きて返ると有るは、八上比賣命の其の本國に返給へるなり、其の生坐せし所は出雲秋鹿郡御井神社、出雲郡御井神社有る此の二の中なる可し、其の御子を刺挾木俣而返と有るからは、其の産殿を建てさせ給ふ迄には及ばざりし事、上に畏其嫡妻と有るにて甚能通えたり、斯れば此より後には、其の八上比賣命は本國なる因幡に住み給ひて、大已貴神は、出雲より度々に通はせ給へる者なりけらし、故に其の御井神社は諸國にも多在るに、上にも擧げたる美濃國各務郡御井神社、百葦根に、三井大明神名記、正四位下御井明神と見え、式社考に、今在三井村、去加納驛、東二里計、御井大明神と有り、考證に、今日三井村、北一里餘有稻羽山明神社と有りて、此は式外なり、續後紀に、承和十五年七月辛酉、美濃國厚見郡无位伊奈波神、奉授從五位下、依國司等解狀也、三代實錄に、貞觀十一年十二月五日戊子、授美濃國從五位上伊奈波神正五位下、元慶二年九月十六日戊申、授美濃國正五位下否間神正五位上、同四年十一月九日己未、授美濃國正五位上伊奈波神從四位下と有りて、神位も式内の諸社には超えさせ給へるを、百葦根に、厚見郡岐阜稻葉山正一位因幡社、神名記、正一位伊奈波大神、(中略)同所峯權現、祭日葉酢姬命、(垂仁天皇后)伊奈波神御母也と有る事なれども、右の御井神社の引合を以て云ふ時は、因幡社の號は八上比賣命に御在し坐し



て、百葦根の説の如きは後に合祀る者か、(楮此は甚穿ちたる説なれども云ふべし、三代實錄に、元慶元年十二月廿九日乙未、授<sub>二</sub>因幡國正六位上相屋神從五位下<sub>一</sub>と所見たる相屋神は、大己貴神の八上比賣命と娶給へりし謂ゆる妻屋を申せるか、志に、「氣多郡勝部郷西青屋村青屋大明神是なり」と云へるは、阿布夜を青屋と訛れる者なり、今、鳥取より五里半、西方往還の側に在りと云へり、右の相屋を御妻屋と見るより外に説無きが故に、今試に推量説ながら云ふなり、) 神名式に、伯耆國川村郡倭文神社、一宮記に下照姫命と有り、大同類聚方に「利藥、伯耆國川村郡倭文神主之家方原者下照姫神方也と有れば、一宮記の説甚謂れたり、右に云へる因幡國高草郡倭文神社を、大己貴命と云ふをも合せ考ふ可き事共になむ、下にも云へり考合す可し、文德天皇實錄に、齊衡三年八月辛未朔丁亥、伯耆國倭文神從五位上、紀略に、天慶二年九月四日、奉<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>伯耆國從三位倭文神正三位<sub>一</sub>と所見たり、又多馭郷は大田田根子命に由有り、久米郡倭文神社、或説に、「右の齊衡三年、當國の神六社に加階の御事見えたれども、倭文神は一社にて、此の帳の六社に合はず、然れば此の倭文は川村郡なるが錯れたるにて、實は大帶孫神社に改む可き心ちす」と云へり、今思ふに、倭文は社名なり、大帶孫は神名なり、倭文坐大帶孫神社と心得べきにや、若て此の神決めて天稚彦なる可し、即ち右の八月辛未朔丁亥、伯耆國大帶孫神、從五位上と有り、次に國坂神社は久佐加と訓めり、和名抄郷名に、河村郡日下(苦佐加部)、又會見郡日下と有る是に因れるなめり、出雲國出雲郡久佐加神社、同社大穴持海代日古神社、同社大穴持海代日女神社と有る此の男女二神、其の御子と通ゆれば、久佐加神社は大己貴神に御在し坐すべきを、此の國坂神社にも當りて心得るに、和名抄に大鴨郷小鴨郷有りて、三代實錄に、貞觀九年四月八日丁丑、

伯耆國正六位上賀茂神、授<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>と有り、又<sub>レ</sub>下神郷上神郷<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>り、同錄に、同十五年十二月二十日辛亥、授<sub>二</sub>伯耆國正六位上三輪神、從五位下<sub>一</sub>と有りて、當郡に式外にて、賀茂三輪二神御在し坐す事相叶へる事共なり、又神代郷有り、出雲國出雲郡神代神社思ひ合す可し、楮其の國坂神社は、今も國坂村に立たせ御在し坐しけるとぞ、續後紀に、承和四年二月甲子朔戊戌、伯耆國无位國坂神、奉<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>、文德天皇實錄に、齊衡三年八月辛未朔丁亥、伯耆國國坂神、加<sub>二</sub>正五位下<sub>一</sub>、三代實錄に、貞觀九年四月八日丁丑、授<sub>二</sub>伯耆國、正五位下訓坂神正五位上<sub>一</sub>と有り、又和名抄八橋郡由良郷有るは、隱岐國知夫郡由良比女神社(名神大、元名和多須神)と有に思合す可し、會見郡胸形神社の御事は、傳十三に云へり、大神山神社は傳廿一に注せるが如く、彼の出雲風土記國引文に、固堅立加志者有<sub>二</sub>伯耆國、大神岳是也と有りて、今の加志の石見國安濃郡佐比賣山神社に相對へるなれば、字の如く意富迦徹夜麻と訓むべくして、其の所<sub>レ</sub>祭八束水臣津野命に御在し坐して、即ち大己貴神の御父素戔嗚大神に渡らせ給へる者から、世に<sub>レ</sub>大智明神と申すを見れば、大己貴命も御在し坐す御事知るべし、所以に式には、大神山を意富牟和山と訓める本も數多有るなり、續後紀に、承和四年二月甲午朔戊戌、伯耆國无位大山神、奉<sub>レ</sub>授<sub>二</sub>從五位下<sub>一</sub>、文德天皇實錄に、齊衡三年八月辛朔丁亥、伯耆國大山神加<sub>二</sub>正五位下<sub>一</sub>、三代實錄に、貞觀九年四月八日丁丑、伯耆國正五位下、大山神、授<sub>二</sub>正五位上<sub>一</sub>と有り、楮右の續後紀に、伯耆國川村郡无位伯耆神大山神國坂神と有る川村郡は、伯耆神一社にのみ係りて、下なる大山國坂二神には互らざる事なり、能く爲すは混ひぬ可き事共なり、又當郡鴨部郷有り、日野郡、阿太郷有り、地神本紀に、天日方奇日方命を亦名阿田都久志尼命と有に思合す可し、(楮右の伯耆神は、式に川村郡波々伎神社と



在る是なり、此の國名の起源此に在る事と所見たり、國名風土記と云ふ近古の物に、「伯耆と云ふは、奇稻田姫命、八岐大蛇を恐れて山中に遁入給ふ其の時、母の到る事遅かりき、其の童女母來給へと云給ひし地を母來國と云ふ」と有る此の説の如くは、奇稻田姫命に起れる地名なれば、此も其の神を祀れるにや、又、塵添埜囊抄八卷に、「伯耆風土記云、震動之時、鷄雉悚懼、則鳴蹶嶺谷、即樹羽踏踊云々と有りて、其の前文を載せずと雖も、即ち樹羽と有るは國名の説と聞えたれば、右は羽乎樹爾須と訓みて、樹抄に鳥羽を掛けたりし事を云ふにや、又震動之時と云ふは何に依りての震動か、今知るべきに非ずと雖も、強て思ふに、彼の八東水臣津野命の國引の御時などに、決めて大地の震動甚しかりしなる可くや、上に引ける天武天皇御紀に、十三年冬十月己卯朔壬辰、逮于入定大地震云々、是夕有鳴聲如鼓、聞于東方、有人曰、伊豆島西北二面、自然增益三百餘丈、更爲一島、則如鼓音神造此島響也、と有れば、斯る御響きに悚のき懼れて、鷄雉などの山を蹶えて遁れたりしならむ事、今の地震には一速く、雉は騒ぐ者なるに思合す可し、然して、其の波々伎神社は、右の續後紀に、承和四年二月甲午朔戊戌、伯耆國川村郡无位伯耆神大山神國坂神、奉授從五位下、と並び載られたれば素戔鳴命、大己貴命二神の内なる可からむ事本よりなり、文德天皇實錄に、齊衡三年八月辛未朔丁亥、伯耆國伯耆神加正五位下、三代實錄に貞觀九年四月八日丁丑、伯耆國正五位下伯耆神授正五位上、と有りて甚輕からぬ神階なむ御在し坐しける、故其の出雲風土記に、此而堅立加志者石見國與出雲國之堺有、名佐比賣山是也、と有る此の山の事は同記に、飯石郡佐比賣山、郡家正西五十一里一百四十步、(石見與出雲二國堺)と所見たり、然して神名式に、石見國安濃郡佐比賣山神社、美濃郡佐毗賣山

神社と有りて、飯石安濃美野の三郡に跨りて、東方伯耆國大神岳と相對ひて天進り立る高山なり、楮彼の國引の故事に本著きて思ふに、右の大神山神社は、即ち素戔鳴大神に渡らせ給ひ、此は須佐比賣山の義なりけり、若くて其の大神岳は男山、此の佐比賣山は女山にて、此の大神の妹妹二柱國の鎮めと成りて堅め御在し坐す事深き旨なむ有るべかりけるを、大己貴神の國造り御在し坐しけるも、必ず其を體と爲て物爲させ給ふ可かりければ、又此の傍に神跡將多在りぬ可きに就きて考へ以て行くに、安濃郡神邊神社は鴨部に同じ、地神本紀に、素戔鳴尊十一世孫田々彦命、此命磯城瑞籬朝御世、賜神部直大神部直姓と有りて、大己貴神には十世孫なり、又邇摩郡城上神社、山邊八代姫命神社、那賀郡山邊神社坐すに、大和國に城上山邊二郡有り、大神大和の二神御在し坐すに思准らふ可し、又、當郡大國郷有るは、彼の大國主神と聞えさせし御名を負へる地名と通え、那賀郡津門神社を、社傳に天鋳命と云ふは、古書に見えぬ事なるが、上に謂ゆる天八鉏の謂か、又は味耜高彥根神を訛れるか、但田心姫命と申す傳も有るとぞ、何れにしても、大己貴神の御縁を離れざる御事なり、又三代實錄に、元慶二年九月十六日戊申、授石見國國社神從五位下、同四年二月八日壬辰、授石見國正六位上榎尾國社神、並從五位下、と所見たる國社神は例の地主神と謂と聞ゆれば、大己貴神に御在し坐すめり、但榎尾は地名なり、常世は彼の常世郷を云ふなりければ、此の方は少彥名神に御在し坐すべし、傳廿七に註せるが如く、此の國には謂ゆる靜嵐と云ふ有りて、其始二柱神の住ませ御在し坐しける地なるに思合す可くなむ、又三代實錄に、貞觀十六年九月八日癸巳、石見國上言、石神二自出雲國來、是日竝授從五位下、と有るは、決めて大己貴少彥名命二柱にて渡らせ給ふ可き御事、彼の大洗磯前神の御事に思合



す可き者なりかし、(備安濃郡苅田神社御在し坐すは、傳廿七卷に云へる陸奥國苅田郡苅田嶺神社、名神大を藏王權現と申すと云へり、其は何國にても少彦名命を祀りて、素戔鳴尊大己貴命を合せ祀る例なりければ、若くは此も其と同じきか、社傳等も有りなむには聞かま欲き事なり、又傳二十四卷に注せるが如く、此に昌知郡有るは神大市比賣命に由有り、那賀郡大飯彥神社、大歲神社は素戔鳴尊の御子にして、大己貴神には異母の兄弟なり、此に預る事ならざれとも心得べき事共なり、) 隱岐國造の所祭神は、大己貴神に御在し坐す事其の家傳に在り、備神名式に、謂ゆる知夫郡由良比女神社、(名神大、元名和多須神) 頭注に大己貴命嫡后須勢利姬命也と所見たる、即ち是の由良は彼の瓊響瑤々の謂にて亦名玉依姬命の御事なり、周吉郡玉若酢命神社と申す玉は、彼の御誓の御時に其物根は玉に因りて成出でさせ御在し坐しける謂なり、若酢命出雲風土記に、謂ゆる和加須西利比賣命と申す御名の略なり、隱地郡に都麻郷有り、右は后神の謂なる可きに、又式に載れる水若酢命神社(名神大)の水は瑞珠の瑞にて、瑞々しく美麗はしき義にて其も亦上に同じき由傳十三に委しく注せるが如し、然して其の周吉郡玉若酢命神社を、延經神主の考證に、今在<sub>二</sub>下西村之北<sub>一</sub>號<sub>二</sub>摠社<sub>一</sub>と書し、隱州視聽合記にも右と同じく、「又大社なり、四方の松杉皆大にして靈場佗に異なり、社司を隱岐國造と云ふ」と有りて、國造の奉仕の神是なり、並河一敬と云ふ人の驛鈴記に、國造本紀を引きて、其の國造の所祭大己貴命也と云ふを合せ見れば、右の玉若酢命神社に大己貴神と妹妹二柱神相並び御在し坐すなりけり、然る時は右の二社も、正に此の例なる可きこと、推して知るべし、若くて當郡賀茂那備神社御在し坐せるに、和名抄賀茂郷有り、考證に、今在<sub>二</sub>鴨村之東<sub>一</sub>、號<sub>二</sub>鴨明神<sub>一</sub>と有り、又水祖神社、水は借字にして御祖なり、

上に謂ゆる山城國愛宕郡賀茂別雷神社、賀茂御祖神社竝御在し坐すに合へるを、其の別雷神は味耜高彥根神、亦名事代主神の御事なるを以て、周吉郡も耜郡なる可きに思合す可し、又和氣能須命神社は別成命にて、此の大己貴神と御力を合せ、持ち別けて國土造らせ御在し坐しける謂と聞ゆれば少彦名命にもや、又は和魂神荒魂神の別れ御在し坐して、大己貴神と共に成作らせ給へる謂なるにや、當る可からむ、又海部郡奈伎良比賣命神社考證に、出雲風土記奴奈宜波比賣命を引けり、此は島前にて、出雲國島根郡美保に相對へる地なるも、其の女神に就きて所以有るべし、又宇受加命神社(名神大)續後紀に、承和九年九月壬辰朔乙巳、隱岐國海部郡宇受加命神預<sub>二</sub>官社<sub>一</sub>と見ゆ、或説に、三代實錄に、元慶八年二月廿七日戊子、授<sub>二</sub>隱岐國正六位上健須佐雄神從五位下<sub>一</sub>、同國神名帳に、正三位健酒佐能雄神と有るは此の社なる可き由云へるは、實に然も有るべし、考證に、在<sub>二</sub>宇津賀村後<sub>一</sub>、宇津賀明神と有るは、受<sub>二</sub>津<sub>一</sub>と假字違へり、若くは後に宇津賀と云ふ方正しくて、珍子命の義にても有らむか、右は大己貴命に就きたる御神等の所以なるに、猶隱地郡天健金草命神社は、五十猛神かと思しき由有りて傳二十五に注るし、又伊勢命神社(名神大)は、海部郡佐作郷有るは、傳二十七に注せるが如く、少彦名神に由有る地名なるに引き合せて思ふに、此の神を去來紗別神とも、亦天伊佐々比古神とも申すなるに、猶少彦命とも申す御名、古記に所見たり、然れば少兄命の義ならむと思ゆるは、右に注せる因幡國巨濃郡御湯神社を、正しく少彦名命と云ふ傳の有りながら、伊勢宮と申すと、此と一なればなり、下の備前國神根社、伊勢神社の下に云ふを考合す可し、即ち少彦名神の、大己貴神と共に御在し坐しける神趾か、又は、常世郷に渡り御在し坐しける御時の御趾などにも有るべく思えて、決めて由有



りげなる御事共になむ、即ち續後紀に、嘉祥元年十一月丁巳朔壬申、隱岐國伊勢命神、預明神例、縁<sub>ニ</sub>屢<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>靈驗<sub>一</sub>也と所見たり、(考證に、今在<sub>下</sub>酌村或作<sub>ニ</sub>汲村、又久美村<sub>一</sub>之辰巳山麓、號<sub>ニ</sub>伊勢明神<sub>一</sub>と云へり、此を五瀬命なめりなど云ふは甚じき僻事なり、又傳十卷、傳十一卷に注せるが如く、知夫郡比奈麻知比賣命神社御在し坐すは、謂ゆる岐神の御事にして、大巳貴神の國作の御時に伴奉らせ給ひて、彼の葦原中國に在ゆる邪鬼を言向させ御在し坐す御功を助給へりし神にて渡らせ給へるなど、凡て大に由縁有る事のみぞ多かりける、)此より山陽道の國々の事に及ぼす可し、播磨國の事は風土記に傳はりて、出雲國、丹後國に次ぎては殊に委しく傳はれるなむ、甚美<sub>ト</sub>たき御事なりける、其の大巳貴命、少彦名命二柱神相並び御在し坐して、國巡り作らせ御在し坐しける御事を、少かは傳廿七に注せれども、其の時未此の古風土記を見ざりければ、得なむ注し敢へざりけるを、此所を書す今日に至りて、伊勢人の許より一本を贈來りければ、讀見て直に説を成す事に及びては、實に神助有る事を思えて辱しとも何とも云知らず甚嬉しく可畏きに就きては、先に説漏せりし二柱神の事實共に、此に併せ注す可く思成りにたるなり、甚煩らはしと思ふらむ人も有りなめども、其の前後の差別は自然に見分つ可き事なりければ其の混れ無からむとす、先神名式に云はく、明石郡林神社は、同記揖保郡條に、林田里、(本名淡奈志)土上中、所以稱<sub>ニ</sub>淡奈志<sub>一</sub>者、伊和大神占<sub>レ</sub>國之時、御志植<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>此處<sub>一</sub>、遂生<sub>ニ</sub>楡木<sub>一</sub>、故詳名<sub>ニ</sub>淡奈志<sub>一</sub>と有る淡奈志は、決めて波夜志の誤なる由にて、先には唯に林と云ひけるを、後に林田と云ふとなる可し、伊和大神と申すは神酒大神と申す事にて、即ち大巳貴神に渡らせ給ふ御事、次に云ふべし、占<sub>レ</sub>國は、此の記の文法にて、外にて治<sub>レ</sub>國と書く所に用ひたり、國斯良須と訓むべき所なる事、其の説、傳廿七に注

せるが如く、即ち國土を修理固成させ給ふ御政を申すなり、然して此の林神社を伊和大神と今定むるは、次に伊和都比賣神社御在し坐せるに思ひ合せらるればなり、即ち明石に林浦と云ふ有り、又中莊と云ふに岩屋社とて立たせ給へるは、必ず右の二神の社なるにこそ有りけめ、但其の岩屋社と聞ゆるは傳十三に注せるが如く、淡路國津名郡石屋神社を移し奉れりと云へり、然れども元よりの伊和社に石屋神社を合祀りてより、言の近き任に、伊和の言は隠れて、岩屋の名のみを人皆知る事とは成りぬらむかし、又赤穂郡伊和都比賣神社と申すも有り、其は下に云ひてむを合せ見て曉る可くなむ、(予此の播磨風土記を得て、此の説を立つる今日は、安政六年十一月廿三日庚子なりき、此に時日を書す所以は、學問の辛きと學者の心狭きとに殆に懲竟てたる述懐なり、近頃世に出でて珍らしきは、此の記と丹後風土記と、新撰字鏡と字鏡集と、大同類聚方との五部なりき、中に此の記は四五年以前に、京人谷森種松と云ふが、或る堂上の御家本を寫し得つるを、江戸にも此の三年秋の頃にや、黒川春村の手に入れたりと聞えたれども、未だ知る人ならざれば求むるに由無くて有りしを、伊勢人八羽光穂の許に、伊豫國矢野玄道と云ふ者、參宮の序に其の事を語りたりと聞きて、長門國白石資興と云ふ予が門人の參宮せる便に誂らへて京に令<sub>レ</sub>求たるに、一人だに知れりと云ふ人無くして、空しく歸る由を京より云ひ遣せたりとて、光穂も我も共に力を落したるに、去年十一月にや有りけむ、筑紫より歸るさ六人部是香の許に立寄りて見せたるに、其の寫を得させむと契置きて下りつるより、梅戸美延は花山院殿の御内人にて、予とは交り深かりければ、此の人に語り置きつるに、其の男□□を遣はして懇に求るに、其の契を違へて終に借す成りしかば、美延種々に計りて、丹後風土記は鈴鹿連胤より借得て寫取らせて、十



月十三日に下り著きぬ、然るに此の記は谷森にも云はせけるに、未世に出す事を許さずとて、兩人共に辭びて爲べき様無しと云ひ遣せたり、若くて大同類聚方の神社と姓氏とに用有りて、佐藤某が板本に爲るを借りて遺はしたりけるに、一卷は五年以前に借りて、漸に寫持たりければ、其の次々をと云ひけるに、四より八迄五冊を、一日に一冊宛、日毎に取替へて借りたるを見訖りて、其の寫本なる方を見ま欲く成りて借りに行きたりけるに見せず、其の神社と姓氏とは抄録して贈らむと云ひければ、其だに辱き賜物をとて、其の報賽には右の丹後風土記と、祕庫器錄とを寫させ、十二月朔日を限りて相換ふべく云契れり、其の日は此十九日なりき、若くて春村よりは借りて寫持てりとして此の記を見せければ、借賜ひてむやと云ひけるに、此は世の祕物なり、借しては春村を欺くに當れりと云へり、義に於て犯させむも快からざりければ、二三説を抄録して、右に少か書き入れて説を成し居たるに、今朝孫福弘運、八羽光穂の許より贈り來れり、然るに右の隱岐國の説を今日書きて、播磨國の事を注るさむに、如何は爲むと思ひ煩ひつるに、此の書を今日に至りて得る事、實に天照皇太神の大御賜物と辱み尊み頂き讀奉りて、今夕より此の説には及べざるなり、此に就きても學者の腹悪きを甚く惡む可く成にたり、予天保十四寅年十一月、秋田に平田翁を慕ひて下りけるに、翁の亡なられて五十日に當る日なり、遠路慕ひ行きたる事なれば、其の四日、名薄の代りに祝詞一卷を捧げて、師と仰ぐべき事を鐵胤して申させたり、但古史成文を編みて正史を廢らし、天狗妖狐の奇談怪説は始より信はざる事にて、已に其の時より云破りつるに、其の頃平田は衰の盛なりし時なりければ、予に對ひて争がふ事も無かりき、然るに近く此の御紀の傳を書くに至りては、又其の僞學なることを辨正さずては得有るまじき勢に成りにたり、師弟の

私を捨て、天下の爲に又止むべからざる事共なりけるに、予をして翁存在の門人として、其の注るす所を翁より受けたりと云はむ奸策有りて、予が此の注す事を翁の盜説などと、其の黨相競ひて云ふ事なれども、其は後人の眼に在る事なれば敢て心にも係けざりつるに、其の妬深くして終に交を絶べく言ひ遣せたりければ、又翁の門を出さるゝに及べり、但此の紀傳も若干に彼に見せられたれば、予が今説翁の前説と成りて、古史傳とやらに入れて世に出づる者も亦多かる可し、其の僻學の徒の荼毒に依りて、去年の旅行にも已に危き目に逢ひたる事も度々なりき、今漸に思へば京人の此の記を惜めるも亦其餘毒の循環れるなりけり、凡て學問は天下の爲にこそは爲べき事なりけれ、書を秘して見する事を厭ふは、佗に善説の出來るを妬む婦女子の心より起れる拙き事なり、紀記の如きは天下に遍く見る書なれども、其の學其の位に至らざる人は讀説く事の難きに非ずや、彼の書を漫に秘する人共も、徒に文庫に虫食せるのみにて、絶えて其の説を貫きて得る人は、恐らくは天下舉りて無しと云ふとも強説には非る可し、唯々神皇の御爲にとて學ぶ人は無くして、名を求むるか利を欲するの二には過ぎざる可くぞ思ゆる、賀古郡日岡坐、天伊佐々比古神社は、先地名より説くべし、記に望覽四方云、此土丘原野甚廣大而、此丘如鹿兒、故名曰賀古郡、狩之時一鹿走登於此丘、鳴其聲比々、故號曰日岡と有る、此の上文闕て今考ふ可からずと雖も、右の賀古郡の説は、彼の應神天皇御紀の鹿子の故事とは別なり、其の揖保郡香山里、(本名鹿來墓)土下上、所以號鹿來墓者、伊和大神占國之時、鹿來立於山岑、是忽似墓、故號鹿來墓、(下略)と有るを合せ見るに、若くは伊和大神の故事ならむも知るべからざるなり、故に其天伊佐々比古神は、少彦名神に御在し坐す由は、古事記訶志比宮段に、故建内宿禰率其太子、(中



略)於高志前之角鹿、造假宮而坐其地、伊奢沙和氣大神之命見於夜夢云、以吾名欲易御子之御名、(中略)故亦稱其御名號御食津大神、故於今謂氣比大神也と有る、此には紀記共に混らはしき事有るを、今此を正すに、氣比大神と申すは、本より其の地に御在し坐す保食神にて、即ち御食津大神の御事なるを、御名易の幣に入鹿魚を太子に奉らせ給へるは血浦と云ふ言の起なるを、其の時に御食津大神と稱奉れる由に書されたるは中々なる誤傳なり、若くて右の伊奢沙和氣大神、將其氣比宮に御在し坐す神なり、若て其の御祖息長帶日賣命の待酒を醸みて獻らせ給へる御歌に、許能美岐波、和賀美岐那良受、久志能加美、登許余邇伊麻須、伊波多多須、須久那美迦微能、加牟菩岐、本岐玖流本斯、登余本岐、本岐母登本斯、麻都理許斯、美岐叙、阿佐受袁勢佐々と有る此の御歌に相照して見るに、伊奢沙和氣大神は少御神の御事なりけり、偕氣比神宮の社傳に、「攝社伊佐々別神社、保食神の荒魂を應神天皇の祭り給へるなり」と云へるも、伊奢沙和氣大神は氣比の本社ならぬ證なり、但其の荒魂社に彼の伊佐々別神の少彦名命を合せ祀れる者か、下に右等の御事を委しく注るし申すを見合す可し、偕天伊佐々比古神社を峯相記に、少彦命と有るも少彦名神の亦の名と所見たり、(但右の日岡の説は、其の神前郡條に、都麻里云比也山者、品太天皇狩於此山一鹿立於前鳴聲比々、天皇聞之即止翼人、故山者比也山、野者號比也野と有れば、此の應神天皇の御時かとも聞ゆ、然れども、但古事記黒田廬戸宮段に、大吉備津日子命、與若建吉備津日子命、二柱相副而於針間氷河之前居忌登而、針間爲道口、以言向和吉備國也と有るは其の以前の事なるに、岡に日岡と云ひ、川に氷河と云へるは已き事と聞えたり、然して右の賀古郡の説も御紀の方正しと思ゆれば、右の二説共に風土記の方は土

俗の傳にて、一説ならむも知るべからず、予が意には、氷河は出雲の簸川の名を移せるにて、武藏國の氷川と其の出自同じかる可く思ゆるは如何)偕又和名抄に、印南郡大國(於保久爾)郷有り、風土記に、此里有山名曰美保山云々、又大國里、美保山々西有原云々と有るは、一は息長帶日女命の御廬の故事なり、一は弓削大連の被造たる大石の故事にして、里名の所以を書さずと雖も、此の大國と云ふ稱はしも、正しく大國主神の御名を負へる地なる事、上件諸國の例共を云へる以て知るべきなり、また益氣里、此里有山、名曰斗形山、以石作斗與乎氣、故曰斗形山、有石橋、傳云、上古之時此橋至天八十人衆、上下往來、故曰八十橋と有るを、神社考に引けるには、八十橋者陰陽二神及、八十二神之降迹也と見えたり、異傳なり、又此の事を續風土記と云ふ物に、「伊弉諾尊伊弉册尊、八十二神共に天降り給ふ跡にし有りければ八十橋と云ふ、一説、少彦名命、大己貴命と力を合せて造り給ふと云ふ」と有る一説の意を考ふるに、大己貴命少彦名命の當昔、八十橋はしも猶梯立の狀なりつらむを、此の二柱神の仆して山と成し給へる者と所見たり、(偕右の大國里の故事に就きて思ひ出でけらくは、萬葉三卷、生石村主真人歌に、大汝小彦名乃將座志都乃石室者、幾代將經と有る、此の志都乃石室は、石見國邑知郡の山中岩屋村と云ふに有る由、傳二十七卷に已に注せるが如し、然るに今其の地に石寶殿と云ふ有りて、里人は此を生石子明神と稱へて祭ることなるが、今此の風土記を見れば、大國里、美保山々西有原、名曰池之原、原中有池、故曰池之原、原南有作石、形如屋、長二丈廣一丈五尺、高亦如之、名號曰大石、傳云、聖德王御世、弓削大連所造之石也と有る、此の弓削大連と申すは、物部守屋大連の御事なりければ、古來此を志都乃石室と云ひ來れる誤、此に於て顯はれた



り、但右の詠主の生石村主と似たる事有り、其の饒磨郡貽和里の文に、生石大夫爲國司有之と云ふ事有る、若同じ人ならむには、此の人已に此の石寶殿を、志都乃石室と心得誤りて詠まれたるも知るべからず、然れば古くより其の混れは有りし者と見ゆ、然れども此を右の二神の御形と爲て祭り來れるも久しき事なれば、今更に其の祭祀を廢む事は甚有るまじき事なり、今世我が皇學の年月に開け行くに就きては、如く此く珍らしき書も追次ひで世に顯はる事なりければ、古人の誤も自然に見え行く事なるを、學者の僻として、忽に昨日迄祭來し神をも、今日は其の非を正したりとて尤けく廢て顧る者も無きは、餘に輕々しき事なり、弓削大連の作れるならぬ尋常の石室だに祭る時は、神靈の依り御在し坐して其の祭祀を享けさせ給ふに非ずや、況て此は古より今に至る迄に又とは有るまじき忠臣にて、朝家の御爲、天下の爲に佛法を斥け逆臣を誅はむと爲られし其の事は行はれずと雖も、其の忠々しき志に於ては天地に貫ぬく忠臣に御在し坐す物を、此は何の爲に令作られしかは知らざれども、古く生石子明神と申して此を祭奉るには、何どかは右の二柱神等の御在し坐さざらむ、唯其の本の志都乃石室の石見國に在る事を知れらば、此の石寶殿を遙拜所と心得て祭らむ事何どかは苦しかりぬ可き、今にも弓削大連の如き忠臣の上に御在し坐すらむには、朝命に違背き奉り天下の人望を失ひて犬戎に和親しむ如き天地開闢以來の大枉事は、絶えて有るまじかりなむ者と思へば、坐に涙ぐまれて此の石室に大連公の御靈をも併せて齋仕奉ら將欲くてなむ、後世にも此の地の守に拜れて宰と有らむ人、猶能心爲らる可き事なるぞかし、) 和名抄に、饒磨郡英賀(安加)郷有り、風土記に云はく、英賀里(土中上)右稱英賀者、伊和大神之子阿賀比古阿賀比賣二神在於此處、故因神名以爲里名と所見たる、伊和大神は

例の大已貴命の御事なり、此の二柱御子の御祖今考ふ可からざるなり、伊賀風土記に、猿田彦神、始此國屬伊勢加佐波夜國、時二十四萬歲知此國矣、猿田彦神女吾娥津媛命、四神之御神自天上投降給之三種寶器之中、金鈴知之守給、其知守給之御齋處、謂加志之和都賀野、今時謂手柏者此其言訛也、又此神之依知守給國謂吾娥之郡、其後清見原天皇御宇、以吾娥之郡分爲國之名、と有るを引きて思ふに、右に猿田彦神と申すは事代主神の亦名なり、吾娥津媛命は其の御女と云ふは傳の誤にて、若此と同じくは、二神共に此に伊和大神の御子と有るや正しからむ、其は右に始に、猿田彦神云々知此國矣、と有るを承けて、下に此神之依知守給國謂吾娥之郡と有るは、猿田彦神の御事に係りたる文なり、然る時は其の神に吾娥津媛命の御名御在し坐して、吾娥津媛命に竝ぶ時は專御兄弟の狀なるなり、若て後に伊賀と云ふは吾娥の轉なるに、清和天皇實錄に、貞觀六年十月十一日庚戌、授伊賀國正六位上伊賀津彦神從五位下と見ゆ、其を本に復す時は、吾娥津媛命吾娥津媛命にて、吾娥は其の知らせる地名なれば、此の阿賀比古阿賀比賣二神は其同神ならむかと云ふなり、其は揖保郡林田里條に、所名以伊勢野者云々敬祭在山岑神伊和大神子伊勢都比古命、伊勢都比賣命矣、自此以後云々、即號伊勢野伊勢川、因御爲名と有りて、彼の伊勢風土記に謂はゆる伊勢津彦神も此の國に御在し坐すに准らへて思はゞ、其の疑無かる可からむ者なりかし、陽成天皇實錄に、元慶五年五月五日壬子、播磨國正六位上英賀彦神、英賀姫神並授從五位下と有るは、右の阿賀比古阿賀比賣二神なる可きに、式社にては御在し坐さざるなり、(今も英賀村、又英賀川と云ふ有り、御社は今は八幡宮とか、牛頭天王とか、非ぬ御名に易りけめども、右の英賀村に御在し坐せるや必ず右の二神なる可き、偕右の阿賀比古



阿賀比賣二神之御名に負はせる阿賀は阿和賀の略なるにて、御祖神の御名を取れるにや、同記に、穴栗郡阿和賀山伊和大神之妹、阿和加比賣命、在於此山、故曰阿和加山と有る是なり、若て右に引る明石郡伊和都比賣神社の伊和都と阿和賀と等しく、阿和賀は阿和處なり、伊和都の都も處の義なれば、唱に正訛有と雖も其の義に於て異ならざる所有り、然れば阿和賀より約まりて阿賀の言を成せる者なること、決くなむ思えたる、又同郡伊和郷は、穴栗郡にも伊和郷有り、其の來由は風土記に、伊和里（船丘波丘琴丘匣丘箕丘日女道丘藤丘鹿丘犬丘龜丘宮丘）土中上、右號伊和部者、積幡郡伊和君等族到來居於此、故號伊和部、所以號手刈丘者、近國之神到於此處、以手刈草、以爲食薦、故號手刈、一云、韓人等始來之時、不識用鎌、但以手刈草、故云手刈村、昔大汝命之子大明命、心行甚強、是以父神患之欲遁棄之、乃到因達神山、遣其子汲水未還以前、即發船遁去、於是火明命、汲水還來見船發去、即火顯怒、仍起風波追迫其船、於是父神之船不能進行、遂被打破、所以其波丘、琴落處者即號琴神丘、箱落處者即號箱丘、梳匣落處者即號匣丘、箕落處者仍號箕形丘、龜落處者仍曰龜丘、稻落處者即號稻牟禮丘、胄落處者即號胄丘、沈石落處者即號沈石丘、綱落處者即號藤丘、鹿落處者即號鹿丘、犬落處者即號犬丘、蠶子落處者即號日女道丘、爾時、大汝神謂妻都比賣曰、爲遁惡子返遇風波、被太辛苦哉、所以曰顯鹽、曰苦濟と所見たも、此の伊和里の下に十二岡有るを、下文に照し見るに、胄丘、沈石丘の二丘落ちたり、また下文には船丘の名漏れたるにて、都べて十四丘なるが、伊和は郷名なり、右の十四丘は伊和郷の内の小名なり、右號伊和部者、積幡郡伊和君等族到來居於此、故號伊和部、と有る積幡郡は穴栗郡を云ふ、伊和君

は當國本貫の三輪君なる可し、峯相記に、其の伊和社の御事を、欽明天皇治廿五年、託伊和恒郷云、可祭朕於此地、蓋有上代之幽契哉云々と云ふ神託を載せたるを見るに、本郡伊和郷に其の伊和氏の住みたりし事知らる、然して其の伊和君等族の來て此を住居と爲りしより伊和部と云ふ、其の部は右の等族の聚を云ふなり、若くて其部を省きて伊和郷と云ふ事と成れる、其より以前には右の十四丘の地を合せて手刈丘と云ひしなりけり、其の手刈丘の故事に、近國之神到於此處、以手刈草以爲食薦と云ふは、大已貴神の御許に隣國の諸神會集ひて、食薦を編みて仕奉られしなめり、但此に少か考有り、下條の穴栗郡敷草村の事に就きて注す可し、一説は上古に韓國に未だ鎌を用ふる事知らざりし事に引付けて云ふ者と聞ゆれば難取し、今も姫路の近傍に手柄山とて有るは、右の手刈丘の名の遺れるなめり、若くて此の手刈村に其の伊和部の來住りしは欽明天皇の御世にて、此の時其の伊和坐大名持御魂神社を此にも移し奉れる者と見ゆ、神社啓蒙に、摠社在饒磨郡姫路、祭神大已貴命、額云軍八頭正一位摠社伊和大明神、按鳥居彫刻、傳聞當社者以大已貴命奉崇云云、里諺云、七月既望、兵士會聚爲軍旅之威儀云、古老相傳云、欽明帝御宇師安元年六月十一日、當社影向也、稱一國守護者天平寶字年中也、文按、峯相記云、天平寶字八年異賊襲旅、即遣藤原貞國追討云々、恐者當社貞國凱旋之日祀焉、と有る、即ち今姫路城内に在る摠社はなり、（右の鳥居彫刻の文に、欽明帝師安元年と云ふは、彼伊和社説に、其の社の御事を欽明帝師安元年甲申二月十一日、始顯座と云へると同年なり、此の天皇元年は庚申なれば、甲申は廿五年に當る可し、若て其の年、伊和恒郷は穴栗郡に在りて本社に仕へ奉り、其の等族の手刈村に徙れるは此に其の遙社を造りて、氏神と爲て仕奉れりし事を云ふなめり、然



して、稱<sup>ニ</sup>一國守護云々は和名抄に、播磨國國府在<sup>ニ</sup>饒磨郡と見えれば、國衙に近く惣社を定て、一國の神を祀る事なるに、右の伊和社に合せたる故に、惣社と定て仕奉る事を然云へるなる可し、若て當社は右の如く古き御社なれ共、此を惣社と被<sup>レ</sup>定たるから官帳には載らせ給はざる也、右に大汝命之子火明命と有るは、此より外に絶えて見ざる事なり、又其御祖努都比賣命も更に考ふ可き據無きを今強説爲てむには、先御祖の努都は、終都と書けるを、此記に土師努美宿禰の努をも努と誤れる正して引る也、若て此努都は其訓を能登の如く心得べし、神名式に、能登國能登郡能登生國玉比古神社は、傳廿七に注るが如く、大國魂神の御事にて渡らせ給るに、其同じ國名を負て能登比咩神社御在し坐す、是即ち離れぬ御由縁御在し坐す女神に坐す事を知るべし、若て其能登は瓊音の義なるにて、沼河比賣命の御名に由有と思しければ、此努都比賣を姑く其神と定て見るに、火明命の説又此に出来る事也けり、若て出雲風土記に、島根郡美保郷、(中略)所<sup>ニ</sup>造<sup>ニ</sup>天下大神命、娶<sup>ニ</sup>高志國坐、神意支都久辰爲命子俣久辰爲命子奴奈宜波比賣命<sup>ニ</sup>而、令<sup>レ</sup>産神御穂須々美命、是神坐矣、故云<sup>ニ</sup>美保と有を地神本紀に、大已貴神次娶<sup>ニ</sup>高志沼河姫<sup>ニ</sup>生<sup>ニ</sup>一男、兒建御名方神(坐<sup>ニ</sup>信濃國諏訪郡諏訪神社)と見えて、即ち御穂須々美命と申すは眞火進命と申す事にて、火の物を焚が如く御心の進りに御在し坐す謂也、又火明命と申すも怒る事に面火照と云が如く、其幼き時には御心一速く御在し坐しける故の名なりけらし、天孫降臨章に、火明命火進命の御名の出でたるも、其鹿葦津姬命の御怒の猛り進むに隨ひて、其無戸室を焚く火の明り進むとに因れる御名なるに思合す可し、此にても御父母二神すらに置いて遁れさせ給はむと爲させ御在し坐ける程の御事なる以ても、其大抵は知らるゝ也、下に注するを考合す可し、因達神山は謂ゆる迎達

(伊多知)郷是なり、次に云ふべし、右の火臘怨の火字は、大を誤れるかとも思へれども、火明命の神名に合せ思ふに、富傳理と訓むべきが、所以其波丘と有る、其と波との間に脱文有るべし、例に依るに、所以其船破處者即號<sup>ニ</sup>船丘、波起處者即號<sup>ニ</sup>波丘などぞ有るべき、爲<sup>レ</sup>遁<sup>ニ</sup>惡子返遇<sup>ニ</sup>風波、被<sup>ニ</sup>太辛苦<sup>ニ</sup>哉、所以號<sup>ニ</sup>曰<sup>ニ</sup>臘鹽と有る此の臘鹽は、嚴潮播磨と續く發語の本にて、彼の神風伊勢と云ふも、彼の伊勢津彦命に起れると同じかる可し、曰<sup>ニ</sup>苦濟は、本に曰<sup>ニ</sup>告齊と有れども、右に被<sup>ニ</sup>太辛苦<sup>ニ</sup>哉と有るを照して考るに、如<sup>レ</sup>此くならでは聞えざる所なるが故に今改め引けり、偕辛苦は寶鏡開始章第三一書に、多斯那牟と訓れば、苦濟は多斯美能和多理と訓むべきにや、仁德天皇十六年御紀、播磨國造速待が歌に、彌箇始報破利摩波椰摩智と有るを、釋に三日潮也、私記曰三日之潮、其沈急速故、欲<sup>レ</sup>讀<sup>ニ</sup>早待之發語置<sup>ニ</sup>此言乎と有るを諾ひ居りし事なれども、已に其の伊加理志富の本説を得ては取られまじく成りたり、然れば推量説は漫に立まじき者なりけり、右の火明命を健御名方神に當て見るに、古事記國避段に、天神御使に對奉りて、其建御名方神、千引岩擊<sup>ニ</sup>手末<sup>ニ</sup>而來言、誰來<sup>ニ</sup>我國<sup>ニ</sup>而、忍々如<sup>レ</sup>此物言、然欲<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>力競<sup>ニ</sup>云々と有るが如く、其の始は一速き神に御在し坐しければ、此に御父母神の御船を覆し奉る程の御事の御在し坐しつらむかし)又同抄に、穴無(安奈之)迎達(伊多知)平野(比良乃)周知の四郷有るは、皆大已貴神に由縁有る地名共なり、穴無は風土記に、安師里(土中々)右稱<sup>ニ</sup>安師里<sup>ニ</sup>者、倭穴無神々戶託仕奉、故曰號<sup>ニ</sup>穴師と有るは大同年の新抄格勅符に、穴師神五十二戸と有る分書に、大和五戸、和泉八戸、播磨卅九戸と有りて、和泉は神名式に、和泉郡泉穴師神社、二座と有れば其の地なる可く、此なるは殊に多きは決めて古き所由有なる可し、偕其の倭穴無神は傳二十七に注



せるが如く、神名式に、大和國城上郡穴師坐兵主神社（名神大、月次相嘗新嘗）と有る、是にて即ち大己貴神の八千  
戈神と稱へ奉る方の御名を以て崇奉りて、彼の謂ゆる平國之廣矛を以て、御功を立てさせ給へる方の御靈になむ渡  
らせ給へりける、然して其の神戸と仕奉る事も少縁の所由ならざりけるにや、假字風土記に、「神功皇后三韓御退治  
の御時（中略）佐野莊麻生山に御登り、天神地祇を一七日御祭有りし麻生山を、此の時迄は葦男山と云ふ、神代より  
大己貴命御鎮座の山たる故、大己貴命の御別號葦原醜男を略し山名と爲るか、（中略）「弓弦を求めむと勅有しに、大  
己貴命の神託として一夜に葦男山に麻生し故に、後に麻生山と號す、神功尊弓弭にて此の山の巖を穿ち給ひし所を泉  
出の清水と云ひ鳴動石とも云ふ、今地震の前表に鳴るは清水岩なり、岩の隠れたる下に岩の重り動く事有り、古記  
に、播磨の由須流の山谷と云ふ是なる由、字に石動山と書くなり、此所に後に八幡宮を祝祭れるにや、八幡屋敷とて  
峯の平地に跡有り、彼の麻孛を晒し、川を孛川と云ふ、後に小川と云ふ、（中略）大己貴命穴無の沖にて、神功皇后  
に託し給ひ、西國へ供奉の御告有り、川の瀬早く吹立しかども、群卒損ひ船無し、穴無村に速川社とて尊崇す、麻生  
山の西の川にして水を引きて山を穿ち、神田の洞溝を令掘給ふ、懷田の井と云ふ、今兼田と云ふは誤なりとかや、  
（中略）又木庭村八重岩は、神功皇后麻生御止宿、天神地祇の御祈の時、大己貴命御現座の所なり、同村楯岩とて  
木庭山東方一反面程の岩有り、神功皇后御弓御試の楯岩なり、（下略）と有るは古傳なり、神功皇后より以前に、  
葦男山の稱有りて、神代より大己貴命の御鎮座の山と傳へ、又穴無の已貴の謂なるなどを思へば、然る上古の神地た  
るが故に、倭穴無神の神戸に寄奉られて、神體をば大和にて被祭る故に、此には然る神社の御設などは非ざりける

にこそ、（其の麻生山の古名、葦男山は此の穴無郷と所見たり、「其の時に神火を挑げ給ふ所を火山と云ひ、又神在  
山とも云ふなり、今御著村の山神より、六七町辰巳の方」と云へり、此にて麻生山の所在を思ふ可し、又、「近隣に  
幡矛神鈴を立て給ふ、矛の立し所は山脇村の山と云ふなり、鈴の立し所は鈴野と云ふ、御著村の西なり、幡の立し所  
を幡野と云ふ、山脇村の東とかや、御馬を繋ぎし所を鞍淵と云ふ、今山脇村西山の麓の川淵なり、八流の幡の如く、  
慶雲の瑞有りし所を幡下山と云ひ、御陣の有し所を姫野御前構山と云ふ、印鐸の落止りし所を印鐸大明神と山脇村に  
祭る、麻積の祖竺志臣命に命じぬ」と云へり、其の麻積は穂積を誤れるなる可し、天孫本紀に、饒速日命九世孫物  
部竺志連公と有る此を云ふなる可し、楮其の印鐸大明神は、若くは三女神にては御在し坐さざるか、筑前國にて印鐸  
大明神とて祀れるは、皆宗像神に御在し坐せばなり、また右に八幡屋敷とて麻生山に在りしは、其三女神を玉依姫  
命と申し奉りて八幡に御在し坐して、即ち大己貴神の后神に渡らせ給へれば、此に共に御在し坐せしなりけらし、  
又、右の穴無村に御在し坐す速川社は、其の時に祀奉給へる大己貴神にて渡らせ給へるが、神代より葦男山に御在し  
坐す御靈は、次に云ふ射楯兵主神社に合せ祀れる者と所見たり、大凡今御著村と云ふ驛の近村に在せし故事と見え  
り、故其の迎達郷は、風土記に因達里（土中々）右稱因達者、息長帯比賣命、欲平韓國渡坐之時、御船前伊太  
代之神在<sub>ニ</sub>此處、故因<sub>ニ</sub>神名、以爲<sub>ニ</sub>里名と有る此の因達里は、右に引ける伊和郷の文に、昔大汝命云々、到<sub>ニ</sub>因達神山  
と有りて、此の山は御兄五十猛神の敷坐す御山なるを以て、然る名は有りつるなり、然して其の神功皇后の御時の  
文に、伊太代之神在<sub>ニ</sub>此處と云ふは、古より此の因達神山に其の神の御在し坐しける謂なるが、其の御船前に御立



し御在し坐して然る神威を顯はし御在し坐しけるに因りて、遍く里名とは成れるなりけり、偕此の神威の御事は、右に引ける假字風土記に、「神功皇后三韓御退治の御時、當國福泊の沖迄御船來る、雨降り暫時晴間と勅有りし故に晴間沖と云ひ、風の吹き止りし所を吹留と云ひしを今福泊と云ふ、又當州を晴間國と云ふ、偕佐野麻生山に御登り、天神地祇を一七日御祭有りし麻生山を、此の時迄は葦男山と云ふ、(以下已引、中略)御試に御弓を引き給ふ的を立て給ふは印南郡の内なり、初め矢此の的の邊にて虚矢と成り落し所を矢落村と云ふ、今饒西郡安寶郷なり(號新在家村) 後矢落村より北へ行くと所見たり、此の所に古神社有り、射楯兵主神とて二座、大己貴命五十猛命なり(同に、同郷辻中村に祭る、其の時分は矢落村に祭りしとかや古記に見ゆ、今は行屋明神と云ふ、延喜式に入り給ふ、) 二矢は餘戸莊青山村に留り坐す、射目崎明神と崇祠す(古記に、青山村夢崎川の所、昔伊留米崎明神を祭る、昔は射目崎川なる可し、夢崎川とは人丸の夢に住吉の御告有りしと云ひ傳ふるなり) 三矢は大市郷の大石を射抜給ふ、故に破岩明神と云ふ、(大市西脇山を云ふと或記に有れども、大市中村の近所の山に、立に割れし石有り、是なる可し、其の上西脇の氏神は八幡宮と云へり) 云々と見えたり、「其の的を建給ふは印南郡の内なり」と有るは、右にも引ける此の下文に、「又木庭村八重岩は、神功皇后麻生御止宿、天神地祇御祈の時、御現座の所なり、同村楯岩と云ひて、木庭山東方一反面程の岩有り、神功皇后御弓御試の楯岩なり、又五壇山にて三韓退治を祈給ふ由、山の廻に花壺有り」と云へる是なり、今木庭村の方村など云ふ地有り、右の如くは、式に謂ゆる射楯兵主神社二座は、固より因葦神山に御在し坐しける五十猛神と穴無郷の葦男山に御在し坐しけるを、此に合せ祀りて二座と被爲たるは、神功

皇后の此の神威を仰奉らせ給へる御時よりの御事と所見たり、三代實錄に、貞觀十年閏十二月廿一日庚戌、授播磨國正六位上射目楯神從五位下と見ゆ、(偕神功皇后の、右の楯岩にて御弓を試みさせ給へるは、彼の因達神山に御在し坐す神を、伊太代之神と申すが射楯と聞え、又大己貴神の穴師に御在し坐す御魂を兵主神と申し奉るが故に、其の二神に誓奉らせ給ひて、三韓御征伐の御祈の御爲に忌矢を放ちて、其の軍の勝敗を卜問奉らせ給へるなり、猶此の神社の御事は、傳廿七卷に已に注し奉るを、其の時未だ其の古風土記を見ざりし以前なるが故に、此と意味異なる所有れば、照し讀みて其の正しきを撰ぶ可し、此の神社を今の廣峰社と云ふは、無下に拙き説共なり) 其の平野郷は風土記に、枚野里、所以稱管丘者、大汝少日子根命、與日女道丘神期會之時、日女道丘神、於此丘備食物及管器等具、故號管丘と所見たる此の管丘は右に引ける伊和里の文に、箱落處者即號箱丘、と有る其は伊和郷の十四丘の一にて、此なるは平野郷の内なりければ、同名にして由來別なる者なり、少彦名命の御事を、此の記には三所出でたる共に少日子根命と有り、日女道丘神は、其の伊和郷の下に、蠶子落處者即號日女道丘、と有る此の丘の神を云ふなり、期會は其の枚野里なる管丘にて出會せ給へるなり、於此丘は即ち其の管丘になり、備食物及管器等具と有る食物は、四神出生章第十一、一書に、保食神の夫品物悉備貯之百机而饗之、と有る此を云ふなる可し、其の管器は、和名抄竹器類に、籠の次に、箱、楊氏漢語抄云、箱(音相)篋(若協反)管(居許反)篋(音、匡)篋(音、匪、以上皆波古云々)と有りて、此も竹器の類なるに就て稽ふるに、大嘗祭儀に、生蝮生螺各六籠、都志毛古毛各六籠、又は乾羊蹄躑躅橋子各十五籠など、斯る類を籠物と云へる、此の器を管と云ひて机代物に添へて出す古の禮式な



りつるなりけり、其の宮丘の名を得たるを以ても、此の御饗應の大凡ならざりし事知らる、偕此の日女道丘は、火明命の御船を打破られたるより出來れる丘なるに、已く其の丘神の有るが不審しきに就きて、先蠶子を日女道と云ふ事より説を成す可きなり、凡て穀物と蠶とは、保食神の御身より成出てたる者にし有りければ、麥豆などと自然女陰の象形を備へたりければ、此の蠶子をも姫虫など云ひけむかと考るに然に非ず、其の一書に、又口裏含蠶、便得抽絲、自此始有養蠶之道焉と有る道は、女の手末の業を云ふなり、雄略天皇六年御紀に、天皇欲使后妃親桑以勸蠶事、繼體天皇元年御紀詔に、后妃親蠶而勉桑序と有りて、此の道は必女の手して物爲べき古今の常典なるが故に、蠶子を日女と云ひける者こそ思ゆれ、下の丹後風土記伽佐郡高橋郷の文なる、天道日女命の御名の説考合す可し、偕此に大汝少日子根命に食物等を備へ給ふ事、全く彼の保食神の素戔鳴尊を饗し奉らせ給へりし狀に彷彿りければ、此も蠶子の丘と成れるに就きては、其の御靈の保食神の分魂や此に御在し坐して、一時其の二神に期會させ御在し坐して、然る饗應の御事こそは御在し坐しつらめ、(偕又、當郡白國神社と申すは、即ち素戔鳴尊にて、謂ゆる廣峯山神に御在し坐す由は、已に傳二十六卷に注せるが如し、又當郡周智郷有るは、此も其の素戔鳴尊には御孫に當らせ給ひて、即ち大歲神の後神に御在し坐せば、此に又離れたる御由緒には非ざるをも一應心得置くべき者なり) 又和名抄に、揖保郡香山(加古也萬)郷有り、風土記に、香山里(本名鹿來墓)土上、所以號鹿來墓者、伊和大神占國之時、鹿來立於山岑、是忽似墓、故號鹿來墓、後至道守臣爲宰之時、乃改名爲香山、家内谷即是、香山之谷形如垣廻、故號家内谷と有る、此は大己貴神の國巡坐し御時に、鹿の來りて山上にイみけるを墓に形容らせ給へりしに起りて名と成れるを、後に香山と改れる由なり、同記に、其次に阿笠村伊和大神巡行之時告其心中熱、而控絶衣紐、故號阿笠と有るは、香山里中の一村の名と見えたり、但此の事如何とも辨へ難し、此は夏日などの炎熱に苦しませ給ひて、御衣の紐をば控絶させ給へる御事と聞えたり、然れども此に因りて阿笠と號けたる此の言、何とも説べき事を知らず、又一云、昔天有二星落於地、化爲石、於此人衆集來談論、故云阿笠と有るは、謂ゆる流火の落て石と爲れる由なるが、此にては阿は歎辭、笠は層重の義と聞ゆれば、上なるも御衣の層高きを厭はせ御在し坐して、阿々層重と詔り給へるにや有らむ、猶考ふ可き事共なり、其の次に、御橋山、大汝命積俵立橋山石似橋、故號御橋山と有る香山里の内なり、偕俵を積みて梯立と成し給へるが、化して山と成れる由なる可し、然らば積俵立橋の下に、化爲山などの字無くしては聞え難し、此の大神の御時に、御物の豐饗に御在し坐しける御事、此の一事を以ても見奉り知るべきなり、又此の郡に稻積山と云ふ有り、同記に、稻積山、大汝少日子根命二柱神、在於神前郡里生野之岑、望見此山云、彼山者當置稻種、即遣稻種積於此山、山形亦似稻積、故號曰稻積山、と云ふ事も見ゆ、此の稻積はしも、右の如く稻を積置く倉なる由は傳十二に已に注せりき、(右の稻積山の所在尋ぬ可し、聖里は和名抄に、謂ゆる神崎郡埴岡郷の事なり、下に云へり、生野之岑は、今も神崎郡と但馬國朝來郡との堺に、生野銀山、又生野嶺とて有る此の地のことなり、此の記に、神前郡生野、所以號生野者、昔此處在荒神、半殺往來之人、由此號死野、以後品太天皇勅云、此爲惡名、改爲生野と有りて、古名死野なるを、如此詔直させ給へるに、妖氣息みて荒神の荒びなむ絶えたりける趣なりける、此の詔直し、妖氣



を避け惡事を妨ぐ禁方なる由、傳十七卷に注せりき、又香山里飯盛山、讚伎國宇達郡飯神之妾、名曰飯盛大刀目、此神度來占此山而居之、故名飯盛山、と云ふ事も見ゆ、又越部（古之倍）郷有り、同記に、越部里、出雲國阿菩大神、聞大倭國畝火香山耳梨三山相鬪、以此欲諫止上來之時、到於此處乃聞鬪止、覆其所乘之船而坐之、故號神阜、阜形如覆、と有る阿菩大神の御事は神阜の所に云ふべし、萬葉一（十一丁）近江宮御宇天皇三山御歌に、高山波、雲根火雄男志等、耳梨與、相諍競伎、神代從、如此爾有良之、古昔母、然爾有許會、虛蟬毛、嬌乎相格良思吉、反歌、高山與、耳梨山與、相之時、立見爾來史、伊奈美國波良と有るは、此の故事を取て詠ませ給へる者なり、右に三山相鬪と云ふは御歌の如く、天香山の男神と、耳梨山の男神と二柱して、畝火山の女神を相挑ませ給へるを云ふなり、其の短歌に、香山と耳梨山と相し時と云ふは、此の二神の男女にて娶給へるには非ず、何れも男神に御在し坐して共に鬪給へる由、木下幸文が亮々草紙の説なり、欲諫止と、其の中を執りて和し治給はむとなり、到於此處は、其の越部里になり、然るに右の御歌には伊奈美國波良と云ふは、即ち印南郡なり、京にて詠ませ給へるは傳聞の御誤かとも思ひしかども、此處にて鬪の止みぬ事を聞食して、其の虚實を見定に印南野迄御在し坐して、其より引返して、元の越部里に止ませ給へるなりけり、覆其所乘之船而坐之と有る船は謂ゆる磐船にて、山越え野行き、御虚空翔けり御在し坐したるなり、其の船を覆て坐と云ふは、其の御船に用無きが故に、此にて踏傾かせ給へるが一堆の丘と成れる、其の覆船の中に御靈を留めさせ御在し坐すとなり、阜形如覆とは阜形如覆船と云ふ義なり、故號神阜は、常に神山神岳神田神野など、虚字に神某と上に置きて云ふ事も有れども、上古の例、打任

せて大神と申すは大巳貴神を申奉り、唯に神とのみ申すは、味耜高彥根神、亦名事代主神の御事に限りたる御事なる故に、其の阿菩大神は必ず其の神ならむと思ゆ、然るは右にも云へる筋磨國阿賀比古阿賀比賣二神は、伊賀國の阿娥津彦阿娥津姫二神に御在し坐せる、其は事代主神御夫婦の御事なるに、和名抄其の伊賀郡に、阿保郷阿我郷相並べるをも證と爲べきなり、（先に天穗日命ならむと思ひしは唯、其の天と穗との言にのみ眼を著けたりしにて、外に思寄も無く然考へたりし説なりければ、甚拙くて有りけり、然るに古史第四百四十五段徴に、故號神阜、阜形似覆と有るを、文を改めて形號神集之形覆と引けるは、仙覺抄に有るを引かれずして萬葉緯に然る誤寫の有るを取られたる者にして據るに足らず、且神集之形覆と云ふ事は如何なる事にか、更に聞えざる心ち爲るは如何、）次に、林田（波也之多）郷は風土記に、林田里（本名淡奈志）土上中、所以稱淡奈志者、伊和大神占國之時、御志植於此處、遂生楡木、故詳名淡奈志と有る、御志は御著か御杖かの誤なる可し、又右の淡奈志は波夜志を誤れるにて、本名は林なりけむを、後に田に因て林田の稱とは成れるなりけり、但其の淡奈志は、若くは彼の穴無（安奈之）の如く訓むべくして、始め伊和大神の占し給ふ國なるに依りて穴無と云ひけるを、其の楡木の生立てりしより、林田の名とは成れる由にも有るべし、次に所以名伊勢野者、此野毎在人家不得靜安、於是衣縫猪手、漢人刀良等祖將居此處、立社山本、敬祭在山岑神、伊和大神子伊勢都比古命伊勢都比賣命矣、自此以後家々靜安、遂得成里、即號伊勢野伊勢川、因神爲名と有るは、伊勢風土記に謂ゆる伊勢津彦命の本生の地なるなどに依りて、此に御靈を留めさせ御在し坐す御事と見えたり、偕右の林田里は、今猶、林田と云ふに林田社と申す有りて、神名式に謂ゆ



る祝田神社是なりと云へり、若し其の如くならば、大巳貴神を齋奉れるなりけり、又美彥郡高野里、坐於祝田社、神玉帶志比古大稻女玉帶志比賣豐稻女と云ふ文有るは、此の祝田神社を其の高野里に祀れるなる可きに、祭神の説異なり、其の玉帶志比古玉帶志比賣二神は伊和大神にて、此は本の林里の神なり、其に合せて大稻女豐稻女二神の田神をも齋奉る故に、祝田の稱とは成れるなる可きにや、其の説下に云ふべし、然るを社説には、「祝田神社、今林田社と云ひて山中に在り、倭建命西國征伐の御歸るさ、當國吉美の沖にて難風に遇給ひし時、御願にて御造建有りしと云ひ傳ふ、當社口殿、奥殿とて有り、口殿を吉船山祝田宮と申して、式なる祝田神社是なり、祭神三座、中猿田彦大神、左高靈神、右水波女神なり、奥殿を武旗八幡宮と申す、祭神五座なり、中素戔鳴尊、左大巳貴神、右事代主神、又左應神天皇、右日本武尊なりと云へり、今思ふに右の奥殿は本より林神社にて、伊和大神に渡らせ給ふ可し、彼の玉帶志比古玉帶志比賣二神は、下に云ふ佐用郡雲濃里の神に坐す謂ゆる玉依姬命の御子と聞ゆれば、八幡宮と申す事其の謂有り、然して口殿と申すは即ち祝田神にして、大稻女豐稻女二神を祀れるを、其の傳を亡ひて猿田彦大神とは申すにこそ有りけめ、二殿共に、其餘の神等は後に合せ祀れるなる可からむ事申すも更なり、(續風土記と云ふ物に、「祝田神社、高淤加美神、美豆波賣神、日本武尊熊襲及出雲梟帥と云ふ賊を征伐し給ひし時、播磨吉備の沖の風難を此の神に祈り給ひし故に、此の吉船山に靜め、舟守神或は梶取神と云へり、雨を祈るは水徳の神なればなり」と云へれば、此の二神は、實に日本武尊の鎮め奉らせ給へるなりけり、船中風難を高靈神等に祈らせ給へるは、若くは俗に云ふ、龍卷などの事に遇はせ給へるにこそ、) 揖保(伊比奉)郷の故事は、同記に、揖保里云云、粒丘、所以號粒丘、

天日槍命從韓國一度來、到於宇頭川底而乞宿處於葦原志舉乎命曰、汝爲國主、欲得其所宿之處、志舉乎命即許海中、爾時客神以劍攪海水而宿之、主神即畏客神之盛行、而先欲占國巡、上到於粒丘而塗之、於此自落粒故號粒丘、其丘小石比能似粒、又以杖刺地、即從杖處寒泉涌出、遂通南北、北寒南溫(生白朮)と有り、偕此の天日槍命は、垂仁天皇三年に歸化の由御紀に載せられ、古事記には、明宮の末に序られて、昔有新羅國主之子名謂天之日矛と有る事なれども、垂仁天皇二年御紀に、謂ゆる都怒我阿羅斯の事の混れたるにこそ有り、筑前風土記に、高麗國意呂山、自天降來日杵之苗裔、五十迹手是也と云ふ事所見たれば、天より降り御在し坐し、神なりけり、偕神名式に、揖保坐天照神社(名神大)と有るは、謂ゆる天照御魂神の御事にして、寶鏡開始章第一一書に所見たる、彼の日矛を造らし御在し坐しける天糠戸神是なり、亦の名を天火明命とも申して、即ち饒速日命にて渡らせ給ふ所以、已に傳十九、二十に注し奉るが如し、然るに此の神の御天降の御事を、天神本紀に、饒速日命、稟天神御祖詔、乘天磐船而天降坐於河内國河上時峯云々、と有る事なれども、其は古事記白檮原宮段に、故爾邇邇速日命參赴白於天神御子、聞天神御子天降坐故追參降來と有るが如く、其は後に天降御在し坐しける時の御事にて、其の以前にも、國形見などにこそ天降らせ給ひけめ、下に引ける丹後風土記を見れば、大巳貴命少彥名命の御時に、已に天火明命と申す御名にて御事跡有る上は、其の少彥名命の御在し坐す其の頃已に天降らせ給へるなりけり、若て其の高麗國に天降らせ給へるは、此の風土記の狀に依りて考ふるに、容易く此に容申されざりしなりけり、若て火明命と申すは日像之鏡に因れる御名、日槍命と申すは日矛を作られし功に因れる御名、天照御魂神と申す



は、其の二物を仕奉りて、天照太神の石戸隱の御時に御功御在し坐しける由の御名と聞ゆれば、今姑く饒速日命の御事と思定めて説を立つる者なり、(但其の論の如きは此に容易く盡す可きに非れば、垂仁天皇御紀の傳に譲る可きなり、但其の三年の下に、故天日槍娶<sub>ニ</sub>但馬出島人太耳女麻多鳥、生<sub>ニ</sub>但馬諸助云々と書し、姓氏錄なる三宅連等は、其の命の子孫なる實徵有りて動くまじき事ながら、其も以前の天日槍命の神靈の現はれ御在し坐して、其の女に娶給へりと見むに、何てふ事かは有らむ、又其の持渡給ひし物の中に日鏡と云ふ物有るも、新羅人の作にては似著しからず、彼の日像之鏡日矛を天上にて作られし時の御物ならでは叶はざる心ちす、何にしても天上の御物なる事決くなむ有りける、) 宇頭川は揖保川の古名なる可し、底は邊と訓むべし、乞<sub>ニ</sub>宿處於葦原志舉乎命<sub>一</sub>は、韓國より渡り給へる神なるが故に其の住處を國神に乞給へるなり、即許<sub>ニ</sub>海中<sub>一</sub>と有るは、伊和大神の專國土を主領き御在し坐しける程にて、容易く讓聞えさせ給ふ可き御心御在し坐さざるを以て海中を許給へるにて、其厭ひ給ふ御有状見えたり、以<sub>レ</sub>劍攪<sub>ニ</sub>海水<sub>一</sub>而宿<sub>レ</sub>之と有るは、島嶼攪探り得て此を家と成給へるなり、萬葉四(十六丁)に、稻日都麻、浦箕乎過而、島自物、魚津左比去者、家島云々、十五(十三丁)に、柔保等里能、奈豆左比由氣婆、伊做之麻婆、久毛爲爾美延奴、又(二十九丁)、回<sub>ニ</sub>來筑紫海路<sub>一</sub>入<sub>レ</sub>京、到<sub>ニ</sub>播磨國家島<sub>一</sub>之作歌五首の中に、伊做之麻波、奈爾許曾安里家禮、宇奈波良乎、安我古非伎都流、伊毛母安良奈久爾と有るは、今宅島と云ふ小島なり、若し天日槍命の宿給ひし島は此の家島ならむには、神名式に、揖保郡家島神社(名神大)と有るは、其の神を祀れるなめり、續後紀に、承和七年六月乙巳朔甲子、播磨國揖保郡家島神、爲<sub>ニ</sub>官社<sub>一</sub>と有る是なり、今宮浦明神と申すとぞ、主神即畏<sub>ニ</sub>客神之盛行<sub>一</sub>而は、伊和

大神先には然る盛行坐<sub>ニ</sub>神<sub>一</sub>とは思ほさざりつるを、此の御所置を見行はし御在し坐して、始て畏き神なる事を知食し趣なり、先欲<sub>ニ</sub>占國巡<sub>一</sub>は、先欲<sub>ニ</sub>巡<sub>ニ</sub>治國<sub>一</sub>の義にて、後に天日槍命と御軍の御在し坐しけるを以て見るに、其の地を掠侵さるゝ事の無きや否と、御心を用ひさせ御在し坐して國巡給へる由なり、其丘小石云々は、同記に揖保里神山、此山在<sub>ニ</sub>石神<sub>一</sub>故號<sub>ニ</sub>神山<sub>一</sub>、(生<sub>ニ</sub>稚子<sub>一</sub>八月熟)と有るも此の邊の事なる可し、右に寒泉涌出は、揖保里の文に次ぎて出水里、美奈志川、所<sub>ニ</sub>以號<sub>ニ</sub>美奈志川<sub>一</sub>者、伊和大神子石龍比古命、與<sub>ニ</sub>妹石龍比賣命<sub>一</sub>、二神相<sub>ニ</sub>競川水<sub>一</sub>、妹神欲<sub>ニ</sub>流<sub>ニ</sub>北方越部村<sub>一</sub>、妹神欲<sub>ニ</sub>流<sub>ニ</sub>於南方泉村<sub>一</sub>、爾時妹神踰<sub>ニ</sub>爾山岑<sub>一</sub>而流<sub>ニ</sub>下<sub>一</sub>之、妹神見<sub>レ</sub>之以爲<sub>ニ</sub>非理<sub>一</sub>、即<sub>ニ</sub>以指櫛<sub>一</sub>塞<sub>ニ</sub>其流水<sub>一</sub>、而從<sub>ニ</sub>卑邊<sub>一</sub>關<sub>ニ</sub>溝流<sub>ニ</sub>於泉村<sub>一</sub>、格爾妹神復到<sub>ニ</sub>泉底之川流<sub>一</sub>、奪而將<sub>ニ</sub>流<sub>ニ</sub>於西方桑原村<sub>一</sub>、於是妹神遂不<sub>レ</sub>許<sub>レ</sub>之、而作<sub>ニ</sub>密樋<sub>一</sub>流<sub>ニ</sub>出於日村之田頭<sub>一</sub>、由<sub>レ</sub>此川水絶而不<sub>レ</sub>流、故號<sub>ニ</sub>无水川<sub>一</sub>と有るは、其の泉に就きたる故事にや、然らずとも揖保里に近き地と所見たり、此の石龍比古命、石龍比賣命二神は御祖詳ならず、若くは龍神にて、謂ゆる溝櫛姫今夫婦などに御在し坐しけるにや、(傳二十七卷及び又上にも注せるが如く、大己貴神の八上比賣命を娶らせ御在し坐しけるは、決めて霧神の御女にて、八上は彌霧なる可くして、即ち霧神に亞ぐ義なる可く、又其の御子に御井神の生れ出でさせ給へるも其の御祖神の縁にて、然る井水を掌どらせ給へる御事と見ゆれば、此の妹妹二神も、其の八上比賣命の生給ふ御子に坐す故に、然る溝川の事を自由に爲させ給へる者なるにや、又下の玉櫛姫の所に、此の文を引きて注せるが如く、石龍比古命と申すは、事代主神の八尋熊罴に化給へる由と通ゆるは、右に即<sub>ニ</sub>以指櫛<sub>一</sub>塞<sub>ニ</sub>其流水<sub>一</sub>と有るは謂ゆる玉櫛比賣命の御名に似著はしく、關<sub>ニ</sub>溝流<sub>ニ</sub>於泉村<sub>一</sub>と云ふは、溝櫛姫命と申す御名に由有るを以て、石



龍比賣命即其の玉櫛姫命ならむかと思ゆ、何れにしても此の二柱神等、如此く互に相競はせ給へると云ふも、大なる恩頼を天下に幸給ふ大神と成らせ給ふ基本にてや御在し坐せりけむ、又廣山郷は、同記に廣山里、(舊名握村)土中上、所以名都者可者、石比賣命立於泉里波多爲社而射之、到此處箭盡入地、唯握出許、故號都可村、以後石川王爲摠領之時、改爲廣山里、と有る石比賣命は、右の石龍比賣命なる由は、此に謂ゆる泉里即ち泉村にて、右に謂ゆる出水里是なるを以て知らる、即ち伊和大神の御子には坐せども、此の石は伊和には非ず、此の廣山郷の屬邑なる可し、次に枚方里の故事二處出たり、一には意須比川、品太天皇之世、出雲御蔭大神坐於枚方里神尾山、每遮行人、半死半生、爾時伯耆人小保且、因幡人布久漏、出雲人都伎也、三人相憂申於朝廷、於是遣額田部連久等々令禱、于時作屋形於屋形田、作酒屋於佐々山而祭之、宴遊甚樂、即櫟山栢掛帶押腰下於此川相獻、故號壓川と有る神は上古よりにして、祭は應神天皇の御世なり、御蔭大神と申す御蔭は、傳八、二十七に注せるが如く御靈と申す事なるが、多くは荒御魂を申す例なり、每遮行人半死半生と有は、其の神氣に壓され奉る事なるに思合す可し、屋形は御社なり、酒屋は酒殿なり、櫟山は山名なり、栢は萬葉十九(二十四丁)に、皇祖神之遠御代三世波、射布折、酒飲等伊布會、此保寶我之波と有りて、謂ゆる葉盤の事なり、挂帶押腰は、下に壓川と有るを照し見るに、彼の葉を編成して、意須比の如く背より腰に巡らし掛けたる由なり、此を以て川名と成れるならむには、神名式に掛保郡家比良神社と有る是なる可くや、神樂歌韓神末に、也比良天乎、天耳止利毛知天云々、と有るに思合す可し、又云はく、枚方里佐比岡、所以名佐比者、出雲之大神在於神尾山、此神出雲國人經過此處者、十人之

中留五人、五人之中留三人、故出雲國人等作佐比祭於此岡、遂不和受、所以然者、比古神先來、比賣神從來、此男神不能鎮而行去之、所以女神怨怒也、然後、河內國茨田郡枚方里漢人來至居此山邊、而敬祭之、僅得和鎮、因此神在名曰神尾山、又作佐比祭處即號佐比岡、と有るも右の故事と同じ地なり、此に謂はゆる出雲之大神は右に出でたる出雲御蔭大神の御事にして、即ち大己貴神の荒魂にて即大國魂神の御事にて渡らせ給へるが、下に云へる伊和坐大名持御魂神是なり、出雲國人の過る毎に崇給へるは、其の大神に御在し坐すに、其の故實を知りて祭る者無きを怒らせ給へるなめり、佐比は鋤持神の鋤にて、小刀を云ふなる可し、比古神は其の御蔭大神を申し、比賣神は其の后神を申せるなり、此に和み受させ給はざるは、男神は其の祭を受させ給はずして行去らせ給へる故に、女神は其の恨を添へて此に又怒らせ給ふとなり、若くて右の因幡伯耆出雲人の奏して祭れるは、此より後の事と所見たり、其の御蔭大神の御在し坐すは神尾山にて、其の佐比を作りて祭れる庭は即、佐比岡なりとなり、(皇國の神民の祭を享け給はずして蕃種の人祈事に甘なひ給へるは、敬祭の懇切なみと、懇切ならざるとに在る事と所見たり、右の漢人共の事は、枚方里、土中上、所以名枚方者、河內國茨田郡枚方里、漢人來到、始居此村故曰枚方里、と有りて是の郷名の起る所なるが、上件の如くは品太天皇御世に徙住へるなり、右にて此の掛保郡に係れる大己貴神の故事は大凡に盡せり、又神島伊刀島等、所以稱神島者、此島西邊有石神、形似佛像故因爲名、此神頭色之玉、又胸有流淚、是亦五色云々と有るも由有りげなる事なり、如此く佛像に似たる石神は諸國に多き物なるを、今は其の方に引き付けて不動藥師の類に誣ひ、作者を傳教弘法の輩に爲る事は甚味氣無き事なり、已に文德天皇實錄に見え



たる大洗磯前神の御形をも、彩色非<sub>レ</sub>常或形<sub>ニ</sub>沙門<sub>一</sub>と云へるに非ずや、又、揖保郡中臣印達神社（名神大）は、五十猛神に渡らせ給ふ由傳二十六に注せり、又室津と云ふ船居有り、其の地に室神社と申す舊社有りけり、其の社記に、播磨風土記所<sub>レ</sub>載とて書せるは、如何してか右の古風土記には漏れたりけり、其の文に云はく、「當社の御神、日向國高千穗峯二上嶽より洛北、二葉山へ遷らせ給ふ時、此の國に姑く影向し給ふ、此の處は名津なりと見行はして、便供奉の神等に令せて、斧鉞鎌の三刃を以て葛藤を伐掃ひ、湊を開き給ひしかば、程無く名港とは成りぬ、往來の船風波の難を凌ぐ」と有り、當社の御神とは、異本舊事紀に、針間國室戸神社、浮穴宮天皇時味鋤訖彥根大神出現鎮座と有る是なり、即ち山城國愛宕郷賀茂別雷神社の御神に御在し坐すが故に、古より今に至りて、當社の祭祀は賀茂より神人の參向ひて仕へ奉る例なり、日向國高千穗峯二上嶽の事は、此の神、天神御子の御天降の御時に當りて、天八達之衝に參迎申給ひて、其の高千穗峯より伊勢之狹長田五十鈴川上に赴かせ御在し坐しけるにて、此の時の御名を猿田彦神と申奉る御事なり、二葉山は謂ゆる別雷山の一名なり、此の時に此の室津を開かせ御在し坐して、其の地主神として此に鎮り御在し坐せるなりけり、（但此は御父大神と相竝ばし御在し坐して、天下を經營らせ給へるよりは後にて此に竝べ云ふべき事には非れども、因に此の風土記の逸文の可惜しくて出せるなり、又御父大神の諸國に船津を開かせ御在し坐しける御事は、已に傳二十七卷に云へりき、）神名式に、赤穂郡伊和都比賣神社、上にも注せる如く、明石郡伊和都比賣神社御在し坐して、共に伊和大神の嫡后宗像大神になむ渡らせ給へりける、其の證は下に云へる託賀郡黒田里の文に、云<sub>ニ</sub>袁布山<sub>一</sub>者、昔宗形大神奥津島比賣命、妊<sub>ニ</sub>伊和大神之子<sub>一</sub>到<sub>ニ</sub>來此山<sub>一</sub>云、我可<sub>レ</sub>産之時

訖、故曰<sub>ニ</sub>袁布山<sub>一</sub>と有る是なり、大已貴神を伊和大神と稱奉りて、其の正對に伊和都比賣神と稱奉る神は、嫡后と御在し坐す此の須勢理毘賣命を除きて何神かは御在し坐さむ、又此に就きては、大已貴神にも伊和都比古神と申す御名なむ、自然に御在し坐すべき御事なりける、大同類聚方に、鞆可保藥、播磨國赤穂郡、策磨家高等之奏流方、元者同國赤粟郡伊和坐、大名持御魂神社神方也、登奏須と有りて、伊和神社の神方の此に傳はると云ふにも、其の所以有るべき御事なりかし、此の御社、加里屋領新濱に御在し坐して、今三崎大明神と申すと云へり、三崎は山岬の謂か、后神の謂か、又和名抄八野郷有り、上にも事の序有りて云へるが如く、出雲風土記に謂ゆる八野若日女命と申すも此と同神にて渡らせ給ひ、又周勢郷と云ふも、本より須勢理毘賣命の御名を負へる地なりけるなどを合せ見るに、大已貴神の御坐所は赤粟郡にて、后神の御坐所は此の赤穂郡なむ本宮なりけらし、偕又、續風土記に、「鞍懸石、神部の沖に在り、大已貴命の御鎮石」と有るは、今、鞍懸島と云へる是なる可し、神名式に謂ゆる鞍居神社は此を祀れるか、何れにしても、其の大神の古昔床しき地なりけり、此に就きて、八保神社と申すも御在し坐すは、若くは八千戈神にてや御在し坐すらむ、續後紀に、承和七年六月乙巳朔甲子播磨國赤穂郡八保神爲<sub>ニ</sub>官社<sub>一</sub>と所見たり、（但此の二社の御事は試に云ふのみ、右の八保神社を今刈屋村八幡宮とも、又は加里屋領安室谷岡村に在り、今、梵天宮と云ふとも云へり、此の方正しかる可き、此を梵天と云ふも、八千戈神の御事より混れつ可からむ事は、佛書に梵天を韋紐天とも云ひて、手執<sub>ニ</sub>輪戟<sub>一</sub>有<sub>ニ</sub>大威勢<sub>一</sub>と云へる是なり、鞍居神社は加里屋領岩木倉尾村の宮なりと云へり、然れば、鞍居は久良袁理と訓むべし、）和名抄に、佐用（佐與）郡佐用（佐與）郷見ゆ、風土記に云はく、讚容郡、



所以云讚容者、大神妹妹二柱、各競占國之時、妹玉津日女命捕臥生鹿、割其腹而種稻其血、仍一夜之間生苗、即令取殖、爾大神勅云、汝妹者五月夜殖哉、即去佗處、號五月夜郡、神名贊用都比賣命、今有讚容町田也、即鹿放山號鹿庭山、(山四面有二十二谷云々)と所見たり、此の大神とは例の伊和大神の御事なり、各競占國とは、妹妹二柱共に互に國土經營の御功を立競はせ給へるにて、御争の謂には非るなり、妹玉津日女命と申すは、上件なる伊和都比賣命の御事なり、彼の玉依姬命と申奉る御名の例なり、種稻其血とは、稻種を鹿血に蒔せ御在し坐しけるにて、如此爲させ給へば、速く稻の生る謂有る御事と見ゆ、下に引ける託賀郡雲潤里の文にも、大水神辭云、吾以穴血佃、故不欲河水と有り、偕此は大神に先立ちて、其の地を我御田と占させ御在し坐さむとなる事、右に各競占國と有るにて知るべし、大神勅云は、伊和大神の其後に御在し坐してなり、汝妹者五月夜殖哉は、汝妹者佐夜殖多留哉と訓むべし、佐夜の佐は右に生苗と有る苗なり、夜は速なり、大神の占給はむと爲させ給ひし地を、一夜の間に苗を速く殖給ひて、我御田と占給へる哉と詔給ひて、大神は佗處に物爲させ給へる所に、五月夜郡と云ふ名は出来、又此より其に因て、其地名を以て贊用都比賣命と稱へ奉るとなり、然るに古事記に、市寸島比賣命亦御名謂狹依毘賣命と有るにも符合へるは、其の事を思寄せて御名に負はせ奉りけるにや、下に云ふべし、神名式に、佐用郡佐用都比賣神社、續後紀に、嘉祥二年十一月辛亥朔壬子、播磨國佐用郡佐用津姫神預官社、と有る是なり、今長谷村と云ふに御在し坐すとぞ、次に吉川(本名玉落川)大神之玉落於此川、故曰玉落、(下略)と有るは、伊和大神、其の后神の御許に御在し坐しける御時の故事と所見たり、次に按見、佐用都比賣命於此山得金按故曰

山名金肆、川名按見、伊師即是按見之河上、川底如床、故曰伊師、(其山生精鹿升麻)と有るなども佐用郷内に在る地名共なり、(但右の佐用都比賣神は、上條に謂ゆる伊和都比賣神の御事にして、謂ゆる宗形大神奥津島比賣命是なり、然るを狹依毘賣命は、地神本紀に見えたる中津島姫命是なり、其の別神なる事は本よりの事なり、然れども大己貴神の后神と成らせ御在し坐すには、三神の御身を合せて須勢理毘賣命と成給へる事、傳十三卷に注せるが如し、然れば其の正身を云ふ時は三神にて、大己貴神と相對給へるには一神と見奉る可きなり)又速瀬郷は、同記に速瀬里、(土上中)依川湍速、速瀬社坐神廣比賣命、故那都比賣弟と有る廣比賣命詳ならず、那都比賣命又今知り難し、古事記に、羽山戸神娶大氣都比賣神生子云々、次、夏高津日神、亦名夏之賣神と有る是か、次に凍野廣比賣命占此土之時凍冰、故曰凍野凍谷と云ふ事も見ゆ、又柏原郷有り、同記に、柏原里釜戸大神、從出雲國來時、以島村岡爲吳床坐、而釜置於此川、故號釜戸也、不入魚而入鹿此取作鱠食、不入口而落於地、故去此處遷佗と有るは、伊和大神の始て此の國に御在し坐したる時の御事なる可し、釜は和名抄漁釣具に、釜野王按釜、(和名字倍)捕魚竹筍也、筍取魚竹器也と有る是なり、釜戸は字倍間と訓むべし、其の釜に仕奉れる戸を云ふと聞ゆ、此に魚を捕らむと爲させ給へるに、鹿を得させ給へるは一の恠事なり、御口に食給はむと爲させ給へるに、地に落ちたる將一の恠事なり、此の地は御在し坐すべき地ならずとして、佗處に遷去御在し坐けりにて、柏原は彼處に幸行して御在し坐さず成りぬる名なめり、又大田郷有り、同記に、邑寶里、(土上中)彌麻都比古命治井修糧即云、吾占多國、故曰大村、治井處號御井村と有る是なる可し、此は大神の御子御井神の御事なる



にか、彌麻都は水纏にて、井水を巡らし給へる由と聞ゆ、次に琴柄川、神日子命之琴柄令採此山、故其山之川號曰琴柄川、と有る神は例の賀茂と同じく、日子は日子根の略なり、又琴柄を令採給へるなどに據りて考ふるに、此は正しく味耜高彥根神の御事と所見たり、鋤鉞は國作の寶器なる由は、上の丹波國鉞山神社、松尾神社の傳に注せりき、此の御事下の多可郡新次神社の所に云ふべし、又宇野郷は同記に、雲濃里、(土上中)大神之子玉足日子玉足比賣命生子大石命、此子稱於父心、故曰有怒と有る此の二神は、上に謂ゆる祝田神社に御在し坐す四座の中の、玉帶志比古玉帶志比賣二神の御事なり、大石命外に見當らず、下に引ける神前郡の文に、建石敷命是か其所に云ふべし、稱於父心の稱字、多々間氏と訓むべし、即ち譽奉る事なり、有怒は麗瓊にて、父神の御心を、美麗しき瓊玉の如く御在し坐す意に稱申させ給へる由なり、又云はく、久都野、彌麻都比古命告云、此山踰者可崩、故曰久都野、後改而云宇努、其邊爲山、中央爲野と有る、此山踰者可崩と宣給へるは勇ましき御言なり、此の神若右に云ふが如く御井神に坐さば、上に注せる出水里の文に、石龍比古命石龍比賣命の川水を相競はせ給ひて、妖神踰爾山峯而流下之、と有るも似著はしき心ちす、偕 此に故曰宇努は、雲野郷の來由の二有るには非ず、始は久都野なりしかども、雲野郷に接ける地なるを以て、終に其の名とは成れるなる可し、(但此の彌麻都比古命の御事は、如此云ふても猶落著かざる心ち爲る故に、此を求るに、懿德天皇二年御紀に、后生觀松彦香殖稻天皇と有れども、此の天皇の御在し坐すべき由無く、古事記伊邪河宮段に、御眞津比賣命と申す女御子の御名見え、又水垣宮段に、大毘古命之女御眞津比賣命と有る其も由無し、國造本紀に、意岐國造、輕島豐明朝御代、觀松彦伊呂止命五世孫十埃彦命、定

賜國造と有るは、應神天皇御世より五世以前の人のなれば、其の御眞津比賣命の同胞などにやと思ゆれば其かとも思ゆれども、右の二條の故事に見えたる口氣を考ふるに、決く人には非ずして神とこそは思めかしけれ、(和名抄に、安栗(志佐波)郡出でたり、風土記に云はく、安栗郡、所以名安栗者、伊和大神國堅了以後、堺此川谷尾巡行之時、大鹿出已舌遇矢田村、爾勅云矢彼舌在者、故號安栗鹿村、名號矢田村と有り、是郡名の起原なり、國堅了後とは、大巳貴大神此の國を作堅め竟へさせ御在し坐しける後となり、堺此川谷尾とは、其の堺を定めて内を巡狩らせ給へるなり、安栗鹿は、志々阿波加と讀むなる可くして、安栗は下なる鹿を略きて郡名と成れるなり、又但馬國朝來郡栗鹿(安波加)郷は、上なる穴を略きて地名と成れるにて、其の始め此に出でたる可き事、上に注せるを見て知るべきなり、次に、宇波良村、葦原志許乎命占國之時、勅此地小狹如室戸、故云表戸と有るは、國形を見行はし御在し坐して、室戸の如く打隠りたる由に詔給へるなり、此を宇波良と云ふは、室は家の内にて、最も其の奥方に在る者なるが故に、上在と云ふ義なる可し、次に比良美村、大神之禰落於此村、故曰禰村、今人云比良美村、と有る大神は例の伊和大神なり、禰は衣服令、皇太子禮服深紫紗禰の義解に、謂禰者所以加榜上、故俗云禰也と有りて、名義抄には宇波美、又比良美、又母と訓めり、上裳、又平裳、又裳の義なり、故此の文を考ふるに、上古には唯に母とのみ云つるを、後に比良美と云ふとなる可し、偕神名式に、但馬國朝來郡栗鹿神社(名神大)と有るを、古本書人に、一番室尾八幡大菩薩、二番衣摺大明神云々、此三神者栗鹿神御子、と有るに合せて、右の室戸と室尾と相近く、衣摺は本は衣摺なりけむが、右の禰落の事と合へるに、其の室尾八幡と申すは、養父郡桐原神社を申



し、衣摺は朝來郡刀我石部神社を申し、共に大已貴神に渡らせ給へるを以て、其の故事は本より播磨國に起れば、但馬國には此より徙らせ御在し坐しけむ御事を曉る可し、然れば傳二十七に云へる但馬國の上古には大湖なりしが切開かせ御在し坐して國を造らせ給へるも、先づ播磨の粟粟より、但馬の粟鹿には徙らせ御在し坐しけむと所思ゆる事共なり、右の如くは、大已貴大神の天下造御在し坐しけむ程には、出雲を本宮とし、伊和を行宮と爲させ御在し坐して、國巡り作らせ御在し坐しける状になむ所思めかれける、(猶次なる阿和賀山の所にも云ふべし、然れば、右の粟鹿神社の祭神に、種々の説も有る事なれども、必ず其に大已貴神も御在し坐しつ可き御事を曉る可し、但右の矢田村は和名抄にも載らざれば、郷名とは成らざりしなり、然れども次に云へる村々の何れの郷にも屬かざるは粟粟と云ふ地方の一郷を成して有ると見ゆ、)又右の續きに庭音村(本名庭酒)、大神御糧枯而生糲、即令醸酒、次獻庭酒而宴之故曰庭酒村、今人云庭音村、と有る大神は伊和大神なり、御糧枯而の枯は、乾字の義なり、生糲は、名義抄に加牟太知と訓みて、即ち生糲の意にて、和名抄麴藥類に、麴、釋名云、麴(和名、加無太知)朽也、麴之使生衣朽敗也と有る是なり、下に注すべき者なり、庭酒は傳十七に注せるが如く、新嘗を爾波能阿比と云ふ、是にて、獻庭酒は、天神に新嘗の御酒を獻らせ給ふ由なる事、下に注すが如し、宴之と云ふは、諸神と共に、即ち新嘗の宴會を設けさせ給へる由なり、即ち、神名式に、庭田神社見えたるは庭音の音通なりければ、其の神の御社なるにこそ、次に奪谷、葦原志許乎命與天日槍命、二神相奪此谷、以其相奪之由、形似曲葛と有る、此の二神の始末は次に云ふべし、相奪とは、互に其の地を占めむと争給へるなり、形似曲葛は、謂ゆる葛折なり、互折とも、

九折とも、羊腸とも書く意なり、次に稻春岑、大神令春於此岑、故曰稻春前、(生味粟)其梗飛到之處即號梗前と有る稻春は、和名抄木器類に、臼(杵附)、四聲字苑云、臼(和名字須)、春穀器也、杵(岐禰)春槌也と見え、梗は米類に、秬米本草云、粳米一名粳米(和名字流之禰)、と有る是なり、次に飯戸阜、占國之時、炊於此處、故曰飯戸阜、々形亦似槽箕籠等と有る飯戸阜の下に、大神の二字を補ひて聞べし、其の飯戸は飯籠の義にて、彼の籠神を大戸比賣神と申す戸是なる事傳廿四に注せるが如し、炊於此處とは、彼の謂ゆる炊屋を此の阜に作らせ給へるなり、また以槽箕籠等とは、自然に阜の形にも然る物の状を具へたりとなり、槽は和名抄木器類に、酒槽、文選酒德頌注云、槽(酒槽佐賀布禰)、如今之酒槽也と見え、箕は上に引ける伊和里の文に、箕落處仍號箕形丘と有り、其の竹器類に、箕、説文云、箕(和名美)、除糞簸米之器也と有る是なり、籠は飯戸の戸にて、物を炊く窓の事なり、右の形似曲葛の例に依る時は、此も然る器共の自然に阜に化れるにこそ有りけめ、(楮右の曲葛の字は、歌にも多く都豆良袁利と詠めり、互折は文選注に、道路交互曲折也と注し、九折は道險而曲折有九也と云ひ、羊腸は呂氏春秋に、大行山盤紆如羊腸と有りて、右の曲葛の言に能く相叶へる字共なり、下に云へる賀茂郡にも、下鴨里有碓居谷箕谷酒屋谷、此大汝命造碓、稻春之處者號碓居谷、箕置之處者號箕谷、造酒之處者號酒屋谷と見え、又飯盛嵩、右號然者大汝命之御飯盛於此嵩と見え、又梗岡右號梗岡者、大汝命令春稻於下鴨村、梗飛散到此岡、故曰梗岡と有るなども、此と似たる事の相重れるなり、)又三方郷有り、同記に、御方里(土下上)所以號御形者、葦原志許乎命與天日槍命、到故黑土志嵩、各以黑葛三條、著足投之、爾時葦原志許乎命之黑



葛一條落<sub>ニ</sub>但馬氣多郡<sub>一</sub>、一條落<sub>ニ</sub>夜夫郡<sub>一</sub>、一條落<sub>ニ</sub>此村<sub>一</sub>、故曰<sub>ニ</sub>三條<sub>一</sub>、天日槍命之黑葛皆落<sub>ニ</sub>於但馬國<sub>一</sub>、故占<sub>ニ</sub>但馬伊都志地<sub>一</sub>而在<sub>レ</sub>之、一云大神爲<sub>ニ</sub>形見<sub>一</sub>、植<sub>ニ</sub>御杖<sub>一</sub>於此村、故曰<sub>ニ</sub>御形<sub>一</sub>と有るは、二神相共に國を占給ふ事を卜相させ給へるなり、到<sub>ニ</sub>故黑土志嵩<sub>一</sub>は、故字は到字の上<sub>ニ</sub>在るべきか、又は彼の如く訓むにも有るべし、土志の二字は、必ず、葛の一字を誤れるにて、黑葛嵩なる可き事、下に照して著ければ、其の心して都豆良能多氣と訓むべきなり、黑葛は出雲風土記に、霜黑葛闇々耶々爾と有るなど、都豆良と訓むより外無き事なり、著<sub>レ</sub>足投<sub>レ</sub>之とは、遠く及ぼし給へらむ御爲に蹴上げさせ給へるなめり、一條落<sub>ニ</sub>但馬氣多郡<sub>一</sub>と有るは上に注せるが如く神名式に、氣多郡氣多神社御在し坐す其の權輿には有るべからむかし、一條落<sub>ニ</sub>夜夫郡<sub>一</sub>と有るは傳廿七及び、上に注せる養父郡夜夫坐神社五座、(名神大二座、小三座)と有る是なり、一條落<sub>ニ</sub>此村<sub>一</sub>と云ふは、即此の御方里を云ふなり、故曰<sub>ニ</sub>三條<sub>一</sub>とは、其の始は美須遲とこそ云ひけらし、次に天日槍命之黑葛皆落<sub>ニ</sub>於但馬國<sub>一</sub>、故占<sub>ニ</sub>但馬伊都志地<sub>一</sub>而在<sub>レ</sub>之と有るは、此の時より彼の地に住給へるなり、神名式に、出石郡出石坐神社八坐(竝名神大)と有るは、彼の八種寶物を納給へる物から、一覽記に此の祭神を大物主命天日槍命と云へるは實に據有るを、天日槍命は御出石神社(名神大)に御在し坐す事下に注せるが如くにて、此故事に符合ひたる者なりけり、一云、大神爲<sub>ニ</sub>形見<sub>一</sub>、植<sub>ニ</sub>御杖<sub>一</sub>於此村、故曰<sub>ニ</sub>御形<sub>一</sub>と有る大神は、右の葦原志許乎命に坐すが、御形見として御杖を此に植ゑさせ給へるは、右の一條落<sub>ニ</sub>此村<sub>一</sub>と云ふ地に標置せ給へるを云ふなり、故曰<sub>ニ</sub>御形<sub>一</sub>は、右の三條には拘はらず、此の御形見に就きて御形と云へるより、其の凡てに云ふ三條の名も隠るひたりし者なりけらし、神名式に、宍粟郡御形神社所見たる是なり、又和名抄郷名に、但馬國養父郡

三方(三加太)氣多郡三方、(三加太)と有るも、此の三方郷と共に、右の三條の所以に起る事實に奇異しき迄に合る者なり、又丹波國何鹿郡三方郷有り、桑田郡三縣神社も見ゆ、(又上にも注せるが如く、若狹國三方郡御方神社御在し坐すも、此の同神なる可き事申すも更なるを、遠敷郡彌和神社を伊和と訓めるにも故有るべきなり、又三方郡閨見神社は、出雲風土記島根郡未官知社に、閨見社有りて、國引文に謂ゆる閨見國是なるが、此の宍粟郡に、按見、佐用都比賣命、於<sub>ニ</sub>此山<sub>一</sub>得<sub>ニ</sub>金桜<sub>一</sub>、故曰<sub>ニ</sub>山名金肆<sub>一</sub>、川名按見と有る、此に出でたる名なりけむとも思<sub>レ</sub>しきなど大に由有り、次に高家郷有り、風土記に、高家里、(土中下)所以名<sub>ニ</sub>高家<sub>一</sub>者、天日槍命告云、此村高勝<sub>ニ</sub>於佗村<sub>一</sub>、故曰<sub>ニ</sub>高家<sub>一</sub>と有りて聞えたる任なり、次に比地郷は、比治里、(土中上)云々と有りて、次に川音村、天日槍命宿<sub>ニ</sub>於此村<sub>一</sub>、勅<sub>ニ</sub>川音甚高<sub>一</sub>、故曰<sub>ニ</sub>川音村<sub>一</sub>と有るは、其の屬邑と所見たり、次に安志郷有り、同記に云はく、安師里、(本名酒加里)大神<sub>ニ</sub>於此處<sub>一</sub>、故曰<sub>ニ</sub>須加<sub>一</sub>云々、今改爲<sub>ニ</sub>安師<sub>一</sub>者、因<sub>ニ</sub>安師川<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>名<sub>一</sub>、其川者因<sub>ニ</sub>安師比賣神<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>名<sub>一</sub>、伊和大神將<sub>レ</sub>娶<sub>レ</sub>之、爾時此神固辭不<sub>レ</sub>聽、於<sub>レ</sub>是大神大瞋、以<sub>レ</sub>石塞<sub>ニ</sub>川源<sub>一</sub>、流<sub>ニ</sub>下三形<sub>一</sub>之方、故此川少<sub>レ</sub>水、此村之山生<sub>ニ</sub>梔杉黑葛等<sub>一</sub>、住<sub>ニ</sub>狼羆<sub>一</sub>と有る、<sub>ニ</sub>於此處<sub>一</sub>と云ふ<sub>ニ</sub>字<sub>一</sub>は、知<sub>ニ</sub>食<sub>一</sub>字の義にて、始先此の地を<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>させ給へる謂なる可し、故曰<sub>ニ</sub>須加<sub>一</sub>と有る須加は、謂ゆる須賀宮の號を此に移させ給へる者と所見たり、偕此の安師は、右に引ける文に、饒磨郡安師里、(土中々)右稱<sub>ニ</sub>安師<sub>一</sub>者、倭穴無<sub>ニ</sub>神神戶<sub>一</sub>託仕奉、故曰<sub>ニ</sub>號<sub>ニ</sub>師穴<sub>一</sub>と有る安師と此は同字なりければ、必ず阿奈志と訓むべきなり、因<sub>ニ</sub>安師川<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>名<sub>一</sub>、其川者因<sub>ニ</sub>安師比賣命<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>名<sub>一</sub>と有る如くならむには、水に因れる神なり、神名式に宍粟郡雨祈神社見えたる事思合す可し、以<sub>レ</sub>石塞<sub>ニ</sub>川源<sub>一</sub>と有るを見るに、若くは羆神などの類には御在し坐さざるか、其



は傳二十七に注せるが如く、大倭神社注進狀別社條に、丹生川上神社（在同國吉野郡）此神者雨師神也、祈雨止霖、奉幣不<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>當社、神名帳、大和國吉野郡丹生川上神社（名神大、月次）云々延喜式曰、凡奉幣丹生川上神者大和社神主隨<sub>レ</sub>使向<sub>レ</sub>社奉<sub>レ</sub>之、是丹生川上神社爲<sub>レ</sub>當社之別宮也と有て、同郡大名持御魂神社（名神大、月次相嘗新嘗）と有るを此に合せ考るに、凡て別社は后神御子神等を本社より祀る例なるを以て、若くは古事記に謂ゆる八上比賣命に御在し坐すにこそと思ひて、已に其の説を成したりけるに、今此の安師比賣神と雨師神と言相なりければ、上に注せる八上比賣命の御祖と御在し坐す、同じ闇靈神の御子にこそは御在し坐しつらめ、斯る所以などの御在し坐すが爲に、丹生川上神社を大和社の別社とは齋奉らるゝ者と所見たり、（但此の趣にて終に遇せ給はざる事は申すも更なりと雖も、此は一時の御怒にて在し御事にて、何時迄かは御中絶させ給はむ、然別社に御在し坐すを以ても其の餘の事共は曉る可し、雨祈神社は、雨師を誤れるかと思へども、彼の神は祈雨止雨の御祈の神にて御在し坐せばなり、若く此く注して後に其の説を得たり、下に注せり、合せ讀みて明らむ可し、）又風土記、其の安師里の内に、阿和賀山、伊和大神之妹阿和加比賣命在<sub>レ</sub>於此山、故曰<sub>レ</sub>阿和賀山と有る、此の妹は例の後神の謂なり、阿和賀の阿和は、伊和の轉にて、賀は處字の義なり、然れば右に注せる伊和都比賣神に御在し坐す御事申すも更なり、次に伊加麻川大神占<sub>レ</sub>國之時、鳥賊在<sub>レ</sub>於此川、故曰<sub>レ</sub>鳥賊間川と有るは、伊和大神の國巡り作給へりし始などは未だ國稚くして、水母如す漂蕩へりしかば、海潮の未だ乾かさりける所も有りけむからに、其の餘波にて稀には海魚の類の然る山川に遺れるも有りしなりけり、彼の深山幽谷の内に貝などの石と化りて存れるを以ても、海潮は漸次に低く成り、國土は年

月に高く成りぬる事を徴す可き證是なり、下に引ける尾張風土記、海變爲<sub>レ</sub>山の古説考合す可し、次に雲箇里、（土下下）大神之妻、許乃波奈佐久夜比賣命、其形美麗故曰<sub>レ</sub>宇留加と有る、此には甚可畏き事ながら説有り、天孫降臨章に、故皇孫就而留住時、彼國有<sub>レ</sub>美人、名曰<sub>レ</sub>鹿葦津姫（亦名神吾田津姫、亦名木花之開耶姫）云々、皇孫因而幸<sub>レ</sub>之と有る、此の女神の神名と等しきは、其の始伊和大神の御妻に御在し坐しけるを、後に幸れ奉給ひけるにや、其は古事記に、唯留<sub>レ</sub>其弟木花之佐久夜毘賣、以、一宿爲<sub>レ</sub>婚、（中略）故後木花之佐久夜毘賣參出白、妾妊身、今臨<sub>レ</sub>産時、是天神之御子、私不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>産、故請、爾詔、佐久夜毘賣一宿哉妊、是非<sub>レ</sub>吾子、必國神之子、亦答白、吾妊之子、若國神之子者、産不<sub>レ</sub>幸、若天神之御子者幸、即作<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>戸八尋殿、入<sub>レ</sub>其殿内、以<sub>レ</sub>土塗塞而、方<sub>レ</sub>産時、以<sub>レ</sub>火著<sub>レ</sub>其殿而産也、（下略）と有る、其の一宿に妊給へるを疑ひ御在し坐しけるは然る御事ながら、其の御言に、非<sub>レ</sub>吾子、必國神之子と詔給へるが、殊に耳立て聞ゆるは、先に國神の御妻にて御在し坐し、神なるから、此の御疑は御在し坐しけるなどにこそは有りけめ、神名式なる、但馬國養父郡夜夫坐神社、氣多郡氣多神社は、上に注せるが如く、大巳貴神に渡らせ給へるに、養父郡淺間神社、氣多郡山神社（名神大）と有るを、頭注に山神、大山祇命と有るに、朝來郡粟鹿神社（名神大）は、其の木花開耶姫命の生奉らせ給へる天神御子彦火々出見尊に御在し坐し、又上に注せる駿河國富士山は、大巳貴神の作らせ給へるなるに、木花開耶姫命の主領かせ給ふ神山なり、又其の安倍郡神部神社は、大巳貴神にて總社と申せるを、此に淺間新宮立たせ御在し坐すも由有りける御事なるに、又上にも云へる因幡國式外須賀神社を、社傳に大巳貴命木花開耶姫命と有り、猶斯る類世に多在る可きを、右等の事共に合せ考ふるに、



其の始は大己貴神の御妻にて御在し坐しけるを、然る可き御幽契の御在し坐して、大神の國避の御時に顯國に留めさせ御在し坐しけるを、天神御子に幸れ奉給へる者なりけり、偕如此再嫁ぐ事は、人の上にも甚輕々しく淺ましき事に爲るは古今の常なりながら、凡て神の御上は、尋常の心を以ては難推き御事のみ有りければ、此も國避の御時に、天神御子の御爲に此の女神の配御在し坐さずては、得なむ有るべからぬ甚々妙なる御致有るを以てなめり、彼の御天降の御時に御迎へ申させ給ふ猿田彦神は、事代主神の御尾前に仕奉るに顯出でさせ給へるなどにも、心を深めて考互す可き者になむ、(然れば如此説の寄來るに隨ひて立てるは、止事を得ざる故とは云ひながら、甚々可畏く口塞がる心ちなむ爲るを、若此の説の誤ならむには、思止むべき善説をば得しめ給はむ神の御靈を頻に仰ぎ奉らるゝ者なりかし、又思ひ寄れるらくは、此の女神の亦名を神吾田津姫命と申す吾田は、和名抄薩摩國に、阿多郡阿多郷有り、其の地名より神名と成れるか、神名より地名と成れるか、其の本末は未考へざれども、地神本紀に謂ゆる大己貴神の孫天日方奇日方命を、亦名阿田都久志尼命と有るも、吾田筑紫根命と聞ゆるに、此命娶日向賀牟度美良姫と有るも由有り、又、八世孫阿田賀多須命も吾田堅洲命なる可きなど、此には所以有る事と所見たり、又下に注せるが如く、伊賀國阿拜郡穴石神社は、例の八千弋神にて渡らせ給へるを、風土記には、所祭木花開耶姫也と有るも、然る由なりけるにや、)又右の雲箇里の次に、波加村、占國之時、天日槍命先到處、伊和大神後到、於是大恠之云、飛度先到之乎、故曰波加村、到此處者不洗手足必雨、(其山生梔粉檀黑葛山薑等、住狼熊)と有るは、二神互に國を占る事を相競はせ給へるにて、此に御軍などの御事竟へさせ給へる後に、相共に國作の御事を功しめ成させ給へ

るなり、天日槍命先到處は、先に已く占給ひを大己貴神の後に到坐して恠み給へるなり、波加村は波賀比村の略にて、飛度先到之乎の御言に因れる者なり、丹波國多紀郡神田郷の中に、波賀野村と云ふ地有るも此に由るか考ふ可く、又和名抄に伊和郷有り、風土記に云く、伊和村、(本名神酒)大神釀酒此村、故云神酒村、又云、於伊和村、大神國作訖以後云於和、等於我美岐と有る本名神酒と云ふ事は、土佐風土記に、神河訓三輪川、源出北山中、屆于伊與國、水清故爲大神釀酒也、用此河水、故爲河名也と見えたるは其の土佐郡の故事なるに、和名抄に幡多郡宇和郷有り、又伊豫國にも宇和郡宇和郷有るも、美和より宇和と轉れるなりけり、三代實錄に、仁和元年二月十日丙申、授伊豫國正六位上宇和津彦神、從五位下と有るも、其の美和神に御在し坐す御事を知りて、立返りて又此の文を見るに、伊和は實に美和の轉れるなりけり、其の由は右に注せるが如く、若狹國三方郡御方神社、聞見神社坐すは、此の宍粟郡の三方校見より起れる神名なるが、其の遠敷郡彌和神社を、例の美和とは訓まらず伊和と讀み來れるも此の伊和大神に坐すが故なる可く、又因幡國高草郡伊和神社御在し坐すに、其の隣れる邑美郡に美和郷有り、此を以て見る時は、神酒を伊和と云ふ事甚其の謂有る者なりけり、大神國作訖以後云於和とは、大神を古くより意富和と云ふ其の略なり、等於我美岐は、我神酒と云ふに等しにて、此の我は大神の御方に附きて申せるなり、然れば於和と云ふは我神酒の義なるにて、其より伊和と轉じ云ふにて、此は大和國の三輪と唱ふるを、分ちて神にも稱奉り、地名にも負はせたる者と所見たり、故此の伊和は、大神の出雲より御在し坐して此の邊の諸國を造らせ御在し坐す爲に、宮柱太高敷かせ給ふ御里なるが故に、伊和大神と稱へ奉り、此に就きて后神を伊和都比賣



神と稱奉る御事にし有りければ、其の偲ばしき神都なる者ぞかし、美和の事は下に云ふべし、(又伊和大神に、猶伊和都比古神の御名御在し坐すべく、又阿和加比賣命の對に、阿和加比古命の御名御在し坐すべき由は、伊和と阿和と同言なればなり、又其の伊豫國の宇和津彥神の竝に宇和津彥神の御名御在し坐すべきなり、傳十六卷に注せるが如く、宇和郡に三間郷有るは、筑後國より水沼君の三女神を供奉りて、住居の地なりければ、式には漏させ給へれども、此に然る神社の必ず御在し坐すべきに、合せて思ふ可き者なりかし、) 神名式に、美栗郡伊和坐、大名持御魂神社(名神大) 御在し坐す、是即ち伊和大神の本宮になむ渡らせ給へりける、一宮記に大巳貴命御魂と出たり、祭神の説は續風土記に、伊和明神中九所神祕、東五十猛命、西大巳貴命と有り、其の中を別にして、左右は右に注せる饒磨郡射楯兵主神社二座と一事なり、其の伊和大神と申奉るは大巳貴神に渡らせ給へれども、其の大神を主神と祀奉るならむには、大名持御魂神とは稱奉るまじき者なり、凡て某魂神と申奉るは、其の主たる神の御在し坐せる、其の御功用を輔佐奉給ふ御神に申奉る例なりければ、其の和魂神荒魂神に御在し坐すべからむに、此の伊和の地名の本は、神酒なりしを以て見れば、其の和魂神かと思ふに、其は別に大倭物代主神社御在し坐し、且其を某魂神と申奉る御事、物に所見ざりければ難定きを、大國主神に對へて大國御魂神と申奉る、即ち荒魂神に御在し坐す例を立て考るに、大名持神に對へて大名持御魂神と申奉りて、正しく荒魂神を此には主と齋奉れるにて、彼の大和社にても、中に大國魂神御在し坐して、左に八千弋神、右に御歲神の御在し坐して、八千弋神は大巳貴神の亦名には御在し坐せども、其の荒魂神の從祀と齋かれさせ御在し坐すに等しかりければ、此に九所神祕と云へる中座の御神は大國御

魂に御在し坐して、即ち大名持御魂神是なり、然れば神代より以降大國魂神の本宮と爲て、世に甚止事無く御坐し坐すは、唯此の伊和社のみぞ有りける、但伊和大神は大巳貴神に御在し坐す事次々注す如くして、此の地名をさへに御名に稱へ奉る御事なるに、此に其の荒魂神を主と爲て齋奉るは、彼の天日槍命と戰給へるなど、專其の神の御力に依給ふなどの御事に依るなる可し、右に云へる出雲御蔭大神是なり、然るは大和國城上郡大神大物主神社(名神大、月次相嘗新嘗)は、其の和魂神を祀れる者から、神代より大巳貴神御在し坐して其の從祀に立たせ御在し坐すが如き例共有りて、事の趣に依りては、或は大物主神を主とし、或は大國魂神を表に立て、御正體の御事は却りて其の御脇に御在し坐すなど、所以有る事と所見たり、此の御社の御事は、傳二十七に委しく注し奉れりきかし、又上に注せる饒磨郡伊和郷に御在し坐す謂ゆる惣社は、當宮の別社にて渡らせ給ひて、欽明天皇御世に伊和君等が徙り住める時に供奉る神社に坐せり、(此の伊和社説に、欽明帝安元年甲申二月十一日、始現座と有る甲申は廿五年に當れり、峯相記に、欽明帝治廿五年、託伊和恒郷云、可祭朕於此地、蓋有上代之幽契哉、翌日忽平林中、双鶴刷羽佇立、于時恒郷奏上帝、營寶殿被寄神戶、併定當國一宮而、被授正一位と有るは、右に謂ゆる惣社の遷座も同年六月十一日なり、其の二月に祀れる社を僅に四月を経て佗に徙し奉ると云ふ事心行かず、故思ふに其の二月には鶴の瑞有り、且其の祭祀を乞はせ給ふ神託などの御在し坐しけむを、朝廷に奏して、後に謂ゆる官社の狀に成し奉れるなる可し、一宮と被定たるは此より後の事なれば、今云ふ限に非ず、正一位の神階は、傳廿七卷に三代實錄を引きたるが如く、貞觀元年に勳八等從四位下、元慶五年に正四位下なり、此の後天下諸神に増二階の事度々有り、大



倭神社注進狀に、新國史云、寬平九年冬十二月壬寅朔甲辰、奉<sub>レ</sub>授<sub>三</sub>五畿七道諸神三百四十社、各位一階<sub>一</sub>と有るは、名神大社の御事と見ゆ、然る時は此に正四位上なり、其の後は園大曆に依りて推すに、天慶三年永保元年永治元年治承四年元暦二年建治元年にて、正一位に進ませ給へるなりければ其に當れり、若くて其の伊和大神は正しく大己貴神に渡らせ給へる御事を證し奉る可く、託賀郡黒田里の文に、云<sub>三</sub>袁布山<sub>一</sub>者昔宗形大神奥津島比賣命、妊<sub>三</sub>伊和大神之子<sub>一</sub>到來此山云、我可<sub>レ</sub>産之時訖、故曰<sub>三</sub>袁布山<sub>一</sub>は、古事記に、故此大國主神、娶<sub>レ</sub>坐<sub>三</sub>胸形奥津宮<sub>一</sub>神多紀理毘賣命、生子阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命、(下略)と有るに合へる、即ち是其の第一證なり、又其の后神を伊和都比賣神と稱へ奉る據なり、又讚用郡の文に、所以<sub>レ</sub>號<sub>三</sub>讚容<sub>一</sub>者、大神妹妹二柱、各競占<sub>レ</sub>國之時、妹玉津日女命云々と有る妹妹二柱は嫡妻と相對ふ時に云ふ格なれば、右の伊和大神と、宗像大神との御事なる事申すも更なるに、其の玉津日女命と申すは、彼の三女神を玉依姬命と申奉るに同じき由、右に注るせるが如くなり、是其の第二證なり、又穴禾郡に、奪谷、葦原志許乎命與<sub>三</sub>天日槍命<sub>一</sub>、二神相<sub>三</sub>奪此谷<sub>一</sub>云々、又伊奈加川、葦原志許乎命與<sub>三</sub>天日槍命<sub>一</sub>占<sub>レ</sub>國之時、有<sub>三</sub>嘶馬<sub>一</sub>過<sub>三</sub>於此川<sub>一</sub>、故曰<sub>三</sub>伊奈加川<sub>一</sub>と見え、御方里の下に、葦原志許乎命與<sub>三</sub>天日槍命<sub>一</sub>、到<sub>三</sub>故黒土志嵩<sub>一</sub>と云ふ文有るなどには、葦原志許乎命と天日槍命とを相竝べ云へるに、其同じ事を當郡波加村の文に、占<sub>レ</sub>國之時、天日槍命先到處、伊和大神後<sub>レ</sub>到云々、又神前郡多馳里の下に、櫻岡者、伊和大神與<sub>三</sub>天日槍命<sub>一</sub>二神、各發<sub>レ</sub>軍相戰云々、と有るなど、是には伊和大神と、天日槍命と相連ね舉げたる是其の第三證なり、然して上に舉たる飭磨郡伊和郷の文に、右號<sub>三</sub>伊和部<sub>一</sub>者、積幡郡伊和君等族、到來居<sub>三</sub>於此<sub>一</sub>、故號<sub>三</sub>伊和部<sub>一</sub>と有る伊和君は、其等族の伊和部の長なるが、其伊和里

の本をば神酒村と云ひければ、彼の三輪君たる事云ふも更なり、彼の峯相記に載せる如くは、欽明天皇御世に、伊和恒郷と云ひし人有りしなり、此に其の伊和君の有りつる由來は、垂仁天皇三年御紀の細書に、初天日槍乘<sub>レ</sub>艇泊<sub>三</sub>于播磨國<sub>一</sub>、在<sub>三</sub>於栗粟邑<sub>一</sub>、時天皇遣<sub>三</sub>三輪君祖大友主與<sub>一</sub>倭直祖長尾市<sub>一</sub>於播磨國云々、と有る此の天日槍命は、此の記の趣にては已に神代の始なりければ、紀記の趣共に難<sub>レ</sub>信き事上に已に注せるが如くなれば、此の大友主命、長尾市宿禰を被<sub>レ</sub>遣しは、其の伊和大神の祭祀などの御事に依らせ給ひけむを、神代に右の二神の故事の此に在し事なりければ、其の事は隠れて、天日槍命の故事を其の御世の事に傳へ誤れる者にこそ、楮其の天友主命は、地神本紀に、素戔鳴尊十一世孫大友主命、此命磯城瑞籬朝御世、賜<sub>三</sub>大神君姓<sub>一</sub>と有りて、即ち大田々根子命の孫にて、即ち伊和大神より十世孫なりければ、其の祭祀に來らむ事然も有るべきに、長尾市宿禰は、崇神天皇七年御紀に、以<sub>三</sub>市磯長尾市<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>祭<sub>三</sub>倭大國魂神<sub>一</sub>之主と有りて、本より大國魂神に仕奉らるゝ人にし有りければ、此の大名持御魂神の祭に赴く事、實に其の謂れ有る御事共なり、猶下に注せるを考く合す可し、然れば伊和君の其の部を率て此地に在るは、右の時に起れる者なりけり、(此の伊和君同族なる三輪君は、播磨國に猶非らじや、猶能く古書に求む可き事なりかし、攝津國武庫郡伊和志豆神社、大月次新嘗、若狹國遠敷郡彌和神社、因幡國高草郡伊和神社等は、當社より起り、又當國明石郡赤穂郷に、伊和都比賣神社御在し坐すは、此の大神の后神に御在し坐す御事は申すも更なり、又上に注せる但馬國朝來郡粟鹿神社(名神大)も此に起りて、伊勢國多氣郡伊佐和神社、志摩國答志郡粟島坐伊佐波神社二座、名神大の本も此に在ると見ゆれば、此の大己貴神の御事跡に於ては此の伊和社に勝れるなむ御在し坐さざりけ



る、) 又和名抄に土方郷有り、風土記柏野里の次に、伊奈加川、葦原志許乎命與天日槍命、占國之時、有嘶馬過於此川、故曰伊奈加川、土間村、神衣附土上、故曰土間と有る此の土間村を云ふなる可し、右の伊奈加川は嘶馬の義なる可し、偕此の二柱神御在し坐したる御前を、嘶馬の過ぐればとて、川名に負はむ事は尋常の馬とは思しからず、若くは傳十二に注るせる彼の大神社記に、謂ゆる龍馬などの事には非ざりけるにや、龍馬は、月夜見大神の御牧望月に始て放たせ給へる者なれば故有るべし、若くて此の二柱神の占國之時と有るに考るに、境域の御争共の御在し坐しけるを、其川を龍馬の渡るを見行はし御在し坐して、其方境を占給へる者なる可し、右の土間村の下に、神衣附と有る附は村を誤れるにて、二村を相並べ云ふなる可し、土上故曰土間と有るは土上々なる可し、土の上々と云ふは無し上き位に當る故に、眞上と云ふが如き意と聞ゆ、此神衣村と云ふは、大己貴神の、天神の御祭など仕奉らせ給へりし神服殿の地なるが、其の次に敷草村、敷草爲神座、故曰敷草、此村有山云々と有りて、其の敷草の事は、賀茂郡河内里の文に、此里之田不敷草下苗子、所以然者、住吉大神坐之時、食於此村爾從神等、人刈置草解散爲坐、爾時草主大患訴於大神、判曰、汝田苗者必雖不敷草、如敷草生、故其村田于今不敷草作苗代と有りて、草を敷く事上古の常なり、右神衣村の事に就きて思寄りけらくは、大嘗祭儀齋郡八神殿條に、内安竹棚、(高四尺)其上敷席爲神坐と書され、又大嘗宮條に、其の神座の御事を、鋪地以束草、(所謂阿都加草)以播磨竹簀加其上、竹簀上加席と見えたる是なり、神座の事は、天智天皇九年御紀に、於山御井傍敷諸神座、而班幣帛と有る是にて、神祇の成座を設る事なり、此に敷草神衣の二村有る事、必ず然る御政の御在し坐

しけるなめり、傳十三に引ける馬見岡神社、四月御祭宣文に、國造乃新造奉御室、天乃小菅乎刈敷と見え、出雲神賀詞にも、伊豆能眞屋爾龜草乎、伊豆能席登刈敷支天など有るも清き草を敷くなり、又上に引ける播磨郡伊和郷の文に、所以號手刈丘者、近國之神到於此處、以手刈草以爲食薦、故云手刈と有る、食薦は大嘗祭儀に謂はゆる葉薦の事にして供神の物を置く料なり、其の行立儀に、次食薦并置簀一荷と有りて、置簀の上に敷互す者なり、右に近國の神の御在し坐して物爲させ給へるを見れば、大己貴大神の當昔、已に大嘗祭の如き大御政は御在し坐しけるなりけり、右に引ける文に庭音村、(本名庭酒)大神御糧枯而生糲、即令釀酒、以獻庭酒、而宴之、故曰庭酒村、今人曰庭音村、と有る庭酒は新嘗の神酒なり、獻は天神を祭らせ給へるなり、宴之と云ふは、諸神と共に新嘗の宴會を設けさせ給へるなり、神名式に夫粟郡庭田神社御在し坐すは、必其の地なる可くして、即ち新嘗田の事なるも、右件の御事共に悉に打合て、實に其の大神の遠き神代の御有状を今も見奉る心ちして甚可畏くなむ、(右の土上々故曰土間と云ふ事は猶心行かざるを以て考るに、眞は眞熊野眞萩原など云ふ眞は、充實の義にして、事の空虚しからざる謂なりければ、上の地は物も能出來る由を以て、眞土と云ふべきを、置替へて土眞とは云ふなる可し、凡て此の記に、土地の位を或は上又は中など凡て九等に分てる状なるは、今も諸國の地を檢知る法是なり、予が本生の國にては、田畑の位を定めたるに、上上と、上と上下と、中上と中と、中下と下上と、下と下々と、凡て九等なる此の法と同じきにや、但風土記には、右の上、又中、又下を、上中、又中々、又下中と云へる如く見ゆ、又和名抄に神埼(加無佐岐)郡見ゆ、風土記に云く、神前郡、右所以號神前者、伊和大神之子建石敷命、



山使村在<sub>ニ</sub>於神前山<sub>一</sub>、乃因<sub>ニ</sub>神居<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>名<sub>一</sub>、故曰<sub>ニ</sub>神前郡<sub>一</sub>と有るは、其の御祖神と共に御在し坐すが故に、伊和大神に對へて神后と申奉るが地名と成り郡名とも成れるなる可し、偕此なる建石敷命は下に云へる託賀郡都麻里、法太里、又甕坂の下に謂ゆる建石命是なる可きが、御祖の事詳ならず、上に引ける讚容郡有濃里、(土上中)大神之子、玉足日子玉足比賣命、生子大石命は同神か、此の大神之子は大石命に係る可し、其は玉足比賣命は、玉依姬命の御事と聞えたるを以て思ふに、玉足日子命は伊和大神を稱奉ると思しければなり、猶次の高野社の所にて委しく注す可し、山使村在<sub>ニ</sub>於神前山<sub>一</sub>は、在<sub>ニ</sub>於山使村神前山<sub>一</sub>と有るべきか、因<sub>ニ</sub>神居<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>名<sub>一</sub>は、神前は神境と云ふ事にて、此の神の主領き御在し坐す地の謂なる可し、同抄に埴岡郷有り、同記に神前郡聖岡里云々、所以號<sub>ニ</sub>聖岡<sub>一</sub>者、昔大汝命與<sub>ニ</sub>小比古尼命<sub>一</sub>相爭云擔<sub>ニ</sub>聖<sub>一</sub>荷<sub>ニ</sub>而遠行<sub>一</sub>、與<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>屎<sub>一</sub>而遠行<sub>一</sub>、此二事何能爲乎、大汝命曰、我不<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>屎<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>行、小比古尼命曰、我持<sub>レ</sub>聖<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>行、如<sub>レ</sub>是相爭而行<sub>一</sub>之逕<sub>ニ</sub>數日<sub>一</sub>、大汝命云、我不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>忍行<sub>一</sub>、即聖而下<sub>レ</sub>屎<sub>一</sub>、爾時小比古尼命咲曰、然苦亦擲<sub>ニ</sub>其聖於此岡<sub>一</sub>、故號<sub>ニ</sub>聖岡<sub>一</sub>、又下<sub>レ</sub>屎之時、小竹彈<sub>ニ</sub>上其屎<sub>一</sub>行<sub>ニ</sub>於衣<sub>一</sub>、故號<sub>ニ</sub>波自加村<sub>一</sub>、其聖與<sub>レ</sub>屎成<sub>レ</sub>石子<sub>一</sub>今不<sub>レ</sub>亡と有る大汝命與<sub>ニ</sub>小比古尼命<sub>一</sub>相爭云は、互に難<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>き事を成して、相挑ませ給ひて、其の御力入の程を試みさせ給へるにて、各國土經營の御業を練磨<sub>ニ</sub>かせ御在し坐しけるなれば、戲事の如き中に、大に味ふ可き御事こそ御在し坐す状なりけれ、若しつゝ、一柱は數日屎放給はず、一所は數日重荷を擔ひ御在し坐せる其の御辛苦の状を見奉り知るべきなり、彼の戮力<sub>一</sub>心と云ふには、御力の限を盡させ給へるは然る物にて、御心の表裡無く相陸ばせ御在し坐しけるなむ、實に有ら將欲<sub>レ</sub>き御中間には御在し坐しける、又神前郡聖岡里湯川、昔湯出<sub>ニ</sub>此川<sub>一</sub>、故曰<sub>ニ</sub>湯川<sub>一</sub>、(生

云々)と有るは、此所に御在し坐して、當昔温泉を開かせ給へるなめり、又此の里なる生野之岑にも御在し坐しけらし、上に注せる埴保郡稻種山、大汝少日子根命二柱神、在<sub>ニ</sub>於神前郡聖里生野之岑<sub>一</sub>、望<sub>ニ</sub>見此山<sub>一</sub>云、彼山者當<sub>ニ</sub>置<sub>ニ</sub>稻種<sub>一</sub>、即遣<sub>ニ</sub>稻種<sub>一</sub>積<sub>ニ</sub>於此山<sub>一</sub>、山形亦似<sub>ニ</sub>稻積<sub>一</sub>、故號<sub>ニ</sub>曰<sub>ニ</sub>稻積山<sub>一</sub>、と有る是なり、此等の故事の然相重なるを以て見れば、二柱神相竝御在し坐て、國作給へる御座所は、此の埴岡郷なりけるにこそ、(又此の聖里に一説あり、云く神前郡聖里、一家云、品天皇巡行之時、造<sub>ニ</sub>宮於此里<sub>一</sub>、勅云、此土爲<sub>レ</sub>聖耳、故曰<sub>ニ</sub>聖岡<sub>一</sub>と有る一家云は、一説を擧げたりし者なり、此土爲<sub>レ</sub>聖耳とは、此の土地は埴土のみ有りと詔給へるなり、諾しかも、少彦名命の遠くより擔ひ御在し坐しける埴土を置かせ給へりし地なりければ、實に然有るべき事なりながら、然大御言を詔し給へりとして、地名の元由と成れりと云はゞ、其の故事は徒事と成れる者なり、但此をも彼をも立つる時は、其の二柱神の埴土以て岡と成し給へるを見行はして、實に聖岡ぞと詔給へりと見るや然る可からむ、偕名義抄に、聖字に久牟、又能叙牟、と有りて、波爾の訓無けれども、埴と右の聖と音の近きを以用ひたるにか、)又蔭山郷有り、風土記に、蔭山里、(胄岡)云<sub>ニ</sub>胄岡<sub>一</sub>者、伊與都比古神、與<sub>ニ</sub>宇知賀久牟豐富命<sub>一</sub>相鬪之時、胄墮<sub>ニ</sub>此岡<sub>一</sub>、故曰<sub>ニ</sub>胄岡<sub>一</sub>と所見たる伊與都比古神は、神名式に、伊豫國伊豫郡伊豫豆比子命神社と有る此の神なり、其の風早郡に國津比古命神社も同神なる可きは、一は伊豫の國號を以て御名に稱へ、一は其の國神の謂を以て負ひ奉る御名なるに、其の竝に櫛玉比賣命神社御在し坐すは、櫛玉は其の夫神櫛玉饒速日命の御名を冒せるにて、大和國添下郡矢田坐、久志玉比古神社二座(並大、月次新嘗)と有は饒速日命にて渡らせ給へる由、已に傳十九に注せるが如し、斯るに國造本紀に、風早國造、輕島豐明朝、



物部連祖伊香色男命四世孫阿佐利、定賜國造と有るに、續後紀に、承和六年十一月癸未、伊豫國人外從五位下風早直豐宗等、賜姓善宗朝臣、天神饒速日命之後也と所見たる、此を以見る時は、其の國津比古神社は饒速日命に渡らせ給ひ、伊豫豆比子命神社も其の神に御在し坐す由此に知らるゝなり、若し其の字知賀久牟は打圍と云ふ事にて、戸と云はむ發語なるかとも思ゆる事なれども、猶此は字知賀は、若くは安和を誤れるにて、久牟は命の一字の二に裂けたるなり、彼の安和賀比賣命の妹神の謂なる可くや、然る時は右の安和賀命は伊和大神の御事にて、豐富命は別神に渡らせ給ひて、此に二柱竝坐せるなり、若て此の神前郡にも、次なる多馳里の下にも、伊和大神と天日槍命と相戦ひ給ふ由所見たる、其とは別事には非ず、其の同じ時の御事には有れども、一には安和賀命と、伊與都比古神との御名にて相傳はれるにこそは有りけり、其の天日槍命は饒速日命かの考は上に云へり、右の豐富命は、次なる的部里條に、豐富命と作る是なり、胄落此岡と有る胄は、和名抄征戰具に、胄、説文云胄、(和名加布度)首鎧也と所見たる是なり、(右の蔭山里の事は、別に蔭山里、蔭岡、胄岡、土中下、云蔭山者、品太天皇御蔭墮此山、故曰蔭山、又號蔭岡、爾除道双鈍、仍云磨布理許、故云磨布理村と云ふ事有り、此の蔭山は出雲風土記に、神門郡蔭山、郡家東南五里八十六步、大神之御蔭也と有りて、次に冠山、郡家東南五里二百五十六步、大神之御冠と云ふ事も所見て、冠の上に挿す日蔭を採る山の謂なり、偕此なるは、應神天皇の御蔭此の山に墮ちたる由を以て名と成れる者にて、右の出雲なるとは異なれども、其の御蔭の事は一なり、然るに同じ地に胄岡の有るを思へば、若くは磨布理村の事のみ品太天皇の故事にて、蔭山の事は神代の事ならむも知るべからず、又筋磨郡安相里條に、品太天皇云々、緣

道不撤御冠、故號蔭山前と有る、是御冠を御蔭と云ふなり、又託賀郡法太里云々、讚伎日子、與建石命相闘之時云々、建石命逐此坂云、自今以後、更不得入此界、即御冠置此坂と有るも、胄なる可き事云ふも更なり、然れば、胄をも冠をも共に御蔭と云ふべき状なりけり、猶御蔭の事は傳十七卷の條に云へり、又和名抄に、的部郷有り、風土記に云はく、的部里(石坐神山、高野社)土中々、右的部等居於此村、故曰的部里と有りて、此の地に石坐神山高野社の立たせ給へる由なり、其の次に的部云々、高野社者、此野高於陀野、又在玉依比賣命、故云高野社、(生魂社)云石坐山者、此山載石、又在豐富命神、故云石坐神山と所見たり、其の高野と云ふ所由は地形の高きに因れる事、右の説の如し、玉依比賣命と申奉るは、傳十三、十五、十六に注し奉るが如く、宗像大神三柱を合せ奉りて玉依姫命と申奉れる、彼の天照太神と素戔鳴尊と御誓の御事御在し坐しける御時に、其の物根はしも、彼の瑞八坂瓊之曲玉に依りて成出でさせ御在し坐しける由の御名なるを、此にも上に引ける美囊郡の文に、高野里、坐於祝田社神玉帶志比古大稻女玉帶志比賣豐稻女と有る、此の比古比賣二神は、又右に引ける讚容郡の文に、大神妹妹二柱、各競占國之時、妹玉津日女命云々と有る、此の玉津日女命なむ其の玉帶志比賣命に合へば、此の由縁に依りて、其の妹神をも玉帶志比古命と稱へ奉れりけむと思しきを、又其に擧げたる文に、同郡有濃里、(土上中)大神之子、玉足日子玉足比賣命、生子大石命云々と有る大神之子は大石命に係れる文にて、此の夫婦二神は大石命の御祖を示さむ爲に出したるにて、是將伊和大神妹妹二柱の御事なりければ、上件の如きは共に皆同神の御上にて、様々に傳の異なるにぞ有りける、故其の玉帶志比古命玉帶志比賣命をしも、此の妹妹二柱神の御事と爲て、



今云ふ所以はしも、神名式に、筑後國三井郡高良玉垂命神社、(名神大) 本國神名帳に、三潯郡正六位上玉垂媛神御在し坐すを、筑前國上座郡福成神社記に「三女神、(中略) 出雲簸川より出でて、御鎮座の地を撰び給ふに、御船筑紫の水沼に著きぬ、(中略) 此に宮社を建て玉垂宮と稱す、日本紀に、水沼君の所祭神と書せるは、即ち此の御社の事なり、(中略) 筑後國三井神社は、物部膽咋宿禰を祭る所なり、相殿に武内宿禰坐す、物部膽咋宿禰七世孫物部阿遲古連、詔を奉りて水沼君と成り、三神の神主たりし時、三女神を合祭りて高良玉垂宮と云ふ、是よりして三井郡の社を上高良と云ひ、三潯郡の社を下高良と云ふ」と云へり、右の下高良は玉垂媛神にして、上高良は玉垂命神社の御事なるが、然るに文德天皇實錄には、高良玉垂命神及比咩神と有るを見るに、玉垂比古神玉垂比賣神と相並ぶ状なりけるに就きて考るに、豐比咩神社(名神大)と有ぞ其の比咩神には御在し坐しける、然る時は此に並坐す比古神は、右に注せる如く、大己貴神にて渡らせ給ふ可き御事申すも更なるを、此の古土風記を見るに及びて始めて心を定むる事右の如くなむ有りける、若くて右の石坐神山の神の事を豐穗神と申すは、上なる蔭山里の文に、宇知賀久牟豐富命と有る字知賀久牟は、安和賀を誤れる考有りて右に已に注せれば、豐富命は別神にて登與富と訓むべき神名なるにこそ、(事の因みに云ふべし、右の豐穗命は天孫降臨章に、謂ゆる天稚彦の亦名には非じか、其の石坐神山と云ふに就きて思寄れらくは、參河國風土記に、寶鏡郡石座神社、圭田四十六束、五字田、所祭天稚彦也、大寶二年癸寅九月、始奉圭田一行神事と有りて、又同郡御津神社、圭田五十六束、所祭下照比咩也、天武天皇四年乙亥二月、始奉圭田加神禮、と有る御津は、其の女神の御在し坐す難波の御津なり、石座神社は、若此の石坐神にては非じか

とて、今試に云へるなり、下に多可郡大津乃命神社、加都良乃命神社の御事を注せるに思合す可し、(和名抄、神埼郡に槻田郷見えたれども、風土記には其の郷無くして、多馳里と云ふ見えたり、多馳里梗岡者、伊和大神與天日杵命、二神各發軍相戰爾時大神之軍集而春稻之、其梗登爲丘と有るは、稻は飯根にて穀ながらなるを云ひ、梗は和名抄米類に、秣米、本草云、粳米一名粳米、(和名字流之禰)と有る即置稻の義にて、其の穀を去りたる置はしき稻の謂なる由なるに、字鏡を見れば、梗を志良介米と有りて即精米の義なり、其梗聚爲丘と云ふは、次の文に天日杵命の軍在八千と有る其に對給へる大神の御軍なれば、兵糧の決て多く御在し坐ける由、此にて知らるゝなり、又下に引けるを賀茂郷にも梗岡の故事有れども此とは別なり、次に所引云八千軍者、天日杵命軍在八千、故曰八千軍野と有るは此の多馳里の地名なり、軍在八千とは、天下に又比無き大己貴神と相挑ませ給ふ神に坐せば、其の八千戈神にも劣らず、從神を多く率るさせ御在し坐して、屯み給へりし地なる由なり、又云はく、多馳里、所引云邑日野者、阿遲須伎高日古尼命神、在於新次神社、造神宮於此野之時、意保和知荊廻爲院、故名邑日野、と有る新次神社は、即ち神名帳に載る所の式社はなり、新次は新鉏にて、上に引ける本朝事始に、鉏、(須幾)有天八鉏、有神田齋鉏、大己貴命與少彥名命、同心合力製之專爲民用、と有る此の鉏の事にて、此は素戔嗚大神より五百津鉏神鉏とて御父大神へ國作の表物と爲て賜へるを、此の神の其の事を受繼仕奉らせ給へる故に、御名に味耜と負はせ給へると一意にて、新鉏神と稱申す亦名の御在し坐しけるなりけり、右に引ける讚容郡邑寶里に、琴柄川、神日子命之琴柄、令採此山、故其山之川號曰琴柄川と有るも此の御神に御在し坐すに思合す可し、意保和知は大



嫩茅にて淺茅を云ふなる可し、和は手弱女、手弱タツヤガヒメなどの弱と同じく、嫩弱なる義にて、萬葉十四（二十五丁）に、宇奈波良乃、根夜波良古須氣と有ると同じ格なり、其に武路我夜乃、都留能都追美乃と有るに室草之蔓之蔀之にて、其の蔓は葛藤を云ふなるをも思合す可し、刈廻ウクリタマフミヤ爲院は、儀式齋郡八神殿に、葺以青草云々、蔀廻以葦と見え、高萱御倉に葺蔀以青草と有りて、次々の屋共皆然り、又大嘗宮條に、構以黒木、葺以青草云々、壁蔀以草云云と有りて、是即上古の宮造の狀なり、邑日野は覆野の義なるにて、右の如く淺茅を以て屋にも葺き壁にも蔀みて、院造り爲させ給へる御事はなり、（右の多馳と云ふ名義は、同記に多馳里云々、所以號多馳者、品天皇巡行之時、大御伴人、佐伯部等始祖阿我乃古申、欲請此土、爾時天皇勅云直請哉、故曰多馳と有れども、其は偶然にて、若くは此の神の御末に大田々根子命と云ふ人有れば、本より多馳の號も有りしなどには非るか、）又和名抄に多可郡有り、風土記に云はく、託賀郡、右所以名託加者、昔在大人當勾行也、自南海到北海、自東巡行之時到斗來此土云、佗土卑者、常勾伏而行之、此土高者、申而行之高哉、故曰託賀郡、其踰迹處數々成沼と有る、昔在大人は何れの神とも知られ給はず、唯事迹のみ存れるなり、自南海到北海、自東巡行とは、此の大人の諸國を經歷り御在し坐せる道次を云ふ、佗土卑者、常勾伏而行之、此土高者、申而行之と有るは、地の低き處にては屈曲まり、高き處にては伸直りて巡坐す故に、此の地の高きを愛でて高哉の御言をば舉給へるなり、其踰迹處數々成沼と有る、處々に在ゆる跡處、悉に沼を成すに至れりとなり、此の古風土記を未見ざりける、今年九月頃にや有りけむ、已に傳二十七に書しけるは、予が本生國なる仁井と云ふは東西北に海を見て最高き地なりけるが、我家の傳持て

る地の内に、字は平と云ふ處に、大人の足跡とて其の右足にて踏みたる垠有り、其の土凹みて高地には在れども、雨などには水の溜りて沼とも云はゞ云ふべき狀なりけり、予も幼くて家に在し時、遠からぬ任に屢見たる事有りき、領主の命に依りて近年田に墾きたりけれども、五指の跡は更なり、全體の足跡は失はざる由なり、其より一里許東北に、上山村とて又高き村有り、其の地には右足の跡、是も詳かに在るに、海を隔て、播磨國三木郡神出カマダと云ふ山中にも左右は知らねども、大人の跡と云ふ物有りて、淡路より彼處に踏越えて、大人の渡りきたる事を人皆云ひ傳ふる事なるが、今迄此は地の増たる狀の偶似たるから、然云ふ事とこそ疑思へりしか、右に自南海到北海と云ふには、實に合へるこそ争がひ難き事なりけれ、又常陸風土記、那賀郡條に、平津驛、家西二里有岡、名曰大櫛、上古有人體極長大、身居丘壘之上云々、其大人踐跡長卅餘步、廣廿餘步、尿穴趾可廿餘許と見え、出雲神社順拜記と云ふ物に、「出雲郡阿受伎神社、今神門郡、遙堪村と云ふ、其の樽戸谷の上の山に彦治足跡と云ふ有り、足跡土地に著きて、五指の分ち土不踏まで悉分明なり、長凡廿間、又、楯縫郡岡田村にも在り、右と少異にして、右足跡は、大背飯三熊之大人なりと云へりと見ゆ、今思ふに、其彦治足跡とにふは味耜高彥根神なる可し、阿受伎神社の邊に在る事由有りげなり、又二葉松と云ふ三河國の事を誌せる物に、「登杼川、元來阿登川なり、大已貴命諸國を巡給ふ時の御跡足、今諸國に在り、御足跡、池耐野に在り」と云へるは、彼の神名式に、謂ゆる碧海郡知立神社の傍に御手洗と云へる長き沼の有る其を云ふなる可し、然れば此の外にも猶諸國にも在る者と所見たり、但右の大人の足跡と云ふは、大已貴神とも難定き事ながら、斯る可畏き大神の御上にては、御身を大にも小にも其の事の狀に隨ひて使はせ給ふ御事



の御在し坐せば、此の大神の御事と見奉らむも強説には非ず、(右の二葉松の文は、塵添塩囊抄にも見えたり、當昔未だ古風土記の亡せざる以前の書なれば、右の今諸國に在りと云へるは、其の抄を書かせりし時の今なれば、此の播磨のなども心留て云へる者なる可し、楮右の仁井村より南は僅に一里にして南海の續なれば、此に始めて跡有るなめり、又其の上山村は東北なり、其より神出は正北なり、其の神出より多可郡を指す時は西に當れば、右に自<sub>三</sub>南海<sub>一</sub>到<sub>三</sub>北海<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>東巡行と有るも山無きには非ず、) 又同抄、荒田郷有り、風土記の當昔は、未だ郷名に非ずして村名なり、風土記に云はく、賀負里荒田村、所以號<sub>三</sub>荒田<sub>一</sub>者、此處在<sub>レ</sub>神名道主日女命、无<sub>レ</sub>父而生<sub>レ</sub>兒、爲<sub>レ</sub>之釀<sub>三</sub>盟酒<sub>一</sub>、作<sub>三</sub>田七町<sub>一</sub>、七日七夜之間稻生熟竟、乃釀<sub>レ</sub>酒集<sub>三</sub>諸神<sub>一</sub>、遣<sub>三</sub>其子<sub>一</sub>捧<sub>レ</sub>酒而令<sub>レ</sub>養<sub>レ</sub>之、於是其子向<sub>三</sub>天目一命<sub>一</sub>而奉<sub>レ</sub>之乃知<sub>三</sub>其父<sub>一</sub>、後荒<sub>三</sub>其田<sub>一</sub>、故號<sub>三</sub>荒田村<sub>一</sub>と有る賀負里は、和名抄に謂ゆる賀美郷の事と聞ゆ、若然らば、負は肩を誤れるかと見るに、其の下の文に、賀負山(大海山荒田村) 土下上、右由<sub>レ</sub>居<sub>三</sub>川上<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>名、(下略)と有れば、當昔は加夫と讀みたりけらし、楮此の道主日女命と申すは、國主日女命と申すが如くなれば、伊和大神の御女にて、御祖は次に云ふ黒田里に御在し坐す宗形大神に御在し坐すべき御事は、瑞珠盟約章第三一書に、其の三女神の御事を道主貴と所<sub>レ</sub>見たる、其の貴を云ひて姫の言を加へたる御名にて渡らせ給へればなり、紀記に漏れたりと雖も、此の大神の生給へる女御子は、下照姫神の外にも、猶又御在し坐して、天目一命の後神とは成らせ御在し坐しけるなりけり、无<sub>レ</sub>父而生<sub>レ</sub>子は、其の女神の御父母の爲させ給へるにて、凡ては山城風土記の故事に似たり、其无<sub>レ</sub>父而生<sub>レ</sub>兒、爲<sub>レ</sub>之釀<sub>三</sub>盟酒<sub>一</sub>と云ふ事は、傳廿四に注せるが如く、山城風土記に、謂ゆる建角身命の御女玉依日賣命の丹塗矢に遇

給ひて、御子生給ひし時に、其の御父を知ら將く欲ひて、諸神を集へて物爲給へる事を、本朝文集に、乃造<sub>三</sub>宇氣比酒<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>子持<sub>三</sub>杯酒<sub>一</sub>供<sub>レ</sub>父と有ると一にて、盟酒を此に諸神に令<sub>レ</sub>飲らるゝは、何心無き幼稚心に其の思ふ方に持行かして、即其の酒杯を向くる神を以て、父を知給はむ御計ひにて、是其の盟酒の盟酒たる所以なり、天目一命は神名式に、天目一神社と有るを、口訣に、天目一箇神在<sub>三</sub>播磨國多可郡<sub>一</sub>と注せる是なり、但此の神は天孫降臨の時に供奉りて天降り御在し坐したる状なり、此は其より以前の事にし有りければ、其の御靈の天降り御在し坐し來るに、其の道主日女命に娶給ひし故に其の御子は生坐しつる御父母二神の、此の盟酒を進給ふ御時に顯はれさせ御在し坐しけるになむ有るべかりける、此の神の御事は、已に傳十三に注せりき、又神名式に、佐用郡天一神玉神社と有も其の同神と聞えたるに、天一神は天目一神の略なり、玉は御靈の義にて、其の日女神の遇給へるは右に謂へる御靈神の由なるにか、(文徳天皇實錄に、天安元年八月乙丑朔庚辰、在<sub>三</sub>播磨國<sub>一</sub>、正六位上天一神、授<sub>三</sub>從五位下<sub>一</sub>、同丁亥、在<sub>三</sub>播磨國<sub>一</sub>、從五位下、天一神預<sub>三</sub>官社<sub>一</sub>と有れば、此に元より御在し坐しける御靈の通はせ給へるが、傳三十一卷に定むるを待つべし、此を和名抄に、天一神、百鬼經云和名奈加々美と有る、其の事に當て云ふなどは邪説なり、取るべきに非ず、又神名式に、賀茂郡菅田神社有り、姓氏錄に、菅田首天久斯麻比止都命之後也と見え、今も賀東郡菅田村と云ふ有るなど、大に去り難き所以有る事になむ、) 和名抄の如きは、賀美那加資母の三郷有りと雖も、此の記には載せず、但右に擧げたる賀負は、賀眉に誤れるにて賀美郷ならむを、那加郷資母郷は此の記には、都麻里花浪里端鹿里雲潤里と有る、此の四は右の二郷に互る即古名なりけむも知るべからず、其の文に云はく、都麻里云々、所以號<sub>三</sub>都



麻者、都磨刀賣、與丹波刀賣、堺國之時、播磨刀賣到於此村、汲井水而飲之云、此水有味故云都麻と有る、此の播磨刀賣は此の國神なる可く、又其の丹波刀賣は、次に謂ゆる冰上刀賣の事なる可し、堺國と云ふは、此の多可郡と丹波國氷上郡とは、各山頂を堺にして相隣れる地なりければ、其の界を立給へる謂なるにこそ、此水有味は、倭姫命世記に、其河之水寒有支、則寒河止號支と有るが如く、水は寒冷を尙ぶ者なるが、其は爪痛の言にし有ければ、其の語を省きて都麻とは云ふなる可し、又云はく、都麻里、云都太岐者、昔讚岐日子神、誂氷上刀賣、爾時冰上賣答曰、否、日子神猶強而誂之、於是冰上刀賣怒、云何故吾即雇建石命、以兵相闘、於是讚岐日子負而還去、云我其快哉、故云都太岐、と有る讚岐日子神未思得ず、冰上刀賣の父祖詳ならず、建石命は上に引ける神前郡の文に、伊和大神之子建石敷命是なめり、快は四神出生章第十一書に伊非諾尊の御言にも、始爲族悲及思哀者、是吾之快矣と有るも、女神を慕はせ給へる事に詔給へり、都太岐は都太久都太岐と、當昔は活きけるか、又は那を略けるか猶考ふ可し、次に、法太里、所以名法太里者、讚岐日子與建石命相闘之時、讚岐日子負而逃去、以手匍去、故云匍田と有るは右の軍の時なるが、以手匍去とは、負軍して怖のき懼れたる状なり、又云く、甕坂者、讚岐日子逃去之時、建石命逐此坂云、自今以後、更不得入此界、即御冠置此坂と有る、甕坂は御冠坂の略なり、御冠は、古事記御身滌段に、次於投棄御冠所成神云々、又、出雲風土記に、神門郡冠山郡家東南五里二百五十六步(大神之御冠)と有りて、此は大神之御陰也と云へる、陰山と竝べる事、右の蔭山里の下に云へるが如し、又此にも御冠と云へり、此は御軍の威を示し給ふ爲に置かせ給へるなれば、御冠を云ふにや有らむ、彼の傍磨郡伊和郷十四丘

の文に、冑落處者即號冑丘と有りて、御冠を云はず、神前郡蔭山里の下に、冑丘者云々、相闘之時、冑墮此岡、故曰冑丘と有ると此とは一にして、御闘の時の具なれば、御冠は此にては御冑を云ふなりけり、又法太里花波山者、近江國花波之神在於此山、故因爲名と云ふ事も所見たり、(此の花波之神は、下に引ける賀茂郡川合里の文に、花浪神之女、淡海神云々と云ふ所に就きて云ふべし、偕神代に冠と云ふは、何に在れ頭上に冒ふる物を云ひて、後世の如く定れる制度は無かりしなり、出雲神賀詞に、伊都幣能緒結、天乃美賀祕冠利天と有るが如く、本は加賀布留と云ふ用語を一種の物名にして冠と云ふなれば、鬘などの如きをも冠と云ひ、又は右の如く、冑をも上に冒ふる由を以て冠とは云へる者なり、)又云く、端鹿里(土中上)今在其神、右號端鹿者昔神於諸村斑菓子、至此村不足、故仍云間有哉、故號端鹿、此村至于今、山木無菓子生眞木梶杉、と有る端鹿は波志加と訓むべくして、下に間有哉と詔給ひし御言の略なり、今在其神は、此の端鹿の言を詔給ひし神其の里に御在し坐すとあり、此の神と申すは、此の國作の御時よりは甚々古き御事にて、此の第五一書に、謂ゆる御父素戔嗚大神の彼の木種を播生し給へりし御事と所見たり、於諸村斑菓子と云ふは、右に夫須噉八十木種、皆能播生と有る是なり、至此村不足と云ふは、傳廿六に注せるが如く、其の大神の木種を分布らし御坐し坐ける状は、各諸國の此に殖給ひて其の木を生立たしめ、又其の實るを以て次に及ぼし給ひ、如くして、次々に殖へ巡らし御在し坐しける状なりければ、間有哉と詔給へる如き御事は、時として必御在し坐すべき自然の勢にて、其の御時の御消息、實に直に見奉り知らるゝ如くなむ有りける、山木無菓子、生眞木梶杉と有る眞木は、其の一書に、枝可爲顯見蒼生奥津棄戸將臥之具、



と有る是なり、杉は杉及檜樟、此兩樹者可<sub>レ</sub>以爲<sub>レ</sub>浮寶<sub>一</sub>と有る杉是なり、次に云く、雲潤里(土中々)右號<sub>二</sub>雲潤<sub>一</sub>者、丹津日子神、法太之川底欲<sub>レ</sub>越<sub>二</sub>雲潤<sub>一</sub>之方<sub>一</sub>、云<sub>レ</sub>爾之時、在<sub>二</sub>於彼村<sub>一</sub>太水神辭云、吾以<sub>二</sub>穴血<sub>一</sub>佃、故不<sub>レ</sub>欲<sub>二</sub>河水<sub>一</sub>、爾時丹津日子云、此神倦<sub>二</sub>掘<sub>一</sub>河事<sub>一</sub>云<sub>レ</sub>爾而已、故號<sub>二</sub>雲彌<sub>一</sub>、今人號<sub>二</sub>雲潤<sub>一</sub>と有る丹津日子神は、釋紀に引ける風土記に國堅大神之子爾保都比賣命と有るは、此に謂ゆる埴山姫神にて渡らせ給ふ由、傳七、廿六に注せるが如くして、其は軻遇突智神の後神に御在し坐せば、佗に彥神の御在し坐すべきに非れば、此は此の丹生の地を主領ける國神にこそは御在しけめ、太水神の太は大の誤にて大水神か、在<sub>二</sub>於彼村<sub>一</sub>は、法太里に御在し坐す由なるが、右に引ける法太里花波山者、近江國花波之神在<sub>二</sub>於此山<sub>一</sub>と有る此の神と思しき由は、神名式に、近江國高島郡波爾布神社、大水別神社竝給へるも此に合ひ、又伊香郡にも、丹生神社二座、大水別神社御在し坐せば、若其の大水別神と申や此の太水神には御在し坐すらむかし、以<sub>二</sub>穴血<sub>一</sub>佃は、上に引ける讚容郡の文にも、捕<sub>二</sub>臥生鹿<sub>一</sub>割<sub>二</sub>其腹<sub>一</sub>而種<sub>二</sub>稻<sub>一</sub>其血、仍一夜之間生苗と云ふ事有り、偕右の丹津日子神は、土を主る神に御在し坐す故に、水を引くには悉に勞かせ給ふ可きを、太水神は水を掌れる神に坐すから、然る業をば爲させ給はざらむにも、水は心に任せ給へる故に、吾以<sub>二</sub>穴血<sub>一</sub>佃、故不<sub>レ</sub>欲<sub>二</sub>河水<sub>一</sub>と慨まし宣へるを、丹津日子神は、此神倦<sub>二</sub>掘<sub>一</sub>河事<sub>一</sub>云<sub>レ</sub>爾而已とは詔給へるなり、(偕此の古風土記の、明石赤穂美囊三郡のは、今缺けて傳はらざるを、彼の釋に引ける爾保都比賣命の御在し坐しけるは美囊郡なる可し、其の郡の東に丹生山と云ふ有り、攝津國八部郡の界なり、其の山の東麓を丹生山田と云ひて、此は攝津の分なるを以て、播磨に屬ける方は本より丹生なる事を曉る可し、斯りければ、名高き丹生山なむ、上古より爾保都比賣命の御在し坐

したる地なるにて、此の丹津日子神は、其の丹生の地を主領き給ふ國神の御事と所<sub>レ</sub>見たり、國堅大神と申すは、本より、二柱御祖神に渡らせ給ふ御事、申すも更なり、又和名抄に、黒田郷有り、風土記に云く、黒田里袁布山者、昔宗形大神奥津島比賣命、妊<sub>二</sub>伊和大神之子<sub>一</sub>到<sub>二</sub>來此山<sub>一</sub>云、我可<sub>レ</sub>産之時訖、故曰<sub>二</sub>布袁山<sub>一</sub>と有る宗形大神奥津島比賣命は、彼の謂ゆる須勢毘賣命の御事にして、始より此の大己貴大神の後の御政を助奉らせ給ひて、國造の御事に萬の御業にも、大神と相半ばして貴く高く廣く厚き御功の御在し坐して、甚々可畏き大神に渡らせ給ふが故に、伊和大神と相並べて宗形大神と崇まへ奉れるなり、此の記に大神と申すは、此の二柱神と、彼の國堅大神と御蔭大神阿菩大神の五神にて、其餘は神と申し命と申すのみなり、妊<sub>二</sub>伊和大神之子<sub>一</sub>は、古事記に、故此大國主神、娶<sub>二</sub>坐<sub>一</sub>胸形奥津宮<sub>一</sub>神多紀理毘賣命、生子阿遲鋤高日子根神、次妹高比賣命、亦名下照比賣命と有る此の高比賣命と右に謂ゆる道主日女命と、二柱神を生<sub>レ</sub>給ふ産殿をば此の地に構らせ給へりけらし、右に注せる味耜高彥根神の宮は神埼郡新次神社是なり、又高比賣命の高は、此の託賀郡の託賀に同じきを、大津乃命神社は若くは、此の神に坐さむか、右の細書、又下に引ける神名式、參河國寶飯郡御津神社を、風土記に所<sub>レ</sub>祭下照比咩也と云ひて、難波の御津にも彼の神の御在し坐すなど、眞津、即ち大津なるに、又當郡加都良乃命神社、天孫降臨章に、謂ゆる天稚彥門前所植、湯津杜木思合す可きが、阿波國勝浦郡勝占神社河内國若江郡加津良神社共に同じく味耜高彥根神の後天御梶日女命、亦名天津羽羽神に坐す由、下に注する事共を考合す可し、但味耜高彥根神の産土は、出雲と思しければ此は右の高比賣命を生<sub>レ</sub>給ふ御時なめり、可産之月は即臨月を云ふ、訖は月の満ちたる事なり、上に注せるが如く、近江國伊香郡黒田神社、大



椋神社坐を、地神本紀下照姬命の下に、坐倭國葛上郡雲樺社と有るに、大和國葛上郡大倉比賣神社（一名雲樺社）と有るを合せて思ふに、右の黒田神社は宗形大神に坐し、大椋神社は下照姬命に御在し坐すべきを合せ考ふ可し、又云はく、云支閉丘者、宗形大神之、我可産之月盡、故曰支閉丘と有る、盡字は下の支閉に據りて訓むべき事、右の訖字の下に、袁布の言を證し訓むに等し、支閉は古事記日代宮段、倭建命の御歌に、那賀那勢流、意須比能須蘇爾、都紀多知邇祁理、と有るに答奉りて、阿良多麻能、登斯賀岐布禮婆、阿良多麻能、都紀波岐間由久云々、意須比須蘇爾須都紀多々那牟余、と有る是なり、此も其の開胎を過させ御在し坐しける由にて、右の袁布山の故事も、此も大抵同じ意なる者なり、斯るに當郡に宗形大神の御社と思しきは御在し坐さず、神名式に、兵主神社御在し坐すは、例の八千戈神に渡らせ給へば、此の相殿にても御在し坐すか、又古奈爲神社坐は、出雲國神門郡久奈爲神と同神か、猶能く考ふ可き事なり、下の阿波國那賀郡宇爲神社の所に就きて定む可きものなり、又荒田神社は少彦名神に渡らせ給ふ由、傳二十七の條に已に注し奉るが如し、（右の如く、正しく宗形大神と出でたるは此の二のみにて、上件注せるが如く、此の二柱神を相對へて伊和大神伊和都比賣神と申し、又は玉帶志比古命玉帶志比賣命、又は玉足日子命玉足比賣命と竝べ申し、此の女神一所のみを申すには、玉津日女命玉依比賣命と申し、又贊用都比賣命など有るからに各別神の如く見ゆる物から、此の記を貫きて見るに右の如く同神なる者なり、克々前後の文を照し應せ見るに非すば難辨き程の事なり、下に注せる筑後國御井郡玉垂命神社名神大、豐比咩神社、名神大と有る、豐比咩神を一名淀姫と申す由、頭注に見えたるを、尾張國若栗郡黒田神社有るに、民部省圖帳に、黒田明神云々、皇極天皇三年三月、

初行神禮、靈者淀比咩命瀬織津比咩二座也、と有るも、右の黒田里云々の事に妙なる適合へる者なり、下を見る可し、和名抄に賀茂郡上鴨郷有り、共に例の味耜高彥根神の御爲に所以有る地名なり、楮上は下に對へたる稱なるに、下鴨の方は一郷に立てざりけるにこそ、風土記に、上鴨里（土中上）下鴨里（土中下）右二里云々、下鴨里有碓居谷箕谷酒屋谷、此大汝命造碓稻春之處者號碓居谷、箕置之處者號箕谷、造酒屋之處者號酒屋谷、と有る此の故事は聞えたる任なり、又飯盛嵩、右號然者、大汝命之御飯盛於此嵩、故曰嵩盛嵩と有る、此の二事は上に云へる宍禾郡稻春岑、又飯戸阜の故事と相類たる事にて、共に伊和大神の御事なり、又次に梗岡、右號梗岡者、大汝命令春稻於下鴨村、梗飛散到此岡、故曰梗岡と有るも、右に引ける神前郡多馳里梗岡者、伊和大神與天日杵命、二神各發軍相戰、爾時大神之軍集而春稻之、其梗聚爲丘、と有ると同名にして事各異なり、混に爲べからず、又川合郷有り、同記に、川合里、腹辟沼有、號腹辟者、花浪神之妻淡海神、爲追已夫到此處、遂怨腹妻以刀辟腹、汝於此沼、故號腹辟沼、其沼鮒等今无五藏、と有る花浪神の事は右に注せり、上件、風土記に出でたる國神の説なり、神名式に崇健神社は上に注せるが如く、揖保郡中臣印達神社、（名神大）因幡國邑美郡、中臣崇健神社と同じく、五十猛神に渡らせ給へり、又石部神社、和名抄に、大神郷有り、思ひ合す可し、又乎疑原神社は、風土記に、萩原里云々爾祭神少足命坐と有るは聞著ぬ神名なり、少彦名神に御在す可し、（右の賀茂郡の事を同記に、所以號賀茂者、品太天皇之世、於鴨村、雙鴨作栖生卵、故曰賀茂郡と見え、又上鴨里下鴨里の下に、右二里號鴨里者、已詳於上、後分爲二里、故曰上鴨下鴨、所以品太天皇巡行之時、此鴨發於居條、布井樹、此



時天皇問云、何鳥哉、阿從當麻品遲部君前玉答、住於川鴨、勅令射時、發一矢中一鳥、即負矢從山岑飛越之處、號鴨坂、落斃之處者仍號鴨谷、煮羹之處仍號煮坂、と有る事なれども、其の神代より賀茂と云來る地にして然る事の有りしから、愈其の地の大名とは成れるなる可し、國造本紀に、針間鴨國造志賀高穴穗御世、上毛野同祖御穗別命兒市入別命、定賜國造と有るを以て見れば、其の以前に已に名有るなり、又美囊（美奈木）郡、和名抄に出でたり、風土記に、美囊郡所以號美囊者、昔大兄伊射報和氣命、堺國之時、到志深里許會社、勅云、此丘水流甚美哉、故云美囊郡、と有る許會社は、比賣許會社にて、謂ゆる下照姬命の御事なれば、其の頃より已く御社の御在し坐しけるなりけり、又志深（志々美）郷有り、志深里、坐於三坦神八戸掛須御諸命、大物主葦原志許乎、國堅以後、自天下於三坂岑、と有る坐於三坦神は、神名式に謂ゆる御坂神社是なり、八戸掛須は、御諸と云ふ發語なり、八戸は熱田緣起に、作假度八間、一面開八戸、山城風土記に、造八尋屋立八戸扉、など有る是なり、掛須は爲掛にて、謂ゆる騰戸、又は後世の釣戸の類にて、此は上に鈎有りて其に懸る物の謂なるにこそ有りけめ、御諸命は、此の一書に出せる幸魂奇魂神の御事なる可し、吾欲住於日本國之三諸山、故即營宮彼處、使就而居と書され、古事記に、此者坐御諸山上神也と所見たる是なり、次に大物主神は、即ち其の御諸山に後に鎮給ふ大已貴神の和魂に坐し、葦原志許乎命は、此も大已貴命の亦名に御在し坐せば、此の二神は、其の八戸掛須御諸命に從奉らせ給へるなり、國堅以後、自天下於三坂岑とは、其の御諸命の此に天降らせ給へるなり、此の傳の如くは、右の三坂岑に天降り御在し坐して、其より出雲國に顯はれさせ御在し坐しけるにこそ、下に云ふべし、又高野（多加

乃）郷有り、高野里、坐於祝田社、神玉帶志比古大稻女玉帶志比賣豐稻女と有る、此の祝田社は上に注せるが如く、揖保郡祝田神社の御神に渡らせ給へるが上に引ける神前郡的部里の文に、高野社の祭神を玉依比賣命と申せるを合せて、此の比古神、比賣神は、大已貴命妹妹二柱に渡らせ給へるなり、此の大稻女豐稻女二神は、又上に引ける讚容郡の文に、大神妹妹二柱、各競占國之時云々と有りて各御田を作競はせ給へれば、各其の保食神を齋かせ御在し坐して、妹神は大稻女命と祀給ひ、妹神は豐稻女命と祀給へるにて、揖保郡なるは式社なれども、此より徙奉るにて、其止事無き所由有りと見ゆ、其は志深里、（土中々）所以號志深者伊射封和氣命御食於此井之時、信深貝遊上於御飯菖緣、爾時勅云、此貝者於阿波國和那散、我所食之貝哉、故號志深里と有る、此は蜺貝の飯菖に這上れるを見行はし御在し坐して、阿波國にて、前に聞食し、御事の御在し坐しけるを所思し出給ひて、詔給へる意は、飯は彼の保食神、亦名豐宇氣毘賣神の御體とも申す可き御物なるが、彼の和奈佐老夫婦は、丹後風土記に見えたるが如く、甚く其の神を寤め申せる神なる事を御心に持し給ひて、今も其の神には、和奈佐が迫るぞと、先に其の阿波にて、此の蜺貝を聞食しし御事を所思し出でさせ御在し坐して、大に興ぜさせ給へる趣なり、是又此の近き祝田社に、其の大稻女命豐稻女命の御在し坐す御事に思ひ寄せ給へる者と思ふは如何に、又吉川（與加波）郷有り、風土記に、吉川里、所以號吉川者、吉川大刀自神在於此、故云吉川里と所見たり、（此の神の事未だ詳ならず、又上に注せるが如く、讚容郡吉川本名玉落川、大神之玉落於此川、故曰玉落、今云吉川者、稻狹部大吉川居於此村、故曰吉川、其山生黃連、と有る吉川も同名ながら、其の義を如何とも知るべき状なむ無かりける、然右の美囊郡、



今は三木郡と云ふは其の那の言の省かれるなり、和奈佐老夫婦の事は、傳十二卷に丹後風土記を引きて注せり、神名式に、阿波國那賀郡和奈佐意富會神社有り、和名抄に和耶郷有るは、右に詔給へる和那佐の地是なり、右件、播磨風土記を頃日得て抄し見るに、如く長々と注す事なむ出來りけるを、其も亦止むべからざる事有るが爲なり、其の止むべからざる所以と云ふは、此の大神の本宮は出雲國なる事は本よりにて、其は今云ふ限に非るを、其の諸國を巡御在し坐すと云ふ中にも、播磨國をも宮所と爲させ給ひて、后神又御子神等も共に御在し坐して、其の數多の御事跡なむ御在し坐すを、何れをひと爲て捨難く、餘に奇珍しく思ゆる任に、予も亦指並の相向へる國にし有りければ、地理にも疎からず、説くにも大に説を成し易くて、不意に長々しき諄説をぞ爲たりける、又神名式に、美作國大庭郡形部神社、三代實錄に、貞觀六年八月二十五日己巳、美作國從五位下形寶神、授從五位上と有るを見れば、形女神の義なり、宗形女神の上を略けるか、壹粟神社二座は壹粟を誤れるか、和名抄に美和郷有るは、即ち伊和なる事上に注せるが如し、若し伊佐波と訓むべくは、上に注せるが如く、但馬國養父郡石禾（伊佐波）郷有る其の所由に等しくして、即ち伊佐波止美命の御事に引合ふが故に、出雲神に悉く由有り、又長田神社は、攝津國八部郡長田神社（名神大、月次相嘗新嘗）と、同じかりぬ可き事申すも更なれば、是事代主神にて御在し坐すなりけり、又苦東郡高野神社は、傳二十六に注せるが、此も右の播磨國の高野社と同じくは、玉依姫命に渡らせ給ふ可くや、此の神社の鳥居の傍に、宇那手森と云ふ有り、夫木集に、大納言隆房「神の坐す、卯名手杜を、朝行けば、聲を手向けて千鳥鳴くなり」と有るは、此の杜なりと云へり、大和國宇奈提杜に由るべくは、此も事代主神に御在すめり、和名抄に、高

野美和賀茂の三郷有るに由有り、又中山神社、（名神大）傳七に注し奉るが如く、美濃國不破郡仲山金山彦神社（名神大）と同神に渡らせ給ふ御事申すも更なるを、古本書入に、社記云、鏡作神、天照太神第三御子と書し、又一宮記に、大巳貴命、頭注に一宮也、大巳貴命也、など云ふも難捨き事にて、山は金山彦神のト給へるは本よりの御事ながら彼の眞鐵を鑄立てさせ給へるは、此の大巳貴神に御在し坐すと見えて、其の由丹後風土記伽佐郷の下に所見見て、下に委しく注したり、又三代實錄に、貞觀十七年三月二十九日壬子、授美作國從五位下御鴨神從五位上、と有るは、眞島郡美甘郷見えたる是か、今も三鴨と云へり、又大井郷有るも、必ず鴨神に所以有ること巳に注せるが如し、（又久米郡大井郷有り、又倭文郷と云ふも有るは、此の相隣れる伯耆國久米郡倭文神社御在し坐すに思ひ合す可し、巳に上に注せるが如く、其の地に大鴨小鴨上神下神カミツラシメツクの四郷有るは、大物主神事代主神に謂有る地名なり、其の倭文神社は、一宮記に下照姫命と見ゆ）、神名式に、備前國邑久郡美和神社、本國神名帳に、從三位美和明神と有り、片山日子神社、帳には從二位賀多山大明神と謂ゆ、社傳に大山咋神亦名片山日子命と云へり、此は傳廿四に注せる如く、片岡神の御事なるを、大山咋神の亦名と爲るは、二神相並び坐すなどに依りて混れたる者なりけり、下に云ふを見るべし、又安仁神（名神大）續後紀に、承和八年二月己酉、備前國邑久郡安仁神、預名神焉と見え、帳には、正二位安仁大明神と有り、姓氏錄に、和仁、古大國主命六世孫阿田賀多須命之後也、と有る和仁と安仁と言相通へり、右に注せる如く、越前國丹生郡兄子神社も此と同例なり、大同類聚方八に吉備郡藥、備前國和氣飯成之祕傳多留方、元者同國邑久郡安仁神社乃神方也と所見たり、又帳に、從三位神前明神、今神前村に立たせ御在し坐すと云へり、此の神の



説は上に已に注るせるが如く、神後の義なめり、又從五位上松江伊郷岐明神は、謂ゆる市杵島姫命に御在し坐すべく、又從五位上湯次明神は式に、近江國淺井郡片山神社二座、湯次神者、伊香郡神前神社など坐すと、此と同じき状なるを、風土記に、湯須神云々、所祭御名賀多也と有るに符合へり、又赤坂郡鴨神社三座、和名抄に葛木郷有り、式に謂ゆる大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社二座、(並名神大、月次相嘗新嘗)と有る思ひ合す可し、但帳には、正四位下鴨高岡明神、正四位下鴨上松原明神、正四位下鴨新田明神と有るは、當郡に鴨某明神と申す九社の中に神階も最高く御在し坐せば、此の三座にや當る可からむ、頭注には、鴨山城同と云へり、大和なるも山城なるも同神に坐せば違へるに非ず、又宗形神社帳に、從四位上宗形明神と見ゆ、又石上布都之魂神社は、傳二十四に注せるが如く、此の第三一書に、其素戔嗚尊斷蛇之劍、今在吉備神部許也と有る神部は、大己貴神の裔なりければ、當昔此に其の神劍を齎きて此に住へりしなりけり、帳には從四位下布津明神と有り、布勢神社は出雲風土記に、仁多郡布勢郷云々、古老傳云、大神命之宿坐之處故云布世、(神龜三年、改三字布勢)と有る、其の地より勸請れるなる可きは、帳に、正四位下布施巨明神、正四位下鴨布施明神、從四位下檜村布施明神、正五位下天降布施明神、正五位下鴨布施明神と有るが中に、鴨字を冠たるを見れば、布勢君等の祖神に坐さじ、又帳に、正四位上片山明神は、右の如く、從四位下湯山明神は、彼の清之湯山主命なる可く、又從四位上石淵鴨部明神は、右の謂ゆる吉備神部の祖神に坐すべきを思ひ合す可し、又從四位下鴨長尾明神、正五位上鴨常普明神、正五位下賀茂社前明神と有るは、右の鴨神社の縁の神等に坐すべく、正五位下松尾明神は大山昨神にて渡らせ給ふ事申すも更なり、又和氣郡神根神社、帳

には從二位神根大明神と有り、此は神峯なる可し、其の赤坂郡に、正五位下神根歲彦明神と有るに據りて索るに、神名式なる若狭國遠敷郡彌和神社を、其の國帳に、三輪大歲彦明神大歲姫明神と有るは、大神大物主神の亦の名なる可きを思ふに、決く大三輪神に御在し坐すべし、又正五位下神峯伊勢明神、又正五位下伊勢明神は少彦名神に御在し坐すらむ、大同類聚方に、和氣藥、又神根藥云々、元者少彦名神方也、と有るを以て證す可し、上の隱岐國海部伊勢命神社(名神大)の所に云へるを考へ合す可し、此を五瀬命など云ふは更に據無き説なるぞかし、又從三位神峯神社御在し坐すを、右の例以て推す時は、決く大己貴神にぞ御在し坐すべき、(然るに、民部省圖帳に、備前國和氣郡神根大明神、神貢五十八東有餘、田神靈木花咲耶比賣云々と有れば、右に云へる赤坂郡なるとは別なるにて、神根神社に此の女神を祀る事、別に由有る事にか、兒島郡にも從四位下木花佐久耶比咩明神と云ふも所見たり、又其の赤坂郡に、天大德宇津明神は、天大德は天大歳の義にや、宇津明神は傳二十六卷に注せるが如く、五十猛神を申奉る例なるをも思ふ可し、又和氣郡正三位長田大明神は、事代主神に坐す事下に云へり、又神名式に、上道郡大神々社四座帳には此の御社と思しきは無くして、從二位深田大明神坐<sub>ニ</sub>上道郡と見え、又上東郡正一位福岡大明神など申すは各後の地名を以て稱ふるなれば、此の二社の中なるか、又正三位布施明神と申す有り、此は大己貴神に渡らせ給ふべき事右に注せるが如し、又正五位下天鴨明神と申すも見ゆ、又式に、御野郡天神社國神社坐すは、大己貴少彦名神に坐す事諸國の例皆然り、帳には、從四位下國津明神のみ有り、又伊勢神社帳に、從四位下伊勢明神と有り、即ち少彦名神に坐すべき由已に右に注せりき、津高郡鴨神社帳に、從四位下鴨明神と見ゆ、即ち和名抄に賀茂郷有りて、



今も賀茂村と云ふに上下二社立たせ御在し坐すと云へり、又宗形神社帳に見えず、又式外從四位上神明、從四位下多自枯鴨神明、從四位下多自枯布施神明と有る、多自枯は今田地子村と云ふ地名なり、又兒島郡鴨神社、今在長尾村、稱八幡と云へれば、帳に正五位上八幡神明と有る是か、抑賀茂御祖神はしも玉依姬命と申し奉りて、即ち八幡大神にて渡らせ給へる由、傳十六に注せる如くなれば、玉依姬命を以て八幡神明と申さむは、然も有りぬ可き御事なりかし、此の長尾村の名右に謂ゆる、赤坂郡從四位下鴨長尾神明と申すに合へるを以て證と爲べきなり、又從五位下國津明神と申すも見えたり、磐梨郡には式社無くして帳に從二位雨垂布施大明神の、雨垂は發語にて、天足より伏と續けるにて、向伏の義に云ひ係けたるなり、正四位下神明、從四位下賀茂明神など有りて、國作の古跡床しき事共多在りけり、(右は備前國にての較略なり、但當國の中にも、右の鴨神社の中には、國造本紀に、笠臣國造、輕島豐明朝御世、元封鴨別命、八世孫笠三枚臣、定賜國造と有れば、其の鴨別命を祀れるも有るべきが、其は此の地に封させ奉られし事に因れるなりければ、元より事代主神に就きて鴨の地は有りし事申すも更なれば、其の心して考ふ可きなり、又布勢神社も、古事記明宮段に、若野毛二俣王子、意富杼王者云々布勢君等之祖也と有るも、其の布勢の地有りて後の事なり、) 神名式に、備中國窪屋郡百射山神社、式社考に坐三輪村と云へり、足高神社、和名抄に阿智郷有り、味耜高彥根神に坐すにか、又賀夜郡大井(於保井)郷有り、又大石、(於保之)郷有るは上に引ける播磨風土記に、讚容郡有濃里云々、玉足日子玉足比賣命、生子大石命見えたり、下道郡神社、後月郡足次山神社、和名抄に、足次(阿須波)郷と云ふ有る、波は伎の誤なめり、駿河國安倍郡足环神社、近江國犬上郡阿自岐神

社二座、越前國今立郡阿須疑神社、出雲國出雲郡阿須伎神社、神阿須伎神社など、皆味耜高彥根神にて渡らせ給へるに思ひ合す可き事共なり、又哲多郡神代(加無之呂)郷は、能登國羽咋郡、出雲國出雲郡共に、神代神社見えたり、又、英賀(阿加)郡は、播磨國揖保郡にも英賀(安加)郷有りて、上に引ける其の風土記に、英賀里、(土中上)右稱英賀者、伊和大神之子阿賀比古阿賀比賣二神、在於此處、故因神名以爲里名、と有るに思を及ぼす可き者なるぞかし、又備後國沼隈郡高諸神社は、出雲國意宇郡、佐爲神社、佐爲高守神社二所御在し坐すを、風土記には、狹井社狹井高守社と作り、即ち大和國城上郡狹井坐、大神荒魂神社五座(欽鞞)と有る其の同神と思しきは、三代實錄に、貞觀三年十月廿日庚申、備後國正六位上大神神、授從五位下と有る是なり、又沼名前神社の沼は、沼隈の沼には非らず瓊の言なる可し、瓊之后神と申す事にて、謂ゆる宗形大神に御在し坐すにや、同錄に元慶二年十二月十五日丙子、授備後國無位隱島神從五位下と有るは、此より外に當つべき神御在し坐さざるなり、隱を意技と訓む例は、陸奥國安積郡隱津島神社有る是なり、又葦田郡賀武奈備神社は、上に注せる丹波國何鹿郡河牟奈備神社、隱岐國周吉郡賀茂那備神社と同じくは、事代主神に渡らせ給ふ可き御事申すも更なり、(又三代實錄に、貞觀二年二月廿八日己酉、授備後國正六位上大藏神、神田神、並從五位下、と有る大藏神は、地神本紀に、下照姬命坐倭國葛上郡雲梯社と有る、其は神名式に、大倉比賣神社一名雲梯社と有る是なり、神田神は大已貴神に御在し坐すべき由、上の近江國滋賀郡神田神社の下に云へり、和名抄に、品治郡神田郷有る是なめり、又神石郡三坂郷有るを、大同類聚方に、三坂藥云々、少彦名命方と云ふ事見ゆ、此の事傳廿七卷に云へり、下にも云ふべし、又甲奴藥、矢野郷有るは、



八野若日女命の御名に由有り、又三上郡多可郷は右に注せる播磨國多可郡の故事に思ひ合す可く、神代郷の事は右に注せり、世羅郡、大田郷は大田々根子命に由有るにや、猶惠蘇郡、帝釋山は大巳貴神の神迹なる事、其の卷に注せり、又上に注せるが如く、江島社記に、大巳貴命與久延彦命合力經營相摸江島、安藝嚴島、駿河御嶽と云ふ事有り、但神名式に、謂ゆる安藝國佐伯郡伊都島神社（名神大）の鎮り御在し坐す御事は欽明天皇の大御代の御事なれども、本より其の御幽契御在し坐す御事なりけり、其の大元社と申すは、地主神にて渡らせ御在し坐すと云へば、必ず此の國作の御時より御在し坐し初めたるなりけり、和名抄に、賀茂郡賀茂郷有り、高屋（多加也）郷は、出雲風土記神門郡多伎郷に、謂ゆる阿陀加夜努志多伎吉比賣命に由有る、又山縣郡にも加茂郷有り、又神名式に、周防國佐婆郡出雲神社二座、風土記に、出雲神社在二下徳地村、祭神大巳貴命事代主命、社號二宮、圭田五十束と有り、東大寺天平十年周防國正税帳に、奉參所神社、額捌拾束（以神命令奉）熊毛神社云々、出雲神社云々、御坂神社云々と有りて、古より名高き御社にて渡らせ給へるなり、出雲神社考と云ふ物に云く、得地郷二宮村に鎮坐、祭神大巳貴命事代主命、末社宇佐八幡宮若宮八幡宮、社傳云、元正天皇靈龜元年建立、正月六日八月十五日十一月初申日神祭有り、就中、八月十五日を第一と云ふ、（中略）鳥居の傍に長き石二竝立てり、土を出づる所一丈許、横僅大に二尺許なり、降臨石、又影向石と云ふ、又大宮司門前の田中にも神石有り、楮此の社の前に佐波川と云ふ大川有り、府中の北を流る、此の社より一里下流に御坂神社有り、大國主命を祀る、此の鳥居の前に、又二長石立てり（下略）と有るは、實に神代思めかしき所なり、三代實錄に、貞觀九年八月十六日壬午、周防國正五位上出雲神、授

從四位下と見え、伴翁説に、東寺の古文書に、「維元永二年己亥、當國鎮守、正一位出雲兩所大明神、宇豆廣前、國司從四位下行藤原朝臣家保、恐美恐毛令申事由云々、と有りて神寶を奉れる文有り」と云へり、又御坂神社は大國主命なる由右に出でたるが如し、續後紀に、承和六年閏正月丁亥、奉授周防國无位三坂神從五位下、三代實錄に、貞觀九年三月十日庚戌、周防國從四位下三坂神授從三位と有り、上に注せる播磨國美藝郡御坂神社の御事に考合す可し、又劍神社は素戔嗚尊に坐すと云へり、社説に、「神功皇后三韓御退治の時、夷狄降伏の爲、八握劍を神體とし、素戔嗚尊を祭り給ふ」と云へり、同錄に、貞觀九年八月十六日壬午、授周防國從五位上劍神正五位下と見ゆ、又吉敷郡仁壁神社、在三口、俗稱三宮、傳云、表筒男中筒男底筒男命、味耜高彥根命、下照姫命を祀ると云ひ、都濃郡二俣神社、在二俣村、祭神八千戈神大物主命、又一説に健御名方神と云へるも、共に由有る事なり、又傳十三に注せるが如く、當郡式外勝間神社、國津姫神社共に三女神にて御在し坐すなど、神代より殊に所以深く思えたり、又都濃郡二俣神社は、社傳に「健御名方神天より降れる神等に追はれ奉りて須波と云ひて始て逃出し給へる地なり」と云へり、又熊毛即美和郷、吉敷郡神前郷宇努郷有る、此二は上に注せる播磨國神崎郡、又揖保郡宇野郷の故事考へ合す可し、八千郷は八千戈神の略か、又神名式に、謂ゆる長門國豊浦郡村屋神社は、大和國城下郡村屋坐、彌富都比賣神社（大、月次相嘗新嘗）と同じかる可きを、厚狹郡見穂郷有り、又豊浦郡神田郷有り、美禰郡渚鋤（須々木）郷は、鋤々と聞えて國作の御事に謂有り、大津郡三島郷は、三島鴨神に由有と思ゆめり、又大同類聚方八に、阿可萬奴冷藥、長門國赤間稻置之傳方、元者大穴持命之神方、又十九に、袁可之麻藥、長門國、赤間稻置之家二世々所



傳祕之方、元者大已貴命之方也、と有る赤間は豊浦郡なれば、村屋神社に引合すしも非ずかし、(備文徳天皇實錄に、仁壽元年冬十月己亥朔丙午、長門國鹿集神、授從五位下と有る鹿集神と申すは大已貴神には御在し坐さざるか、同方廿六卷に加之衰藥、木國香集麻呂之家仁傳流藥、元者大名持神乃神久周理と有る是なり、猶能正し見る可き事になむ)又神名式に、紀伊國名草郡朝椋神社御在し坐すは、傳二十四、傳二十六に注すが如く大已貴神、八十神の爲に寤られさせ御在し坐しける頃御祖命の御赴けにて、大屋毘古神の御許に御在し坐しける時の故事有る所なるを志摩神社(名神大)と聞ゆるは、謂ゆる三女神にて渡らせ給へるに、相殿に生國魂神の御在し坐すは、國作の御迹と思ゆる宮居なり、又傳十一、二十七にも注せるが如く、熊野三所の中なる那智は、大已貴神に渡らせ御在し坐し、又海部郡に賀茂谷賀茂川と云ふ有りて、式外、賀茂神社御在し坐す事、下に云ふべし、又在田郡湯淺莊に、國主神社、本國神名帳に、國津神と見えたる是なり、或書に云はく、社傳に「天曆の頃、大和國三輪臣の弟阿部橋司と云ふ人に三輪大神々託有り、昔より紀伊國海邊の巖に大已貴命出雲國より鎮坐有り、此處を尋ねて祭る可しと有りしかば、同年九月より、始て加太浦邊より尋巡り、十一月、千田浦に來り晝寐ねたる夢に素戔嗚尊託宣有り、其日暮れて海邊に臥したる時、神出現有りて、二百餘年此所に鎮坐し給ふ(下略)と云へるは、神代の鎮座を二百餘年と傳へ誤りたるか、又本國神名帳に、日高郡正二位御埼大神と申す有り、謂ゆる日御崎社はなり、三代實錄に、貞觀十七年十月十日己未、授紀伊國正六位上三前神從五位下と有り、若くは、傳廿一に注せる出雲國日御埼社と等しく、大已貴神妹妹二柱にぞ御在し坐すべかりける、又同帳に那賀郡從三位浦上國津姫大神と有り、三代實錄に、仁和元年十

二月廿九日己卯、授紀伊國正六位上浦上國津姫神五位下と有る是なり、上に注せる周防國の例ならむには、三女神にて渡らせ給ふ可き御事申すも更なれば、慥なる古傳は見えずと雖も、神代の神迹なむ思ほゆる御事なりける、(又少彦名神と二柱の御事は已に傳二十七卷に注せるが如し、又當國には、須佐大神以下の神迹甚多在る御事にし有りければ、此の大已貴神の御事なども其の中に混れるも多かる可ければ、今何れを其と分て言難き事共になむ)傳廿七に注せるが如く、淡路國三原郡大和國魂神社(名神大)御在し坐すに、大同類聚方方六十九に、久仁玉藥、淡路國三原郡國魂神社傳方、(中略)元波少彦名命乃神藥也と所見たるは、神代より其の神も相共に鎮り御在し坐す御事なるが故に、其の神方の此に傳はれるなりけり、又津名郡賀茂神社、和名抄に賀茂(加毛)郷有り、郷廢れて今加茂村の名遺れりけり、其の村に立たせ御在し坐すなむ、決く其の神社にて有るべき、下に云ふべし、又由良湊神社、延喜式に謂ゆる由理驛是なり、紀伊國加太浦に相向ひて、又其の國の由良湊にも斜に向へる地なりけれども、神社の此に御在し坐すを見れば、此の地なむ本には有らし、上にも注せる隱岐國知夫郡由良比女神社(名神大、元名和多須神)を、頭注に大已貴命嫡后須勢利姬命也と見えたと相同しく御在し坐す御事は申すも更なるに、右の大國魂神社は荒魂神に御在し坐せば、其を除きて、此の國に大已貴神の御社と思しきは、何れか其と思寄れるは見えずなむ有りけるを、大同類聚方十一に、津名藥、淡路國津名郡津名里那射長埜麻呂之家二傳累處之方、元者大穴牟智命之神方、十四に阿波治藥、淡路伊佐奈伎神社爾傳流方、其元者大已貴命乃神玖須離奈利、神裔大神資古奏之、十八に、淡路藥、津名郡伊奈岐神社二傳方元者大穴持持命方也、廿六に、南岐藥、淡路國津名郡淡路伊佐奈岐神社之神方、當



社仁大穴持命乃神方傳不留藥、十六方阿里、其一方是奈里と有るなどは、何れも淡路伊佐奈岐神社（名神大）に傳はれる共なり、此は大神氏の其の神社に仕奉れる縁に由りて然るにかと見以て行くに、津名藥、淡路藥などと其の國郡の名を負ひ、大神の御名を略て南岐藥などと云ふを以て見るに、古くより其の國に傳はれる方なりけり、甚々可畏き推量説には有れども、南岐藥の稱有りて、大穴持命乃神方と云ふを見れば、此の多賀宮はしも傳十三に注せるが如く、大神の御自構立させ御在し坐しける幽宮なる御事は然る物にて、大巳貴神ぞ始て齋奉らせ給ひなど爲させ御在し坐しける御由縁にて、此の從祀に齋かれさせ御在し坐しけるならむかし、出雲國出雲郡杵築大社（名神大）御在し坐せる、其の地にも同社神伊佐那岐神社御在し坐すも、即ち此の神の持齋き奉らせ給へる御由縁とこそは伺奉らるゝ御事なりけれ、（其は近江國大上郡多何神社二座と有るは、二柱御祖神にて御在し坐す御事申すも更なり、然るに上に云へるが如く、同郡阿自岐神社二座と有るは味耜高彥根神に坐せば、今一座は大巳貴神にて渡らせ給ふ可きに、其の大神の御許近く、右の神等の御在し坐す所以を求めて知る事なり、）神名式に、阿波國阿波郡事代主神社、此は神功皇后元年御紀に、於尾田吾田節之淡郡之有也、亦有耶、答曰、於天事代、於虛事代玉籤入彥嚴之事代神有之也、と有りて、此の時に稚日女尊、事代主命共に此の阿波國より顯れさせ御在し坐して、征韓の御政を助け聞えさせ給へるを以て見奉れば、神代より此に御在し坐しつ可き御事今更に申すも事舊にたり、今伊月村事代大明神と申すと云へり、美馬郡鴨神社、當國神名帳に、阿波郡中野村に賀茂別雷皇大神宮有り、同郡加茂村に加茂神社、又同郡鴨宮村に加茂大明神有り」と云へり、此の三處の内に何れを式社なるにか、又田寸神社を同帳に、「阿波郡加茂村田寸神社

有り」と云へる、此は地神本紀に、大巳貴神、次娶坐邊津宮高津姫神、生一男一女、兒都味齒八重事代主神と有るを以見れば、此即御祖神にて渡らせ給へれば、右の加茂村なるぞ鴨神社にて、餘の二處は各其の別社と見えたりけり、和名抄に、大島（於保之萬）郷有るは、謂ゆる中瀛の一名なれば、此に功有る御事なるにや、又横田神社、建神社は、出雲國島根郡多氣神社、横田神社有るに思ひ合す可し、又倭大國魂神社大國敷神二座、此の御事は已に傳廿七に注し奉れりき、麻殖郡天水沼間比古神社、天水塞比賣神社二座は、出雲國出雲郡美努麻神社御在し坐すに思ひ合す可し、又祕羽目神、足濱日門比賣神社二座と有り、決めて祕は稻を誤れるにて、稻羽女神の義なりけり、續後紀に、承和九年冬十月辛酉朔壬戌、奉授阿波國無位葦稻葉神從五位下、三代實錄に、貞觀九年四月廿三日壬辰、授阿波國從五位上葦稻羽神正五位上、同十六年三月十四日癸酉授阿波國正五位上葦稻羽神從四位下、元慶三年六月廿三日壬午、授阿波國從四位下葦稻羽神從四位上と有りて、神階も甚勝らせ給へるを、此の神社より位に當つべき神御在し坐さざるを以思ふに、葦は此の神社の地にて、稻羽女は八上比賣命に坐すなる可し、今一座の御事は未思得ず、又當郡射立（伊多知）郷有る事、上に講ゆる、播磨國傍磨郡楯兵主神社二座の御事に思ひ合す可し、名方郡天石門別豐玉比賣神社、此は神后皇后御紀の稚日女尊の御事にて、即ち三女神に坐す委しき考有りて、已に傳十八に云へり、大御和神社帳に、名東郡府中村大御和神社有りと云へり、又多郡御奈刀禰神社帳に、多西郡諏訪村に在りと云へる即ち健御名方神の事にして、名方と云ふ郡名の此に起れるを見るべきなり、和名抄に、賀茂（加毛）郷見ゆ、又勝浦郡勝占神社は、上に注せる播磨國多可郡加都良乃命神社と同神なめり、此を松尾大明神と云ふに就きて、下、の賀茂上



社に、杉尾社と申す有るは必一なる可き由有りて云へるに思合す可し、下に注せるが如く、伊賀國山田郡阿波神社は、事代主神の本后に坐すを杉生大明神と申せり、尾と生との違有れども、後人の唱なれば抱るまじくして此は即ち天津羽々神にてぞ御在し坐しつ可き、又事代主神社は、姓氏錄に謂ゆる長公の祖にして、其の裔此の地に在り、下に長公の事を注するを見るべし、速雨神社は、出雲風土記、楯縫郡玖潭郷の下に、波夜佐雨久多美乃山と詔給へる、所造天下大神の御言有り、御縣神社は天日方奇日方命か、建島女祖命神社の建島は地名にて、女祖命は事代主神に御祖神の謂か、又那賀郡八梓神社帳に、矢鋒八幡宮と見ゆ、即ち八千戈神の略なる可し、三代實錄に、元慶七年十二月二十八日庚申、授阿波國從五位下埴土女屋神八梓神並從五位上と有り、又建比賣神社の建を多禰と訓めり、高比賣命なる可きにこそ、(又當郡島根郷有るは、出雲國島根郡に出でたるにや、同郡多氣神社有り、横田神社も見えたるに、右に云へる如く、美馬郡に横田神社、建神社坐すをも思合す可し、右の天水沼間比古神社天水塞比賣神社は筑後國に三潞郡有り、御井郡有るに就きて思ふに、御井神夫妻にては坐さざるか、其の並びに天村雲神伊自波夜比賣神社の神は謂ゆる水取の事に仕奉らす給へる神に坐すを以て試に云ふなり、且上に注せるが如く、美濃國に御井神と稻羽神と坐す引合をも思ふ可し、又神名帳、板野郡下莊村琴代社と申すも有り、) 神名式に、讚岐國寒川郡布勢神社、此の神の御事は上に云へり、神前神社は遊良と云ふ山に御在し坐して、即神前八幡と申すとぞ、即ち傳十三に注せるが如く即ち三女神にて渡らせ給へり、和名抄に、神崎(加無佐木)郷有り、又、大養彦神社は、社傳に素戔鳴尊に坐すと云へり、又當社鴨部郷見えたり、香川郡田村神社(名神大)は、一宮記に猿田彦命と見ゆ、即ち

事代主神に御在し坐す由、天孫降臨章第一、一書に就きて注す可きなり、阿野郡鴨神社三代實錄に、貞觀七年十月九日丁巳、授讚岐國從五位下賀茂神從五位上、同十七年五月二十七日戊申、授讚岐國從五位上賀茂天神正五位下と見ゆ、和名抄に、鴨部(加毛)郷有り、今鴨村と云ふに御在し坐すと云へり、又神谷神社は、同錄に、貞觀七年十月九日丁巳、授讚岐國從五位下神谷神從五位上、同十七年五月二十七日戊申、授讚岐國從五位上神谷天神正五位下と見え、今神谷村に御在し坐すと云へり、上に注せる丹後國熊野郡神谷神社の如くは、大己貴神にぞ御在し坐すべからし、又多度郡雲氣神社は今世に名高き金毘羅神なりと云へり、然る時は神社本記に、金平神社、(讚岐國大己貴命と有る是なり、同錄に、貞觀元年正月七日甲子、詔以讚岐國從五位下雲氣神、列於官社、同三月二十二日戊寅、授攝津國正六位上雲氣神從五位下、)と有る攝津は讚岐に作る可きなり、同二年五月二十日巳、讚岐國從五位下雲氣神、列官社と有る、此は重複なり、又三井郷有り、御井神の謂なるか、又刈田郡加麻良神社、今植田村と云ふに坐すを俗に加茂良とも、加茂宮とも申すと云へり、村名は次に云へる土佐國長岡郡植田神社を、高加茂大明神と申すに相通ふ事なり、又三野郡大水上神社の御事に就きて説有り、下の條に云ふべし、(右の阿野郡に城山神社名神大御在し坐すを、生駒記に、「今社地を失ふ、然るに摩尼珠院境内の小宮、又府中村の印鑰大明神、又東坂本村の内三谷宮、此の三處は勸請の所と云ふ云々」と有るに就きて思ふに、府中村なるや正しからむ、菅家文章に、祭城山神一文とて出でたるは、讚岐守にて御在し坐しける時の御事なりければ、國府より近き神社の故を以て祭らせ給へるにも有るべし、然して、印鑰大明神と申すは筑前などに多き神なるが、其は宗像大神を辨財天と祀れる事と成りし



より、其の十五童子と云ふ中に印鑰童子と云ふ有る、其に附會せし者なり、然れば其の名に據りて其の本を推す時は、宗像大神ならむも知るべからず、後勘の爲に少か注し置く者なり、三代實錄に、貞觀元年十一月七日戊午、授讃岐國正六位上城山神從五位下、同七年十月九日丁巳、授讃岐國從五位下城山神從五位上と見えたり、伊豫國溫泉郡湯神社は、大已貴少名彥二柱神に渡らせ給ふ御事共は、其の風土記を引きて、傳二十二、二十七に委しく注し奉れば、今云ふ限に非るを、其の大貴已神の後の國巡の御事迹は、式社に就きて更に考ふ可き據を知らずなむ有りけるを、後に思へば續紀に、天平神護二年四月甲辰、伊豫國神野郡伊會乃神、授從五位下、充神戶五烟と所見たるを、其の神野郡は類史に、大同四年九月乙巳、改伊豫國神野郡爲新居郡と有るを、式に新居郡伊會乃神社（名神大）見えたり、其の天平寶子二年三月壬午、伊豫國神野郡人少初位上賀茂直馬主等、賜賀茂伊豫朝臣姓と有るに、和名抄に新居郡加茂郷有りて合へり、右の伊會乃神社を、先には有功之神社と云ふ事にて、五十猛神ならむと思ひしかども、下に注せる伊勢國度會郡磯神社の例なるを思ふに、姓氏錄に謂はゆる石邊公は、下に云へるが如く、此も功部なるを、其の部を略きて功神社と申す事にて、此は正しく大已貴神にて渡らせ給ふと見えたり、又伊豫郡伊會能神社も此の例なるぞかし、又、和名抄に宇摩郡御井（美井）郷有り、桑村郡御井有り、越智郡鴨部郷有り、濃滿郡大井郷有り、伊豫郡神前（加牟左岐）郷有り、又喜多郡矢野（也乃）郷有るは、例の八野若日女命の御名の略なり、又宇和郡は宇和津彥神の御名の略なりければ、國舉りて、皆后神等御子神等に就きて得去るまじける地名共なり、此に就きて強て思ふに、越智郡大山積神社（名神大）は、攝津國と伊豆國の三島社に故有りて、事代主神の共に御在

し坐す例なりければ、此も同じかる可き由、傳九に注し奉り、又下にも述ぶるが如し、多枝神社（名神大）は、右に注せる阿波國阿波郡田寸神社に同じかる可くして、其の御祖神に御在し坐すべかめり、三代實錄に、貞觀二年閏十月十七日癸亥、授伊豫國從五位上瀧神從四位下、同八年閏三月七日壬子、授伊豫國從四位下瀧神從四位上、同九年二月五日乙亥、授伊豫國從四位上瀧神正四位下、同十二年八月二十八日戊申、授伊豫國正四位下瀧神正四位上と有りて、三島神と共に神階に進ませ給へり、又溫泉郡出雲神社御在し坐すは、例の出雲大神に御在し坐すべし、宇和津彥神は、同錄に、仁和元年二月十日丙申、授伊豫國正六位上宇和津彥神從五位下と有り、此の神の御事は、上に事の因有りて注せるが如く、播磨國宍粟郡伊和坐、大名持御魂神社（名神大）と同神に御在し坐して、伊和は美和の轉なる由、其の風土記に見えれば、宇和は又伊和より再び轉れる言なりけり、其の證は土佐風土記に、神河訓三輪川、源出北山之中、屆于伊與國、水清故爲大神釀酒也、用此河水、故爲河名也と云ふ事も有ればなり、此等を合せて其の美和伊和宇和共に等しき事知らるゝなり、又播磨風土記にも、伊和村、（本名神酒）大神釀酒此村、故云神酒村、又云、於伊和村、大神國作訖以後云於和、等我美岐と有るをも合せて其の然る所以を明らかにすべき者なり、（楮右の伊和大神の竝に、伊和都比賣神社、其の明石郡赤穂郡に御在し坐すを見るに、必ず伊和都比古神の御名御在し坐すべき御事申すも更なりければ、此の宇和郡にも、宇和津彥神の對に宇和津姫神と申すも必御在し坐すなる可し、故其の伊和都比賣神は、謂ゆる三女神の御事にて渡らせ給ふに就きて考ふるに、瑞珠盟約章第三一書に、即以日神所生三女神者云々、此筑紫水沼君等祭神是也と有るに、此の宇和郡に三間郷有るは、水沼の略な



るにて、景行天皇四年御紀に、國乳別皇子、是水沼別之始祖也、と有るは筑紫の水沼なるを、天皇本紀に、國乳別命伊與宇和別祖と有りて事違へるに似たれども、其の子孫の此に移住へるから、三間郷の名は出来る者と思しかりければ、此にも必ず三女神を奉じて齋き奉る可きを思ふ可し。土佐國の式社に、大己貴神と思ほしきは未だ思得ずと雖も、味耜高彥根神の後神と御在し坐す、天津羽々神の共に御在し坐す地なるからに、其に就きたる御由縁の御事共は、粗々見ゆる状なり、先安藝郡室津神社、和名抄に室津（牟呂都）郷有り、舊本今昔物語に、今は昔、土佐國に室戸津と云ふ所有り云々と見ゆ、此は必味耜高彥根神にて御在し坐すべき由は、上に注せる播磨國揖保郡式外、室戸神社の御事にて心得べし、又和食（和之岐）郷有るは、阿食の轉なる可く思ゆ、地圖を見るに、和食村に隣りて、手結村、手結湊、手結崎と云ふ有り、出雲風土記に謂はゆる鳥根郡の地名なり、香美郡大川上美良布神社は、地神本紀に、八世孫、阿田賀多須命、（和邇君等）此命、鴨部美良姫爲妻生一男と有る、是の姫の父祖などにて、其の神孫の鴨部、已く此に在りし事を知るべきなり、續後紀に、承和八年八月辛丑、以土左國美良布神預官社、三代實錄に、貞觀八年八月七日己卯、授土佐國從五位下大川上美良布神從五位上と見えたり、又長岡郡殖田神社、和名抄に殖田（字惠多）郷有り、或書に今在殖田村、里人號高加茂大明神と有るを見れば、其の神の此に御佃を始めさせ給へるなどに因りて、然稱奉れる者なる可くや、同錄に、貞觀八年五月廿二日乙丑、授土佐國從五位下殖田神從五位上、正六位上殖田上神、峯本神、祈年神、竝從五位下と有る此の殖田上神は、若くは大己貴神などに御在し坐すべし、土佐郡都佐坐神社（名神大）は、土佐風土記に、土佐郡々家西去四里、有土佐高賀茂大社、其神名爲一言

主尊、其祖未詳一説云、大穴六道尊子味耜高彥根尊云々と有りて、此は雄略天皇御世に大和より移らせ給へるにて後の事ながら、神代より此に御在し坐しける證は、右に注せるが如く、己が御子孫の鴨部此國に住へるを、同郡朝倉神社を、風土記に、土佐郡有朝倉郷、々中有社、神名天津羽々神、天石帆別命、今天石門別神子也と有りて、此は謂はゆる伊豆國三島大神の本后に御在し坐す由、傳八、二十に注せるが如し、吾川郡天石門別安國玉主天神社は其の御父神にて渡らせ給へるなど、實に神代よりの御事申すも更なり、幡多郡伊豆多神社は伊豆田か、今在下田浦與下加江浦之間と云へり、此の國と伊豆國とは、殊に相通ふ所以こそ有りけらし、天武天皇十二年御紀に、土左國田苑五十餘萬頃浚而爲海、（中略）伊豆島西北二面自然增益三百餘丈、更爲一島（下略）と有るは後の事ながら、其の損益の御事御在し坐すと云ふにも、子細有べきは然る物にて、右の下田浦の地名伊豆國にも有り、又天石門別神以下の神等、兩國共に立たせ御在し坐すを以て知るべし、又高知坐神社、和名抄に高市（多加知）郷有り、地神本紀に都味齒八重事代主神を、坐倭國高市郡高市社云々と有る是なり、又賀茂神社は、風土記に、雄略天皇御世に都佐坐大神の大和より移御在し坐しける御事を、初至賀茂之地後還于此社と見えて、先に鎮まり給へる宮所なりけり、又當郡宇和郷有るは、右の伊豫國宇和郡の下に注せるが如く、伊和美和と一にて三輪に由るなめり、右に引ける風土記に、神河訓三輪川云云、爲大神釀酒也云々、古事記曰、崇神天皇之世、倭迹々媛皇女爲大三輪大神婦云々、故時人稱爲三輪村、社名亦然云々と有る、爲大神釀酒は其の御社有るが爲なり、次に古事記を引けるは、大和國の事ながら、社名亦然と云ふは此の地にも其の名を用ふとなり、但其は土佐郡なりけるが、其の三輪川を贅毀



川と云へるを、今は二淀川と云ひて三輪社は伊野村の大黒社はなりと云へり、三代實錄に、貞觀八年八月七日己卯、授土佐國正六位上神奈地祇神從五位下、と有る地は比を誤れるにて、神奈備國神の謂なるか、(又、十二年三月五日丁巳、授土佐國從五位上立石神正五位下と有るは、少彥名神に坐すにか、同年十二月廿三日辛未、授土佐國正六位上伊勢神、從五位下と有る、此の伊勢神は少彥名神に坐すべき事、已に上に注せりき、又高岡郡に三井郷と云ふも有り、國名風土記と云ふ物に、「土佐とは素戔鳴尊の坐々す國なり、二男は心利く器量兄の尊に勝れたり、時に神等尊を譽奉り、彼の尊の心の利さは、兄の尊等に勝れ給ふと仰有りし故に、其の國を土佐と云ふ」と有るは、古き據有る事なるにや、後人の爲に抄し置く者なり、) 西海道の諸國の事は更に傳はらずと雖も、萬葉六(二十三丁)に、超筑前國宗形郡名見山之時歌に、大汝、小彥名能神社者、名著始雜目、名耳乎、名見山跡負而云々と有る、此の一事を以て其の佗を想像り奉る可き御事申すも更なり、且筑前國の如きは傳二十五に注せるが如く、五十猛神の初て此の地を開き物爲させ給へる上に、彼の宗像大神の御靈を鎮め御在し坐す國にし有ければ、其の因に宗像郡織幡神社一座、(名神大) 御笠郡電門神社(名神大) なども御在し坐し、又式外上座郡福成神は、其の大神の水沼より宇佐に遷らせ在し坐しける御時の行宮にて有りしかば、其の大神に就きては大巳貴大神と御妹妹の御中にて渡らせ給へれば、表にこそは立たせ御在し坐させらめども、古事記に謂ゆる、宇那賀氣理且至今鎮坐也の御契は何地に御在し坐しても違ふまじかりければ、各其の相座に竝御在し坐すべき御事申すも更なり、但國作の御事は其よりは以前なりし御業なりければ、何れにか其の大神を主と祀る御社無くては叶はざる事なるに、彼の神功皇后の韓征の御事に由有る

のみ世に知られ給ひて、神代の事迹此より一度改りて傳はる可かりければ、彼の夜須郡於保奈牟智神社は、御紀に、令諸國集船舶練兵甲、時軍卒難集、皇后曰必神心焉、則立大三輪社以奉刀矛矣、軍衆自聚と有る、此其もの國神の社を新に建て祭らせ給へるにて、神は神代より此に御在し坐しけるなめり、又下座郡美奈宜神社三座(名神大) は、社傳に、「神功皇后熊襲を言向けさせ給ふ時に、蟻を集めて城と成し給ひ、此の三神の冥助を仰ぎて勝利を得給ふ、祭神は中、大巳貴命、左、素戔鳴尊、右、事代主命なり」と云ふも本より其の地に御在し坐す神を、此に祀らせ給へる者と思しければ、此等は共に國作の御時の遺趾と見奉りて違はざるに似たり、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授筑前國從五位下美奈宜神從五位上と見えたり、又上座郡麻氏良布神社は、齊明天皇五年御紀に、謂ゆる朝倉社はなりと云へり、右に注せる土佐國土佐郡朝倉神社と同じく、天津羽々神に御在し坐して、三島大社の本后なるに、和名抄三島郷有るに、三島神社式外にて三島村に在る事證と爲べきなり、又萬葉四(二十六丁)に、不念乎、思常云者、大野有、三笠杜之、神思知三と有るは、其の十二(二十八丁)に、不想乎、想常云者、眞鳥佳、卯名手乃杜之、神思將御知、と有る同じ意味にて、其は事代主神に係けて詠めるなれば、此なる三笠杜にも必其の神の御在し坐すなめり、其の三笠杜は和名抄に御等郡大野郷有るを、其の相隣れる夜須郡に雲提郷有る事、亦證と爲に足れりと云ふべし、(或説に、麻氏良布神社は麻久良天神社を誤れるかと云へり、但三代實錄に、元慶元年九月廿五日癸亥、授筑前國從五位下眞天良布神從五位上、同三年九月廿七日甲寅、授筑前國從五位下眞天良布神從五位上、と有る、此の二共に同じきは重複なる可し、同四年六月三日乙酉、授筑前國從五位上眞天良布神正五位



上と有りて、字は異なれども其の言同じければ、誤とも難言し、若くは、其より以前に已に誤れるにや、猶考ふ可き事なり、又和名抄に、席田郡、大國郷有るは、大國主神の御名に因れるか、穗浪郡三坂郷有るは、周防國佐婆郡御坂神社は大國主神に坐せり、其に所以有るにや、又筑後國三井郡高良玉垂命神社（名神大）、豊比咩神社（名神大）と有る、此の二社の御事は傳十六、及び上に注せるが如く、播磨風土記に、大巳貴神玉依姬命の御事を、玉帶志比古命玉帶志比賣命とも、玉足日子命玉足比賣命とも申奉れるを、文德天皇實錄に、高良玉垂命及比咩神と有るにて、其の豊比咩神は玉垂姬命に御在し坐して、彼水沼君等祭神是也と有るは、本國神名帳に三瀨郡正六位上玉垂媛神と有る是にて、神代より此に御在し坐す謂ゆる下高良社に坐すを、後に上高良社に合せ祀られしは此の姫神に御在し坐すめり、豊比咩神と申奉るは、彼の瑞珠より成出でさせ御在し坐しけるに因て、豊玉比賣命とも申奉る御事は更なり、又豊前國宇佐宮に神代より御在し坐すを以て、其の地名を以て負せ奉れる御名なり、然る時は此の高良社には、大巳貴命を玉垂命と稱奉りて、甚々上古より此に齋奉る御事著明き者なりかし、又其の郡名は御井神の御名に由り、其の神名帳に郡不知（御原、生葉、竹野、山本、四郡之内）に、正六位上卅二前と有る中に、宗像神、宗形若草神、宗形御井天社と有るは、例の水沼神なり、大神神社、大神八佐賀美男神、此の二社は彌酒水男神の義なるか、大神小根古天社は、大神大物主命に對へて、少彦名命を小根子と申すか、今考ふ可からず、小彦神天神奈古倉（一本无）神は正しく少彦名命に御在し坐すなめり、又味木御井神と申すも見えたり、御井郡六十前の中に、國津神大神社は、右の如く御祖神若草社氣若草神宗形金己呂神宗形神此の五社も上と同じかる可く、比支阿志支神、阿志支神は味耜高

彦根神なり、長柄神は事代主神の例なり、三瀨郡借從五位下九社の中に、酒見東社酒見西社は右の大神八佐賀美男神に同じきか、又大神社大神社宗形神御縣社は天日方奇日方命か、奈津支神は、出雲風土記に出雲郡腦島有り、由り、正六位上卅四前の中に、大神社大神社大石兵主神玉垂媛神坐し、賀々神は出雲國島根郡加賀神社有り、天御古神比留子社は、少彦名神に坐すべし、又借從五位下、三島神、正六位上十六前の中に、國玉神但馬神は田島は石神社、下石神は少彦名命なめり、山門郡正六位上廿六前の中に、大神神大神社堤大國玉神有り、又田島神、三沼神、金疑神は三女神に坐し鴨下神は事代主神なめり、又國玉神大神國玉神天下地主神白口國玉神大神國玉神國神社は例の如く、又宗形神も有り、伊佐良神立石神和伊勢神は、少彦名命か、大石男神は、播磨風土記に、謂ゆる伊和大神之子大石命か、上妻郡正六位上十九前の中に、郡守神は國玉神の謂なる可く、又、國形神は國堅神か、又宗形神有り、三毛郡借從五位下三前の中に大島神日目島神、正六位上十前の中に埴生國玉神など有りて、全くは傳はらざれども、右の神社の中には、國土經營の御時より由有りて御在し坐すも有るべきなり、（又和名抄郷名に、御原郡竹野郡共に長柄と有るは、若くは長柄には非ざるか、然る時は姓氏錄に、長柄首、天乃八重事代主命之後也と有るに思合す可し、又御原郡、日方郷は、天日方奇日方命の御名の略と見ゆ、又生葉郡に大石、姫治の二郷有るは、播磨風土記に、大石命見え、日女道丘の故事有りて、共に伊和大神に係れる事どもなり、又竹野郡は、但馬國美含郡竹野郷に鷹野神社有りて、其の大巳貴少彦名命二柱にて渡らせ給へる事、傳二十七卷に注せるが如く、又右に引ける三瀨郡に、正六位上但馬神と有るも思合す可し、又御井郡賀駄郷は、紀伊國名草郡加太神社は少彦名命なり、其に由有るか、又山



門郡大神郷は、右に引ける如く、大神神大神社など有る是なり、豊前國宇佐郡比賣神社（名神大）は、即ち八幡三所の中の玉依姫命に御在し坐して、即、瑞珠盟約章第三一書に、即以日神所生三女神者、使降居于葦原中國之宇佐島云々と有る是なり、是即ち大己貴神の嫡后須勢理毘賣命にて渡らせ給ふ由、傳十六に委しく注し奉るが如し、又田川郡豊比咩命神社は、右に注せる筑後國御井郡なると同じ神に御在し坐して、彼には玉垂媛神とも申奉れるを、即ち右の玉依姫命の御事に坐すが、已くより此の地に鎮り御在し坐すを以て國名を以て稱奉れるにて、譬へば大己貴神を出雲大神と申せるが如し、此に大己貴神の御在し坐すと云ふ慥なる傳は無けれども、大同類聚方に、中樂、豊前國田川郡豊姫命神社祝、中津比古傳方と有るは、若くは其の神の遺傳させ給へるなるにや、其の下毛郡に穴石郷有るは、大和國城上郡穴師坐兵主神社、（名神大、月次相嘗新嘗）穴師大兵主神社など御在し坐して、八千戈神に渡らせ給へれば、其の神迹には非じかと思ゆ、又豊後國大野郡西寒多神社は、上に注せるが如く、相模國足柄上郡寒田神社の東なるに對へて此を西とは云ふなめり、此を八幡宮と傳ふるは、例の三女神にて御在し坐すなる可し、三代實錄に、貞觀十一年三月廿二日庚辰、授豊後國无位西寒多神從五位下と有り、應神天皇の八幡宮に神階を被進る例無ければ、此は決く例の玉依比賣命に御在し坐すべし、又海部郡佐井郷有るは、大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社五座（鉞鞭）と有るは由有り、又大分郡神前郷は、例の大己貴神の后神を何國にても神前神社と祀れる事、上件條々に云へり、速見郡大神郷は、本より大物主神に由有り、又國埼郡田染郷は、出雲風土記に、島根郡手染郷、（中略）所造天下大神命詔、此國者丁寧所造國在詔而、故丁寧負給而、今人猶謂手染郷之耳と有る、斯る御

事共も此にや御在し坐したりけむ、又當國速見郡に杵築と云ふ地有るに、其の地に眞名井と云ふ有りて出雲に同じきを、其の海中に神島と云ふ有り、其の島に酒壺二有るを、其の年に飯を炊きて納置く時は、翌年の祭日に至りて醇酒と成れるを神に奠る事、古よりの例にて、其の所以を知る人無しと云へるは、彼の美和大神の神酒を醸らし御在し坐しける御事を以て思ふに、神島は美和島と云ふべきにや、（或書に、「平家物語に、豊後國祖母丘明神の事を云ふ事、三輪の故事に同じ、大友興廢記にも此の説を載せて猶委し、彼の國は豊後國入田なり、桓武天皇の御時、堀川大納言某吉方の莊日野小田舊名宇田村に配流有りし、其の女に祖母丘の神通ひ、弘仁辛卯年三月五日一男子生ず、是大神朝臣惟基なりと云へり、今佐伯氏其の子孫にして、伊勢津に住せり云々」と云へり、大神朝臣は、本より大國主神の子孫なるが、其の國に住めるに就きて然る附會の説は出來りし者か、但祖母丘明神は實に其の神に御在し坐すべし、偕又伊豫風土記に、湯郡、大穴持命見悔恥、而宿奈毘古那命欲治、而大分、速見湯自下樋持度來、以宿奈毘古那命漬浴者云々と有りて、伊豫の温泉の湯元は、其の大分、速見の二郡なるを以て、二神より始て其の神迹は多かるらむを、書に傳はらぬにこそ有りけれ、今も尋ねたらむには、古老の口傳に遺る事も必有りなむかし）肥前國松浦郡田島坐神社（名神大）は宗像大神に御在し坐す御事、傳十三に注せるが如し、然るに此の頃、大同類聚方を見るに、其の卅一卷に川上藥、肥前國松浦郡田島坐神社之宮造、同國小城郡川上之北麻呂之家仁傳不流處之方、元者大己貴命之神方と有るは、此の邊に其の神の傳置しし方の遺れるなりければ、其の同社、別社何れにか鎮り御在し坐すなめり、佐嘉郡與止日女神社は、頭注に、風土記云、人皇卅代欽明天皇廿五年甲申冬十一月朔日甲子、肥前國



佐嘉郡與土姬神有鎮座、一名豐姬、一名淀姬乾元二年記云、淀姬大明神者云々、三韓征伐之昔者、得干滿兩顆而沒異域之凶徒於海底云々、河上大明神是也と有りて、右に注せる如く、筑後國御井郡高良玉垂命神社（名神大）豊比咩神社（名神大）と有りて並給へるに、其を玉垂命の比咩神と御紀に書させ給ひ、國帳に玉垂媛神と有から、干滿兩顆を得給へる趣に云へるは如何なれども、實に同神にて渡らせ給ふ可き御事なり、參河風土記に、八名都篠谷八幡云々、所祭與止姬也と有るも、其の玉依姬命を申すなり、又上に注せる播磨風土記に、託賀郡黒田里云々、宗形大神與津島比賣命妊伊和大神之子云々と有るを、尾張國葉栗郡黒田神社を民部省圖帳に淀比咩命云々と有り、此にて、淀比咩命、豊比咩命、共に宗形大神同體なる事を明らむるに足れりと云ふべし、下を考合す可し、三代實錄に、貞觀二年二月八日己丑、進肥前國從五位下豫等比咩大神從五位上、同十五年九月十六日戊寅、授肥前國從五位上豫等比咩神正四位下と見えたり、此に又大同類聚方六十九に、火國藥、肥前國佐嘉郡與止日女神社傳、元者少日子名命神劑遠飛鳥宮坐治天下天皇御宇奏之と有ると、右の川上藥とを合せ考ふるに、必ず其の二柱神共に此の國を相作らせ御在し坐しける御時の遺方有りて此に傳はれるなりけり、又、式外には、三代實錄に、貞觀二年二月八日己丑、進肥前國從五位下久治國神溫泉神並從五位上、と有る久治國神は大已貴神に坐すべく、溫泉神は二柱神を祀るなる可き事申すも更なり、又稻佐神と申す有り、同錄に、同三年八月二十四日乙丑、授肥前國正六位上稻佐神從五位下、仁和元年二月十日丙申、授肥前國從五位下稻佐神從五位上と有り、出雲國出雲郡因佐神社同神か、又甘南備神と聞ゆる有り、同錄に、貞觀十二年正月十一日甲子、授肥前國正六位上甘南備神從五位下と有るは事代主神に御在し

坐すべし、又宗形天神と申すも御在し坐す、其の御事は傳十三に注し奉れりき、又葛木一言主神と申すも見ゆ、同錄に、同十五年九月十六日戊寅授肥前國正六位上葛木一言主神從五位下と見ゆ、和名抄に、三根郡葛木（加都良木）郷有る是か、又神島神と申す有り、同十八年六月八日癸丑、授肥前國正六位上神島神從五位下、と有るも同神に御在し坐すべし、又類聚符宣抄に、太政官符神祇官、正六位上東屋明神大神明神（並坐肥前國）并今奉授從五位下延喜廿年十一月云々と有る大神明神も、上件の所由に合へる者なり、（但、其神島神の御事は、平戸人岡田瑞穎と云ふ人の説とて、或書に載せたるに、「平戸島の西隅より海上七里に、值賀島と云ふ島の近き島に神島と云ふ小島に神社有り、神島明神と云ふ、神功皇后新羅より還幸の頃、從奉る伊知波夜丸と云ふ人の靈を祀れりと云ふ、此の人の兄を登於伎別命と云ふ、志自伎神社は其の靈を祀れるなり、海中に自然石の鳥居に似たる門有りて、其の島に石の神社有り、是を本社とす、小值嘉島に佳き社有りて、常には是へ詣づと云へり」と有り、此は史籍に更に傳はらぬ人名なれば、慥には定む可かざられども、神功皇后の御時の人と云ふは俗説にて、此の第四一書に謂ゆる素戔鳴尊五十猛神の御事なる可し、志々伎神社は松浦郡の式社なり、）神名式に、肥後國阿蘇郡國造神社はしも、國造本紀に、阿蘇國造、瑞籬朝御世、火國造同祖神八井耳命孫速瓶玉命、定賜國造と有るに依りて、此の命を祀れる者と云ふは然る事ながら、此の神名は國能御臣神とは訓まず、古來國作神と唱へ來れるは、上國作大已貴命の所に注せるが如く、此の次に引く大隅風土記にも、大隅郡申卜郷護者造國神、勤使者遣此村、令見消息云々と見え、三代實錄に、仁和二年六月廿八日丙子、授常陸國正六位上郷造神從五位下と見えたる、此の國造神郷造神、共に國作神と訓むべ



きに就きて思ふに、此も其の速瓶玉命をも合せ祀れりけむは然る物にて、本よりの國作神を齋奉れる神社なる可くぞ  
思えたる、續後紀に、承和十四年七月甲子朔丁卯、肥後國阿蘇郡國造神爲<sub>三</sub>官社<sub>一</sub>焉と見えたり、又玉名郡足野神社  
は、味相高彦根神には御在し坐さざるか、大同類聚方五十六に、多滿藥、肥後國玉名郡令<sub>三</sub>磐橋多麻呂<sub>一</sub>上奏<sub>上</sub>方、  
元者阿遲鉦高日子根神御藥、と有る是なり、同紀に、承和七年七月甲戌朔庚子、以<sub>三</sub>肥後國玉名郡足乃神<sub>一</sub>預<sub>三</sub>官社<sub>一</sub>焉  
と見えたり、又山鹿郡、溫泉郷は、大巳貴少彦名二柱神の始め給へる御事、今云ふ限に非ず、神西郷は例の鴨西の義  
なる可く、菊池郡水島郷は、景行天皇御紀に、謂ゆる水島とは別にて、此は三島なる可く、上甘郷<sub>カミカ</sub>は、事代主神由有  
るべくして、右の對に、神東下甘は村名などにて遣りたる可し、又大同類聚方十九に、伽羅靈<sub>カラス</sub>支<sub>サ</sub>藥、姫島直鴨戸等  
之家方と有る、姫島直は葦北郡の著姓なり、鴨戸等と云ふは其も姓にて、然る地名を以て負へる者にて、此の郡内  
に何れか鴨部の地有る事を曉る時は、大巳貴神以下の神迹此に多きを觀奉るに足れり、(其の十二卷に、日女志滿藥、  
肥後國葦北郡姫島實麻呂之家所傳、元者遠飛鳥宮治<sub>三</sub>天下<sub>一</sub>、天皇之御時奏<sub>レ</sub>之、又六十四卷に、日女之馬藥、肥後國葦  
來丹郡媛島奈保之家方と有るを以て見るに、此に姫島と云ふ地有りて、若くは此に玉依姬命などの御在し坐せるに  
や、又其の異本に、火國藥、葦北郡姫島直方、少彦名命之方也とも見えたり、) 偕神名式に、日向國兒湯郡都農神  
社、一宮記に大巳貴命と有り、頭注にも一宮也、大巳貴命と見えたるを、風土記には都農郷、土地中肥、民用不<sub>レ</sub>少、  
有<sub>レ</sub>神號<sub>三</sub>都農社<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>祭饒速日命也と云へるは、臼杵郡氷上郡有るにも合て丹波國に由有れば、其の神も御在し坐す  
らめども、此には主と大巳貴神を祀れるなる可し、續後紀に、承和四年八月壬辰、日向國子湯郡都農神妻神云々預<sub>三</sub>

官社、同十年九月丙戌朔甲辰、日向國無位都濃皇神、奉<sub>レ</sub>授<sub>三</sub>從五位下<sub>一</sub>、三代實錄に、天安二年十月廿二日己酉、授<sub>三</sub>  
日向國從五位上都農神從四位上<sub>一</sub>と見えたり、又都萬神社右の續後紀に、承和四年八月壬辰、日向國子湯郡都農神妻  
神云々、預<sub>三</sub>官社<sub>一</sub>と竝出給へるを見れば、都農神の妻神の謂なりけり、三代實錄に、天安二年十月廿二日乙酉授<sub>三</sub>日  
向國從五位上都農神從四位下<sub>一</sub>と有りて、此の時は都農神より一階後れさせ給へるも、其の妻神に御在し坐す故なめ  
り、其の都農神の大巳貴神に坐すと云ふを信なふ故は、大同類聚方十七に、可美耶藥、日向國臼杵郡<sub>カキ</sub>韓家尾瀧媛奉  
流方と有るに、和名抄には、兒湯郡に<sub>カキ</sub>韓家郷有りて、都野郷も同じ郡内なるに、其の廿三に、加无耶藥、丹波國宇真  
養之家方、元者同國桑多郡神野神社仁傳不流、大穴持命神方、と見えたるを思合せらるればなり、又其の十六、天喜  
本に、瓜生藥、日向國諸縣郡宇利布乃神社乃方と云ふ事有るを、出雲國意宇郡宇留布神社有り、同書異本に、毛藥出  
雲國宇留神社祝、出雲宿禰乃家方、大巳貴神劑と有るに合せて、此の宇利布乃神社は、大巳貴神に坐すこと知らる、  
但風土記の或抄には、宇流布社を三島大明神也、大山積命と云へり、何れにしても由有りけり、風土記に、那河郡古  
老傳云、大穴持命巡<sub>三</sub>行此國<sub>一</sub>、至<sub>三</sub>此所<sub>一</sub>詔<sub>三</sub>國之中<sub>一</sub>故云<sub>三</sub>中郡<sub>一</sub>(以下蟲喰)と云ふ事有る此の一にて、國中を巡御在  
し坐しける御事なむ著明かりけるを、和名抄には此郡に田島郷見えたる、即肥前國松浦郡田島坐神社(名神大)は宗  
像同體にて渡らせ給へるに、其の謂ゆる田島は邊津宮の地名なる事、傳十五に注せるに相符へり、(若し然らば右の  
妻神は、此の田島神なる可きにや、地神本紀に、大巳貴神、次娶<sub>下</sub>坐<sub>三</sub>邊津宮<sub>一</sub>高津姫神、生<sub>三</sub>一男<sub>一</sub>云々と有るに  
考合す可し、偕又右の都農社を風土記に所祭饒速日尊也と有るも由無きには非ず、右の臼杵郡に氷上郷有るは、丹波



國に氷上郡有りて此の御神に所以有る事、傳十九卷に注せるが如くなるに、右の桑田郡神野神社を加无耶と訓めるは、野を字音に唱へたるなれども、此にも韓家郷有れば其の古き事知るべし、偕其の神野神社は謂ゆる伊可古夜日女命にて、其の神の御女なる事、傳廿四卷に山城風土記を以て注せるを、丹後風土記にも、此の神と大巳貴神と親しく御在し坐す由見え、又上に注せる能登國珠洲郡須々神社は、饒速日命と思しきに、羽咋郡氣多神社、名神大と所以有り、又上に云へるが如く、彼の天日槍命は決く其の神に坐すを、初は御軍なども、御在し坐し、かども、後には互に共に相善はしみ給へるに考合す可きなり、大隅風土記に、大隅郡申ト郷、昔者造國神勳使者、遣此村令見消息、使者報道、有髮梳神可謂髮梳村、因曰久四良郷、髮梳者隼人俗語久四良、今改曰申ト郷、と有る造國神は國作大巳貴神の御事なる可き由、右に肥後國の所に注せり、此使者は供奉神なり、髮梳神は隼人の國神を云ひて、此は國作大巳貴神の始て入立し御在し坐しける御時の御事と見えたり、神名式に嘯啖郡大穴持神社御在し坐せり、其は傳廿七に續紀を引きて注せるが如く、天平寶字八年十二月、是月西方有聲、似雷非雷、時當大隅薩摩兩國之堺、烟雲晦冥、奔電去來七日之後、乃天晴、於鹿兒島信爾村之海、沙石自聚化成三島、炎氣露見、有如冶鑄之爲形勢、相連望似四河之屋、爲島被埋者民家六十二區、口八十餘人と有るは、此に留り御在し坐す神靈の新島を築かせ給へるなり、天平神護二年六月己丑、大隅國神造新島震動不息、以故民多流亡、仍加賑恤、と有るは、右の新島の猶動き止まざりしに就きてなめり、又寶龜九年十二月甲寅、去神護中、大隅國海中有神造島、其名曰大名持神、至是爲官社、と有るは、其の神造新島の全く成訖へたるに依りて、本よりの大穴持神社を官より祀らせ給へる御事と見

ゆ、然らずは、此に始て新島の成出でたればとて、其の推量に大穴持神とは争でかは云ひ定む可き、又斯る御事の御在し坐すに就きては、神託などは必有るべからむ事申すも更なり、土人説に、「今桑原郡國分郷に在り、所祭大巳貴命少彦名命大歲神三座なり、此地に神造島と云ふ有り、今神島とも、宮瀬とも云ふ」と云へり、薩摩國には然せる神迹も思えざれども、阿多郡阿多郷有るを、地神本紀に、三世孫天日方奇日方命、(亦名阿田都久志尼命)此命娶日向賀牟度美良姫、生一男一女、と有るを以見れば、此の地に由有る事云ふも更なれば、亦名の阿田は此の阿多なり、都久志尼は筑紫根にて、専ら西國を造給へる御事に係列はせ給へるなめり、又木華開耶姫命を神吾田津姫命と申奉るも此の地に就きたる神名なるが、此に少かの思寄れる事有りて、上に已に注せるをも考へ合す可し、(古日向と云ひしは此の邊を凡てに係る地名なりしかば、賀牟度は阿多郡なりしか、和名抄に、葛例郷有るは其か非ぬか猶考ふ可し、偕天孫降臨章第四一書に、御天降の御事を書して、次に齊空國自頓丘、覓國行去、到於吾田長屋笠狹之御碕、時彼處有一神、名曰事勝國勝長狹、故天孫問其神、曰國在耶、對曰在也、因曰、隨勅奉矣、故天孫留住彼處、其事勝國神者是伊非諾尊之子也、亦名鹽土老翁、と有る其の事勝國勝神云々は、記者の文にて古傳に非ず、其の神は猿田彦神の御事にして、其は事代主神にて渡らせ給ふ可き委しき考有れども、此には註さざるなり、)神名式に、壹岐國壹岐郡兵主神社、(名神大)壹陽略志と云ふ物に、河北村に在り、正一位兵主神社と云ふ、祭神は大巳貴命と有り、此の大神の八千弋神と御在し坐して、國土の荒振神を言向けさせ御在し坐しける御政の、遠く此の二島に及ばせ給へるを見奉り知るべきなり、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉授壹岐島從五位下兵主神從五位上、と有る是



なり、國片主神社略志に、國分村に在り、所祭少彦名命なりと云ふと有り、上田百樹主の書入に、國堅主の義かとも有るは實に謂れたり、中津神社(名神大)は、和名抄に那賀郷有り、地神本紀に市杵島姫命、亦名佐依姫命亦云、中津島姫命、坐宗像中津宮、是所居于中島者也と見えたるに思合す可し、略志に在、新城村と云ひ、石田郡國津神社を、略志に渡良村に在りと云ひ、大國玉神社を志原村に在りと云へり、偕大同類聚方十に、大里藥、紀伊國那賀郡荒田神社傳方、元者彦火々出見命壹岐國石田郡石田山乃神仁得給布方也、と有る此の石田山と云ふは、此の郡に石田郷有る其の山に御在し坐す神とは聞えたるが、今何れの御社とは指定む可からずと雖も、決く大己貴少彦名二柱神にて渡らせ給ふ可かめり、又神名式に、對馬島上縣郡島大國魂神社は素戔嗚尊、神代より御在し坐しけるに、神功皇后韓征の御時に、大三輪神を合せ奉らせ給ひ、又島大國魂御子神社は事代主神に渡らせ給ふ由、傳廿一、廿五に注し奉るが如し、又胡祿神社は傳二十七に注せるが如く、武藏風土記に、小六天神云々、所祭大己貴與少彦名、國韓神也、と有る是なり、續後紀に、承和八年八月戊辰朔戊午、奉授對馬島无位胡祿神從五位下、三代實錄に貞觀十二年三月五日丁巳、授對馬島從五位上胡祿神正五位下と見ゆ、又胡祿御子神社は、右の如くは事代主神に御在し坐すべし、續後紀に、承和四年二月甲午朔戊戌、對馬島上縣郡无位胡祿御子神奉授從五位下、三代實錄に、貞觀十二年三月五日丁巳、授對馬島從五位上胡祿御子神正五位下と有り、又大島神社は、彼の中津神社と同じかる可く、下縣郡敷島神社は、大國魂神に坐すべし、三代實錄に、貞觀十二年三月五日丁巳、授對馬島從五位下敷島神從五位上と所見たり、(何を以て大國魂神に御在し坐すぞと云ふに、傳廿七卷に注せるが如く、阿波國美馬郡倭大國玉神

大國敷神社二座と有ると相等しき神名に坐せばなり、又上縣郡那須加美乃金子神社は、下野國那須郡健武山神社は素戔嗚尊にて渡らせ給へるを、續後紀に、承和二年二月丙子朔戊戌、下野國武茂神奉授從五位下、此神坐採沙金山之山と有る、此の神の御子に坐すを以て金子神と申奉りて、即ち金凝の義なるにて、即ち宗像神に渡らせ給ふ由、傳二十六卷に注せるが如し、即ち三代實錄に、貞觀十二年三月五日丁巳、授對馬島從五位下奈蘇上金子神從五位上と見えたり、又大同類聚方十一卷に、太計多樂、對開國下縣郡阿麻氏留神社之宮人、箇田連重宗之家二傳流方、元者少彦名命神方と見えたり、當昔、少彦名命の此に傳置かしなりけらし、偕畿内の較略は上に注るせるが如く、丹波國の湖水を穿ちて大井川を通じ給へば、此の御時に流し下させ給へる土沙を埋みて、山城河内攝津等の水理自治りて、國は出來たる可く思ゆる事なるが、今地理を察ふに、山城國乙訓郡山崎と久世郡男山とを限りて、下は一面に入海なりし狀なり、神武天皇戊午年御紀に、遡流而上、徑至河內國草香邑青雲白肩之津、と通證に、玉木翁曰、今茨田郡枚方、蓋白肩之轉語、枚方邊有磯折、今云梶原、淀川邊有唐崎、相傳皆番泊泊宿之遺名也、古事記、作泊白肩津、今按、欽明天皇御紀、發自難波津、控引船於狹々浪山、日本後紀、山崎津(中略)土佐日記亦言泊山崎、然則、中古猶巨船沿海蟹于山崎、非若今高瀬舟也、と有りて中古迄も然り、況て上代の狀想像る可し、其の攝津國の方にも、後に島上島下豐島と云ふ三郡は古に三島と云ひて、其も海中の島嶼なりしが、埋れて今は一面に成れ、ば、上古の事は其の心して思ふ可き事、下の攝津國三島の潮海なりし事にも及ぼして考ふ可きなり、先國作の古を考ふるには下にも注せるが如く、河內國石川郡大國郷見え、神名式に鴨習(一本作羽)太神社、又安宿郡杜本神社



二座（竝名神大、月次新嘗）、風土記に安移郡杜本神社所祭事代主命也、一本、杜本郷有神號杜本明神と有り、又高安郡御祖神社、風土記に、御祖神社、所祭別雷神也云々と見ゆ、又鴨神社河内郡梶無神社、河内志に、今稱山明神、社北有地名梶無と有るに就きて考ふるに、大和風土記に、平群郡船山神社、大巳貴尊也と有るに思合す可し、下の伊勢國安濃郡船山神社は、風土記に田凝比咩也と云へり、大津神社は上に注せるが如く、播磨國多可郡大津乃命神社は下照姫命に御在し坐すべく思ゆるに同じかる可くして、上古に大巳貴神の津泊を定めさせ給へるに因れるなめり、今水走村と云ふに坐すが、此の地は上古の津泊なりしと見ゆ、讃良郡津杵神社は銜杵の略にて、彼の平國之廣矛を杖かせ給ひし謂か、又國中神社も由有り、茨田郡佐太郷は猿田彦神に思合せられ、三井郷は御井神に由有るべし、又古事記水垣宮段に、意富多々泥古命の事を、於河内國之美努村、見得其人貢進と有るは、若江郡三野縣主神社二座と有る此の地なるに、又長柄神社、姓氏錄に、長柄首、天乃八重事代主神之後也、と有るを以て此の邊に其の氏人の多く住へりし事知らる、又加津良神社は、上に注せる播磨國多可郡加都良乃命神社、大津乃命神社並び給へるに思合す可し、即事代主命の本后天御梶日女命の御事なり、澁川郡鴨高田神社、黒田神社、此も亦右の多可郡に黒田郷有るを、風土記に、黒田里袁布山者、昔宗形大神與津島比賣命、妊伊和大神之子、到來此山云、我可産之時訖、故云袁布山と有るに由有るか、又丹比郡大津神社三座と云ふも見えたり（右の加津良神社は天津羽々神にて天稚彦とは兄弟なる可きに、又此なる阿麻美許會神社は天稚彦なる可く思えたり、播磨にても大津乃命神社と並び、右にも河内郡大津神社若江郡加津良神社相近く、此にも大津神社阿麻美許會神社相並び坐せるは、天稚彦下照姫

二神相並び給ふ所以と見ゆめり、下の參河國寶飯郡御津神社、石座神社の所考合すべし、又伊豆國賀茂郡伊波久良和氣命神社、大津往命神社見ゆ、和泉國は本河内國なりしかば、凡て別に心得べきに非すと雖も、殊に國作坐し神等の御由縁多く見えたり、風土記に、大島郡、古老傳云、昔素戔嗚尊御子銜杵等乎而留比古命、巡行此國詔、吾御體衰坐詔靜坐、故云於登利、今謂大島者訛也と有る、此の御事は已に傳廿四、廿五に注し奉るが如く、大島神社、（名神大、月次新嘗）大島神社（鉞靱）と有る是なり、美多彌神社は、出雲國出雲郡美談神社有り、押別神社は、其の風土記島根郡方結郷條に、須佐能鳥命御子國忍別命と有るに思合す可く、生國神社（鉞靱）の御事は傳廿七に注し奉れり、國神社和泉志に、蓋し大巳貴神降臨之地と見え、又鴨田（一本無田字）神社の例は常の如く、又上神（加無都美和）郷和泉志には、下神郡と云ふも有り、風土記には、和泉郡上神郷、有神號上神社、所祭田心姫命也、と有る式外なるが、何れも皆がらに得去るまじき由縁なり、此の事下に云ふべきなり、和泉郡泉穴師神社二座、兵主神社は共に八千戈神にて渡らせ給へる事、傳廿七に委しく明らかにめたるが如く、山直神社は、風土記に山直郷有神號山直神云々、所祭神須佐能雄尊也と見え、積川神社五座（鉞）は、傳廿四に注せるが如く、社記に、生井福井津長井波比岐阿須波神也と云へり、上の三神は謂ゆる御井神に御在し坐せば、大巳貴命の御子にて渡らせ給へるに、上泉（加美都以都美）郷、下泉郷有るも此の神に就きたる御事なり、日根郡神前神社は例の後神にて御在し坐し、又國玉神社は大國魂神に坐し、比賣神社（鉞）は、玉依姫命を打ち任せて然申す例なるにか、又下に注せるが如く、當郡意賀美神社は三島溝擲耳神に坐すべく、日根神社は大井堰社と申せば、事代主神なる事申すも更なり、若くて此の比賣神社



を溝口大明神と申せるは、溝檝姫命に御在し坐せるなりけり、但風土記には、日根神社饒速日命也、比賣神社、大宮比咩也、と有るを知りて推量説は爲まじき事ながら、崇神天皇七年御紀に、謂ゆる陶津耳之女活玉依媛を、一云武茅淳祇之女也と有るに就きて抜くべからざる所以有るを以て云ふなり、大同類聚方六十五に、日女樂、和泉國日嶺郡菩薩神社之速見世麻呂之上奏流方と有り、三代實錄に、貞觀元年五月七日壬戌、和泉國比賣神、列官社、同八月十三日丙申、授和泉國无位比賣神從五位上と見えたり、(右の菩薩を日女に用ひたる事は、名義抄に、菩薩を美女也と注せる是なり、此に就きて考るに、八幡大菩薩宇佐宮の如きも、八幡は應神天皇にて、大菩薩は大日女と訓むべくして大帶姫尊の御事なり、宇佐宮は謂ゆる三女神の御事なるを、後には、佛家に謂ゆる菩薩號を授奉る者に心得誤りたる事、此を以ても知らるゝ者ながら、然れば快よからざる字なりけり)攝津國住吉郡神須牟地神社(欽鞞)は、素戔嗚大神にて渡らせ給ふ由は、已に傳二十一に注し奉るが如し、東生郡難波坐生國魂神社二座、(竝名神大、月次相嘗新嘗)此の御事も亦傳二十七に注せるを、大同類聚方二十二に、高津藥、津國難波坐生國魂神社仁傳留方元者少彦名命之方也と有るを以て、此の地即高津にして、少彦名神も亦此に竝御在し坐す事を見奉り知るべき證文なり、此の地を高津と云ふ事はしも、朝野群載にも、生島高神之地と有りて、此の大神の御在し坐す御事に起れる地名なる者なり、萬葉三(二十二丁)に、久方乃天之探女之、石船乃、泊師高津者、淺爾家留香裳と有りて、神代の遺趾混ふ可くも非ずなむ有りけるを、此に比賣許會神社(名神大、月次相嘗新嘗)と坐せる、此を臨時祭祀に、亦號三下照比賣と書され、三代實錄に、貞觀元年正月二十七日甲申、奉授攝津國從五位上下照比賣神從四位下と見えたり、又阿遲速雄神社、

風土記に、味鋤山、昔味鋤高日子根命坐、故云味鋤山、後號味原山、と有るは、和名抄に謂ゆる味原郷是なり、又難波の古圖を見るに、高彦崎と云ふ名有り、姓氏錄に謂ゆる長公の長も奈胡の地に起れるかと思ゆる由有りて、下に注せるが如くなり、又難波長柄宮など申すも、長柄は事代主神に由有る地なるに、三代實錄に元慶元年十月八日己未、授攝津國正六位上、長柄神從五位下、と見ゆ、又西成郡、座摩神社(大、月次、新嘗)には、御井神の御在し坐す御社なるなどを思ふに、此の生島高神之地はしも、國作の御時に、大神を始奉りて、御子神諸共に御在し坐したる地なりけり、若て島下郡三島鴨神社、溝咋神社(欽鞞)は、下に注せるが如く、事代主神溝檝姫命相嫁繼がし御在し坐しける神迹なり、河邊郡鴨神社、攝陽郡談に、賀茂神社、加毛村に在り、祭神別雷命と有る是なり、又多太神社と申すも坐すに、和名抄に大神郷有り、又武庫郡廣田神社(名神大、月次、相嘗、新嘗)の御事は上に注せるが如く、此は天照太神の荒魂に坐すを、松尾大山咋神南宮嚴島明神、宗像明神も、其の相殿に御在し坐し、又民部省圖帳に、廣田大神、神靈、少彦名命、蛭兒以右兩神爲三座、相殿大已貴命園韓神也と有る、是は西宮の御事なるが、其にしても所以有る御事なりけり、傳廿四、廿七にも云へり、名次神社、(大、月次、新嘗)と有るは、名は阿那の略、次は相にて、味相高彦根神に坐すべし、萬葉三(二十丁)に、吾妹兒二、猪名野者令見都、名次山、角松原、何時可將示と有るは、今も名次岡と云ひて、此の社地なるを、有馬郡神尾村にも名次山と云ふ有る、其の神尾は鴨尾と等しく聞ゆればなり、又伊和志豆神社の伊和は、上に注せる播磨風土記に、謂ゆる伊和大神の御事なり、志豆も亦上に注せるが如く、伯耆國川村郡、倭文神社を、一宮記に下照姫命と有る是なり、三代實錄に、貞觀



元年正月二十七日甲申、奉授攝津國從五位下名次神正五位下、從五位下伊和志豆神從五位上と見えたり、又菟原郡大國主西神社（鉞、鞞）は、謂ゆる西宮の御事なるが、此は彼の東生郡難波坐、生國魂神社に對奉りて、東西に分稱ふ事と見えたり、但今、西宮と云ふは廣田社の遙宮を合せ奉りて、一に爲る者と見ゆめり、又傳二十六及び上に注せるが如く、八部郡波賣神社、萬葉六、（四十六丁）過敏馬浦時作歌に、八千棹之、神之御世自、百船之、泊停跡、八島國、百船純乃、定而師、三犬女乃浦者云々と、其の反歌二首の一に、濱清、浦愛見、神代自、千船湊、大和太乃濱（林本作浦）と有りて、此敏馬浦大和太泊を定めさせ給へる趣なりければ、此の國の内には遍く此の大神の御迹なむ多在りける、（又神功皇后御世よりの御事とは申しながら、同郡生田神社（名神大、月次相嘗新嘗）は、稚日女尊と申し奉りて、即ち宗像大神の御幼名に御在し坐せし長田神社、（名神大、月次、相嘗、新嘗は）事代主神に渡らせ給へるなど大に由有り、又有馬郡有馬神社、湯泉神社、（大、月次、新嘗）と有る此の二社の御事と、武庫郡廣田神社（名神大、月次相嘗新嘗）の御事は、已に傳廿七卷に已に云へり、又住吉郡大依羅神社四座（並名神大、月次相嘗新嘗）の御事を、攝陽群談に天八現彥命と云へるも、姓氏錄、攝津國神別、地祇に、我孫大已貴命孫、大八現津彥命之後也と有るをも思合す可し、伊賀國阿拜郡敢國神社（大）の御事は、已に傳二十七に委しく注し奉るが如く、少彥名神に渡らせ給ひて、甚止事無く御在し坐す所以有る神迹なる事申すも更なり、同郡、陽夫多神社、伊水溫故に、藪田社二座、素戔鳴尊、大已貴命、正二位馬場村に在り、高松祇園と云ふ、宣化天皇元年に、國造多賀連祭之（下略）と有る、此の御事上の但馬國養父郡夜夫座神社五座（名神大二座、小三座）の傳考へ合す可し、又須智荒

木神社、和名抄、名張郡須知郷有り、伊水溫故に白鬚大明神と云へり、即ち猿田彥神に渡らせ給へれば、當國の地主神に坐せり、佐々神社は、同書に、往昔近江國佐々嶽の麓に宮居す、神體は事代主命なり（下略）と云へり、三代實錄に、貞觀十五年九月二十七日己丑、授伊賀國、從五位下佐々神從五位上と見ゆ、穴石神社は、彼の大和國城上郡穴師坐兵主神社（名神大、月次相嘗新嘗）と有る、此と同じく八千棹神に渡らせ給ふ可き御事申すも更なり、然るに風土記に、穴師山有神、號穴師大明神、所祭木花開耶姬也と有るは、上に注せるが如く、播磨風土記栗粟郡、宇箇里の文に、大神之妻、許乃波奈佐久夜比賣命と有るは、謂はゆる伊和大神の御妻にて、初は御在し坐しける由なれば、然る御事に因りて竝び御在し坐すなめり、山田郡鳥坂神社、伊水溫故に鳥坂に作りて、所祭下照姬也と見え、名寄に山田郡鳥坂明神、坐鳥坂里と有り、又阿波神社は、上に注せる土佐國高知郡朝倉神社に坐す天津羽神の御事にして、即ち味耜高彥根神の後神に坐せり、今杉生大明神と申せり、三代實錄に、貞觀三年四月十日甲寅、授伊賀國正六位上阿波神從五位下、同十五年九月二十七日己丑、授伊賀國從五位下阿波神從五位上と見ゆ、此の時に、阿波神と共に從五位上に成され給ひし應感神は、下に云へる靈神にて、溝檜姬命に坐すべく、又宇奈根神は宇奈提神にて、事代主神の御事と見えたり、伊賀考に、在下阿波、杉生大明神と有り、伊賀郡依那古神社、伊水溫故に依那具村に在り、味耜高彥根命を祭る江大明神と稱す、又猪田神社、和名抄に、猪田郷有り、同書に、猪田社上部村に在り、五座、住吉三神諏訪瀬織津姬也、と有る諏訪は例の健御名方神に坐せり、高瀬神社は、同書に、比土村の内、高瀬に在り、大田命を祀る、大田は白鬚大明神なり、俗に鑰取明神と云ふと有り、三代實錄に、貞觀六年十月十五日戊辰、授



伊賀國正六位上伊賀津彥神從五位下と有る是か、其は上に引ける播磨風土記に、飭磨郡英賀里、(土中上)右稱英賀者、伊和大神之子阿賀比古阿賀比賣二神、在於此處、故因神名以爲里名と有るに合せて、當郡阿我郷有り、伊賀風土記に、猿田彥神、始此國屬伊勢加佐波夜國、時二十四萬歲知此國矣、猿田彥神女吾娥津媛命四神之御神、自天上投降給之三種寶器之中、金鈴知之守給、其知守給之御齋處、謂之加志之和都賀野、今時謂手柏者此其言訛也、又此神之依知守給國謂吾娥之郡、其後清見原天皇御宇、以吾娥之郡分爲國之名と有る、此の文と右の鑰取明神と申すと其の意相通へるを思ふに、決く此の社なむ其の神に御在し坐すべかりける、右の伊和大神と申すは、大己貴神に渡らせ給へれば、猿田彥神亦名伊賀津彥神は、其の御子にて御在し坐す、即ち事代主神に御在し坐す委しき考も有れども、其は別に云ふべし、伊水溫故に、伊賀山、風土記云、有神號南大明神、所祭大物主也と有るも由有りげなる事なり、此の邊に狹田郷と云ふ有り、今は阿拜郡なるが、古は伊賀郡なりと云ひ、又名張郡にも狹田村と云ふ有るを、今は作田と書くと云へり、(楮右に謂ゆる阿拜郡佐々神社を、伊水溫故に、「天正兵亂以後、村の邊土に勸請す、在音羽村佐々木明神」と云へれば、事代主神と云ふは誤にて、少彥名神に御在し坐すなる可し、又大同類聚方十二卷に、飛要藥伊賀國山田郡木代紀黑守奏之、元波少彥名命乃神藥、と云ふこと所見たり、和名抄に木代郷見えたれども、其の神社は何れとも得知らず、伊勢國の事は上に引ける播磨風土記に、揖保郡林田里云々、所以名伊勢野者此野、毎在人家不得靜安、於是衣縫猪手漢人刀良等祖、將居此處立社山本、敬祭在山岑神伊和大神之子伊勢都比古命伊勢都比賣命矣、自此以後家々靜安、遂得成里、即號伊勢野伊勢川、

因神爲名、と有る伊勢都彥命伊勢都比賣命二神はしも、此の傳の如くは大己貴神の御子に坐すから、伊勢國の國神には渡らせ給へれども、其の生坐せし本居なるなどに因て、播磨國にも如く此く御靈を留めさせ御在し坐す御事と所見たり、但伊和大神之子と云ふは傳の誤ならむも知るべからず見ゆるに就きて考ふるに、傳二十に注せるが如く、倭姫命世記に、出雲神子出雲建子命一名伊勢都彥神、一名櫛玉命と有るを、出雲國造系圖に、健子神、(伊勢津彥)天夷鳥命兒と見え、度會神主藏神代卷輿書に、伊勢國者伊賀事志社坐神、出雲神子出雲建子命、又名伊勢津彥命、(又名天櫛玉命)此神昔造城坐於地於芝、阿倍志彥神來集、不勝而還却、因以爲名也と有るは、風土記の文を書入れたる者と所見たるが、伊賀國に事志社と云ふは物に見當らず、造城坐於地於芝と有る二の於は、下なるは行にて坐於地芝にて地芝は地名なる可し、阿倍志彥神の阿倍は阿拜郡なり、志は知なる可くして、其の地を主領ける國神と見えたり、此の伊勢津彥神の出雲より御在し坐して、其の國神に戰勝給ひし故に、其の神名に負はすと名めり、然れば、伊勢は彌塞などの義にや、右に不勝而還却因以爲名也と有るを考ふ可し、楮國造本紀に、相武國造、志賀高穴穗朝、武刺國造祖神伊勢都彥命三世孫弟武彥命、定賜國造と有る武刺國造は、寶鏡開始章第三一書に、天穗日命、此出雲臣武藏國造土師連等遠祖也と有る是に合へれば、天穗日命の裔なる方其の宜しきを得たる狀なる物から、右に正しく伊和大神之子と有るも難捨きを以て、強て思ふに、古伊賀伊勢共に一なりしを、其の伊賀の方に就きて主領く神の名は、播磨風土記に、謂ゆる阿賀比古阿賀比賣二神にて、其も伊和大神の御子なるを思ふに、國造本紀の方に誤有りて、右の風土記の方正しきなる可くや、殊に伊勢國は、大己貴神に由有る地なればなり、然るは



伊勢風土記に、伊勢國者云々天日別命、神倭磐余彥天皇、自彼西宮征此東洲之時、隨天皇到紀伊國熊野村云々、酒詔天日別命曰、國有天津之方、宜乎其國即賜標劍、天日別命奉勅東入數百里、其邑有神、名伊勢津彥、天日別命問曰、汝國獻於天孫哉云々、于時畏伏啓曰、吾悉獻於天孫云々、吾以今夜起八風吹海水、乘波浪將東入、此則吾之却由也、天日別命令整兵窺之、比及中夜大風四起、扇舉波瀾、光曜如日、陸海共朗、遂乘波而東焉、古謂曰神風伊勢國常世浪寄國者、蓋此謂之也（伊勢津彥神而令住信濃）云々と有るは、信濃國水内郡美和神社、伊豆毛神社、風間神社、健御名方富命彥神別神社（名神大）と有る、是なむ所以有る神社なる可き由、古來其の説有り、記傳十四（三十丁）に、持統天皇五年御紀に、八月己亥朔辛酉、遣使者祭龍田風神信濃須波水内等神と有るを引きて、龍田風神と一度に御使を遣はせ給ひて、祭らせ給ひしを思ふに、此の信濃の二柱も龍田と同じく風の御祈にぞ有りけむ、此の神に風をしも祈らせ給ひけむ由縁は、清輔主の袋冊子に、「信濃なる、岐蘇路の櫻咲きにけり、風の祝に透間有らすな」と云ふ俊賴主の歌に就きて、是は信濃國は決めて風早き所なれば、諏訪明神の社に風祝と云ふ者を置きて、春始に深く物に籠居て、百日の間尊重するなり、（中略）何様にも、風に由有る事は古く云傳へけむ云々、今思ふに、此の伊勢津彥と云ふは建御名方神の亦名にて云々、諏訪社を伊勢津彥神なりと云ふ説も已くより有るは、建御名方神の一名と見る時は能當れり（下略）と云れたるは實に然る事なるに就きて、今姑く其の説に思を定むる者なり、（但伊勢津彥神と健御名方神とを、同神と見られしは然る事ながら、右の伊勢風土記は神武天皇御世にて、天日別命の故事なるを、其も一に彼國平の度に、建御雷神に逐はれ奉れる時の誤傳と

見られたるは違へり、其は健御名方神はしも彼の國避の御時に、諏訪に追迫られ給ふと雖も、後に天神御子の天降り御在し坐し以降、西洲宮に三御代を経させ給へる間は、此の邊の國々は君長たる者無かりければ、信濃より出給ひて、此の地を主領き給ひしを、天日別命に返し奉られて、此の度は諏訪へは御在し坐さずて、水内郡に著かせ給へる者なる可し、予が傳十三卷、二十卷に注せる説は、此と異なれども、今播磨風土記を得ては其の思同じからず成ぬる故に、此の説を成すに至れり、大同類聚方に、伊勢藥、度會郡山田郷大祝等之家方而、元波少彥名神方、伊勢津彥神也と有るなども、此の事を大已貴神の御子健御名方神と見る時は、愈以て大に由有るべくぞ思ゆめる、然して皇太神宮の五十鈴川上の地はしも、天孫降臨章第一、一書なる、猿田彥神の御言に、天神之子、則當到筑紫日向高千穗糖觸之峯、吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上と有る意は、天神御子は日向高千穗峯に御在し坐すべし、皇太神は狹長田五十鈴川上に到らせ給ふ可しと、契聞えさせ奉りて導申させ給ひける事、垂仁天皇二十五年御紀に、故隨太神教、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、則天照太神始自天降之處也、と有るにて明らかし、此の時の御幽契に依りて、倭姫命の供奉りて幸坐し時に、大田命參相て、其の地を宮處に奉られし由世記に所見たり、然れば右に引ける伊賀風土記に、猿田彥神、始此國屬伊勢加佐波夜國、時二十四萬歲知此國矣、と有る如く始其の神の主領き給ひし國にて、五十鈴川上の地の美き宮處なる事を見認給ひて、其の御天降の初に、然申行ひ計奉られし者なりけり、若て其の度會郡と號る所以はしも、風土記に、夫所以號度會郡者、畝傍檜原宮御宇神日本磐余彥天皇、詔天日別命覓國之時、度會賀利佐嶺火氣發起、天日別命視之曰、（中略）使者還來申曰、有大國玉



神賀利佐到、于時大國玉神遣使奉迎天日別命、因令造其橋、不堪造畢、于時到令以樟木爲橋而渡焉、爰大國玉神資彌豆佐々良比賣命參來、迎相土橋鄉岡本村、天日別命自爾度會焉因爲名也と有る、此も右の伊勢津彦神と同時の事なるが、此の大國玉神を儀式帳には、稱國生神兒大國玉命、と注され、神風抄に、三重郡大土國玉神田と云ふ事見え、神名祕書には、一名大已貴神と有るは、此の國に地主神と御在し坐すからに、此の天日別命の御舉に當りて顯身と成坐して出會給へる者なりけらし、即ち傳廿四、廿七に注せる神名式に、謂ゆる大土御祖神社是なり、此の御社今楠部村と云ふに立たせ給へり、又大國玉比賣神社は、其の大國玉神の后神の謂なる事申すも更なり、然して、儀式帳には、堅田神社一處、稱東方堅田神社、形石坐、同内親王定祝と有るは、世紀に、然而二見濱仁御船坐云々、速雨二見國止白支云々、以堅鹽多御饗奉支、倭姬命慈給、堅多社定給支と有るは、其の仕奉れる佐美都比賣の申すに就きて、其の地主神を祀らせ給へるなめり、大同類聚方十二に、和多良日藥、伊勢國度會郡底見浦美麻呂之所祕方、元大已貴命乃神方、先年國造奏之と有るを以ても、古に此の地に御在し坐し御事をぞ思ふ可かりける、(但右の底見を二見と訓むは、予が心を以て定め云へる事ながら、當郡の神社にも、地名にも曾許美と云ふ地無きを以てなり、偕二見は久多美と通ふにや、神名式に、朽羅神社有るは田邊郷東村と云ふに在りて、此は二見浦とは別なれども、右に引ける世紀に、然而、二見濱仁御船坐于時、大若子命仁、國名何問給白久、速雨二見國止白支と有り、然るを出雲風土記に、楯縫郡玖潭郷云々、所造天下大神命、天御飯田之御倉將造給處、寬巡行給爾時波夜佐雨久多美乃山詔給之、故云忽美、神龜三年改字玖潭と見えて、式に玖潭神社見え、又意宇郡にも久多

彌神社有り、又上に注せるが如く、因幡國八上郡にも久多美神社御在し坐すなど、何れも大已貴神に坐すべからむ事申すも更なるに、右の朽羅神社を、皇太神宮儀式帳には、久麻良比神社一處、稱大歲神兒千依比賣命、形石坐と有る久麻は稻なり、良比は在る義なれば、右の天御飯田之御倉將造給處寬給と有るに、言の意等しく相叶ひて思ゆるなり、) 偕傳二十七の國作大已貴命の傳に就きて引ける神名式に、度會郡狹田國生神社儀式帳に、狹田神社一處、稱須麻留女神兒速川比古速川比賣山末御玉、三柱形無、倭姬内親王定祝、と有る須麻留女神兒は山末御玉に係りて、速川比古速川比賣は、倭姬命の御時の人なり、世紀に、從其處幸行、速河彦詣相支、汝國名何問白久、畔廣之狹田止白天、佐々上神田進支、其處爾速河狹田社定給支、と有る是にて、此に社を定めさせ給へるは、即ち其の山末御玉神を祀給へるなり、若て神名祕抄に、山末御玉命、一名大山咋神、又山末大主神是也と有る、其の神は傳廿四及び上に注せるが如く、事代主神の御事に渡らせ給へるを、此に狹田神社と稱奉れるを以て、猿田彦神と申すは、其の亦名にて御在し坐す御事を明らめ奉る可きなり、下の磯神社の所にも又説くべし、然して其の須麻留女神と申奉るは其の事代主神に御祖なる時は、謂ゆる玉依姬命の御事に渡らせ御在し坐して、即御統女神の謂なり、其は傳十八に注せるが如く、古事記下照比賣命の御歌に、阿米那流夜、淋登多那婆多能、宇那賀世流、多麻能美須麻流美須麻流、阿那陀麻波夜、美多邇布多和多良須、阿治志貴多邇比古泥能、迎微會也と有るは、其の兄神を天若日子に混へて惑へるが心苦しさに、其の兄神なる由を曉さむとて御祖神の御事を顯はし給へるにて、初二句は天棚機姫神に對て、弟棚機姫神と申奉る御事を宣へり、三四五句は、玉之御統御統瓊にて、御祖神は瑞珠盟約の御時に、珠に依りて成出



でさせ御在し坐せるのみならず、常に天上の明珠を頸懸けさせ給ふ御事を述給ひて、終に其の御同胞なる兄神の御事を明し給へる者なり、是其の御統瓊に因みて、須麻留女神と申す御名の御在し坐す所以なる者なり、但其の神の御社は此に非らず榛原神社是なり、儀式帳に、榛原神社一處、稱天須婆留女命、御玉形無、奈良朝廷御世定祝と有り、即ち田邊郷田邊村に在ると云へれば、彼の田乃家神社は次に云ふが如く、大己貴神に渡らせ給へるも由有り、又尾張國山田郡多奈波太神社も、同神なる事申すも更なり、多氣郡須麻漏賣神社又是に同じきなり、(楮右の速川比古速川比賣二神は、當昔其の神孫にして、其の地を領れる人なりけむを、後に祭り加へられけむを、其迄委しくは書かざるなめり、此に少か思寄れる事有り、下に云ふべし、此の御社、今湯田郷、佐田村に御在し坐すと云へり、楮國生神と申すは、傳二十四卷に注せるが如く、素戔鳴大神を申奉るより、始めて其の餘にも國作の御事に御功坐す神には何れにも稱へ奉るなり、)又坂手國生神社は、儀式帳には、坂手神社一處、稱大水上見高水上、形石坐、同内親王定祝と有りて、國生の二字無し、世記に、右の狭田社の次に、從其處幸行、高水神參相支、汝國名何問給白久、岳高田深坂手國止白且、田上御田進支、其處坂手社定給支、と見えたり、越前國大野郡坂門一事神社、國生大野神社御在し坐すは、由有る事には非じか、楮大水上神と申すは、傳八、傳九に注せるが如く、闇霧神に渡らせ給へれば、高水上神は其の御子にて、溝織姫命に坐して、即ち事代主神の御妻に御在し坐せば、國生神と申すも其の謂無には非ず、神鳳抄に、「度會郡坂手御厨、多氣郡坂手御園有るは、兩郡に互る地名にや、儀式解に、今田邊郷田邊村荒木田氏の北方小鹽崎と云ふ池邊に在りて坂手は此の邊の古名なりと云ひ傳ふ」と云へり、然る時は右に謂ゆる榛原神社

と同所なりけり、又式に、田乃家神社、儀式帳に、田邊神社一處、稱太神御倉川神、形鏡坐、大長谷天皇御宇定祝と有るは、和名抄に田部(多乃倍)郷見えたる是なり、解に「今城田郷矢野村に在り、今此を城田郷と云ふは後の事にて、古は並べて田部郷なり、故に地名を社號と爲り、今も近き所に上田邊村下田邊村と云ふ名有り、田邊とは、此の所に荒木田と云ふ神田有れば、神田の邊と云ふ意なり」と云へり、楮御倉川とは、古太神宮の神田此に在りて、其の御稻を藏め置く御倉の有りに因みて、此の地主神を祀られしものなる可し、大同類聚方十六に、多廼反藥、伊勢國度會郡田乃家之神社二傳方、元者大穴牟知尊之方と有るを見れば、此は大己貴神にて渡らせ給へるなりけり、然して此を城田(木多)郷と云ふは、右の荒木田の略なるが、大己貴神此に荒木田を始め給ひて、其の田邊に宮造り御在し坐しけるなどに起りて、其の本は一なりけむを、後に其の荒木田を太神宮の神田と被定たるより、一は城田郷と成り、一は田部郷と分れたりし者なる可し、又其の矢野村は、八野若日女命の御名の略なる可きか、即ち大己貴神の御妻に坐すをも思合す可きなり、然るは上に注せるが如く、加賀國江沼郡氣多御子神社を、文德天皇實錄に、治田若御子神と出、又其に注せる越中國射水郡氣多神社を、三代實錄に、御田神と書されたるにて、大己貴神を常に氣多大神と申し奉るも、荒木田の荒を略き申せるなる事を知る時は、實に此に符合へりと云ふべし、楮こそ太神御蔭川神と申すも謂れ有る御事なりけれ、又鴨神社、今山神村鴨谷と云ふに御在し坐して、其も城田郷なるも由有り、儀式帳に、鴨社一處、稱大水上見石已呂和居命、形石坐、同内親王定祝と有る、此の御事は次に合せ説くべし、儀式帳に、鴨下神社一處、大水上見石已呂和居鴨比古賣命、形無云々と有る鴨比古賣を、頭書本に鴨比古比女に作り、一



本には鴨比古命鴨女命に作り、大水上命は大山祇神の后神に坐す事右に注せり、石己呂和居は石凝別にて、上に注せるが如く、此の味耜高彥根神、亦名事代主神、亦名大山咋神と申して、神山を鑿ち磐を劈給ひて水脉を理めて、御父大己貴神と共に國を作らせ給へる御功に依りて、負坐せる御名と所見たり、鴨比古命鴨比女命は、事代主命溝咋姫命にて渡らせ給ふ御事申すも更なりかし、下に石井神社、大水上見高水上命と有るが、即ち石部姓の氏神にて御在し坐す所以を明らかめ云へるに考へ合す可き者なり、(然れば本は石己呂和居鴨比賣神と有りけむを、其の夫神をも鴨比古命と申せるから、右の如く重りて出でたる者なり、偕此の鴨下神社は、未官帳人田社事、と有る中に出でて、此は式外なるが、右の式内の鴨神社の上なるに對へて、此をば下神社とは云ふなりけり、今城田郷狩田村に御在し坐すとぞ、偕此の石己呂和氣命を、大水上神の兒と云ひては違へるに似たれども、事代主神の爲に婦翁に坐せば、然も傳はるまじきに非ずなむ有りける、又右の細書に注せる朽羅神社も、田邊郷東原村に坐せる、此は大己貴神の天御飯田の御倉に由有る神に坐せば、田乃家神社の太神御倉川神にも由縁有りと思ゆ、又蚊野神社、田邊郷蚊野村に坐すと云へり、若くは鴨野の略にや、帳には蚊野神社一處、稱太神御蔭川神、形鏡坐と有るも、其の地主神を祀り給へるにこそ、)又川原坐國生神社は帳に、川原神社一處、稱月讀神御玉、形無、同内親王定祝、と見えたる月讀神は、即ち素戔鳴尊の御事にて渡らせ給へれば、其の御玉を國生神と稱へ奉らむ事實に符合へり、然るは其の大土神社の下に、稱國生神兒大國玉命、次水佐々良比古命佐々良比賣命と有る、大國玉命の御父と申すは、即ち素戔鳴尊に渡らせ給へるを以て證と爲べきなり、次の二柱は、素戔鳴尊と速須良比咩命とに御在し坐す事委しくは傳二十四

に注せるが如し、此の川原神社を考證に、在沼木郷山田村、今日高川原村と云へり、然して和名抄に、沼木(奴木)郷見えたるは、出雲風土記に、意宇郡野城驛、郡家正東二十里八十步、依野城大神坐、故云野城と有る地名を移せるか、其の野城大神は、式に能義郡天穗穗日命神社と有る是なるを、其の意宇郡の方にも野城神社と申す有り、又同社坐大穴持神社、同社坐大穴持御子神社と有りて、何れに就きても同じ素戔鳴尊の御子に渡らせ給へれば、右の川原坐國生神社には由有る御事なりけり、右は帳に、以上十七處神國津社と有る國生神社共にて、各其の地主神を祝はせ給へるなりけり、若くて又式に大間國生神社、度會國御神社、度會乃大國玉比賣神社は、外宮儀式帳に載れる攝神十六社の内なり、其の大間國生神社の大間は地名、國生神は上件の如し、今沼木郷山田村に御在し坐すと云へり、度會國御神社は帳に、度會之國都御神社と有る國都御神と申すは、例の地主神と申す義なる事、傳廿一、廿七に注せるが如し、偕此は大國玉神に御在し坐すべし、次なるを帳に、度會之大國玉姫神社と有るに並び給へる御名なるを曉る可し、又山末神社、此も外宮の攝神なり、右に注せる猿田國生神社の山末御玉神と同じく御在し坐せり、即ち神名秘抄に、山末御玉命、一名大山咋神、又山末大主神是也と有るにも合ひて、大國玉神には愈々由有る者なりけり、又其度會宮の別宮に土宮と申す御在し坐すは、儀式帳六月例に、十七日、即更地神神酒一缶供奉と有る地神の御事にて、倭姫命世記に、土祖神二座(宇迦之御魂神、土乃御祖神、形寶瓶坐)と有る是なり、此も上なる大土御祖神社の例に據る時は、大國玉神にて渡らせ給ふ可き御事など委しくは傳廿四に注し奉れるを合せ讀むべきなり、(偕右の渡會國御神社は、神名秘抄に、度會上祖天日別命子彥國見賀岐建與束命と有り、然れども次なる大國玉比賣



神社に對へれば、大國玉命に坐すを、其の相殿などに坐すを以て然か云へるなる可し、今沼木郷山田原、外宮の宮山の中なり、常には國見社と申すと云へり、又其の度會乃大國玉比賣神社は、繼橋郷字は宮山、高神山の南尾崎に在り、俗に其の邊を大黒谷と云ふと云ひ、又山末神社、昔は宮山の小梨谷に坐しを、今は豊宮崎に立たせ給ふと云へり、何れも甚止事無き所以有りと聞えたり、又和名抄に、箕曲(美乃和)郷有り、三輪の轉なる可し、神名式に、川原大社、川原淵神社は、外宮攝神にて、其の地の地主神と思しきが、右の川原大社を一本に川原大神社オホ川原ノカミと有るは、大物主神の遺趾なるが爲なめり、二社共に箕曲郷勾村に御在し坐すと云へり、偕又此に就きて三女神も、古くより此の邊に御在し坐しける状なり、其は江神社を儀式帳に、江神社一處、天須婆留女命見長口女命、形在レ水、又大蔵御祖命形無、又宇加乃御玉、同内親王定祝と有るを、世記御遷行の所に、五十鈴川後之江入坐支、時佐美都日子參相支問給、此河名何白久、五十鈴河後白支、其處江社定給支と有りて、長口女命と云ひ、形在レ水と有るを以て思ふに、溝織姫命などには坐さじか、右に擧げたる伊賀國伊賀郡依那古神社を、江大明神と申して、味耜高彥根神に渡らせ給へるに考合す可し、故其の天須婆留女神は玉依姫命に御在し坐して、其の御祖に渡らせ給へれば、其の后神の御事も其の神に係けて兒と申さむ事、其の謂無には非すなむ有りける、又神前神社帳に、神前神社一處、稱國生神兒荒前比賣命形石坐、同内親王定祝と有るを世記に、又荒崎姫參相、國名問給、白久、皇太神御船荒崎白支、恐志止詔、神前社定給と有るは、其の荒崎に御在し坐す地主神の顯れさせ給へるを恐みて、此に其の社を定めさせ給へる趣なり、偕荒前は地名、神前は神名なるにて、上に注せる讚岐國寒川郡神前神社と同じくは、其の玉依姫命にて御在

し坐すめり、然る時は國生神兒と云ふ事實に符合へり、又粟皇子神社、帳に粟、御子神社一處、稱須佐乃乎命御玉道主命、形石坐、同内親王定祝と有り、世記に、皇太神御鎮座の後に、倭姫命御船乘給、御膳御餐處定、幸行云々、伊波戸居給而、朝御氣夕御氣處定奉、然倭姫命御船留而、鰭廣魚、鰭狹魚、貝滿物、息津毛、邊津毛依來其、海鹽相和而、淡在介留、故淡海浦止號支云々、從レ其以南鹽淡甘支、其島乎淡良伎之島號支、其鹽淡滿溢浦名乎、伊氣浦號支、其處參相且、御饗仕奉神乎、淡海子神止號且、社定給支と有りて、此の事雜例集にも、大同本記云々と出でたり、右に須佐乃乎命御玉道主命と有るは、瑞珠盟約章第三一書に、即以日神所生三女神者、使降居于葦原中國之宇佐島矣、今在北海道中、號曰道主貴、此筑紫水沼君等祭神是也、と有る此れ道主貴命にて、即ち玉依姫命の御事なる由、傳十六に注せるが如し、然れば此は大已貴神と相並ばして、此の國を特別で作らせ御在し坐しける御靈の、皇太神の御餐仕奉り初めさせ給へる御事に因みて祀祭らせ給へるなりけり、次に注せる志摩國答志郡鱸藪神社は、事代主神に坐して、此道主貴命の御子神に坐すを、此の伊氣浦よりは程近き地に御在し坐すなども、大に由有りて思ゆ、照らし見るべし、但此に少し心得て見るべき事有り、下の丹後風土記田造郷の文の所に云ふべし、偕兩宮共に、儀式帳に出でたる攝神の例を遍く考ふるに、何れも天上よりの供奉の神等には御在し坐さずて、其の神境の地主神を祝奉らせ給へるのみにて、素戔鳴尊、大已貴命、大國玉命、大物主命、道主命、大山咋命、溝織姫命、又は其の姫神の御父大水上神、御母大山罪御祖命、偕は大蔵神以下の神等の御社なりけり、此に國作の傳とて殊更に書さざる物から、倭姫命、大長谷天皇の當昔に然る委しき傳共有りて、其の御迹詳なりしが故に、各其の國津社をば祝定めさせ



給へる者になむ有りける、故皇太神宮儀式帳には、以上十七箇處神國津社と云ひ終められたり、(其の次に、未官帳入田社事と有りて、未官知の神を田社と云ふ事なるは、其の地方を主領くと云ふ程に至らざる神社を云ふなり、偕兩宮の攝社は、猶餘多御在し坐す御事なれども、此は國作の故事に由有る神社のみを撮り出でて、例の注す事なれば、委しくは其の兩宮の鎮給へる、垂仁天皇二十五年、雄略天皇二十二年等の御紀に就きて、其の傳仕奉る可きなり、故其の江神社は二見郷江村に坐し、神前神社は宇治郷松下村に屬きて二見浦より東の海道河波良木神崎に坐し、粟皇子神社は、伊氣郷伊氣浦に坐すと云へり、)又神名式に、度會郡磯神社、和名抄に伊蘇(以會)郷有る是なり、多氣郡伊蘇上神社坐すは、此の神社の今宮川の下流なる磯村と云ふに御在し坐すを姑く下社と爲て、其に對へる上社の義なる事、右に云へる鴨神社鴨下神社の例なめり、然る時は古に伊蘇と云ひけるは、度會多氣二郡に係れる其邊の摠稱なりしなりけり、世記に、二十五年丙辰春三月、從飯野高宮、遷幸于伊蘇宮、令坐、于時大若子命問給、汝此國名何、白、百船度會國、玉掇伊蘇國、白、御鹽濱竝林定奉、此宮坐天供奉、御水在所、御井止號、于時倭姫命詔、南山末見給、吉宮處可有見由止詔、御宮處齋爾、大若子命遺、倭姫命、皇太神乎奉戴、小船乘給、御船仁雜神財竝楯楯等乎留置天、從小河、幸行、從其河、御船後立、爾時、驛使等御船字久留止白、其處乎字久留止號、從其處、幸行、云々、速河狹田社定給、と有を以て見るに、其の磯神社の伊蘇郷は海近き地なれども、其より伊蘇上神社は謂ゆる多氣川の水上にして、今射和逢鹿と云ふ邊迄は、古に玉掇伊蘇國と云ひし地なりけり、偕大同類聚方十一に、移制衰藥、伊勢國度會郡磯之神社乃祕久須理、元少彦名命之方、又六十八

に、伊勢衰藥、神風之國度會郡磯神社之祕藥、大已貴命之御久寸利乃々利と有る、此を見れば、磯神社は大已貴命を主として少彦名命をも合せ祭れるなりけり、又伊蘇上神社は、右の皇太神の伊蘇宮の御事を、神名祕抄裏書に、伊蘇宮在多氣郡逢鹿村、字古宮木、上相可村磯部寺前森中社曰磯宮、と有る地なるが、此の宮を仕奉られし時に、其の地主神に坐せば、右の磯神社の神を此にも勸請られて、上神社とは申すなる可し、然して多氣郡相鹿木太御神社も此に竝坐すと云ふに就きて考ふるに木太は右に云へる、田乃家神社は大已貴命神に坐すを、城田郷に御在し坐す其一にて、謂ゆる氣多神社の謂なる可からむも實に得去るまじき所以なりけり、偕此の伊蘇郷は、姓氏錄に謂ゆる石邊公、大物主命久斯比賀多命之後也、と有る石邊公の本貫なる可くぞ所思えたる、其は儀式帳御遷行條に、次百船度會國佐古久志呂宇治家田、田上宮坐、爾時宇治大内人仕奉宇治土公等遠祖大田命、汝國名何問賜、是川名佐古久志留伊須々乃川止申と有るを、世記には、猿田彦神裔宇治土公祖大田命と見えたるに、儀式帳職掌條には、其の姓を磯部と書せるを以て、右の猿田國生神社の所に已に云へる如く、即此の猿田彦神は事代主神に坐すと云ふ予が説を徴す可き者なりかし、(又帳に、難波長柄豐崎宮御宇、竹村立屯倉、磯部眞夜手助督仕奉支、と有るは多氣郡の磯部氏なり、又續紀に、寶龜六年五月癸巳朔、伊勢國多氣郡人外正五位下敢磯部忍國等五人、賜姓敢臣、と有るは、大彥命孫の阿閉臣の等族なる人の、磯部の地に住へるから、敢磯部と云ひけむを、元の敢氏に復し給へりと聞ゆれば、此は別なるにか、又神名祕抄に引ける機殿儀式帳に、難波長柄豐崎宮御宇天皇丙午、竹連磯直二人建此郡、と云へるは飯野郡なり、此を以て見る時は、度會多氣飯野の三郡共に、其の磯部氏なりし人多在しなり、)偕右の伊蘇



上神社、相鹿木太御神社の御在し坐す逢鹿村は、和名抄に、相可（阿布加）郷是なり、此より多氣川を隔て、北面に射和村に、神名式に謂ゆる伊佐和神社立たせ御在し坐すを、考證に、今射和村北山上、與村東在社、北稱上社、東稱下社と有りて二座なる趣なり、志摩國答志郡粟島坐伊射波神社二座（竝大）と有て、和と波と假字の違は有れども、其の國々より奏上ぐる任に、帳には書させ給へる者なりければ、強に拘はるまじき御事にや、其は上に注るせるが如く、此の伊佐波と、右の磯部と本一なる可くぞ見えたりける、其は但馬國養父郡桐原神社は、越後國古志郡桐原石部神社と同社なる可きに、和名抄に、養父郡石禾（伊佐波）郷有り、又大神宮式に所見たる伊雜宮の御事を、俗に磯部太神宮と申し奉り、然のみならず兵部省式に、志摩國鴨部磯部の地名有るを以て、其の同じきを曉る可し、偕此の伊佐和も本は伊佐波なりけむを、波行の音を和行の如く爲て唱ふなる事は、古にも有りけむから混れたるか、又は磯回の義なりけむも知るべからずと雖も、何れにしても磯部の言には違はざる可し、故例を以て、石部神社は何方にても、大已貴命に渡らせ給へるを、彼の粟島坐伊佐波神社の粟島は、少彦名命に坐す例なれば、上件、磯神社伊蘇上神社など一にて、右の二社共に大已貴命、少彦名命二柱神にぞ御在し坐すべかりける、又相鹿牟山神社二坐、牟山は神山の略か、神は美和なるを、無和とも云へればなり、又相鹿上神社は其の社の下なるに對ふ謂なる可し、又守山神社、在宇爾村、稱伊達山社と考證に云へり、是は五十猛神に御在し坐さむ事申すも更なり、右は何れも、伊蘇上神社の近傍の神等に坐せり、又穴師神社は、八千戈神に御在し坐す事例の如し、又國生神社、今國東山と云ふに坐すと云へるは、國作山の謂なる可し、又大國玉神社、此も國東山南麓大久保村に御在し坐すと云

へり、右の大土御祖神社の所に引ける儀式帳に、稱國生神兒大國玉命と有れば、即ち御父子にて、同じ所に並び御在し坐すなりけり、又國乃御神社は、謂ゆる國津神の謂なる事申すも更なり、（又須麻漏賣神社の御事は、右に云へり、又宇流布都神社は、伊賀國名張郡宇流富志彌神社、出雲國意宇郡留布神社、風土記には宇流布社と見えたるを、大同類聚方に、毛利藥、出雲國意宇郡留布神社、出雲宿禰乃家方、大已貴神劑と有り、又上に注せるが如く、日向國式外に、宇利布乃神社有り、同方十六卷天喜本に、瓜生藥、日向國諸縣郡宇利布乃神社乃方と有るも、其も同神に坐すべし、上に引ける播磨風土記に、神前郡多馳里梗岡者、伊和大神與天日梓命、二神各發軍相戰、爾時大神之軍、集而春稻之、其梗聚爲丘、又上に引ける其の記に、賀茂郡下鴨里梗岡、右號梗岡者、大汝命令春於下鴨村、梗飛散到此岡、故曰梗岡と云ふ事有れば、宇留布都は梗生津の義なるにか、然らば右の日向國なるは瓜生にて別なり、）又神名式に、飯野郡神山神社考證に、在乳熊郷山添村神山北麓、土人稱鑰取神と云へり、神山は鴨山と同じ事にて此を鑰取神と申すは、右に注せる如く、伊賀國伊賀郡高瀬神社は、謂ゆる伊賀津彦神にして、即猿田彦神に坐すを、俗に鑰取神と申すに同じく御在し坐すべし、又石前神社は磯之崎と訓めるなる可し、右に擧げたる度會郡磯神社、多氣郡伊蘇上神社御在し坐して、古に伊蘇と云ひけるは、其の二郡に互れるを、飯野郡は難波長柄朝廷の御世に、竹連磯直等の始めて建てたる由、神名祕抄に載れる機殿儀式帳に見えれば、此も多氣郡の地なりければ、其の伊蘇郷の崎なる謂にぞ有るらし、皇太神宮儀式帳に、神堺の四至を云ふ、飯野郡磯部川と有るを證と爲べし、然れば其の所祭、右の二社と同じきや、和名抄に兄國（江久爾）郷有れば、其と竝て弟國村と云ふも有りて、若く



は大己貴命少彦名命の持別て、共に作らせ給ふ所由など有りけめども、傳無ければ今難し知きを試に云ふのみ、又飯高郡久爾都神社は、即ち例の國津神に坐せば、此の國作の御事に由有り、壹志郡稻葉神社二座、三代實錄に、貞觀七年四月十五日乙丑、授伊勢國正五位上稻葉神從四位下、と有る檢錄に、「大香良洲宮、小香良洲宮、是なり、大香良洲宮は稚日女尊なり」と云へれば、小香良洲宮は、社説に、昔香良洲社の森繁茂して白菟住めり云々、是古事に謂ゆる稻羽素菟八上姫の據有るか云へり、又須加神社は、出雲風土記に、大原郡末官知に須我社坐すに同じかる可し、即ち和名抄に、當郡須可（須加）郷見えたり、又阿射加神社三座（竝名神大）は猿田彦神に御在し坐すか、此の御事は傳三十に注し奉る可し、又射山神社は大己貴少彦名二神にて渡らせ給ふ由、傳廿七に已に注せり、但此をも鑰取大明神と俗に申せれば、猿田彦神も、右の二座に竝給へること、（又川併神社も坐すは、鴨川合神と同神か、楮右の大香良洲社に御在し坐す稚日女尊の御事は、傳十八卷に注し奉るを、稻葉神社は、其の小香良洲社に御在し坐すなるにや考ふ可し、其の稻葉神と申すは、上に注せるが如く、美濃國に、伊奈波神と申す御在し坐せる其は式外なるが、式内の御井神社と相竝び給へるを思ふに、實に此の二座も其の二神ならむも知るべからず、又此に須加神社御在し坐すも、上に注せる因幡國法美郡式外に、須賀神と申す御在し坐すに、巨濃郡二上神社坐し、又越中國射水郡射水神社、名神大を、史に二上神と有るに、須加山と云ふ有り、又此にも須加神社此に立たせ給へるに、多氣郡相鹿木太御神社は、即ち氣多大神の御事なるに合へれば、右の稻葉神社も其の心して辨ふ可くなむ）安濃郡大市神社は素戔嗚尊の御妃にして、大歲神等の御祖なり、船山神社は、風土記に、船山神社、圭田四十三東、六毛田、

垂仁天皇四十三年甲戌十一月、依齋宮之夢託所祭田凝比咩也と見えたり、又大和風土記に平群郡船山神社、大己貴尊也と有り、御夫婦の御上なれば共に御在し坐すめども、何れも各其の片方のみを傳へたるなめり、又鈴鹿郡天一鈿田神社は、上に注せる丹波國桑田郡松尾神社を、桑田浮田明神と申すに由有るべく、又若狹國大飯郡大飯神社を鈿立明神と申して、猿田彦神、往古此の邊の田を開發き給へりと云ふに思ひ合す可し、又同郡三宅神社に、川月神社、（名神大）大井神社など坐すを、此にも大井神社二座、三宅神社、壹志郡、又河曲郡に、小川神社坐すに相合へり、又片山神社は大山咋神に坐す事申すも更なり、又椿大神社も、椿は地名にて大神社なる可し、又河曲郡鬼太神社は氣多神社なり、都波岐神社は、一宮記に、猿田彦神と有り、三代實錄に、貞觀七年四月十五日乙丑、授伊勢國從五位上勳七等椿神正五位下と見ゆ、又夜夫多神社は、上に注せる伊賀國阿拜郡陽夫多神社、祭神、素戔嗚尊、大己貴命、二柱に渡らせ給へるに同じかる可し、三重郡神前神社、例の玉依姫命なる可し、小許會神社は、山城國愛宕郡鴨川合坐小杜宅神社、（名神大、月次相管新嘗）思合す可し、朝明郡石部神社二座、但馬國朝來郡朝來石部神社と、地名神名共に合へり、又大神神社井後神社此は座摩神と同じく御在し坐せらむには、即ち御井神にぞ渡らせ給ふらむ、又員辨郡鴨神社、又賀毛神社、又式外に執賀師神社、上に引ける風土記に、執賀師神社、欽明天皇二年始祭此神、大己貴命也と有るは、神代の舊社を此に始めて祭らせ給へるなめり、又云はく、鞆尾森韓神宮三座、森之中祭之、時代不可知と有るは、園韓神を合せて三座なめり、又云はく、膳森、此森在鞆尾村西一里、雖無樹木、唯有一廡祭大己貴神處也、土民每歲落梅之時、供神膳と有る、此の落梅の時に當りて祭を爲すは謂



ゆる鎮花祭の儀を擬ぶなるにこそ、又郡中に、阿波野佐陀野の名有るは、事代主神の後阿波神、又猿田彦神の御名に由有り、又傳二十七に注せるる井上神社、所祭園韓神、少彦名神也と見え、又杉田山云々月讀神坐山之尾と見えたり、(桑名郡には、更に思めかしき神社を見當らず、但野志里神社は、和名抄郷名に、野代乃之呂と有りて、世記に謂ゆる桑名野代宮の地主神なる可し、出雲國意宇郡野白神社風土記には野代社と有る此に由有るにや、因云ふ、右の風土記に員辨郡井上神社は、但馬國養父郡井上神社二座と有るは此と同神にて、園韓神三神を一座とし、少彦名命を一座と祀るにや、同郡夜夫坐神社五座と有るに、右の河曲郡に夜夫多神社坐せるをも思合す可し、) 神名式に、志摩國答志郡粟島坐伊射波神社二座(竝大)と見えたり、偕太神宮式に、伊雜宮一座(太神遙宮、在志摩國答志郡、去太神宮南八十三里、)と有るとを誰も一に爲る事なれども、此は皇太神の遙宮にして、儀式帳にも、伊雜宮、稱天照太神遙宮、御形鏡坐と有りて、已くより宮號を奉られて、彼は二座なり、此は一座なり、彼は社號なり、此は宮號なり、其の一に爲まじき事如此なるを、昔より人其の差別有ることを知らざりけるは如何なりける僻意ぞや、且兩宮に就きたる別宮共に式社には漏れさせ給へるも、外に此彼御在し坐せば、此は神名式には漏れて、太神宮に載れる宮と見奉るなむ然る可かりけらし、其の伊雜宮の始と云ふは世記に、垂仁天皇二十七年戊午秋九月、鳥鳴聲高聞、晝夜不止、此異止宣、大幡主命舍人紀麻良止差使遣、令見彼鳥鳴處、罷行見波、鳥國伊雜方上葦原中在稻一基、生本波一基仁爲、末千穗茂也、(中略)爾時倭姬命宣、恐志、事不問奴鳥須良、田作皇太神奉物乎止詔止、物忌始給、彼稻伊佐波登美神爲、拔穗爾令拔、皇太神乃御前懸久眞、懸奉始、云々彼

稻生地千田止號、在島國伊雜方上、其處伊佐波登美之神宮造奉、皇太神爲攝宮、伊雜宮此也、(下略)と有るを見るに、伊佐波登美神は倭姬命に供奉られし人なりけり、下に伊佐波登美之神の宮造奉りて、皇太神の攝宮と成すと有るも倭姬命の命を奉りて仕へ奉られしなりけり、偕此の伊佐波登美神は伊雜津持にて、當昔其の國造の如く有りし人にて、國造本紀に、島津國造、志賀高穴穗朝、出雲臣祖佐比禰足尼孫出雲笠夜命、定賜國造と有る、佐比禰足尼の父などに當る可くや、神名式に、出雲國出雲郡伊佐波神社有るは是なる可し、此を伊勢都彥命の亦名なる由、考證に書せるは違へる事、上に引ける播磨風土記に依りて此を明らむ可し、又世記に、伊雜宮一座と有りて下に天牟羅雲命裔天日別命子玉柱屋姬命是也、形鏡坐と有るは後人の書入にて、形鏡坐の三字のみ古傳なる可き事、他の別宮の例を見互して知るべし、右の如く儀式帳太神宮式に、一座と有り、天照太神遙宮と有るからは、皇太神一柱に御在し坐す御事申すも更なるを右の如く、天日別命の御女を祭ると云は、皇太神を何れに御在し坐すとか云はむ、又世記の説を助けて、皇太神と玉柱屋姬命と二柱御在し坐すと見る時は、右の粟島坐伊射波神社二座と有るに合ふが如しと雖も、粟島は地名なり、伊射波は神號なり、然爲る時は天照太神遙宮と有るに叶はざれば、伊雜宮と伊射波神社とを別に見る時は、此も彼も其の正説を得るに至るめり、(考證に、伊雜宮二座、伊佐波止美命配玉柱屋姬命云々と云へるは、大なる強事なり、天日別命は、神武天皇御世頃の人なり、伊佐波止美命は、垂仁天皇の當時の人なり、其の女を以て配せむ事似著はしからず、予が意には、此は後人の加筆にて、伊雜宮にては皇太神一座にて本より御在し坐すを、神宮にて心御柱をしも、甚止事無き物に祭らるゝは、謂ゆる屋船命の御正體と爲て持齋かせ給ふこと



なるを、此にても其の心御柱神を祭られし神社の傳はれるを、後には其の事の絶えて、唯其の祭のみ残りたるより、此の宮の祭神と心得たる者なる可し、然る時は伊雜宮一座は、皇太神の遙宮なり、其の粟島坐伊射波神社（竝大）は謂ゆる地主神に御在し坐すが故に、大社の列にて齋れさせ給へるなりけり、然して上に注せるが如く、多氣郡伊佐和神社も、式文の如くは所祭一座なれども、上社下社二所御在し坐すに合へり、若て粟島少彦名神に所以有る地名なる由は、傳廿七に注せるが如し伊佐波は、和名抄にも伊雜郷と有るが、兵部省式に志摩國鴨部磯部と云ふ地有るに、右の伊雜宮を磯部太神宮と申すも古き事なれば、伊射波と磯部と一事なりけり、今も加茂五郷磯部九郷とて、其の邊の摠稱なりと云ふ、若て姓氏錄に、石邊公、大物主命男久斯比賀多命之後也と有りて、上件に、諸國に在ゆる石部神社を條々に擧げて試るに、何れも大已貴神に坐せれば、此も右の二神にて渡らせ給ふ御事著明くなむ有りける、但地神本紀に依るに、天日方奇日方命は事代主神の子にして、大已貴神には孫に當らせ給へる、其に就きて妙なる事こそ有りけれ、志摩風土記に、島者安曇別神々迹也云々、天日方奇日方命至此舉言、云豐志摩魚足三國哉、後竟爲國名と有る安曇別神とは海神の御事なる可し、後に此の命の至らせ御在し坐しより、其の國名と成れるに就きても、愈右の粟島坐伊射波神社の地主神にて御在し坐す御事知らるゝなり、又云く答志郡伊佐部磯部神社、事代主命也、命得鱸魚祭天神地祇之地と有りて、此は其の御父事代主神の此の國に御在し坐しける間に、海幸を得させ御在し坐して神祇を祭らせ給へりし神迹なり、斯る時は、大已貴神事代主神天日方奇日方命共に、此の國作の御時に此の地に留らせ御在し坐しけるも、甚久しき間の御事なるにこそ、偕て右の鱸魚は、其の事代主命の垂給ひし釣

棹を植給へるが茂りて竹林とは成れるなる可し、今字を鈴木藪に作りて、此地鳥羽の相橋城門の東南家士の宅地に在りと云へり、若て志陽略志と云ふ物に、加茂明神社、在舟津村、往古移城州加茂明神社云、不知勸請何世誰人矣川謂加茂川郷謂加茂郷と有るは、鳥羽に隣れる地なりければ、此なむ右の鱸魚神社には當る可き、神宮雜例集に、志摩國加茂村神田と云ひ、神鳳抄も、答志郡賀茂村と有るは是なめり、又加茂大明神社在岩倉村と云ひ、其の邊に松尾村狭田海狹田濱などの地有るも、各所由有る地名なる者なり、右に注せる伊勢度會郡粟皇子神社は、此の神の御祖に御在し坐して、此よりは浦傳ひにて、相近き地なるにも心を著くべき者ぞかし、又牛頭天王社、在城北岩崎涼堂北山、（中略）傳言、所祭尾州津島牛頭天王、古自此處移之云ふは、傳廿一に注せるが如く、古對馬島より移らせ給へるが、中間此處に御在し坐して、其より移給ひけるにこそ、下に注せる事共有り考合す可し、（其の社は延寶年中に、八皇子社の御在し坐す鳥羽本町宮谷古名兒谷の地に移し奉れりと云へり、其の八皇子社と申すは、同書に、祝部中野重昌曰、志摩國答志郡鳥羽縣八皇子神社、靈形船座、按人皇四十五代聖武天皇神龜元年甲子正月朔日、鳥羽縣土人、集會于兒谷而齋建田祖神祠、以擊青和幣白木綿花唱神樂歌、禱五穀豐饒矣、斯時託誣女以和歌、其神詠曰、鷺羽乃神、船爾乘氏、兒谷仁天降臨、八洲濃神、兒谷以西謂小濱島、倭姬皇女名之鷺取小濱、鷺羽船之神詠根據之也歟、所謂八洲神則三五合祭之八皇子也、雖未著神書古記、所傳言者如斯と云へり、但八皇子を五男三女神と云ふは、近來の俗説にして據るに足らざる物から、此の故事甚愛でたし、其は傳十卷に注せるが如く、此の八王子と申すは、彼の八衢神より混れたりし者にて、實は岐神の御事に渡らせ給へるを、此にも



靈形船座と有るは、船戸神とも書くから其を靈形と爲て祀れる者にして、是のみぞ大に據有る事なりける、右の牛頭天王と申すは、謂ゆる祇園神に御在し坐せば、其の相殿に八王子神の必御在し坐す例なるにも叶へり、偕此の社を始として、當國に八王子社と云へる四十三所御在し坐すを、五男三女神と爲ては更に由無し、岐神の御事として能叶へり、偕又同書に、瀧上社、在國府村山林、今則無社而存華表、不知祭何神也、華表之邊有清泉、飲其水則治諸疾云、故近國隣里其感靈驗、日詣此處諸平愈者、以刀鏡衣帶奉納其神云と有り、國府に多く大已貴神を祀る例なれば、若其の神の神水などには非じか、上に書せる武藏國荏原郡磐井神社の神水に、右の如き靈驗有るをも合せ考ふ可し、又同書に、右の鱧藪の事を、鈴木藪在相橋城門東南家士宅地、説曰、文治中、鈴木三郎重家爲訊舊君義經云云、潛歷勢州赴奥州、始出相里時植竹杖于斯而去、後漸生根遂爲竹林、故後人稱鈴木藪、倭俗竹林曰藪、九鬼家之時、以其地爲家士宅地と云へる鈴木藪の説は、右の如く慥なる風土記の傳有る事なるに、土俗其の古説を失ひて、然る牽強なる説を設けたりし者なりけり、右の文に、植竹杖于斯而去、後漸生根遂爲竹林、故後人稱鈴木藪と云ふ迄を、事代主神の釣棹の御事に見て甚能聞ゆるなり、大凡此の事に限らず、上世に名高き神迹なるをも、近世に似たる事有れば、其の方に附會て妄に古義を失ふ事、猶諸國にも多けかめり、偕萬葉一(十五丁)に、伊勢國伊良虞島の稱有り、又其の(二十丁)歌に、劍著手節乃崎二と有るは、志摩國答志郡なり、其の並に、潮左爲二、五十等兒乃島邊と有る、伊良湖崎は、今は參河國渥美郡なるを、諸抄に志摩國と爲り、又右に引ける志摩風土記に、島者、安曇別神々迹也と有るに、和名抄郡名に、參河國渥美(阿豆美)と有るも、

相通ふに就て思ふに、其の渥美郡の出崎より海上一里に、志摩國に屬きて神島と云ふ有り、是古に謂ゆる伊良虞島か、然れば其の出崎は神島に相對ふ地なるを以て、伊良湖崎と云ひて、本より參河國に屬きて、島と崎とは同名にして、其の所屬の國相異なる者なりけり、偕大已貴少彥名命二柱神、但馬國より出立たし御在し坐して、此の國に御在し坐しける較略は、已に傳二十七に注せるを、又此に右の伊勢、志摩の國作の御事より係けて、又此の渥美郡より上方に、次々其の説を及ぼす可きなり、故右の神島は鴨島の謂にて、彼の鱧藪の故事に就きて事代主神に由有る名なめり、然れば伊良虞島は郎子島にて、大已貴神の御子神の謂なる可くして、參河國の伊良湖崎も、右に異なる可きに非ずなむ有りける、當郡にも亦磯部(以會倍)郷有るを神名帳に、正五位下磯部天神、坐寶飲郡を、一本に坐渥美郡と云へり、今も伊古部村の稱有る事、將右に云へる志摩國に、鴨部磯部の地名有るに相叶へる者なり、神名帳に正三位伊良久大明神見えたり、又式の阿志神社は、味耜高彥根に坐すか、祭神を木花開耶姬命と云ふは鹿葦津姫命と申すより思寄れるなる可し、式社考に在葦村今號諏訪明神と云へるも由有り、文德天皇實錄に仁壽元年十月乙亥朔乙巳、參河國阿志神、授從五位下と見え、神名帳には、正三位阿志國大明神と有り、此に續きて東北は八名郡なり、風土記に八名郡、東限美和川西限鳥取山、南限波多湊北限有玉岡と有る、其の東限美和川と云ふは、此の國の東極にして、遠江國濱名郡の西限なるに和名抄に、大神郷有る是なり、其は傳二十七に注せるに引合せ見るべきなり、偕此の風土記に、八名郡美和郷云々、美和神社、圭田五十束所祭大已貴命、齊明天皇元年乙卯、始奉圭田加神禮、有神家巫戸美和河云々と有る、此は和名抄にも美和郷と有りて然地名に負へるを以ても甚々上



代の神迹なる事を知るべきなり、但或説に神名式に、謂ゆる石卷神社是なりと云へるは、實に然る言なり、即ち美和莊神郷村に坐して、石卷大明神と申すと云へり、右の神郷村を、今字音に唱ふれども、神郷即ち美和郷なる事云ふも更なり、文德天皇實錄に、仁壽元年十月己亥朔乙巳、參河國石纏神授<sub>ニ</sub>從五位下<sub>一</sub>と有る是なり、本國神名帳には、正一位石卷大明神坐<sub>ニ</sub>八名郡<sub>一</sub>と有り、又帳に、從五位上佐井天神と申すも見えたり、大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社五座考合す可し、又、八名(也奈)郷有り、同記に、八名莊云々、八名神社、圭田三十二束三毛田、胸漢命也、孝德天皇三年丁未九月、奉<sub>下</sub>初加<sub>ニ</sub>圭田<sub>一</sub>行<sub>ニ</sub>神禮<sub>一</sub>、八名瀬川云々と有る、此も式外なり、其の胸漢命は胸肩命と讀みて、即ち三女神の御事なり、若て此の八名は出雲風土記に、謂ゆる八野若日女命は其の亦名なる由、傳十三、十八、廿四に注せる如くなれば、八野の轉なる事云ふも更なり、又篠谷八幡、圭田五十七束、三毛田、所<sub>レ</sub>祭與止姬也、天武天皇四年乙亥九月、始奉<sub>ニ</sub>圭田<sub>一</sub>始<sub>ニ</sub>神事<sub>一</sub>と有る、此の與止姬命も上に注せるが如く、是即ち三女神の御事にて渡らせ給へるなり、又和名抄に、多木郷有るは、湍津姫命の御名に由有り、養父也布郷は、但馬國養父郡夜夫坐神社五座、即ち大己貴神に御在し坐すに考合す可し、神名帳に、正五位下大坂天神、坐<sub>ニ</sub>八名郡<sub>一</sub>と有るは、今養父村に坐すと云へり、又、賀茂村賀茂社有りと云へり、但此は帳に漏れたり、又帳に、從四位下大藏明神、坐<sub>ニ</sub>八名郡<sub>一</sub>と有るは下照姫命なめり、又從五位上日女天神と有るは、又三女神の御事か、又從五位上於神天神は、右の賀茂社の攝神貴船社はなりと云へり、又從五位上黒田天神は上の播磨國多可郡黒田郷の故事考合す可し、又從五位上天津天神は、次に云ふ御津神社と同じかる可し、又從五位上大神天神、神小山天神、國津天神など悉に由有り、小初位床與神は常世神の謂なるにて、少彦名命に御在し坐すなるにか、(偕右の八名郡、東限<sub>ニ</sub>美和川<sub>一</sub>と有るに、其の隣は遠江國濱名郡なるが、此に大神郷有り、已に傳廿七卷に注せるを、此にも猶云はば、神名式に、同郡彌和山神社、大神神社御在し坐すを、其の風土記に、大神郷云々、此には大神神社漏れたれども、必此の地なる可き御事申すも更なり、即ち中之郷村と云ふに立たせ給へるは、古には其の大神郷なりし地を、今は上中下と別ちて、村名と爲る者なる可し、然して其の上郷なる所ぞ右の美和郷の界なる美和川なる可し、今二川驛より新居驛に至る間、道凡そ一里餘、上野原と云ふを過ぎて、其の界に在る小川是なり、然る時は美和郷大神郷共に本は一なりしを、國の界を立てらるゝに就きて、參河に屬けるを美和郷と云ひ、遠江に屬けるを大神郷と云ひ分てるにこそ有りけれ、其の本は同じ大神<sub>オホミコ</sub>なりしなりけり、又英多郷云々、彌和山神社、圭田五十束、崇峻天皇元年、所<sub>レ</sub>祭事代主命也と有るは、其の御子神を、別に大神郷の内に祀る故に彌和山と云ふなり、此は新居驛の西橋本村に坐す社なりとぞ、又角避比古神社、名神大是は素戔嗚尊に坐す由、風土記に見えたるなど所由有る事なり、偕又此の國周知郡小國神社は、大己貴命に渡らせ給へるを、此より以東に、多く國作神の所由有る古傳共も有るを、其は上に注せれば必ず此に次で<sub>一</sub>見るべき者なり、)又神名式に謂ゆる寶猷郡砥鹿神社は、傳廿七に注し奉るが如く、一宮記には大己貴命と見え、風土記には、砥鹿神社、圭田五十三束、所<sub>レ</sub>祭大物主神也、文武天皇元年始奉<sub>ニ</sub>圭田<sub>一</sub>と見えたり、偕此の本社は、但馬國朝來郡刀我石部神社御在し坐す、其に出でたるなる可きが、上に已に注せる刀我は、和名抄に東河(止加)郡有る、其の地に起りて、此の砥鹿神社の邊を、此に豊川(止與加波)郷と云ふを以て考ふるに但馬の刀我也、此の砥鹿も共に豊川の略なりけり、然し



て右の刀我石部神社を衣摺大明神と申す事、古本書入に所見たり、然して上に引ける播磨風土記に、宍粟郡比良美村、大神之褶落於此村、故曰「モムラ」村、今人云「比良美村」と有る、此衣摺を衣摺と書誤れども、必此と同じ事にて、始には衣摺石部神社と申しつらむを、其の豊川の地に因て然申習へるにこそは有りけめ、此を以考ふる時は、謂ゆる伊和大神、播磨より打立たし御在し坐して、但馬に到らせ給ひ、其より此の國に著かせ御在し坐しける御運びになむ所見させ給へりける、尾張國智多郡但馬郷有るは必由有るべし、故其の神階の御事は文德天皇實錄に、嘉祥三年四月丙子朔、授參河國砥鹿神從五位下、仁壽元年十月己亥朔乙巳、進參河國砥鹿神階、加從五位上、三代實錄に、貞觀六年二月十九日丙子、授參河國從五位上砥鹿神正五位下、同十二年八月廿八日戊申、授參河國正五位下砥鹿神正五位上、同十八年六月八日癸丑、授參河國從四位下砥鹿神從四位上と有り、但此の間に神階の事、一度脱けたる可し、神名帳には、正一位砥鹿大明神と有り、又砥鹿三御子明神坐寶鏡郡と有るは、事代主神、下照姫命、健御名方命を三御子と申せるか、又は三女神に坐さば、其の後神に坐せり、砥鹿神社の攝神に三宮と申す有りと云へり、社説に、「祭神大己貴命文武天皇御臨の時、大寶年中、草鹿砥公宣を以て當社の神を祀らしむ、神主は公宣の裔なり」と云へり、右の草鹿砥は日下部の氏族には非ざるか、但馬國造は彦坐命に出でたるを考ふ可し、又御津神社、和名抄に、御津（美津）郷有り、風土記に、御津莊云々、御津神社圭田五十六束、所祭下照比咩也文武天皇四年乙亥二月、始奉圭田加神禮と有りて、御津は攝津國東生郡の地名にて、謂ゆる比賣許會神社（名神大、月次相管新嘗）と同神に坐せば故有るべし、文德天皇實錄に、仁壽元年十月己亥朔乙巳、參河國御津神授從五位下と所見えたり、神名

帳には、正三位御津大明神坐寶鏡郡と書せり、偕又右に擧げたる帳に、從四位下大藏明神坐八名郡と云ふは、今中山村大倉大明神是なりと云へり、地神本紀に、下照姫命を坐倭國葛上郡雲櫛社と有るに、神名式に、大倉比賣神社（一名雲櫛社）と見えたるに思合す可し、又、從五位上天津天神、坐八名郡と有るは、上に注せるが如く、播磨國多可郡大津乃命神社は、必、下照姫命に御在し坐すべきをも思ふ可き者なり、猶神名帳、當郡に從五位上出雲天神と有るは、素戔嗚尊、大己貴神の内にて御在し坐すべし、今柑子村出雲大明神是なりと云へり、又從四位下凍明神、一本に凍を氷に作れば、出雲國大原郡斐伊神社に同じかる可し、從五位上八咫天神は三谷村八咫社是れなりとぞ、即、八咫神と申すは素戔嗚尊に渡らせ給ふ由、傳廿一に云へり、又正五位下磯部天神、又初位磯宮神は、共に大己貴神なる可し、但し磯部神社を一本には坐溼美郡と云へり、又從五位下穴社天神は、穴帥兵主神社と同神か、又從五位下大藏明神も由有り、正四位下井祭天神は、御井神に御在し坐すべく、又和名抄に、當郡賀茂郷と云ふも見えたり、（偕右の御津神社の御事を、二葉松と云ふ書に、御津湊、始孝元天皇行幸當國之日、奉寄鶴首於此津、因此號御津湊と有り、是風土記の遺文なるにや、然る時は此の御世に、難波より下照姫命を勸請らせ給へるなどにも有るべし、今御油宿の東南國府の南三津村に在り、舟洲明神と申すと云へり、大同類聚方十卷に、母良世藥、參河國寶鏡郡御神社傳方、御之里村瀬貫名之家之藥也と有るは、二共に津字を脱せるにて御津神社、又御津之里なる可し、偕又右に云へる砥鹿神社の神主草鹿砥氏を、日下部の氏族ならむと思ふ由は、國造本紀に、但遲麻國造、志賀高穴穗朝御世、竹野君同祖彦坐王五世船穗足尼定賜國造と有り、然して姓氏錄に、日下部宿禰開化天皇々子彦坐命之後



也と有るに、但馬國に日下部氏多く有りて、彼の越前國の朝倉氏なども、本姓日下部にて、但馬國より出て、今も朝來養父二郡に多く、日下部の氏族なる者多在り、偕古事記伊邪河宮段に、其日子坐王の御子丹波比古多々須美知能宇斯王有りて、其の子朝廷別王者、三川之穗別之祖と有るも同族にて、穗は此の寶鏡郡是なり、然れば草鹿砥氏も但馬國の日下部なりけるが、同族の因みを以て此に移りて其の本國の刀我石部神社に仕奉りけむが、同神の由縁を以て砥鹿神社の祝とは成れる者なる可し、神名帳に、從四位上草部明神、坐寶鏡郡と有るに、草箇村有り、又設樂郡草部村有りと云へるは旁由有る事共になむ、偕又寶鏡郡石座神社、風土記に、篠塚郷云々、石座神社圭田四十六東、五字田、所祭天稚彦也、大寶二年壬寅九月、始奉圭田行神事、石座河云々と有りて、此は右の御津神社に御在し坐す下照姫命の夫神なり、此の神は天孫降臨章に所見たるが如く、天神御子の御爲に忠誠ならざりしかば、返矢の御罰を天神より蒙奉られし神に坐せり、甚恐き申事ながら、其の神徳を慕仰ぎて、社壇を設けて崇奉ると云ふ事は思ひも寄らずなむ有りければ、必ず神代の遺跡などなりけむを、右の如く文武天皇御世に齋かしめ給へる御事と所見たり、已に官社と爲て令祀給へる上は、又天神御子より其の罪を許し聞えさせ給へるにて、彼の諏訪神の除此地者、不行他處と聞え給へるをも、官社と爲て祀はせ給へるに同じかりければ、神代の故事は故事、當今の官社は官社にして、共に天神御子の守護神にて渡らせ給へれば、其の心して御紀は活かし讀むべくなむ有りける、文德天皇實錄に、仁壽元年十月己亥朔乙巳、參河國石鞍神、授從五位下、三代實錄に、元慶七年十二月廿八日庚申、授參河國從五位下石鞍神從五位上と見えたり、偕神名帳には、正三位磐倉大明神、坐設樂郡と有りて、

今設樂郡富長莊大宮村に坐すと云へり、偕民部省式首書に、延喜三年八月十三日、割寶鏡郡置設樂郡と有るを、延喜五年奏進の神名式に、猶寶鏡郡と爲るは、神名式は、其より已く出で來れる其の任に被收めたる故なめり、又從五位上石鞍若御子天神、坐設樂郡と有るは、右の天稚彦神の兒神なめり、石座神社の攝神兒御前社有りと云へり、又從五位上劔若御子天神、坐同郡と有るは、右に謂ゆる寶鏡郡八劔天神の御子に坐すなる可し又、正五位下國玉天神、坐同郡と有るは、其の天稚彦神の父天津國玉神か、但當郡賀茂郷、和名抄に所見たれば、大國玉神なる可くや、猶考ふ可きことなりかし、又從四位下須羽南宮明神、坐同郡と有るは、右の大宮村石座神社の末社に、南宮明神有る是なりと云へるは、謂ゆる健御名方神に坐す事申すも更なり、又從五位上須波天神、坐同郡と有るは、今諏訪村諏訪社是なりと云へり、(右の石座神社は、天稚彦神なるに就きて思ひ寄らくは、同帳に、從五位上摩乎虞天神、坐寶鏡郡と有るは、天孫降臨章に、於是高皇產靈尊賜天稚彦天鹿兒弓及天羽々矢以遺之と有る、天鹿兒弓を古事記に、天之麻迦古弓と有る是に由るにや、其の竝に從五位上竹生天神坐同郡と有るも由有りげなる事共なり、今設樂郡山村竹生大明神是なりと云へれば、石座神社に近き地なりと見ゆ、偕此の天稚彦神の社と思しきは上に注せる河内國河内郡大津神社は、下照姫命に坐すべきに、若江郡加津良神社は、天稚彦神と兄弟にて、味耜高彥根神の后天御梶日女命と聞え、丹比郡大津神社三座、阿麻美許曾神社竝給ひ、播磨國多可郡大津乃命神社、加都良乃命神社竝給へるなどは是なり、又伊豆國賀茂郡伊波久良和氣命神社、大津往命神社坐すも右に同じかる可し、又出雲國出雲郡阿須伎神社、同天若日子神社、同社天若日子神社坐すなど、天稚彦神を祀れる社も此彼見えれば



其の心して此の神の御上をも思ふ可き者にこそ、和名抄幡豆郡磯泊（之波止）郷有り、神名帳に、正五位下磯泊天神、坐幡豆郡と云へり、雄略天皇十四年御紀に、磯齒津の地名有るは攝津國住吉郡なり、右の御津郷も亦其の國の地名を移せると共に由有るべく思ゆ、楮碧海郡知立神社、二葉松に、登杼川、元來阿登川なり、大已貴命諸國を巡給ふ時の御足跡今諸國に在り、御足跡池鯉鮒野に在り」と云へり、此の事已に傳廿七に注せりき、又神名帳に正五位下國玉天神、坐碧海郡、同大井天神、坐同郡、或説に、賀茂郡に大井村有り、可考と云へり、和名抄、依網（與左美）郷有るは、攝陽群談に大依羅神社、天八現彥命と有るに思合す可し、又額田郡稻前神社、神名帳には、正五位下稻猥天神、坐額田郡と有るを、一本に稻狹、又一本に稻猿と作るは、出雲國出雲郡因佐神社同神か考ふ可し、又謁播神社、今在阿知和村、稱春日と云へり、上に注せる丹後國與謝郡阿知江神社、阿知江岨部神社、竝出で給へる阿知は、味耜高彥根神の略なる可きに就きて、此も謁は神名なり、播は場にて神の住給ふ地の謂なる可し、和名抄に、鴨田郷有り、又磯部村と云ふ有るなどを考合す可し、文德天皇實錄に、仁壽元年十月己亥朔乙巳、參河國謁播神、授從五位下と見え、神名帳には正三位謁磐大明神、坐額田郡と見えたり、或人、神風抄に、饗庭御厨と有る是なりと云へれども、其は又饗土とも云へる岐神を祀る所なれば本より此とは別なる可し、又神名帳に、從五位下穴秦天神坐額田郡と有るを、穴秦にては語を成さず、此は穴禾なるにて、播磨國安栗郡を、風土記に穴禾と作れる是にて、謂ゆる伊和大神に坐すなる可し又賀茂郡兵主神社名帳に、正五位下兵主天神、坐賀茂郡と有り、或人、高橋莊荒井村大島大明神乎と云へり、若し其ならば、此の社號中津島神にも由有り、又一説に、松平村六所明

神是なりとも云へり、又、伊保神社神名帳に正五位下伊保天神坐賀茂郡と有る是なり、上に引ける播磨風土記に、揖保里粒丘所以號粒丘、天日槍命從韓國一度來、到於宇頭川底、而乞宿處於葦原志舉乎命云々、主神即畏客神之盛行、而先欲占國巡、上到於粒丘而食之、於是自落粒、故號粒丘云々と有れば、此は大已貴神か、天日槍神か、二神の内なる可し、今高橋上伊保村に坐す稱藏王と云へり、又狹投神社は、頭註記に大碓命也と云へるは、後に合祀れることを忘れたるなめり、但馬國朝來都佐囊神社有るを、砥鹿神社の御事に合せ思ふに、決く此の本社なりけり、三代實錄に、貞觀十年閏十二月廿一日庚戌、授但馬國正六位上左長神從五位下、と今も佐中村に立たせ給へる、此に例して狹投神も其の左長神なる事を知るべきなり、但傳二十七に引ける二方溫泉記に、上古大穴持少彥名二神入田道間洲云々、終向東方三河國と有るに依る時は、大已貴神は砥鹿神社、少彥名神は此に住み給へるにて、狹投は少之君の義なる可く思えたり、文德天皇實錄に、仁壽元年十月己亥朔乙巳、參河國狹投神、授從五位下、三代實錄に、貞觀六年二月十九日丙子、授參河國從五位下狹投神從五位上、同十二年八月廿八日戊申、授參河國從五位上狹神正五位下、同十八年六月八日癸丑、授參河國從五位上狹投神正五位下と有る、此は正五位下狹投神、正五位上と有るべきなり、元慶元年閏二月廿六日戊戌、授參河國正五位上狹投神從四位下と見えたり、神名帳には、正一位狹投大明神坐賀茂郡、又從（一本正）三位狹投三御子大明神坐賀茂郡、此は上なる砥鹿三御子明神と同じきか、本社三社有と云ふは、大已貴神少彥名神と右の大碓命なる可きにや、猶考ふ可き事共也、若て當郡賀茂郷有るに、足助と云ふ地有るは、出雲國出雲郡阿須伎神社、風土記に阿受根社に作る、此の神に由有り、古事記に、



阿遲鉏高日子根神者、今謂<sub>ニ</sub>迦毛大御神<sub>ニ</sub>者也と有るに考合す可し（續紀に、延暦八年二月丁丑、正五位下高賀茂朝臣諸雄爲<sub>ニ</sub>參河守<sub>ニ</sub>と有る、此の氏人に依りて建てられたる郡かとも思ゆれども、僅に四年五年を限りて任國に下れる人の爲に、然る事の有るべきに非れば、決めて古くより云ひ來れる所以有るべき者なり、楮右の碧海郡知立神社は、熱田大神宮鎮座記に、三河國碧海郡知立神社、祭<sub>ニ</sub>武彦命<sub>ニ</sub>と云ひ、或書には、葺不合尊を祭る由に云へれども、右の二葉松の故事の如くは、大己貴神をぞ主神にて、右の二神は其の從祀なる可し、神階の御事は、文德天皇實錄に仁壽元年十月己亥朔乙巳、進<sub>ニ</sub>參河國知立砥鹿兩神階<sub>ニ</sub>、竝加<sub>ニ</sub>從五位上<sub>ニ</sub>と有りて、此の二神のみ、餘の十一社よりは一等超えさせ給へり三代實錄に、貞觀六年二月十九日丙子授<sub>ニ</sub>參國從五位上知立神正五位下<sub>ニ</sub>、同十二年八月廿八日戊申、授<sub>ニ</sub>參河國正五位下知立神正五位上<sub>ニ</sub>、同十八年六月八日癸丑、授<sub>ニ</sub>參河國從四位下知立神從四位上<sub>ニ</sub>と有り、但此以前に神階を進められし事御紀に漏れたり、神名帳には、正一位知立大明神、坐<sub>ニ</sub>碧海郡<sub>ニ</sub>と有りて、砥鹿神社のに見え、和名抄に智立郷、今も池鯉鮒と云へり、尾張國海部郡諸鉏神社國內神名帳に、從三位諸桑天神と見ゆ、天野信景が集説に、在<sub>ニ</sub>門間莊諸桑村<sub>ニ</sub>と有り、此の諸鉏の字の如くは上に引ける丹波國鉏山神社記に、稽るに所<sub>ニ</sub>祭大己貴神<sub>ニ</sub>大山咋神に坐すべくして、諸鉏とは二神相共に御鉏を取らし御在し坐して、國作り給ひし意を以て、稱<sub>ニ</sub>奉れるなめり、又は本朝事始に、有<sub>ニ</sub>天八鉏<sub>ニ</sub>、有<sub>ニ</sub>神田齋鉏<sub>ニ</sub>、大己貴命與<sub>ニ</sub>少名彥命<sub>ニ</sub>、同心合<sub>ニ</sub>力製<sub>ニ</sub>之、專爲<sub>ニ</sub>民用<sub>ニ</sub>と有る此の義なるにや、又國玉神社、神名帳に、從二位（一本正一位）大國玉名神、此は國名を冠ふらせ奉らざれば、大己貴神の荒魂大國魂神に御在し坐すなる可し、又由乃伎神社、神名帳に、從三位夜擔（一本由乃伎）天神と有り、風土記に、雪

田山出<sub>ニ</sub>良材脩竹<sub>ニ</sub>、多<sub>ニ</sub>禽獸<sub>ニ</sub>、有<sub>ニ</sub>神號<sub>ニ</sub>由木明神<sub>ニ</sub>、西之傍有<sub>ニ</sub>神號<sub>ニ</sub>油日宮<sub>ニ</sub>、大山咋之神與<sub>ニ</sub>和子姫<sub>ニ</sub>（一本初子姫）也と有る、此の油日宮は式にも帳にも漏給へれども、舊社と見ゆ、但和（一作初）子姫は何れの神に當れりや、今詳ならず、憶感神社は、帳に從二位（一本正一位）憶感名神と有り、事代主神（亦名大山咋神）の御妻溝織姫命の御祖なり、文德天皇實錄に、仁壽三年六月丁卯、以<sub>ニ</sub>尾張國憶感神<sub>ニ</sub>列<sub>ニ</sub>於官社<sub>ニ</sub>、三代實錄に、貞觀七年十一月十七日甲午、授<sub>ニ</sub>尾張國從五位下憶感神從五位上<sub>ニ</sub>と所<sub>ニ</sub>見たり、又帳に、正四位下宗形天神と有るは、其の事代主神の御祖にて渡らせ給ひ、大井神社は本より大山咋神に渡らせ給へる事、上の丹波國桑田郡大井神社の例を引きて心得べし、從三位上小杜神社は借字にて、子守なる可し、即ち其の神の後溝織姫命の御事なる由、下に云ふを見て曉る可きなり、又正四位下相江地神の相江は地名、地神は例の地主神の謂なり、又風土記に、富樫山云々、山麓有<sub>ニ</sub>神號<sub>ニ</sub>橘田社<sub>ニ</sub>、猴田彦神所<sub>ニ</sub>祭也と見え、又柞會山云々、有<sub>ニ</sub>神號<sub>ニ</sub>松田神<sub>ニ</sub>也、三種津姫之所<sub>ニ</sub>化也と云へり、即ち大神大物主神の後神に坐す事申すも更なり、玉置山、有<sub>ニ</sub>神號<sub>ニ</sub>道主命<sub>ニ</sub>、亦有<sub>ニ</sub>一小石<sub>ニ</sub>、昔人云赤星之所<sub>ニ</sub>落也、山麓有<sub>ニ</sub>星池<sub>ニ</sub>、星之常宿所也、亦有<sub>ニ</sub>怪石<sub>ニ</sub>、星之所<sub>ニ</sub>化之石也、今猶<sub>ニ</sub>且星落<sub>ニ</sub>焉、と有る道主命は、上に擧げたる儀式帳粟御子神社の下に、稱<sub>ニ</sub>須佐乃乎命御玉道主命<sub>ニ</sub>と有ると一にて、即ち三女神の御事に渡らせ給へれば、右に載せたる神の正四位下宗形天神は是か、別神か、玉置山と云ふは御靈を鎮め置き給へる謂なり、楮赤星之所<sub>ニ</sub>落也云々は、此の道主命を弟棚機姫命、又天須婆留女命とも申奉るから、其の天磐船などに乗りて、此に御在し坐したる御事を然か申傳へたる者なる可し、神名帳に、從二位赤星大明神と申すは、此の地に御在し坐す其の神の御社と聞ゆ、又太占山云々、有<sub>ニ</sub>神號<sub>ニ</sub>生多産神



社、太神宮之荒御玉也、亦山之南在神號狹田彦神、太古佐見命之遠祖也、と有る太古佐見命詳ならず、上に注せるが如く猿田彦神は、即ち事代主神の亦の名に御在し坐せば、其の御子天日方奇日方命は、太古の町形に因れる名なる可くは、其の亦名なる可からむを、誤りて遠祖とは傳はれるにこそ、又箭野山、出大禽云々、亦山窟之深處有牡蠣是昔海變爲山之處也と有り、又中島郡嶺山、出良材亦獨活牡蠣と云へれば、然る山中よりも出でたるなり、右なる此の海變爲山の説は、國土經營以前の事にて、已に注せる播磨風土記に、宍粟郡伊加麻川、大神占國之時、鳥賊在於此川、故曰鳥賊間川と有りて、伊和大神の國作の初にも、猶潮の溜殘たる處には海族の住まへりしを以て其の上古の事を思ふ可し、(此は諸國に多き事にて、已に傳廿七卷にも注せる、伊勢國壹志郡、射山神社を、一名貝取山とも云ひて、山中に貝の化石其多かりけるは更なり、又上に注せるが如く、古今集甲斐歌に、鹽山指出磯と云ふ地名を詠めるも、古潮に浸りて有りしからに、然る地名の遺れりし者とこそは所見たりけれ、予が親しく見もし聞きも爲たるは、予が本生の地は、東西に海有りて、東へは一里、西へは半里餘なれども、東西北に海を見る許最高き地なりけり、其の仁井村の東に隣れる小田村の堺に、大なる磐石を疊成したる如き地有り、此を石原と云ふ、其の石に多く牡蠣の附きて在りしを、追々に好事の者缺き取りて、今は少く成れりと、古老の談なり、予が家よりは近き處なれども、未得行見ざるを、往年出羽國にて、鳥海山より出でたる蛤の石に化れると、羽黒山より出でたる蛤の土と共に固りて石と化れるを硯として、今も持てりけるを、去年薩摩國に行きたるに、或人、高千穂山に出でたる貝の化石を見せたるに、鳥海山なると其の狀同じかりき、其の頃太守より蘭人に示せて問はせられけるに、此は前世

界の物なりと答へ申せると云へり、其の前世界の物と云ふは、何を以て云へるにか、究理の學の一一闡推に出づる事此を以て知るべし、二十一社記に、水天孫降給時、諸神申、葦原中國者潮也、可何仍供奉神中、天叢雲命云、神天上還皇祖申給、即琥珀瓮入給之と有る、此は右の高千穂宮の初なるが、當昔猶潮水なりし地の多く在しなりけり、然れば素戔嗚尊を八束水臣津野命と申して、國引給ひし程より、漸に水は低く成り、山は高く成りて、今の姿に國土の成整へる者なりければ、然る高山に貝化石の有るは、其の以前なりし物のなれるなりけり、又神名式に、中島郡大神神社(名神大)、和名抄に美和郷有る是なり、神名帳に、正一位大神名神と有る是なる可し、式に、大神神社(名神大)今一所見みたる神字一字衍にて、御紀共に謂ゆる多天神の御事なりければ、此とは別なり、細書に注す可し、備風土記に、中島郡安倍島山云々、山之麓有神號人瀬、不知其本基云云、山上有神號大神社、大物主神之御子也、昔日有吾市連君娘、以嫁此神、會後爲三子、化爲鹿、坐下失其姿、後祭之所也、大神者相殿也、と有る大神社は右の大神神社とは別か、猶正す可き事共なり、又鹿瀬山云々、有神號敢田見社、所祭少彦名命也と有るは、傳二十七に注せるが如く、伊賀國阿拜郡敢國神社(大)の敢にて、右の安倍島山の安倍も、此と一なる可きは、右に化鹿の故事有るに、此に鹿瀬山の稱有るを以て知らる、又穴師山と云ふ稱も並出でたり、是即ち兵主神に由有る山名なる者なり、又式に、謂ゆる眞清田神社(名神大)は帳に正一位眞清田大明神と見えたり、此は天火明命にて渡らせ給ふ由、傳十九に注せるが如し、但一宮記に、大已貴命と有るも據有る事にて、大同類聚方十一に、久爾太萬樂、尾波隣國中島郡眞清田神社之宮人尾張連由加麻呂之家仁傳流方、元者大穴持神方と有るを見れば、此の



二神を合せ祀れる者なり、下を見る可し、又宗形神社、帳には從二位宗形天神と有り、集説に、今國府宮別宮也、俗稱<sub>三</sub>角玉明神也と有り、又尾張大國靈神社、帳に正一位國玉明神と有り、集説に、國府宮村、稱<sub>三</sub>國衛莊惣社、本州國府宮也と有り、此も右の久爾太萬葉に大穴持神方と有るを見れば、大國靈神とは稱<sub>三</sub>奉れども、大巳貴神にて御在し坐しけり、文德天皇實錄に、仁壽三年六月丁卯、以<sub>三</sub>尾張大國靈神<sub>一</sub>列<sub>三</sub>於官社<sub>一</sub>と所<sub>レ</sub>見たり、又、大御靈神社、帳に正一位御玉明神と見ゆ、集説に、國府宮別宮也云々、大國靈大御玉角玉、稱<sub>三</sub>國府宮三所<sub>一</sub>と見えたり、同錄に、同年同月同日、以<sub>三</sub>尾張國大御靈神<sub>一</sub>列<sub>三</sub>於官社<sub>一</sub>と有り、右は式内なり、帳に正一位伊奈波名神と有るは、上に注せるが如く、伊勢國壹志郡稻葉神社二座、又美濃國厚見郡式外伊奈波神社と同神にして、八上比賣命にや御在し坐すべからむ、又式に見努神社坐すは、美濃か水沼か尋ぬ可し、大同類聚方五十二に、見努樂、尾張國中島郡美野神社傳方と見ゆ、帳には從三位美奴天神と有り、又淺井神社、同方三十五に、雄波里樂云々、元者尾張國中島郡淺井神社二傳不流所之神方登奏須と有り、帳に從三位淺井天神と有る是なり、此の二社に差せる所由は見えざれども、若くは、大巳貴神に縁有らむかとて今出すのみ、(楮右の大神神社と同じく出でたる二社の中に、一社は大神社にて、例の意富美和に非らず多と訓むなり、文德天皇實錄に、仁壽三年六月庚午、以<sub>三</sub>尾張國多天神<sub>一</sub>預<sub>三</sub>於名神<sub>一</sub>、同七月庚戌朔辛丑、加<sub>三</sub>尾張國多天神從五位上<sub>一</sub>、三代實錄に、元慶元年閏二月廿六日戊戌、授<sub>三</sub>尾張國正五位下多名神正五位上<sub>一</sub>と有る是なり、帳にも正一位於保名神と見えたり、今稱<sub>三</sub>於保村天王<sub>一</sub>と云へり、古事記白檮原宮段に、神八井耳命者意富臣云々、尾張丹羽臣島田臣等之祖也、と所<sub>レ</sub>見たる是れなれば、今一の大神神社、名神大の神字、一本に無き方

正しき者なり已く頭注に、大神新式、第三名神祭所大神社一座、或大作<sub>レ</sub>多と云へり、楮事の因みに思ふに、中島郡は宗形神社に就きて起れるか、風土記に中島郷所<sub>レ</sub>見たり、)又羽栗郡阿遲加神社、帳には從三位足迄天神と有り、和名抄に、春部郡安食郷有るを思ふに、出雲國出雲郡阿須伎神社と一にて、味耜高彥根神に御在し坐すべかめり、但天孫本紀に、謂ゆる物部阿遲古連ならむかの説も有り、黒田神社は、帳に從三位黒田天神と有り、民部省圖帳に、若栗郷黒田明神、田三十五束、外以<sub>三</sub>海鮮食鹽<sub>一</sub>爲<sub>三</sub>橫貢<sub>一</sub>、皇極天皇二年、初行<sub>三</sub>神禮<sub>一</sub>、靈者淀比咩命、瀬織津比咩二座也、久我家相續、以<sub>三</sub>羽使<sub>一</sub>祭<sub>レ</sub>之、三月上丁日と有る、此は近き物ながら、祭神の説に實に妙なる事なむ有りける、其は淀比咩命は、上の肥前國佐嘉郡與止日女神社の所に引ける頭注に、一名豐姫一名淀姫と書して、筑後國御井郡豐比咩神社(名神大)と同神なり、亦名を玉垂媛命と申し奉りて、高良玉垂命(名神大)の後神にて渡らせ給へるを、相説を究むる時は、玉垂命は大巳貴神に坐して、玉垂媛命は謂ゆる三女神の御事にして、八幡宮の玉依姫命是なり、然して、右に引ける三河風土記に、八名郡篠谷八幡云云、所<sub>レ</sub>祭與止姫也と有るに、安房風土記には、平群郡磯路八幡云云、所<sub>レ</sub>祭宗像神社也、など有る是にて、其の同神と坐す由は知らるゝを、上に注せるが如く、播磨風土記に、託賀郡黒田里袁布山者、昔宗形大神奥津島比賣命、妊<sub>三</sub>伊和大神之子<sub>一</sub>、到<sub>三</sub>來此山<sub>一</sub>云、我可<sub>レ</sub>産之時訖、故云<sub>三</sub>袁布山<sub>一</sub>と有る伊和大神は大巳貴命に渡らせ給へるを、其の宗形大神は即玉依姫命に御在し坐して、此の淀比咩命の御事なるに此の黒田神社に同じ女神の鎮り御在し坐す事、實に故有る可き者なりかし、其の瀬織津比咩神の相殿に御在し坐す所以未詳ならず、若くて帳に從三位生島天神と申す有るは、即ち生島足島神に御在し坐して、大國魂神に渡らせ給へ



れば、又由有る御事になむ有りける、(右等の所由を以て、右の阿遲加神社は味耜高彥根神に御在し坐さむかとは云ふなり、然して其の播磨國神埼郡新次神社は風土記に、其の神の宮造り住み給ひし地なる事を云へり、右にても、御母子二柱共に近く御在し坐すを、此にても然る事實に故有るべく思ゆればなり、風土記に、事主郷と云ふ名有るも床しき事なり、偕此の社の御事を、或説に、今美濃國に屬きて、葉栗郡に足近十九箇村有る、其の内の直道村の神社是なりと云へり、) 丹羽郡諸羅神社は、右に云へる海部郡諸鉞神社と同じく、國作の御事に就きたる可し、和名抄に、大桑郷見ゆ、帳には從三位諸桑天神と有る、桑は借字なめり、今諸桑村に御在し坐すとぞ、上の若狹國大飯郡大飯神社を、鉞立明神と申す由來をも合せ考ふ可し、又生田神社は、攝津國八部郡生田神社(名神大、月次相嘗新嘗)と有る此と同じくして、頭注にも書せる如く、稚日女尊に御在し坐して、右の玉依姬命の御事なる由、傳十八に云へり、帳に從三位生田天神と有り、又虫鹿神社は大巳貴神、少彥名神を大虫神小虫神と申せる例にて、虫鹿は虫神の略か、帳に從三位虫鹿天神と有り、又帳に、從三位國玉天神、同赤見國玉天神と申すも見えたり、偕和名抄に春部郡安食郷有るは、味耜高彥根神に由有る地なる事、右に已に注せるが如し、今味岡莊と云ふ是なり、式社には片山神社有り、即大山咋神に坐すべき事、上の備前國の所に云へるが如し、味岡莊片山村に坐すと云へるも符合へり、帳に從三位片山天神と有り、又訓原神社、帳に、從二位訓原天神と見ゆ、上に注せる丹後國竹野郡久爾原神社、國生村に坐すを思へば、此も國生神にて御在し坐すめりかし、又乎江神社、帳に從三位小江天神、一本には魚江に作り、山田郡別小江神社、帳に從三位別小江天神と有り、上に注せる近江國淺井郡なる例に依るに事代主命に坐

すなり、又山田郡片山神社、集説に、山田莊東移村、稱藏王權現と云へり、帳に、從三位片山天神と出でたり、又伊奴神社、帳に從三位伊奴天神と見ゆ、出雲國に同社多かり考へ合す可し、和爾良神社、帳に從三位和爾天神と有りて、良字無し、姓氏錄に、和仁古、大國主神六世孫阿太賀田須命之後也と所見たり、又多奈波太神社、帳に從三位桁幡天神と書せり、上の伊勢國度會郡榛原神社の下に注るが如く、此も右の生田神と同じく、稚日女尊に渡らせ給ひて、玉依姬命の御事にて、右の片山神の御祖に坐すなり、今山田莊田幡村に坐すとぞ、又大井神社、帳に從三位大井天神と有り、此も亦大山咋神に坐すこと例の如し、集説に、山田莊如章六所明神、北有大井池と云へり、愛智郡熱田神社(名神大)は、本より甚止事無き大神等に御在し坐れども、其は日本武尊以來の御事にし有りければ、國作の古に係けて申すべきに非ざれば、此には省けり、傳廿一、廿三、廿四に已に注し奉るが如し、知多郡の式社には是ぞと思寄れるなむ無かりけるを、神名帳を見れば、從一位知鯉鮒名神と申す見えさせ給へるは、式の參河國碧海郡知立神社と同じかる可かりければ、大巳貴神に本より由有りけり、又從三位阿奈志天神は、例の兵主神の御事なるは然る物にて、和名抄、但馬郷と云ふ有るは、已に廿七及び上に注せるが如く、大巳貴少彥名二柱神、但馬國より打立たし御在し坐して、參河國に赴き給へる古傳の有れば、決めて此には有やう有るべき地名なる者なり、(右の如く神名帳に本著き、和名抄に照し、説を成すのみにて、海部郡中島郡には、少か風土記も残り、葉栗郡には、民部省圖帳此も少かにて傳はると雖も、何れも殘缺本にて、委しきに至らざるこそ心憂けれ、佗日、猶佗古書にも、神代に互る此の國の事を見得たらむには、追ひて書き加ふ可きなり、) 嘗て丹後風土記の殘缺、伽佐郡の一部一本を得たりけるに、



甚異なる傳の有りに、紀記の趣には本より合はざる物から、却りて正しと感け思ゆる事なむ多在りければ、上件の播磨風土記に因りて、大己貴神少彥名神の御事を合せ注せるに倣ひて、此にも二神の御事を一に説くべきなり、其には天日槍命の故事も雜れるを、此には天火明命の故事も亦一に成れりければ、餘事の如くは見ゆる物から、其の御事をも合せ注し奉らずては、二神の御事迹に於ても、猶悉に説き畢へたりと云ふべからざりける任に、今共に説を成す可き者なり、又豐宇氣大神の御事をも、此に注し奉らずば有るべからず、其の卷首に云はく、當國者、往昔、天火明神等降臨之地也、蓋丹後國者、本與丹波國合爲一國、于時日本根子天津御代豐國成姬天皇御宇、詔割丹波國五郡置丹後國也、所以號丹波者、往昔、豐宇氣大神天降于當國之伊去奈子嶽坐之時、天道日女命等、請求大神五穀及桑蠶等之種矣、便於其嶽掘眞名井灌其水、以定水田陸田而悉植焉、則秋垂穎八握莫々然其快也、大神見之大歡喜、詔阿那邇惠志而植彌之于田庭、然後復大神者登于高天原焉、故云田庭也、と所見たる天火明神は、天孫本紀に、謂ゆる天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊（亦名天火明命亦名天照國照彥天火明尊、亦云饒速日命、亦名膽杵磯丹杵穗命）の御事なり、降臨之地也、天神本紀に、正哉吾勝々速日天押穗耳尊云々、誕生天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊云々、饒速日尊稟天神御祖詔、乘天磐船而天降坐於河內國河上峰峯、則遷坐於大和國鳥見白庭山、而翔行於大虛空、巡視是郷而天降坐矣と有りて、此の趣にては瓊々杵尊よりは以前に、天降らせ給へる状なり、然るに古事記白檮原宮段に、故爾邇藝速日命、參赴白於天神御子聞天神御子、聞天降坐、故追參降來、即獻天津瑞以仕奉也、と有るにては、其の御天降よりは後に追ひて降らせ給ひける由なるに此の風土記には、

志樂郷、又二石崎の文を見るに、大己貴命少彥名命二柱神等、國土經營の御時に在り、此を以て思ふに、此の天火明命の御天降は、必ず前後再度御在し坐しけるなめり、其の故は天照太神、素戔鳴尊の御誓約に因りて、天忍穗耳尊を天津日繼と定奉らせ給へる上は、本より天降して天下を所知看させ奉給ふ可き御事謀は、疾く御在し坐すべからむ御事申すも更なりければ、已く此の天火明命をして、國形見に天降し給へるが、大己貴少彥名二柱神の、專國土を経營らし御在し坐しける眞盛の間なりしかば、未其の天神御子の天降り御在し坐すべき其の時ならざりし故に、此に猶豫ひて其の年序をこそは經させ給へりけめ、然して後に、其の時運の宜しきを計りて天上に復命し給ひて、留り御在し坐しかども、彼の十種神寶を天神御子に進らせ給ふ可き御爲に、追ひて參降らせ給ひけむ事、右の古事記の如くなるにぞ有るべき、下を見る可し、故此の度には、其の天上にて生坐し天香語命を率給へる趣なるに、後度には宇摩志麻遲命にぞ從奉らせ給へりける、是其の前後有る事明らかむ可き證なる者ぞかし、（然れば右の天神本紀なるは、後の御天降の御時なるを、古事記に、爾其太子正勝吾勝々速日天忍穗耳命答曰、僕者將降裝束之間、子生出、名天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇々藝命、此子應降也、此御子御者、御合高木神之女、萬幡豐秋津師比賣命、生子天火明命、次日子番能邇々藝命二柱也、と有るを、天火明命は、此に生坐せる者と僻心得爲たる者なりけらし、其の天火明命と申すは、謂ゆる天糠戸神の御事にして、已に石戸隱の御時に御功坐し御事迹、寶鏡開始章第二一書、第三一書に見えて、傳十九卷、二十卷に注せるが如し、借天孫降臨章に、瓊々杵尊の木花開耶姬命に御合坐して生坐せる御子、火明命、是尾張連等始祖也と有るは、本より混れたる傳にて、火明命は、天孫本紀を以て正説と爲る事なり、示



らざれば、此の大己貴少彦名命の御時に、御在し坐すべくも非らぬ者なるをや、但右の火明命は、火闌降命の亦名なりつらむを、此の天火明命と混へて、尾張氏の祖とは書されたるなめり、又上に注せる播磨風土記、飾磨郡伊和郷の文に、大汝命之子火明命と有るは、御穂須々美命の事にして、神代に火明命と申す三柱坐れども、皆同名にして異神なり、一に天火明神は、彼の日神の御像鏡を作坐し御功を稱へたるなり、天孫降臨章なる火明命は、文に火盛時生兒と有る是なり、大汝命の御子なる火明命は、御心の進り面火照る義にて別なる者なり、若くて上に引ける播磨風土記揖保郡揖保里の文に所見たる天日槍命はしも、彼の日矛を造らせ御在し坐しける御事に就きて負ひ坐せる御名にて、此天火明神にて御在し坐しけむと思しきを、神名式に、揖保坐天照神社（名神大）有りて事符合へるが、其の始は伊和大神と屢、御戰の御事御在し坐しかども、後には相和らぎ御在し坐して、互に其の國を占させ給へる御事見えたる中に、其の穴粟郡御方里の文に、所以號御形者、葦原志許乎命、與天日槍命、到故黑土志嵩、各以黑葛三條著足投之、爾時葦原志許乎命之黑葛一條、落但馬氣多郡、一條落夜夫郡、一條落此村、故曰三條、天日槍命之黑葛、皆落於但馬國、故占但馬伊都志地而在之と有るは、即ち神名式の伊豆志坐神社八座（並名神大）と所見たる、此は其の神の持來給へる八種神寶にして、古事記に謂ゆる、此者伊豆志之八前大神也と有る是なり、次に、御出石神社（名神大）と有る、是なむ右の天日槍命に御在し坐しけるに就きて姓氏錄（山城國神別天孫）に、水主直、火明命之後也と有るに、式に山城國水主神社十座（並大、月次新嘗就中同水主坐天照御魂神、水主坐山背大國魂命神二座、預相嘗祭）と有りて、御出石と水主と言相同じきに、即ち天照御魂神に渡らせ給へるを以て、其心

をなむ定む可かりける、又大同類聚方十一に、阿可利藥、山外國城上郡鏡作二鎮座、天照御魂神社之宮人、水主直國平之家二傳留所之能里、元者天香山命神方と有るをも、又一の證とは成す可き者なりけり、然して、城崎郡海神社（名神大）坐すに、姓氏錄（左京神別下天孫）に、但馬海直、火明命之後也と見え、天孫本紀に、六世孫建田背命を、海部直、丹波國造但馬國造等祖と有るは、右の丹後國にも係けて心得べきは更なり、其の三世孫天忍人命の下に、此の命異妹角屋姫、亦名葛木出石姫爲妻と有るは、天村雲命の女に葛木出石姫と云ふ名有る由なるが、葛木は其の子瀛津世襲命を、亦云葛木彦命とも有りて、後に母子共に生まれし地名を負へるにて、出石姫は其の本生の地に因れる事をも此に考ふ可き者なるなり、又丹波國天田郡天照玉命神社、氷上郡高座神社は、饒速日命、高倉下命の二神なるに、桑田郡氷上郡共に神野神社坐せる、此は山城風土記に謂ゆる、神野伊可古夜日女生子名、玉依日子、次曰玉依日賣と有る是なるを、傳廿四に注せるが如く、秦氏本系帳には、秦氏女子と有り、姓氏錄（山城國神別天神）に、秦忌寸、饒速日命之後也を以て、其の饒速日命の御女なる事は知らるゝなり、本より大山咋命の鳴鶴を用給ひしも、建角身命の伊可古夜日女命を娶給ひしも、甚古き事と聞ゆれば、饒速日命に係れる故事を見て能通ゆる者なりかし、如此く本末を訂し辨ふる時は、天日槍命はしも天火明神と一神ならずしては、古書の実に打合されば、紀記の趣を離れて説を成さむも、強説とは思ふべらずなむ有ける、其の神前郡多馳里の所に、所以云八千軍者、天日梓命軍在八千、故曰八十軍野と有りて、世に八千戈神と仰ぎ聞ゆる、大己貴神に相對はせ給ふ程の御稜威坐す神にて渡らせ給へれば、此の饒速日命ならずば得有るまじくなむ見えたりける、然れば此の風土記に、當國者、往昔天



火明神等降臨之地也と有るは、右の如く播磨但馬丹波を経て、此の伽佐郡に留り住ませ給へる御事を申せる者なりけらし、(但垂仁天皇三年御紀に、新羅王子天日槍來歸焉と見えたるは、神代の事を時世を違へて傳へたるなれば、論無しと雖も、其の細書に、故天日槍、娶但馬出島人太女耳麻多鳥生但馬諸助也、諸助生但馬日槍、日槍生清彦、清彦生田道間守と有りて、其の子孫の傳詳に在り、又姓氏錄、左京諸蕃下、新羅に橘守三宅連同祖、天日槍命之後也と見え、右京諸蕃下に、三宅連、新羅國王子、天日槍之後也と有りて、蕃種なるに違有るまじかりければ、予が天火明神と一なりと云ふ説は立ざるに似たり然るに其の右京皇別下に、新羅貴、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊男稻飯命之後也、是於新羅國即爲國主、稻飯命者新羅國王之祖也、日本紀不見と云ふ事有り、右に天日槍命を新羅王子と云ふに非ずや、然る時は、其の子孫の清彦、又、田道間守は垂仁天皇御世の人なり、清彦は其の曾孫に當れば、其より逆上せて、天日槍命を假に孝昭天皇孝靈天皇の御世頃の人と見る時は、其の稻飯命の孫か曾孫に當る可し、其の出自同じき天日槍命の流を、一は皇別に收れ、一は蕃種に下す事大なる違と云ふべし、假令稻飯命の子などならむからに、大己貴神の國造の御時とは、世を去る事甚しき違なる者なり、此を以て、彼も此も共に其の誤傳なるを知るべし、此の事古事記にも載せられたれども、其の天火明命の但馬に御在し坐し、程に、其の國神の女を娶り、生給へる一種の別に在ると見て、何云ふ事かは有らむ、且其の始め高麗國意昌山に天降り坐して渡り給へれば、其の事に因りて蕃種とは云ふか、右の丹波國天田郡天照玉命神社を、蕃種の丹波氏より氏神として祭るも同じ意味を以てなめり、) 右に蓋丹後國者、本與丹波國合爲一國云々は、元明天皇御紀に、和銅六年夏四月乙未、割丹波國五

郡始置丹後國、と有る是なり、所以號丹波者、は其の名義を説くなり、往昔、豐宇氣大神、天降于當國之伊去奈子嶽坐之時は、四神出生章第十一書に、謂ゆる保食神の御事に御在し坐すが、實は素戔嗚尊の御在し坐すに、天照太神の大御許に天下に迎へさせ御在し坐せり、此に因りて、下に御田口祠の所に、天照太神分靈子豐宇氣大神と見え、田造郷の下に、往昔天孫降臨之時、隨豐宇氣大神之教云々と有るを以て、天上に其の現御身の御在し坐す御事を見奉り知るべきなり、伊去奈子嶽は、丹波郡比治山是なり、傳十二に引ける、細川忠興主の順國志に、「比治の眞名井原邊に、磯砂山笛原寺と云ふ寺有り、此の後山を比治山、又足占山と云ふ、豐宇賀能咩命、天降るの山なる故に如此云ふなり」と有る是なり、此の國は其の大神の本生の地なるを以て、此に暫時天降り御在し坐すは、五穀及び桑蠶等の種を、世に遍く幸ひ給ふ御爲なりと見えたり、天道日女命は、天孫本紀に、天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊、天道日女命爲妃、天上誕生天香語山命と有り、請求大神五穀及桑蠶等之種矣は、其の大神の御身より其の始成り出でたる物なるが故に、今將乞奉給へるなり、便於其嶽堀眞名井、灌其水以定水田陸田而悉植焉は、大神より受け賜はらせ給ふ諸の種を、此の地に始めて下し給へるを云ふ、則ち其の秋垂穎八握莫々然其快也は、御紀の文とも合へるが、其快也は甚快也なる可し、大神見之大歡喜は、現御身の正目に見行はし御在し坐して悦び給へるなり、詔阿那邇惠志而は、八洲起元章第一書に、妍哉此云阿那而惠夜と有る是にて、其の水田陸田に、五穀及桑蠶の成立つ狀を見愛給へる御言なり、植彌之于田庭は、之于袁田庭爾植彌給比伎と讀むべし、本には子を子に誤れり、然後、復大神者登于高天原焉と有るは、先に天上に登らせ給ひける神の天降坐して、再昇給へる所なるが故



に復字有るなり、故云田庭と有る田は、物を植附くる地を云ひ、庭は平坦にして廣き處を云ふ事、已に傳十三、十七、廿四に注せるが如し、即ち和名抄に、丹波郡丹波郷有る其の地にして、其より丹波と云ふ全國の稱と成りしより後に丹波、丹後二國に別れたりし其の所以是なり、(楮此の大神の天降り御在し坐しけるは、全く天照太神の御心なるにて、國土に右の種共を授け依さし給へるにて、大己貴少彥名二柱神等、國土を造巡給ひし御時なる可きは、傳廿七卷に注せるが如く、出雲風土記に、飯石郡多禰郷、屬郡家、所造天下大神、大穴持命、與須久奈比古命、巡行天下時、稻種墮此處、故云種、と見え、伊賀風土記に、天照太神自天上下天之阿波云々と有るなどは、何れも國作の當昔と聞ゆ、若て伊勢國奄藝郡伊奈富神社の舊記に、本社大宮、祭神那江大國道神、保食神、本朝五穀衣服の元神と崇奉る、即ち御食津神なり、雄略天皇御神徳を尊み、那江大國道命と尊號を降給ふ、東別宮三大神、鳴雷電光神、大山祇命、靈神、西別宮祭神、豐宇賀賣命、稚産靈神、右を稻生三社と崇奉る、又豐御崎社、祭神猿田彥命、稻生社、補佐神なり、東國岡社、祭神保食神、稻生社に天降り給ふ時、御鎮坐の地なり云々と有りて、此にも其の御天降の御事を云ふは、右と同時の御事なる可し、楮倭姫命世記に、崇神天皇三十九年壬戌、遷幸但波乃吉佐宮、積四年奉齋、從此更倭國求給、此歲豐宇氣神天降坐、奉御饗と有るは、右とは別の度の御事なり、思ひ混ふ可からず、其は下に注す可きなり、其の一に云はく、伽佐郡者舊田笠郡之寫、訓曰宇氣乃己保利、所以共稱宇氣、往昔豐宇氣大神留坐于田造郷英原山而(虫食三字)受其恩賴、故曰宇氣也、笠一訓伽佐、(虫食二字)世謬曰伽佐乃(以下虫食二行)と有る舊田笠郡之寫と有るは、舊曰笠郡之字と有りつらむを誤れるなる可

し、訓曰宇氣乃己保利は、下に笠一訓伽佐と見え、田造郷の所に笠水を訓宇介美都と有るを照し見るに、笠の本訓宇氣なりしなりけり、一本頭書に、局張有笠狹間、訓云宇氣波邪萬、訓笠謂宇氣者是其證歟、後世用桶字者誤也と書せり、猶次に云ひてむを考ふ可き事なり、次に往昔、豐宇氣大神留坐于田造郷英原山は、下に注せる田造郷の文に、於是天道姬命拔葦以占大神心、故名云葦占山云々、詔汝可發三其矢、留之處必清地矣、命諸而發其矢、則到于當國之矢原村、即時生根枝葉青々、故(四字虫食)矢原(矢原訓屋布)則于其地建神籬、以遷祭大神、而始定墾田云々と有る、是にて丹波郡伊去奈子嶽より、此の地に遷奉るを云ふなり、而受の間なる脱字は、即人民の三字なる可き事、次に引ける文を以て曉る可し、受其恩賴、故曰宇氣也は、恩賴の事は傳廿七に注せり、右の田造郷の所に、大神の御鎮座の御事を云ひて、於是春秋耕田、施稻種遍于四方、即人民豐、故名其地云田造也と有る、是即ち受其恩賴なり、故曰宇氣の宇氣は、共に注せるが如く古書の例多くは蒙恩賴と云ひ、中古の例は、御蔭と云ふ事なるに就きて、右の笠字を宇氣と讀む事を考ふるに、其の蒙と云ふも冠と同言にて、上に戴く義なり、笠又は幘の如き物を頭上に戴くをも亦加夫流と云ふは古今の通言なり、又貴所より物を得させ給ふ事に、受賜はると云ひ、又物の上にいる事を浮と云へるなどを思ふに、笠を宇氣と云ふまじきに非ず、寶鏡開始章に、覆槽此云于該と注されたるは、本より空筥の義なる物から、其の覆字は物を覆ふ義なり、神社啓蒙に、大和國吉野郡式外勝手神社は糧神の義なるを、所祭受靈命と書せるは、神の御裝に就きて稱奉る者と思ほしきに、靈は頭上に著くる物なるを宇氣と云へるは、笠を宇氣と云ふに彷彿たり、楮此に受其恩賴と云ふは、蒙其恩賴の義なり



ければ、古に宇氣乃己保利と云ひしは、其の御蔭の遍く諸民の上に覆ひ互れる義の稱なる者なりけり、次に笠一訓、伽佐と云ふは、其の物の本稱を云へるにて、笠を宇氣と云ふは、右の如く上に冠ふる其の用を云ふ者にして、宇氣は笠の稱呼には非ざる事、譬へば加賀布理と云ふ時は、物名と成り、加賀布流と云へば、其の用言と成るに相異ならざる者になむ、世謬曰、伽佐乃と有るは、伽佐乃己保利と云ふとなる可し、（此は古に宇氣乃己保利に、笠郡の字を用ひたるを、笠は伽佐と訓む事常なる故に、終誰云ふと無く、伽佐郡と呼ぶ事と成りて、宇氣と云ふ本義を失ひつる者と所見たり、偕其の田造郷なる矣原社を本伊勢と云ひて、丹波國福智山より、丹後國宮津へ越ゆる山中に在りて、世に本伊勢と云へる甚神々しき神地なり、其より山中を宇氣峠と云ひしかと思ゆ、予去年出雲に赴く時に通りしかども此の風土記を未見ざりつる程の事なりしかば、何の心も著かさりけるこそ、今思へば遺憾しき事なりけれ、但天武天皇五年御紀に、爲新嘗ト國郡也云々、次丹波國訶沙郡と見えたれば、古く伽佐郡とは云謬れるなりけり、其二に、志樂郷の文有り、所以號志樂者、往昔少彥名命大穴持命、當巡覽所治天下一時而悉巡行於此國畢、更到坐于高志國之時、召天火明神詔、汝命者可領知此國、火明神大歡喜乃曰永母也、青雲乃志良久國矣、故云志樂也と所見たり、當巡覽所治天下一時而は、傳二十七に注せるが如く、大己貴命、少彥名命二柱神等、專國土を經營らせ御在し坐しける御時を申せる事常の如し、悉巡行於此國畢は、今の丹波丹後の國を未一國なりしを皆がらになり、此の時に其の二柱神に屬きて、事代主神も供奉り給ひ、天火明神に従ひて、高倉下命も共々に御在し坐しけると見えて、傳廿七に引ける丹波國天田郡岩神祠説に、昔天照太神の御時、西村夷三郎と申す御神、諸國遊行

し給ふ時、神馬を此に留めさせ給ひし舊跡なり、近傍に高六尺餘の立岩有り、此は其の供奉神の多く坐し中に、此地より西一里許に日置と云ふ地に、高倉大明神導き奉りて、神馬の口を取らせ給ひ、其の時彼の神、此の立岩を指先にて差貫き手綱を通し給ふ、今に馬鋌岩と云傳ふ、若くて此の岩神の下に、大なる淵有り、傍に幅六尺許にて、然ながら釜の口の如くなる岩穴有り丹後國與謝海に通ふと云ふ、又其の邊に長二十間四方高三尺許の程山の如くにて、數百の大岩有り、上は往來の道にて、凡三尺許の平坦なる岩有り、此に彼の三郎殿の乗り給へる神馬の跡、四足共に今現に在り、又供馬の足跡、或は銚の柄尻を立てさせ給へる跡と云ふも數々有り（下略）と云へるは、其の里俗の傳なる事ながら、古風土記の説と思ほしく、現に其の神跡詳なる者なるに心を得て見るに、右に天照太神の御時と云ふは天火明神の御在し坐しける頃間を云ふなる可し、式に、同郡天照玉命神社有り、是なり、右の夷三郎殿と云ふは少彥名神、又は事代主神をも申せれば、其の三郎殿と云ふは大己貴少彥名二神と、事代主神と三神の御事ならむを、俗に然傳たる者なる可かめり、此に事代主神を云ふは、此の志樂郷に隣りて若狹國大飯郡有るを、上に引ける同郡大飯神社の古傳に、猿田彥神、往古此の邊の田を開發き給へり、故大飯欽立明神と申す、神體は鋤鉞にて渡らせ給へりと云ふ、此の神は即事代主神にて渡らせ給へる御事を思へばなり、其の高座大明神は多紀郡高座神社坐せども、此は式外にて天田郡日置村に坐すなり、是即ち高倉下命にして、天火明神の御子天香誦山命に坐せば、此も亦饒速日命はしも、已く天降り御在し坐しける一證なる者なりかし、次に更到坐于高志國とは、已に此の國を造畢へさせ給ひて、北陸道に遷り御在し坐す御時を云ふ、當國與謝郡大虫神社（名神大）小虫神社（名神大）と有りて、越前國丹生郡大



虫神社、(名神大) 小虫神社の御在し坐す因を合せ見ても實に然り、召<sub>ニ</sub>天火明神云々は、佗處に御在し坐すを此に迎奉りて、二柱神より此の地を進らせ給へるなり、火明神大歡喜乃曰永母也の永母也は、我母也の誤にて其の志樂の地を作堅めて進らせ給へる事を悦び宜へるにや、神武天皇戊午年御紀に、初孔舍衛之戰、有<sub>レ</sub>人隱<sub>ニ</sub>於大樹<sub>一</sub>而得<sub>レ</sub>免<sub>レ</sub>難、仍指<sub>ニ</sub>其樹<sub>一</sub>曰恩如<sub>レ</sub>母、時人因號<sub>ニ</sub>其地<sub>一</sub>曰<sub>ニ</sub>母木邑<sub>一</sub>と云ふ例も有るに依りて、今試に云ふなり、青雲乃志良久國の志良久は、此の首の標目に、志樂郷と有る細書に、本字領知と有る此の字の義なり、若て青雲之乃志良久と續くる例は、同年御紀に、青雲之白肩之津と云ふ事見えて、此と同じ續け状なり、偕青雲之は、如<sub>レ</sub>青雲<sub>一</sub>なり、記傳十八(二十八丁)に、青雲之は白の枕詞なり、抑青色の雲は無き物なれども、唯大虚空の蒼く見ゆるを然云ふなり、偕白とは凡て物の鮮明なるを云ふ、伊知志漏志登保志漏志などの志漏も是なり、如<sub>レ</sub>此霽れたる虚空の蒼き色は、鮮明なる物なる故に、青雲之白とは續け云ふなる可し(取要)と有るにて、甚能通<sub>レ</sub>えたり、同郡神社卅伍座の中に、志樂社見えたる是其の御社なり、丹後舊事記と云ふ物に、設樂神社市姫大明神、在<sub>ニ</sub>市場村<sub>一</sub>と云へる是か、又風土記當郷の次に、河邊坐三宅神社見ゆ、即ち式の三宅神社見ゆ、即式の三宅神社なり、右に云へる如く天日槍命天火明命一神と見る時は、大に所由有るに似たり、(然大く歡喜ばし御在し坐して我母也青雲乃志良久國と詔給へるは、其の領知を得させ給へる事の悦びを、御言舉げさせ給へるなり、上にも注せるが如く、古丹波國はしも湖水にて在りし其の地は、桑田船井二郡なりけるが、其の開けたりしは、此よりは後の事にて、多紀何鹿氷上天田四郡のみ、已く二柱神の作らせ給ひ置し、を丹後但馬の地を併せて、天火明神に進らせ給ひて、高志國に移らせ給へる者と見えたり、其の天

田郡梅谷村岩神の地は、福智山より西方二里許にして西は但馬國朝來郡に隣り、北は丹後國與謝郡北東は伽佐郡にして、即由良川の水上に在り、其の心して考へ及ぼす可き者なり、偕此に大已貴命少彥名命二神の、越國に御在し坐しし御事右の如くなるに、當郡伊知布西神社、麻良多神社、高田神社有るに、越前國敦賀郡市振神社、越後國頸城郡圓田神社見え、同郡市振、又高田の地名有るは由有りげなる事共なり、其の三に御田口祠の御事見えたり、此も右の志樂郷の内なり、御田口祠者、往昔天照太神分靈子豐宇氣大神、猶照<sub>ニ</sub>臨于<sub>一</sub>(五字虫食)造、日本得魂命等、便以<sub>ニ</sub>地口之御田<sub>一</sub>奉、更建<sub>ニ</sub>校倉<sub>一</sub>藏<sub>ニ</sub>其穀實<sub>一</sub>也、故名曰<sub>ニ</sub>阿勢久良<sub>一</sub>、奠<sub>ニ</sub>其倉<sub>一</sub>以稱<sub>ニ</sub>御田口<sub>一</sub>(以下六行虫食)と有る、天照太神分靈子豐宇氣大神と云ふには、深き所以有る御事なり、四神出生章第二一書に、即軻遇突智娶<sub>ニ</sub>埴山姫<sub>一</sub>生<sub>ニ</sub>稚産靈<sub>一</sub>と有りて、古事記に、和久産巢日神、此神之子謂<sub>ニ</sub>豐宇氣毘賣神<sub>一</sub>と見えて、即ち火産靈神、埴山姫神の御子稚産靈神、其の御子豐宇氣大神にて渡らせ給へるを、如<sub>レ</sub>此しも云ふ事は、穀物は更にも云はず、萬の草木の生ひ立ち榮ゆる事はしも天日の大御光に因れる物にし有りければ、其の事の上にて於ても、日神の分靈の御子とは申すべきなり、然るに皇太神より、素戔鳴尊を大御使と爲て天降し給ひ、其の保食神の消息を令<sub>レ</sub>見給ひける其の時云々の事に依りて、五穀桑蠶の種子なむ出來れりけるを、其の大神諸共に天上に召上させ御在し坐して、天津朝廷に御在し坐さしめ給ふ由、傳十二、十七に注せる如くなるに、大倭本記に、皇御孫尊の御天降の始に、齋鏡三面授進らせ給へるに、二面は皇太神の御靈と前御靈と、一面は此の御食津神の御靈に渡らせ給へるを以ても、天上に其の現御身御在し坐す御事知らる、下なる田造郷の文に、天道姫命、天香語山命の此の大神に仕奉給ふ御事有るも、其の天香語山命の作成し奉れ



る御鏡に坐すを以てなる可し、若くて右に猶照臨于(五字虫食)造と有る缺字を、今考ふるに、猶照臨于此國之時國造と有しなる可し、天孫本紀、六世孫建田背命の下に、丹波國造但馬國造等祖と云ふ事見え、八世孫倭得玉彦命と有るを合せ讀みて知らるめり、次に以て地口之御田奉は、倭姫命世記、所々御遷幸の所に、多く進地口御田と所見たり、更建校倉は、和名抄に倉廩の下に、廩(萬呂久良)一云(與奈久良)一云(伊奈久良)倉也云云、甲倉(古不久良)校倉(阿世久良)俗用之云々と有り、校倉は畔藏にして、本は田畔に構置く倉廩の謂なる可し、次に藏其穀實也、故名曰阿勢久良、と殊更に注せるを見れば、其の校倉を造る初め此に起れるにこそ、奠其倉以稱御田口を、其地口御田を奉れる傍に校倉を建て奉り、此を御田口祠と云ふ由にて、後世伊勢神宮に、在らゆる諸國の神戸御厨等に社を建てて、其の神宮の拜處と爲る事の始も、亦此に起れる者と所見たり、(楮國作の御事に預からざる事を此に注すは如何なる物から此も其の天火明神の此の國に御在し坐す由縁を知るに難きを以て、止事を得ざる事なり、且豐宇氣大神をしも、皇太神の分靈子と云ふ事の奇珍らしければ、因に辨を加ふるなり、下の伊吹戸社の御事に就きて辨有り、考へ合す可し、右の地口は、世記に知具知と訓めり、然る時は地を字音に訓むに似たりと雖も、此は音訓相通ふ字なる事、已に傳三卷、濕土煮尊、沙土煮尊の下に云へるが如くなれば、知具知と訓むなむ古言には有るべき、楮地口と云ふは已が持てる地先を云ふにや、各其の持てる地先の新墾田を神に奉る爲に、更に設くるを地口之御田とは申すなる可し、楮右の日本得魂命は、川守郷の文に、日子坐王の土蜘蛛を退治させ給ふ所に、日本得玉命も共に御力を合せ給ふ事見えれば、決く瑞籬御世頃の人なりければ世記に、崇神天皇三十九年壬戌、遷

幸但波の吉佐宮、積四年奉齋云々、此歲豐宇氣神天降坐奉御饗と有る、此の度の御事なるにこそ、其の四に、二石崎の文有り、此も志樂郷の内なり、二石崎者、古老傳曰、當于往昔平治天下之時、大已貴命與(八字虫食)地而二神相議坐、把白黑之鐵砂、使白天火明神而詔之曰、此石是吾今靈也、汝命宜奉祭于(六字虫食)地之共、雖波浪爲鴻荒(二字虫食)邦同焉、天火明命隨詔崇其靈石、則左右自分黑白、有神驗(十二字虫食)崎也、後世土俗言瀨崎者誤矣、(次四行虫食)と見えたる與字の下に、缺たる文は少彦名命到坐于此の八字なめり、下なる凡海郷の文に、到坐于此地の語例も有れば、大已貴命與少彦名命、到坐于此地而と有りしなる可し、次に相議坐云々は、天火明神に此の志樂郷を領知せ奉給ひて、高志國に移給ふに就きて、二柱神の御靈を此に留置きて守給へらむ御事を、此に相議らせ御在し坐しけるなりけり、把白黑之鐵砂は、下に則左右自分黑白と有る是にて、二石崎と號くる所以是なり、依白天火明命と有るは、其の神の御許に御使し令白給ふを云ふ、汝命は天神御子にて渡らせ給へる故に、崇め申させ給へるなり、宜奉祭于(六字虫食)地は、宜奉崇于我二神之靈天地之共云々と必有るべき所なり、右に此石是吾今靈也と有りて、其の黑白の鐵砂に御靈を託て、天地の共此の地に御在し坐して守奉らせ給ふ可き由を聞えさせ給へるに合せ考ふ可し、若くて天地之共は世々共になり、雖波浪爲鴻荒と有るは、波浪の鴻に荒るゝ事有りと云ふもの義にて、久代の事を鴻荒之世など云ふとは異なり、次なる邦同の字は、如何とも讀むべからず、上文に照し應ずるに、鎮護邦國など有りし可し、下なる有神驗の語に合せても知らるめり、隨詔崇其靈石と有るは、上に此石是吾今靈也云々と有るを承けたる文なり、則左右自分黑白は、自然



に二神の靈石黑白に相分れて、混に雜らずして、謂ゆる二石崎を成せるを云ふに、次なる十二字の缺文は例に依るに、有神驗焉、故天火明命號其地云二石崎也、と有るべき文なり、後世土俗言瀨崎者誤矣と有る、此の誤の基は石を連語の時、志と云ふ事常なるが故に、又其より訛りて瀨崎とは云ひけるなめり、卽卅伍社の中に、石崎坐三輪社と有るは、右の二神を祠奉らせ給へるなめり、大三輪神三社鎮座次第に、奥津磐座大物主命、中津磐座大巳貴命、邊津磐座少彦名命と有る例をも思ふ可くこそ、偕二神の此の地に鐵砂を取りて、天火明神に奉らせ給へるに就きて索隠るに、此の大神はしも、謂ゆる天被戸神に御在し坐す事、傳十八、傳十九に已に注せるが如し、斯るに其の御子天香山神と共に、日像之鏡を作り、日矛をも作らせ給へるが故に、鏡作神と申奉り、天日槍命とも稱へ聞ゆる状なりければ、其の神の鏡及矛を造り物爲させ給ふ可き料に、其の御靈實の御事を兼て授聞えさせ給ひけむを、其の次なる四行の蠹魚に禍せられて、傳はらざるが故に、考ふ可き便宜無きこそ甚可惜しき事なりけれ、偕此の次に春部村と云ふ名出でたるは、河内國高安郡天照太神、高座神社二座（並大、月次新嘗、元號春日戸神）を、三代實錄に春日戸神と有り、此の天照太神は天照玉神を誤れるにて、卽此の天火明神の御事なる由、傳十九に云へるが如くにて、右の春部村も、此の天火明神には所以有る地名なりけり、（今思ひけらくは、傳七卷、又上に注せるが如く、美作國苦東郡中山神社名神大は、金山彦金山姫二神にて渡らせ給ふ御事申すも更なり、然るに古本書入に、社記云、鏡作神、天照太神第三御子と書し、一宮記に、大巳貴命、又頭注に、一宮也、大巳貴命也など云ふは、決に難信き事と思へりしかども、今此の文を讀むに至りて、大に得る所なむ有りける、此は歌などに、眞鐵韃く吉備の中山と詠め

る處にて、古に眞鐵を多く掘出せるを以て、世に名高かりしなる事誰も知れるが如し、然るに鏡作神と云ふは、此の天火明神に御在し坐せば、天照太神第三御子と云ふは、皇太神の御孫に當らせ給へるを、第三御子と傳誤れるのみこそ有りけれ、其の眞鐵を以て鏡を作る由に依りて、此の社にも祀られ給ふにこそ御在し坐しけり、又大巳貴神と此の風土記に右の如く見えて、鐵砂を天火明神に授給へる御事有れば、此にても然る故事の御在し坐して、共に鎮り御在し坐す者と所見たり、考證にも、社司相傳云、中山神鏡作神云々と見え、和名抄に、當郡高倉郷有るは、其の御子天香山命に由有り、又勝田郡にも苦西郡にも、香美郡と云ふ有るも、右の鏡作神の所以なるに思ひ合す可し、又此と同神にて、美濃國不破郡仲山金山彦神社、名神大、御在し坐すに、和名抄に、各務郡各務郷有るも、鏡を以て地名と爲るなるに、神名式に、村國眞墨田神社御在し坐せる眞墨は、眞澄鏡の謂なるを、已に上に注せるが如く、尾張國中島郡眞清田神社、名神大は、正しき天火明命の御社なるに、大同類聚方、又、一宮記等に、大巳貴命なる由を云へるは、天火明神と大巳貴神とは、甚親しく並び坐す所以、正に此に在る事なるを合せ考ふ可き者なりかし、偕鐵砂は常陸風土記鹿島郡の文にも見えたれども、其の訓詳ならず、本草和名に、鐵、和名阿良加禰と有るは鍊鍛はざるを云ふなり、又鐵落、一名鐵洩、和名久呂加禰乃波太と有るに依る時は、久呂加禰乃須奈古と云ふべきに似たれども、此に白黒之鐵砂と云ひ、左右自分黑白と有るに叶はず、然れば古事記に、天金山之鐵と書され、古今集大歌所歌に、眞鐵韃くと詠み、和名抄に、砂水中細礫也、和名以左古、又須奈古と有るに依りて、麻賀禰能以左古、又は須奈古とも訓みつ可く思ゆ、其の五に、枯木浦の文有り、此も右の枯木浦、（本字彼來）枯木浦者、往昔（八字中



食) 貴大神斯二柱神、當于國造坐之時、欲令海路順次所<sub>レ</sub>在之渚島集<sub>レ</sub>合之、便登于笠松山、(三字虫食) 限息號呼以曰<sub>レ</sub>彼彼來來、則四嶼自來列、故曰<sub>レ</sub>彼來也と有る、往昔の下なる缺文は少彦名大神與<sub>レ</sub>大巳の八字にて、此は往昔少彦名大神與<sub>レ</sub>大巳貴大神、斯二柱神と續く可き文なる事疑無き者なり、海路順次所<sub>レ</sub>在之渚島は、海上に次の順に在ゆる渚又島を云ふにて渚與<sub>レ</sub>島の義なめり、渚は和名抄涯岸類に、洲爾雅云、洲水中可<sub>レ</sub>居者曰<sub>レ</sub>洲、季巡曰四方皆有<sub>レ</sub>水也、(和名須) と有る是なり、島は其の山谷類に島嶼、説文云、島海中山可<sub>レ</sub>依止也、(和名之萬) 唐韻云、嶼與<sub>レ</sub>序同海中洲也と見えたり、欲令<sub>レ</sub>云々集<sub>レ</sub>合之は、次第に離々に散在ける渚と島とを、一に集合せ給はむにて、出雲風土記に、謂ゆる國引の故事に甚能似させ給へる御所業になむ御在し坐しける、笠松山は、例の如く宇氣能松山と訓むなる可し、其の下の三字虫食は、二柱神と有りつらむ事、上文に依りて知らる、限息號呼は、御聲の限を盡させ御在し坐して號呼はせ給へるなり、曰<sub>レ</sub>彼彼來來は、彼來彼來と詔り給へるにて、彼の國引の文に、八雲立出雲國者、狹布之稚國在哉、初國小所作、故將<sub>レ</sub>作縫<sub>レ</sub>詔、而榜矣志羅紀乃三埼矣、國之餘々有耶見者、國之餘有詔、而童女胸鉏所<sub>レ</sub>取、而大魚之支太衙別、而波多須々支、穗振別、而三身之綱打挂、而霜黑葛間々耶々爾、河船之毛々會々呂々爾、國々引來引來縫國者(下略) と見えたる、國來國來と此と同じ趣なり、予先には八十綱打挂て、其の國を引給ふ囃子に、然る御言を云給ひし者と思ひつるに、此の風土記を讀みて合せ考るに、此なる彼々來々も、右の國々來々も實に呼招かせ給ふと爲て、然る御言を係させ御在し坐しけるに、其の御言に對へ奉りて、終に招き寄られ奉れる者なりけり、則四嶼自來列と有る四嶼は、右に謂ゆる海路順次所<sub>レ</sub>在之渚島の四なむ有りけるが、自然に來寄り

合列りて、一島とは成れる由にて、此に自と云ふは御綱などを打挂させ給へるにも非らずして、唯に御聲の限を盡して號呼はせ御在し坐しける任に、自然に一に相圖がり成れる由にて、此には自字は眼と見るべき所なる者なり、其の彼來と云ふは、笠松山の海に臨める麓の海濱と通えたり、偕此の四嶼自然に列りて、一に合へる島は下に注せり、凡海郷是なり、稚狹考と云ふ物に、「丹後國阿佐郡の方へ開きて、海中に周廻三里に及ぶ島有り、小島と云ふ云々、社有りて老人島大明神と云ふ云々、同國河守里大神宮の社人、此の社を預れり、河守は昔故有りての社なり、式の籠神社是なり」と云へる此の島にて地理も克合へる心ちず、其の河守社と云ふは、神名式に謂ゆる與謝郡籠神社(名神大)の御事傳八に注せるが如く、海神にて渡らせ給へれば、此の社人の祭祀を預ると云ふは右の笠松山より號呼はせ給へる御事に就きて、島を寄せ物爲させ御在し坐しけるなどの所以に依れるにこそ、(其とは事異なれども、崇神天皇十年御紀、武埴安彦が謀反の時に、武埴安彦之妻吾田媛密來之、取<sub>レ</sub>倭香山土<sub>レ</sub>裏<sub>レ</sub>領巾頭<sub>レ</sub>祈、曰<sub>レ</sub>是倭國之物實、則反之と有るは、其の土を取りて國を奪ふ謀なるが、其の出所を知らざりけるに、上古に國を號呼びて、引寄せ給へりし御事の御在し坐せるに本就ける咒術には非ざるか、今思ひ出せる任に試に少か云ふを、猶後人委曲に考てよかし、偕此の枯木は彼來の義なるを、一本頭書に、或云枯息之約矣と有るは、右に限息と有るに依りて、御息を枯し給へる事に取成したるにて、文意を熟く思はざるなり、今も俗に、物を呼ぶに其の名を指さずして彼來と云ふめり、其の六には高橋郷の文なり、高橋郷、(本字高梯) 所以號<sub>レ</sub>高橋<sub>レ</sub>者、天香語山命於<sub>レ</sub>倉部山尾上<sub>レ</sub>創<sub>レ</sub>營神庫、以收<sub>レ</sub>藏種々神寶、設<sub>レ</sub>長梯(二字虫食) 到<sub>レ</sub>其庫<sub>レ</sub>之料、故云<sub>レ</sub>高梯、今猶峯頭有<sub>レ</sub>神祠、稱<sub>レ</sub>天藏<sub>レ</sub>祭(四字虫食) 命亦其山口(十字



虫食) 國有<sub>下</sub>稱<sub>二</sub>天道日女命<sub>一</sub>者、老來<sub>三</sub>居于此地<sub>一</sub>、績麻養蠶、教<sub>二</sub>人民製<sub>レ</sub>衣之道<sub>一</sub>、故云<sub>二</sub>山口坐、御衣知祖母祠<sub>一</sub>也と見えたる、此は大巳貴少彥名二柱事に係はる事ならざれども、天火明神の所以に就きて此に注す可し、其の天香語山命は、右に引ける天孫本紀に、天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊、天道日女命爲<sub>レ</sub>妃、誕<sub>二</sub>生天香語山命<sub>一</sub>と所<sub>レ</sub>見たる是なり、此の神の御事、巳に傳十八に注し奉れり、倉部山は天藏の邊に在る山の謂なり、次に庫梯山、(倉部山別稱也)又倉梯川と云ふ有るも其の一名なり、尾上は下に峯頭と有る是なり、古事記八十神段に、高山尾上、又は坂之御尾など尾字を作るは、麓は萬葉九(二十一丁)に、踏本と書ける其の本に對へて、末の意に云ふ尾なり、其の並びに岑上之櫻花者、八(廿九丁)に、霍公鳥鳴峯乃上能、十九(十一丁)に、足引乃岑上之櫻、又(三十五丁)、二上之峯於乃繁爾など、岑をも峯をも用ひたり、同じ言ながら其の朝倉宮段に、山尾と有るは、此とは其の本一に爲て意味少か異なり、白檮原宮段なる白檮尾上、又古今集に「山櫻、我見に來れば、春霞、峯にも尾にも立ち隠しつ」と有るは、記傳四十二(八丁)に云はれたるが如く、山の齋の引延びたるを尾と云ふにて、上なるは山の立てる狀に、本末を立てて云ひ、此は山の全形に就きて峯を巔と爲る其の尾なる義なり、猶傳二十一の八丘八谷の所に云へるを見る可し、創<sub>二</sub>營神庫<sub>一</sub>は、垂仁天皇八十七年御紀に、神庫此云<sub>二</sub>保玖羅<sub>一</sub>と有る是なり、即ち和名抄に、寶倉、漢語抄云<sub>二</sub>寶倉、(保久良)<sub>一</sub>一云、神殿と有る是なり、次に收<sub>二</sub>藏種々神寶<sub>一</sub>は、天上より持降<sub>レ</sub>給へる神寶を崇<sub>レ</sub>祕<sub>レ</sub>り給ふ料なり、下に稱<sub>二</sub>天藏<sub>一</sub>と有るを合せ思ふ可し、偕此の神寶、即ち豐宇氣大神の御正體なる可き事、次の與保呂乃里の下に云ふを見るべし、設<sub>二</sub>長梯<sub>一</sub>の下に、而爲の二字を脱せるにて、設<sub>二</sub>長梯<sub>一</sub>而爲<sub>二</sub>到<sub>レ</sub>其庫<sub>一</sub>之料、故云<sub>二</sub>高梯<sub>一</sub>と有りしなる可し、

冠辭考に云はく、古事記高津宮段歌に、波斯<sub>立</sub>多<sub>能</sub>久<sub>良</sub>波斯<sub>山</sub>夜<sub>麻</sub>袁<sub>佐</sub>賀<sub>志</sub>美<sub>登</sub>、云々、萬葉七(二十七丁)に、橋立倉椅山云々、此は高き倉には梯を立て、升る故に然<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>係<sub>レ</sub>けたり、垂仁天皇八十七年御紀に、五十瓊敷命、謂<sub>二</sub>妹大中姫<sub>一</sub>曰、我老也<sub>レ</sub>不能<sub>レ</sub>掌<sub>レ</sub>神寶、自<sub>レ</sub>今以後必汝主焉、大中姫命辭曰、吾手弱女人也、何能登<sub>二</sub>天神庫<sub>一</sub>耶、(神庫、此云<sub>二</sub>保玖羅<sub>一</sub>)五十瓊敷命曰、神庫雖<sub>レ</sub>高、我能爲<sub>二</sub>神庫<sub>一</sub>造<sub>レ</sub>梯、豈煩<sub>レ</sub>登<sub>レ</sub>庫乎、故諺曰、神之神庫隨<sub>二</sub>樹梯<sub>一</sub>之此其緣也、と有る是なり、保玖羅は秀庫なり、高く秀るを凡て保と云へり、和名抄にも、梯(和名加介波之)、木階<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>登<sub>レ</sub>高也と云へり、古の庫は甚高く構へて、下は柱の限<sub>レ</sub>顯には見ゆ、故に梯立てて登る事を成せり、(以上補意)と有るにて通えたり、巳に傳十九に注せるが如く、神武天皇戊午年御紀に出たる、高倉下と有るも、此の神の御事なる由は、天孫本紀に、天香語山命(天降名手栗彥命、亦名高倉下命)と有るにて知らるゝを、猶其の頭書に、神名式に謂ゆる山城國綴喜郡倉孫神社(大、月次新嘗)を擧げたるは、實に然る言にて、其も神庫の板擧を以て負<sub>レ</sub>給へる御名なり、然れば天上より持ち降り御在し坐しける神寶を、許多に收藏て齋<sub>レ</sub>御在し坐す謂と所<sub>レ</sub>見たり、今猶峯頭有<sub>二</sub>神祠<sub>一</sub>は、右に於<sub>二</sub>倉部山尾上<sub>一</sub>創<sub>二</sub>營神庫<sub>一</sub>と有る地是なり、稱<sub>二</sub>天藏<sub>一</sub>は、天上の神寶を收藏むる由にて、彼の天神庫と云ふも同じ意味なり、祭と命との間の缺けたるは、天香語山の字にて、祭<sub>二</sub>天香語山命<sub>一</sub>と有りしなりけり、即ち其の神社の中に天藏社見えたり、(既にも注せる河内國高安郡天照大神、高座神社二座、並大、月次新嘗、元號春日戸神は、大は玉の誤にて、天照玉神、高座神社なり、丹波國天田郡天照玉命神社、氷上郡高座神社何鹿郡高座神社坐すなどは、何れも天火明命、天香語山命の並び御在し坐すなりけり、其の外尾張國愛知郡高座結御子神社、名神大、又陸奥



國行方郡高座神社は更なり、諸國に高倉と云ふ地名の有るは、皆此の神に由有るなり、偕右の倉部山は、諸國に同名にて、古事記日代宮段の玉倉部は、天武天皇元年御紀に、近江放<sub>ニ</sub>精兵<sub>ニ</sub>忽衝<sub>ニ</sub>土倉部<sub>ニ</sub>と有りて、美濃國不破郡に當り令<sub>レ</sub>守<sub>ニ</sub>倉歷道<sub>ニ</sub>と有るは、和名抄郷名に、近江國甲賀郡歲部久良布と有る是にて、今は伊賀國阿拜郡に屬て上柘植の内に、倉部村有るなり、又古歌に多く詠めるは、山城國愛宕郡なり、右等は此の神に由有る無きか、未だ正し見ざれども、後勘の爲に抄し置く者なり何れにしても、床しき事共なり、此に倉部山の別稱を庫梯山と云ひ、倉梯川の稱有るに、大和國十市郡にも、倉椅山倉椅川有るも、必ず所以有りぬ可き事共なり、(偕右の文に亦其の山口云々と有るは、其の倉部山の山口なるにて、峯頭に天香語山命の御在し坐しけるに並びて、此には其の御祖天道日女命の御在し坐しける故事なり其の缺文十字は、下文に依りて、坐御衣知祖母祠坐の八字は正しく見えたり、然るに國の字の上には、何れか其の神の此迄住せ御在し坐せし國名の有りつるならめども、今更に考得べからざるを、卷首國號の所に往昔豐宇氣大神、天降于當國之伊去奈子嶽<sub>ニ</sub>坐之時、天道日女命等云々と有るを見るに、于當の二字なるなりけり、故其文を續け見るに、亦其山口坐御衣知祖母祠者、于<sub>ニ</sub>當國<sub>ニ</sub>有<sub>下</sub>稱<sub>ニ</sub>天道日女命<sub>ニ</sub>者<sub>ニ</sub>と云ふ文なり、于<sub>ニ</sub>當國<sub>ニ</sub>と云ふは、右に次て、天道日女命等、請<sub>ニ</sub>求大神五穀及桑蠶等之種<sub>ニ</sub>矣、便於<sub>ニ</sub>其嶽<sub>ニ</sub>掘<sub>ニ</sub>真名井<sub>ニ</sub>、灌<sub>ニ</sub>其水<sub>ニ</sub>以定<sub>ニ</sub>水田陸田<sub>ニ</sub>、而悉植焉、(中略)故云<sub>ニ</sub>田庭<sub>ニ</sub>と有りて、即ち上に注せるが如く、當國丹波郡丹波郷有る是なれば、于<sub>ニ</sub>當國<sub>ニ</sub>とは正に謂ひつ可き所なる者なり、老<sub>ニ</sub>字<sub>ニ</sub>は其の丹波國に久しく年序を経させ御在し坐して、御齡日足らし坐せる御事を、簡易に云ひて即ち御衣知祖母神と申す謂<sub>レ</sub>此に在るなり、來<sub>ニ</sub>居于此地<sub>ニ</sub>は、其の御子天香語山命の天藏を創營み御在し坐す程を

云ふ、績麻は麻を績むなり、養蠶は蠶を養ふなり、傳廿七に注せるが如く、大巳貴命少彦名神を、豐麻神と申して、専ら國土に麻苧を殖弘めさせ給ひ、又其に注せる伊賀國阿拜郡敢國神社(大)は少彦名命を本にて、大巳貴命も坐して、正しき二神の神迹なるを、風土記に、柘植山有神、奉<sub>レ</sub>申<sub>ニ</sub>敢國<sub>ニ</sub>云々と有るは、養蠶の料に、已く桑柘を植給へるなり、又上に引ける播磨風土記、播磨郡伊和郷の文に、蠶子落處者、即號<sub>ニ</sub>日女道丘<sub>ニ</sub>と有るも、大巳貴神の故事にて、麻と桑とは、其の二柱神の國作の御時に植ゑ布かせ給へるなり、然れども其の本は豐宇氣大神の御身より出でて、天上の御物なりければ、其の二神と雖も、直に受させ給ふに非らずとも、其の大神より賜はりてこそ、桑麻をば殖初させ御在し坐しけり、右に天道日女命等、請<sub>ニ</sub>求大神<sub>ニ</sub>と有るは、此に又天上の宜しき種を、大神の天降坐せる度に、更に賜はり得させ給ひて、益々に其の術を委しく物爲させ給へるなりけり、教<sub>ニ</sub>人民製<sub>ニ</sub>衣之道<sub>ニ</sub>と有るは、天道日女命と申す御名の所以にて、即ち上に注せるが如く、四神出生章第十一、一書に、口裏含<sub>レ</sub>蠶便得<sub>レ</sub>抽<sub>レ</sub>絲、自<sub>レ</sub>此始有<sub>ニ</sub>養蠶之道<sub>ニ</sub>焉と見え、右の播磨風土記に、蠶を日女道と云ふも、女工は其の女子の道なれば、此を以て負坐せる御名なりけり、御衣知祖母祠の御衣知は、美祁志斯流と訓むべし、知は其の天道日女命の道に當れる言なり、祖母は、和名抄に於波と訓みて、即ち大母の義なれども雅正に非ず、允恭天皇二年御紀に、戶母此云<sub>ニ</sub>親自<sub>ニ</sub>と注され、又神名式に、神魂意保刀自神と申す御名も有るを例と爲て、御衣知大刀自神と申す事と心得べし、其の始に山口坐祖社と有るも、山口坐大刀自社とこそは訓み奉る可かりけらし、(猶皇太神宮儀式帳に、朝熊神社の所に、櫻大刀自神と申す神名も見え、神名帳に、伊勢國多氣郡天海田水代大刀自神社など有るをも證とは爲べきなり、右に天道日女命、老來<sub>ニ</sub>居



于此地」と書して、殊更に老字を書けるを以て、猶又考ふるに、和名抄老幼類に、負俗作刀自、劉向列女傳云、古語老母爲負、漢書五娼武負位引之、今按俗人謂老母爲負、從目也、今訛以貝爲自歟、今按和名度之と有りて、甚能叶へり、然れば右は御衣知大刀自神にて、天道日女命の亦の名なる者なり、其の高橋郷の文に次ぎて、與保呂乃里（本字仕丁）、所以號與保呂者、古老傳曰、往昔仍于豐宇氣大神之神勅、於此地神人仕丁等被置之、故云（二字虫食）呂矣、と有りて、次に庫梯山、（倉部山別稱也）倉梯川水源（以下虫食）と有るを以て見る時は、此の里はしも、右の倉部山に屬ける者と所見たり、仍于豐宇氣大神之神勅と有るに就きて考有り、右に天香語山命、於倉部山尾上創營神庫、以收藏種種神寶、と有るは田造郷の文に、往昔天孫降臨之時、隨豐宇氣大神教、而天香語山命與天村雲命、天降于當國之伊去奈子嶽、天香語山命與天道姬命、共祭大神云々と有りて、此の二柱神の仕奉る大神に坐せば、其の田造郷に齋奉らせ給ひつゝも、其の天香語山命の御在し坐す倉部山にも、神寶を收むる天藏を建て當昔は其の大神の御靈を此處に齋奉らせ給ひけらし、此を以て神人仕丁を此にも置給ふ可き由を曉し給へる者なりけり、若て其の神人は職員令祝部義解に、謂爲祭主贊辭者也、其祝者國司於神戶中簡定即申太政官、若无戸人者通取庶人也と有りて、此は中古の御定なれども、上古と雖も其の神孫にして氏人の仕奉れる外は、斯る狀にて在せし事、此に神人仕丁を合せて與保呂と云ふを以て知らる、仕丁は其の神人に屬きて驅使はるゝ民を云ふなり、古事記高津宮段に、所驅使於水取司、吉備國兒島之仕丁と見え、雄略天皇十一年御紀に、信濃國仕丁、與武藏國直丁と書され、仕丁の字は、孝德元年御紀より次々見えて、直丁仕丁共に、都加閉能與保呂と訓みたり、然

るに、此に與保呂の本字仕丁と有るからは、唯に然訓めるなむ古語には有りける、若て神人仕丁等被置之と云ふは、此の里を大神の神地と定め、此に神戶を置きて仕奉らしめ給へる御事を申せるなり、故の下に二字虫食と有るは、三字を誤れるにて、故云與保呂矣と有りし事著明かりければ、今云字を補へり、是即ち右の天藏社の神地神戶なりけるを、後には其の跡に其の祭主も御在し坐しける、天香語山命を祀れる者と所見たり、又此の倉部山の内なりけらし、丹後舊事記に、矢原村と書きて與保呂と訓めるは、此の地なるにか、次に日尾社、祭神天日尾神、國日尾神、天月尾神、國月尾神、四柱祭由（以下虫食）と有るは、下文缺けて何等の所以とも知られざりけれども、此の天藏社の邊に御在し坐すを思ふに、此も豐宇氣大神の御事に由有りて、日神月神の穀物に幸給ふ御靈を申して、尾は緒に同じく、打延へ連續く義なれば、若くは春秋の行易り、日月の來經の常在に御在し坐すを稱へて齋奉る者なるにや、其の卅五座の中に、天藏社、山口坐祖社、日尾月尾社と相並給へる是なり、天神本紀なる供奉三十二神の中に、天日神命、天月神命と云ふも有れども、其は信じ難き事なれば、今云ふ限に非らず、（楮右の神人の事は、民部省式にも出でたり、又三代實錄に、貞觀七年五月二十五日、是日制、五畿七道諸神社祝部、停補白丁、以八位以上人充之、先是置者令終其身、自今以後立爲恒例、と有る新制の出でたりし以前には、祝部と雖も猶白丁なりしなり、右に神人仕丁等被置之、故云與保呂矣と有りて、神人と仕丁との上にこそは、其の上下の差も有りけれ、等しく此を別たす、共に與保呂なりしを見る可し、記傳三十六卷七丁に、和名抄に、鬮、曲脚中也、和名與保呂、字鏡に、靜、與保呂乃須知、脚之後大筋など有るに依るべし、書紀に、鬮、空穂物語に、鬮筋を斷たれば逃るべき様



無しなども有り、與本呂は俗に云ふ足の隠曲なり、其の筋を與本呂須遲と云ふ、此も丁より出でたる名と聞えたり云云と云はれたるが如く、足を勞して駈使はるる者を云ひて、世に謂ゆる人夫是なり、其の七に、大内郷の文有りと雖も、此に預らぬ事なれば注さず、此の郷に十二月栗社と申す有り、云はく、十二月栗神、無祠(祭)奉木稱神、古老傳曰、往昔稚産靈神所植而、每歲十二月朔日生花、同二十日結實、正(二字虫食)日取其實以奉大神、至今其例不差、蓋是神驗三奇乎と有り、十二月栗神とは、栗は夏日花を生じ、暮秋に實を結ぶ物なるに、此は其とは異にて、十二月一日を以て、其の始終を成すが奇しき事なるを以て、此の木を然稱へ申せるなり、祭木稱神の祭字を、奉に作れるは誤なるを以て、今改引く所なり、稱神は稚産靈神の御名を申さずして、十二月栗神を以て、其の神名と爲る由なり、稚産靈神は右に注し奉るが如く、四神出生章第二一書に、即軻遇突智娶埴山姫、生稚産靈と有る是にて、即ち豐宇氣大神の御親神になむ渡らせ給へりける、偕此の大神はしも大倭本記に、天皇之始天降來坐之時、共副護齋鏡三面、子鈴一合也、の本注に、一鏡者云々、一鏡者云々、一鏡及子鈴者、天皇御食津神朝夕之食向夜護日齋奉大神、今卷向穴師社所坐拜察大神也、と有るを以て見れば、其の御子豐宇氣大神と共に天上に御在し坐す大神に坐すを、此の故事は豐宇氣大神と共に、未顯國に御在し坐しける程の事にて、其の第十一書に、謂ゆる天照太神の大御使と爲て、月夜見尊の御天降坐すよりは、猶其の以前の御事にこそ有りけらし、所植は大神の御手自物爲させ給へる謂なり、每歲十二月朔日生花は、栗は暮秋初冬の頃に葉落つる物なるを、殊に山陰の國は、寒氣も甚しき地にさへ在るに、此に花を生す事一奇なり、同二十日結實は、朔日に漸花咲けるを、僅に日數二十日にし

て實を結ぶ事亦一奇なり、正日の間之二字虫食は、月元にて正月元日と有りしならむか、社名を十二月栗社と申すも全く其の一月を以て終る謂なればなり、其の二十日に結びたる實の、僅に十日許にして其の皮の剥離を、正月元日に此を奠れるにて、是亦一奇なり、取其實以奉大神、至今其例不差と有るは、大神の古より然有來る任にして變らずとなり、蓋是神驗三奇乎は、此の大神の然る神異を驗し給ふにかと、風土記の地より云ふ語なり、凡畿内の方言に、丹波栗と云ひて賞玩す、事の名高きも斯る事より出でたる可く、又雲上の御齒固より始奉りて、末々に至る迄も、元正に堅栗を被用る故實も、必ず此に起りたる可くなむ所見たりける、(然るを勝栗と唱へて專祝ふ事と成れるは後世武門の輩など、軍陣の祝事に用ふるより、終に其の堅を勝と云ひ換へたるのみこそ有りけれ、又栗實の殻を拆きて出るを惠牟と云ふを、年始に咲榮ゆる義に取成せるにも有るべし、和名抄、菓具栗刺の下に、文選蜀都賦云、榛李鯉發、師說惠女利、李善曰、栗皮拆鯉而發也と有る、古今著聞集八卷歌に、刺栗の咲も逢ひなば落ちもこそ爲れ、と有るにて心得べし、偕元正に栗を祝ふ事は、神代に斯る故實の有りけるを、我も人も得知らず成れるなり、此の穀物桑蠶菓實の本と御在し坐す、此の大神を祀奉る其の傳を亡なひつるからの事なりかし、猶此の菓實の事は、傳二十六卷又上の播磨風土記託賀郡端鹿里の件りに云へる事共をも考へ合す可し、偕又傳七卷に注せる丹波國桑田郡阿多古神社はしも、伊弉册尊を始奉りて、火産靈神、埴山姫神をも齋祀りて、即ち稚産靈神の御父母二柱神にて渡らせ給へれば、若くは丹波國はしも此の大神の本生の地なりしからに、其の御子豐宇氣大神も、共に此の國に御在し坐しけるなる可し、其の八に、田造郷の文有り、所以號田造者、往昔天(二字虫食)臨之時、(三字虫食)



氣大神教<sub>二</sub>而、天香（六字虫食）雲命、天<sub>三</sub>降于當國之伊去奈子嶽（四字虫食）與<sub>二</sub>天道姬命<sub>一</sub>共祭<sub>二</sub>大神<sub>一</sub>、及<sub>レ</sub>欲<sub>二</sub>新嘗<sub>一</sub>、井水忽變而不能<sub>レ</sub>炊<sub>二</sub>神饌<sub>一</sub>、故云泥真名井、於是天道姬命拔<sub>二</sub>葦以占<sub>二</sub>大神心<sub>一</sub>、故名云葦占山、（四字虫食）姬命授<sub>二</sub>（四字虫食）香語山命<sub>一</sub>而詔、汝可<sub>レ</sub>發<sub>二</sub>三其矢<sub>一</sub>、留之處必清地矣、命諾而發<sub>二</sub>其矢<sub>一</sub>、則到<sub>二</sub>于當國之矢原山<sub>一</sub>、即時生<sub>レ</sub>根枝葉青々、故（四字虫食）矢原（矢原訓<sub>二</sub>屋布<sub>一</sub>）則于其地<sub>二</sub>建<sub>二</sub>神籬<sub>一</sub>以遷<sub>二</sub>祭大神<sub>一</sub>、而始定<sub>二</sub>墾田<sub>一</sub>、當<sub>二</sub>異方三里計<sub>一</sub>湧<sub>二</sub>出靈泉<sub>一</sub>、故天村雲命灌<sub>二</sub>其水<sub>一</sub>（六字虫食）荒水以和（四字虫食）稱<sub>二</sub>真名井<sub>一</sub>、亦傍生<sub>二</sub>天吉葛<sub>一</sub>、以其匏<sub>二</sub>盛<sub>二</sub>真名井水<sub>一</sub>（二字虫食）稱<sub>二</sub>真名井原匏宮<sub>一</sub>也、於是春秋耕<sub>二</sub>田施<sub>二</sub>稻種<sub>一</sub>遍<sub>二</sub>于四方<sub>一</sub>、即人民豐、故名<sub>二</sub>其地<sub>一</sub>云<sub>二</sub>田造<sub>一</sub>也、（以下四行虫食）と有る、此も大已貴、少彥名神の當昔よりは遙に後の事なれども、此に列なる故事にて前後の引合とも成るべき事なるを以て、序に注を加ふ可きなり、右に往昔天の下なる缺字は、孫降の二字なり、時と氣との間には、隨豐字と有るべくして、往昔天孫降臨之時、隨<sub>二</sub>豐字氣大神教<sub>一</sub>而、と調ふ文と所見たり、然して天孫降臨之時云々と有るは、天神御子の筑紫日向宮に天降り御在し坐しける御時の御事なり、隨<sub>二</sub>豐字氣大神教<sub>一</sub>と云ふは、大神の御靈實を供へ奉りて、天香語山命、天村雲命の天降著給ふ處を示教へさせ給へるなり、然るは其の始大神の國土に住ませ御在し坐しける御時には、此國に御在し坐しける御事、傳十二に引ける攝津風土記に、稻倉山、（中略）又曰、昔豐字可乃賣神、常居<sub>二</sub>稻椋山<sub>一</sub>而爲<sub>二</sub>膳厨之處<sub>一</sub>、後有事不可<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>已、遂還<sub>二</sub>於丹波國比遲乃麻奈章<sub>一</sub>（地名）と有る、此の有<sub>レ</sub>事云々は、彼の月夜見尊の御事に因りてなり、其の後天照太神の大御許に參上らせ御在し坐しけるを、右に注せるが如く、此の卷首に、往昔豐字氣大神、天<sub>三</sub>降于當國之伊去奈子嶽<sub>一</sub>坐之時云々と有るは、天火明命の當國に御在し坐

しける御時に、大神の現身ながら天降坐し<sub>二</sub>なりければ<sub>一</sub>、其の靈御實も此地に御在し坐さむ事を詔給へるにぞ有りける、次に天香と雲命との間には語山命與<sub>二</sub>天村の六字を脱せるにて、天香語山命與<sub>二</sub>天村雲命<sub>一</sub>、天<sub>三</sub>降于當國之伊去奈子嶽<sub>一</sub>と有りしならむ事、下文に相照らして知らる、天孫本紀に、兒天香語山命、異妹穗屋姬爲<sub>レ</sub>妻、生<sub>二</sub>一男<sub>一</sub>、孫天村雲命（亦名天五多底）と有る是なり、是即姓氏錄（左京神別下天神）に、伊勢朝臣、天底立命孫、天日別命之後也と有る底立は、五底を下上に錯らしたるにて、天五底命孫天日別命と有りしにて謂ゆる度會神主の出自是なり、然れば、其の天日別命は天村雲命の孫なるを、其の裔にして、度會氏の豐字氣大神に仕奉れるなむ、實に所以有る事なりける、（然して、倭姫命記に、謂ゆる伊勢國造大若子命、一名大幡主命は、其の遠裔なる事は然る物にて、飯高縣造祖乙加豆知命と有るは、續紀天平十四年四月に、伊勢國飯高郡采女正八位下飯高君、笠目之親族縣造等、皆贈<sub>二</sub>姓飯高君姓<sub>一</sub>と有る其の祖なる可きが、此も天村雲命の裔なる可きは、大同類聚方廿二卷に、以比段歌樂、伊勢國飯高郡里人之家之方、元者天村雲命之御藥也登奏須、と有るを以て證と爲べし、又多氣連等祖、宇加乃日子、之子吉志比女、次吉彥二人と有るも、其の同族なるにや、此の風土記志樂郷青葉山の文に、笠津產神笠津姬神者、丹波國造海部直等祖也と云ひ、此の次に笠水云々、即笠水彥命、笠水姬命とも有る笠津彥は、宇氣都比古と訓む所なるにて、右の宇加乃日子と全く同名同義なるをも合せ知るべきなり、豐受大神宮禰宜補任次第に大牟羅雲命云々、天會已多智命子天嗣梓命子天鈴梓命子天御雲命之子也と有るは大なる僞なり、此に就きて、古史第百三十七段徴に云へる事共は悉くに誤れり、）若て右の天<sub>三</sub>降于當國之伊去奈子嶽<sub>一</sub>の下に亡たる四字は、下なる真名井の所に考ふるに、天村雲命與<sub>二</sub>天



道姬命と有りしなりけり、共祭大神と云ふは、右に引ける大倭本記に、一鏡及子鈴者、天皇御食津神朝夕之食向、夜護日護齋奉大神云々と有る神鏡にして、謂ゆる伊勢國度會宮の御に渡らせ給ふ御事、已に傳十八に注るし奉れる是なり、然るに此に其の御妃天道姬命と、御子天香語山命、御孫天村雲命のみ御在し坐して、天火明命の御名見えさせ給はざるは、天道姬命のみ此に留らせ御在し坐して、天火明命は其の天孫降臨の以前に復命し給ひて、此の度は天香語山命御父子のみ、其の供奉にて天降給ひて、天火明命の河内國河上峰峯に天降り給へるは、此よりは遙に後なるが故に、此に預らせ給はざりけむ事、右に注せる趣を以て曉る可し、及欲新嘗は、卷首に天道日女命云々、以定水田陸田云々、故云田庭と有る、其の女神の始より作給へる御田の稻を以て、今大神の御爲に仕奉らむと爲て、己命の御嘗を兼て、其の御舉御在し坐す御時を云ふなり、井水忽變而不能炊神饌と云ふは、大神の此の地より外に御在し坐す處を欲し給ふが故なり、是即ち次に注せるが如く、天上より天村雲命の持降給へる、高千穗宮の御井の神水の此の矢原山に移れる者と所見たり、但故云泥眞名井と有る此の井水は、卷首に天道日女命等、請求大神五穀及桑蠶等之種矣、便於其嶽堀眞名井灌其水云々と有りて、先に大神の御身にて、御天降坐し御時よりの井水なりしが、今茲に彼の天津水をも移されたりけるが、大神の御心として、外に移れる其の驗に依りて、泥土の爲に搔濁されたるを以て、泥眞名井とは號けられたる由なり、和名抄に謂ゆる新沼郷有るは、此の井水の泥水と成れる、此の時の謂にや依れりけむ、右に引ける攝津風土記にも、丹波國比遲乃麻奈草と有りて、此を比奴と云ふは後の事なり、偕右に伊去奈子嶽と云ふは、沙子嶽と云ふことなり、眞名井は眞沙井なり、凡て砂礫の地は水なむ清在る物なる

を今茲に泥土との地と成りて水の濁初めたるは、大神の此に御在し坐さず成りぬる兆なめり、丹後風土記に、丹波郡、郡家西北隅方、有比治里、此里比治山頂有井、其名云麻奈井、今既成沼云々と有るは、始は井なりし所の沼と成れる故に、比沼と云ふ事と成れる由と聞えて、此の沼と成れるは、右の泥の爲に濁れるよりの事なる可し、其の下に云々、故云土形里、此自中間至于今時便云比沼里と所見たり、(但同文に、爰天女善爲釀酒、飲一盃吉萬病除、其一坏之直財積車送之、于時其家豊而土形富、故云土形と云ひ、又或本には、爰天女善爲釀酒、一飲除百病、酒價滿瘦、又能植五穀、土形肥稻種美、仍名此處云土形里、今云比治とも有りて、此の趣にては、本は土形なりしを、後に比治と云ふと聞えて、同じ風土記の内にて、此と彼と打合はざるが不審しきに就きて、今考ふるに此の土形と云ひしは、大神の未幼く御在し坐し程の御事にて、謂ゆる昇天以前なり、若て此の嶽は伊去奈子嶽と云ふが當昔の名なりしを右の故事に依りて比遲と云ふ事と成れるが、里の土形と山の泥と一に成りて、遍く比治里と云ふ事と成り、後に泥水の沼と成りしを、其の水濁れて跡のみ残れる事と成れる故に、氷治と云ふ事には成れるなめり、此の事已に傳十二卷にも云へるを、其の時には、此の古風土記を見ざりし程なりしかば、未盡さざる事有るが故に、今又云ふなり、神名式に丹波郡比沼麻奈爲神社、和名抄に新沼郷と云ふ有るも、上件の所由にこそ、於是天道姬命、拔葦以占大神心と有るは、此の命の先に、五穀及桑蠶の種を賜はらせ給へるは、大神の現身に御在し坐して、天降らせ御在し坐しける御時の御事なりしかば、直に其の御言をも受賜はらせ給へるなるに、此は其の大神の御形實を齋奉らせ給ふ御時なるが故に、御占を以て、大神の御心を卜相奉らせ給へるなり、故名云葦占山は、



其の葦占を物爲させ給へる處の謂是なり、右に引ける順國志に、「比治の眞名井原邊に、磯砂山笛原寺と云ふ寺有り、此の後山を比治山、又足占山と云ふ、豐宇賀能咩命天降るの山なる故に、如し此云ふなり」と見えたる是なり、偕葦占山と姫命との間には、于時天道の字を脱し、授と香語山命との間には、弓矢於天の四字を脱せるにて、全くは于時天道姫命授弓矢於天香語山命而詔と有るべき文なり、此は其の葦占に依りて、大神の佗處に遷御在し坐さむ御心を知りて、其の弓矢を授給ひしも、此の御占に出でたりし者と見えたり、汝可發三具矢は、其の矢を三度發ちて試む可しとなり、留之處必清地矣は、其の三發の矢の留まる處、是大神の求給ふ宮處なる由なり、命諾而は、天香語山命の承引き申されしを云ふ、發其矢一則到當國之矢原山は、與謝郡丹波郷より、再の伽佐郡田造郷に至りて、其の矢の留まれる由なり、即時生根枝葉青々は、其の矢の留れるに、笑竹の此より根を生じたるを云ふ、次に、故の下には、例に依りて號其地云、の四字を補なふ可し、然して此は故號其地云矢原（矢原訓屋布）と有るべき文にて、矢生の義なり、則于其地建神籬、以遷祭大神は、此の下文に謂ゆる眞名井原匏宮是にて、此の時より大神はしも、伽佐郡田造郷になむ遷らせ給へりける、神名式に謂ゆる笑原神社は、此に當れるか、又は雄略天皇二十二年に、伊勢國度會宮に移奉られし後は、式外に成らせ給へるか、猶考ふ可き事なり、（丹後舊事記に笑原神社、豐宇氣比賣命、稱池姫大明神、在矢原村と云ふは、右に注せる與保呂乃里に御在し坐す神社に當りて、此の矢原山之神宮とは別なるか、猶正して後に注す可きなり、又淡路國三原郡築原神社、今も矢原村に御在し坐せるを、此も夜波良と訓めるは、玉篇に、笑、式氏切、俗矢字と有る、此に依れるならむを、讚岐國香川郡笑原郷を、和名抄に、乃

波良と訓みたれども、此は右の故事に依るに、夜波良なる事決き者なり、偕又但馬國養父郡水谷神社、名神大を、續風土記に、保食神を祀れりと云ひ、夜夫坐神社五座の中に、保食大神、稚産靈神、月夜見尊を祀れりと云ふ一説も有るは、此の矢原の地名に就きて由有る事にこそ、次に始定攀田は、卷首に定水田陸田と有るに等しく、大神の神田を此下食たる神地に定め奉れるを云ふ、當巽方三里計湧出靈泉と云ふは、彼の天村雲命の天上より持降り給へる神水の、伊去奈子嶽に涸れて、此に涌出でたるなり、即ち次條に笠水、（訓字介美都）一名眞名井、在白雲山之北郊と有る是にて、右の伊去奈子嶽なりし井水の、此に移れるを知るべき者なり、其の泉の下の六字は、右に定攀田と見えたるに因りて、於攀田の三字を補ひ、大同本記水取文に、食國乃水波未熟、荒水爾在介利の文に取りて、則未熟の三字を加へ、荒水以和の下に、故號其地の語を添へて、全くは灌其泉於攀田則未熟、荒水以和、故號其地稱眞名井、と調ふ可き文と所見たり、然して灌其泉於攀田と云ふは、卷首に、便於其嶽堀眞名井、灌其水以定水田陸田、と有ると同じ意味に心得べし、未熟荒水以和は、神祇令大忌祭義解に、令山谷水變成甘水、浸潤苗稼得備全稔と有る此に當て心得べし、故號其地稱眞名井は、其の伊去奈子嶽の眞名井、彼處には絶えて此に出来るを以て、其の稱を此に用ふるなり、亦其の傍生天吉葛と有る、此の物の事は、傳七に注せり、若て此に匏の生出でたるは大神の此の水を以て炊きたる神饌を聞食すと成し給ふ、其の瑞の見はれたるなり、以其匏盛眞名井水の匏は、後に謂ゆる杓にて水を盛る料なる事、傳十七に注せるが如し、水の下には、而即の二字を脱せりけむ事、此の語の續きに依りて知らる、神饌長の續きには、遠仕奉故の四字無くては文義相貫かず、



然して此の文は、以其匏盛眞名井水、而即調度神饌、長遠仕奉、故稱眞名井原匏宮也と有りしなりけり、其の調度神饌と云ふは、上に井水忽變而不能炊神饌と有る神饌をば、此に出でたる眞名井の靈泉を以て、改めて炊き仕奉るを云ふなり、長遠仕奉は、天村雲命より以降、歷世に神饌を奠來るを云へり、眞名井原は、右に謂ゆる矢原山の事なれども、又此の靈泉を以て地名とは成れり、匏宮は上なる郡名の所に、與佐郡を本字匏と有るを以て見るに、匏をも件の天吉葛の訓と同じく爲て、與佐と云ふなる可し、萬葉七(二十八丁)に、青角髮依網原と有るは、青實蔓匏と續けて、地名の依網に云ひ係けたる者なり、此の二を以て匏に與佐の訓有る事を知るべし、然る時は雄略天皇大御世に、皇太神宮の大御諭の大御言御在し坐して、豐宇氣大神を伊勢に迎奉らしめ給へりしも、此の眞名井原匏宮より振奉らせ給へるなりけり、然るに等由氣宮儀式帳に、丹波國比治乃眞奈井坐、我神饌都神等由氣大神乎云々と見え、倭姫命世記、上代本記等にも、丹波國與佐之小見比沼(一本作治)之魚井原坐と書し、雜例集にも、丹波國與佐乃比治乃眞魚井坐と云ひ、諸雜事記には、坐丹後國與謝郡眞井原須と作たる、共に比治乃眞奈井を云ふは、其の以前に御在し坐し、泥眞名井と、後の眞名井原匏宮の匏は、比佐古とも云ふから、傳へ混れたる可き事、此の風土記を正して、其の誤を知るべき者なり、次に於是春秋耕田は、天村雲命の爲させ給へるにて、施稻種遍于四方は、其の始田庭にて作り給ひし稻を、此に殖給ひ、其の生れる稻種を天下四方に遍く弘め給へる由なり、即ち人民豐、故名其地云田造也、と有る田造は佃にて、田を作る謂なるが、此より其の郷名とは成れる者なり、上に擧げたる伽佐郡の文に、往昔豐宇氣大神、留座于田造郷笑原村、而即人民受其恩賴、と有る是なり、楮右の如く匏

宮は、伽佐郡田造郷の中に在りと雖も、郡名の定まる時、此をば笠郡と號け、隣をば匏郡と云分てるにこそは有りけれ互に相及ぼして唱へたりし者と所見たり、以下四行虫食は、伊勢國へ御遷幸の御事なる可からむを、今傳はらぬなむ甚可惜らしき事なりける、(其の眞名井原匏宮より上りて、一時を越ゆれば、即ち與謝郡にて在ければ、右の如く諸雜記には、丹後國與謝郡とも在るなり、若て倭姫命世記には、崇神天皇三十九年壬戌、遷幸但波乃吉佐宮、積四年奉齋、從此更倭國求給、此歲豐宇氣神天降坐奉御饗と、吉佐宮も此の同所に在りて、今も外宮内宮と申して、其神々しき杜なむ二所に在りけるは、古より違はざる神地なる事申すも更なり、又丹波郡比沼麻奈爲神社は、其の伊去奈子獄の舊地に祭らせ給へる者なり、大同類聚方十八卷に、眞名井藥、反波國反波郡天比沼麻奈爲神社仁所傳之方、宮造等奉留方也と有るも、此の丹波郡なる御社なり、其の九に云はく、笠水(訓宇介美都)、一名眞名井、在白雲山之北郊、而潔清如麗鏡、蓋是當于豐宇氣大神降臨之時、所(二字虫食)湧出之(四字虫食)深也三尺許、其廻也壹百二十步、炎旱(一本作天)不(八字虫食)不見増減、其味也如甘露、以藏主治之機(一本作麗機)焉、傍有二祠、東伊加里姫命、或稱豐水富神矣、西者笠水神、即笠水彦命、笠水姫命之二神、此則海部直等(三字虫食)祖神(下虫食五行)と有る、笠水(訓宇介美都)は、右に湧出靈泉云々、稱眞名井と所見たる是なり、其の笠水を宇介美都と訓む事は、上なる伽佐郡の文に、伽佐郡者、舊曰笠郡之字、訓曰宇氣乃己保利、所以共稱宇氣、往昔豐宇氣大神留坐于田造郷笑原山、而人民受其恩賴、故曰宇氣也と有るが如く、此の大神の御在し坐すに依りて、其の田造の事にも、靈泉の事にも、其の恩賴を受奉るが故に、郡名を宇氣乃己保利と號け、神水を



宇介美都と稱へて名と爲るなり、在<sub>二</sub>白雲山之北郊<sub>一</sub>は、其の矢原山より近く南に當りて、白雲山と云ふ有りて、其の二山の間にある郊原に在る由なり、潔清如<sub>二</sub>麗鏡<sub>一</sub>と云ふは、其の眞名井水の清麗にして、靈泉なる形狀を云ふなり、蓋是當<sub>二</sub>于豐字氣大神降臨之時<sub>一</sub>は、右に則<sub>二</sub>于其地<sub>一</sub>建<sub>二</sub>神籬<sub>一</sub>以遷<sub>二</sub>祭大神<sub>一</sub>と有りて、大神の御心に依りて、此の地に遷奉る御事を申せるなり、時の下には于此の二字脱けたる可く、之深の間には、靈泉也其の四字を補ふ可くして、其の文は所<sub>二</sub>于<sub>一</sub>此湧出<sub>二</sub>之靈泉也、其深也云々と續く可き所なる者なり、炎旱不<sub>レ</sub>澗と云ふ一句を見出でたり、下に不<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>増減<sub>一</sub>記に、其水大旱魃年母<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>澗と有るに取りて、澗の一字を得て、炎旱不<sub>レ</sub>澗と云ふ一句を見出でたり、下に不<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>増減<sub>一</sub>と有るに資りて、霖雨不<sub>レ</sub>溢と云ふ對句の正に在るべきを知りて、凡て此に五字を得たりと雖も、猶不<sub>レ</sub>足るは、自<sub>レ</sub>古而と云ふ三字にて、上下の語脈相連く所なれば、炎旱不<sub>レ</sub>澗霖雨不<sub>レ</sub>溢、自<sub>レ</sub>古而不<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>増減<sub>一</sub>と有りし文なる可くぞ所思えたる、其味也如<sub>二</sub>甘露<sub>一</sub>と云ふは、上に荒水以和と有るが如く、水の能<sub>レ</sub>熟<sub>レ</sub>れ出づるが爲なり、大忌祭詞に、山々乃自<sub>レ</sub>口狹久那多利<sub>二</sub>下賜水乎<sub>一</sub>、甘水登受而、天下乃公民乃取作<sub>二</sub>奧都御歲乎<sub>一</sub>、惡風荒水爾不<sub>二</sub>相賜<sub>一</sub>、乃汝命成幸波開賜者、と有る甘水も右に同じ、以<sub>二</sub>主治之機<sub>一</sub>焉と云ふは、百病を除く如き功有る由なる可し、大神の恩頼に因りて湧出る靈泉なりければ、實に然る主治の能有つらむ事、更に疑ふ可きに非らず、此の大神の御身より生出でたる五穀桑蠶の類は、天下蒼生の身命を續ぐ可き珍寶なりける物を、況て其の靈泉に然る機能を備へたりけむは、此の大神の御上に於ては、何計の御事にも非ざるぞかし、(此の大神の醫藥にも、御靈を幸ひ御在し坐す御事は、右件に引ける此の丹後風土記に、爰<sub>二</sub>天女善爲<sub>一</sub>釀酒<sub>一</sub>、飲<sub>二</sub>一盃<sub>一</sub>吉病萬病除<sub>レ</sub>之と有るは更なり、此の大神の始させ給へる酒はし

も、百藥の長とも云ひて、其の功神の如く、又大同類聚方十八卷に、眞名井藥、反波國反波郡天比沼麻奈爲神社爾所<sub>レ</sub>傳之方と云ふ事有り、又其の十六卷に、他紀波良藥、瀧原眞人豐雄之奉留方、元者豐受姬尊之神久須理と見えたる、此の一二件の事共を以ても、其の恩頼の萬に互りて、大なる御事共を見奉り知るべき者なり、傍有<sub>二</sub>一祠<sub>一</sub>は、其の眞名井の靈水を主り御在し坐す神と所<sub>レ</sub>見たり、東者伊加里姬命は、皇太神宮儀式帳、未官知田社の中に、葭原神社、大歲神兒佐々津比古命、形石坐、又宇加乃御玉御祖命、形無、又伊加利比女、形無と有る、三神の中の伊加利比女は、傳二十四に注せる如く、稻刈姫にて、稻穀を刈り藏むる事を主どる神に御在し坐せば、此の大神の御許には、必ず御在し坐しつ可き御事なり、太神宮行事記二月例に、鉞山伊賀利神事有るは、鉞柄を山に採り、又稻刈の事に就きたる神祭なるに合せ思ふ可き者なり、或稱<sub>二</sub>豐水富神<sub>一</sub>と云ふは、伊加利姫命の一名なるに非ず、此の祭神の異説なり、此は神武天皇戊午年御紀に、是後天皇欲<sub>レ</sub>省<sub>二</sub>吉野之地<sub>一</sub>、乃從<sub>二</sub>菟田穿邑<sub>一</sub>親率<sub>二</sub>輕兵<sub>一</sub>巡幸焉、至<sub>二</sub>吉野<sub>一</sub>時、有<sub>レ</sub>人出<sub>二</sub>井中<sub>一</sub>、光而有<sub>レ</sub>尾、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是國神名爲<sub>二</sub>井光<sub>一</sub>、此則吉野首部始祖也、と有る此に合ふ事有り、其は姓氏錄(大和國神別地祇)に、吉野連加彌比加尼之後也、謚神武天皇、行<sub>二</sub>幸吉野<sub>一</sub>到<sub>二</sub>神瀨<sub>一</sub>、遣<sub>二</sub>人汲<sub>レ</sub>水、使者還曰、有<sub>二</sub>井光女<sub>一</sub>、天皇召問<sub>レ</sub>之、汝誰人、答曰、臣是自<sub>レ</sub>天降來白雲別神之女也、名曰<sub>二</sub>豐御富<sub>一</sub>、天皇即名<sub>二</sub>水光姫<sub>一</sub>、今吉野連所<sub>レ</sub>祭水光神是也、と所<sub>レ</sub>見たる右の豐御富は、決く此の豐水富神と同神なりけり、右に自<sub>レ</sub>天降來白雲別神と申す名有るに、此に笠水(訓<sub>二</sub>宇介美都<sub>一</sub>)、一名眞名井、在<sub>二</sub>白雲山之北郊<sub>一</sub>と有りて、此の豐水富神の御在し坐す眞名井に隣りて、白雲山の稱有るは、如何にも得去るまじき所以になむ有りける、偕其の白雲別神は、正し



く天村雲命の一名なめり、彼の大神の御心に依りて、此の地に神籬を建てさせ給ひて、仕奉給へる御時には、其の白雲山なむ此の神の住處なりけむから、其の神の御名を負て、此に白雲山の名有りなめれば、然思定めらるゝ運びには成れりけり、次に笠水神、即ち笠水彦命笠水姫命二神は、志樂郷青葉山の下に、笠津彦神笠津姫神者、丹波國造海部直等祖也、と有ると同神と思しきが、其の造佐郡の文に、往昔、豐宇氣大神留<sub>レ</sub>座于田造郷笑原山、而即人民受<sub>レ</sub>其恩賴<sub>レ</sub>故曰<sub>レ</sub>宇氣也と有るも、其の天村雲命の此の大神を齋奉られたるが、大神の御心に和ひ給へればこそ、笠郡又笠水の稱は起れるなりければ、此に故有りて起れる地名を以て稱申すに、其より以後の人なるまじきなり、此の神を祀りて、其の受水の主護神として、即ち其の妹妹二神の御名とは稱奉れる者なりけらし、此則海部直等の下は、所祭之祖神と有るべき文なる者なり、(備此海部直等の祖神と云ふに就きて、天孫本紀を見るに、饒速日尊の兄天香語山命、孫天村雲命にして、其の六世孫建田背命の下に、神服連海部直丹波國造但島國造等祖と有る事なれども、此の命をして、此其の笠水の話に依りて然稱申す可きに非ず、況して其の間の二三世の命等は、猶更の事なりければ、天村雲命より外に當つべからざる者なり、且其の大神に仕奉りて此所に御在し坐しければ、天村雲命の妹妹二柱を然稱申せる事、決くなむ有りける、又白雲別神と申すも、天の八重雲を別けて天降り坐せる由の御名なる者なり、) 備今、此の風土記を讀むに至りて、古書の疑ふ可き者三出來りけり、一には、天火明命の、己く大己貴命少彦名命の國作の御時に天降り御在し坐しけるなり、其の事は上に辨へたり、二には天香語山命天村雲命の豐宇氣大神の供奉りて、此に天降り坐せるなり三には天村雲命より次に此の國に在して、其の大神に仕へ奉られ、又天真名井の故事此に在

るなり、然る時は、彼の三女神の其の大神に仕奉らせ給ふと云ふ古傳の趣に乖き、水取の故事の高千穗宮に在りつる古説に違ひて、惑はしき事のみ多在るに就きて、今其の二事を少か辨ふ可し、其の水取の故事は、神宮雜例集に載れる大同本記に、皇太神宮、皇孫之命天降坐時爾、天牟羅雲命御前立天降仕奉時爾、皇御孫命、天牟羅雲命乎召詔久、食國乃水波未<sub>レ</sub>熟荒水爾在介利、故御祖命御許參上、此由申天來止詔、即天牟羅雲命參上天、御祖御前爾、皇御孫命乃申上給事乎、子細申上時、御祖尊詔久、雜爾奉<sub>レ</sub>政政行奉下天在止母、水取政遺天在介利、何神乎加奉下<sub>レ</sub>止思間爾、勇乎志久參上來止詔天、天忍石乃長井乃水乎取八盛天誨給久、此水持下天、皇太神乃御饌爾八盛、又皇御孫命乃御水爾八盛獻天、遺水波天忍水止天、食國乃水於爾灌和天獻初、又御伴爾天降奉仕神等、八十友乃諸人仁毛、斯水乎令飲詔天下奉支、即受賜天持參下天獻時仁、皇御孫命詔久、從<sub>レ</sub>何道<sub>レ</sub>參上<sub>レ</sub>止問賜申久、大橋渡須賣大神、皇御孫命乃天降坐乎恐天、從<sub>レ</sub>小橋<sub>レ</sub>參上<sub>レ</sub>止申、時詔久、後仁毛恐仕奉事勇乎志詔天、天牟羅雲命、天二上命後小橋命止三名賜也と有るは、此の伊去奈子嶽に、大神の供奉りて御在し坐すよりは以前に高千穗宮にて仕奉られし御政なり、上代本紀に、即時日向高千穗宮乃御井定崇居焉奉<sub>レ</sub>仕矣、自<sub>レ</sub>爾以降、但波魚井石井爾鎮移居水戸神奉仕<sub>レ</sub>云々、と有りて、其の時に高千穗宮に御井仕奉られて、此より皇御孫尊は、其の天津水を聞食し初めさせ給へる御事を云ふなり、次に自<sub>レ</sub>爾以降但波魚井石井爾鎮移居と云ふは、右に謂ゆる笠水(訓<sub>レ</sub>宇介美都)、一名眞名井と有る是にて、豐宇氣大神に屬きたる神水是なり、水戸神奉仕<sub>レ</sub>は、水戸を母牟登と訓める即水取の略にて、即右に云へる笠水彦命笠水姫命に當れるは、決く天村雲命の亦名なる事も、此に至りて愈、明らかなる者になむ有りける、又其上代本紀に、其後從<sub>レ</sub>魚井乃原遷<sub>レ</sub>于止由氣宮乃御井<sub>レ</sub>居止焉と有り



て、豐宇氣大神の伊勝に遷幸の御時に、其の御水を移奉れる由にて大同本記に、又云、其後豐受神宮乃坤方乃岡片岸爾、新堀御井<sup>ニ</sup>、天忍井水<sup>ヲ</sup>入加<sup>ル</sup>、當朝之水爾和合<sup>ル</sup>、末之世乃御膳調備料<sup>ヲ</sup>移置給水也、と有る是なり、斯る時は異説に似て異説に非らず、其の次序を正し見る時は、事に前後有るのみこそ有りけれ、少かも異なる所無き者なるぞかし、(但此は取り立てて此に云ふべき事に非らずと雖も、風土記の文と神宮の古傳とに違有るが如く見えて、今此の事を注す時は、更に天下の人の惑を生ず事なるが故に、今茲に少か云ふなり、彼の二十一社記にも、水天孫降給時、諸神申、葦原中國者潮也可<sup>レ</sup>何、仍供奉神中天叢雲命云神、天上還皇祖申給、即琥珀盃入給<sup>レ</sup>之と云ふ事有り、然して右に天村雲命を水戸神と云へる、即ち神名式に、主水司坐神一座、鳴雷神社と有る是なり、何を以て鳴雷神と申すぞとならば、右にも白雲別神と云ふ名有ると等しく、天八重雲を稜威の道別に道別けて、升降り給ひて、水取の御事に仕奉らせ給へる謂にこそ、) 偕又傳十三、十四、十七、に注せるが如く、宗像三女神はしも、専ら此の豐宇氣大神を所祭り御在し坐す由なるに、右に天村雲命與<sup>ニ</sup>天道日女命、共祭<sup>ニ</sup>大神と有りて、其の御事の見えさせ給はざるは、此には天上より供奉る其の御靈實を祀奉るのみにして、事は狭かるを、宗像大神はしも、其の御靈實に限らず、凡ての御靈を齋<sup>テ</sup>奉らせ給ふ御職にて渡らせ給ふが故に、市杵島姫命と申し奉る御事なり、且大己貴少彥名二神の國作の御時には、必此の女神も物爲給ふ可<sup>レ</sup>かめれども、其とは別にて、此の眞名井に就きても本より齋仕奉り御在し坐けむと思ゆる御事は上に、注せるが如くにて、即丹波國水上郡伊都伎神社、丹後國與謝郡須代神社、宇良神社、竹野神社は、此の大神に御在し坐すを、大同本記なる皇太神の御誨に、高天原坐我見<sup>ル</sup>、末岐宮處爾鎮坐<sup>ル</sup>天後經<sup>ニ</sup>年間、吾一所耳坐<sup>ル</sup>

、御安饌不<sup>ニ</sup>聞食、吾高天原爾在時、素戔鳴尊乃十握劍<sup>ヲ</sup>索取、三段打折<sup>ル</sup>所<sup>ニ</sup>生三女神<sup>ヲ</sup>、葦原中國宇佐島降<sup>ニ</sup>居道中<sup>ニ</sup>、奉<sup>レ</sup>助<sup>ニ</sup>天孫、而爲<sup>ニ</sup>天孫<sup>ノ</sup>所祭<sup>ニ</sup>詔<sup>ノ</sup>神、今丹波國與佐乃比治乃眞名井坐<sup>ル</sup>(○神名帳考證所引文曰、素戔鳴尊所<sup>ニ</sup>生三女神、奉<sup>レ</sup>助<sup>ニ</sup>天孫、而爲<sup>ニ</sup>天孫<sup>ノ</sup>所祭<sup>ニ</sup>詔<sup>ノ</sup>之、丹波國與佐乃比沼眞名井坐須勝理姬)云々齋奉、御饌都神止田居乃神乎、吾坐國欲止誨覺給<sup>テ</sup>と有るを以て、此にても其の御靈實に仕へ奉らせ給へる御事を見奉り知るべきなり、但右の天村雲命とは、其の御靈實に仕奉給へる故に、其の御事迹に傳はれるを、此の三女神はしも、其の御靈に仕奉り御在し坐せるなれば、現に其の御事迹を傳へたる文の無きなりけり、然れども世記には其の御事を載せずと雖も、其の御靈座の所に、又須佐乃乎命御玉、道主貴社定、粟御子神社是也、と有るを以ても、其の時此の三女神をも此に移し奉れる御事を知るべきなり、但此其の御社の御事は、上に注せるが如く、同記垂仁天皇二十六年の條に、其衆參相<sup>ト</sup>、御饗仕奉神乎、淡海子神止號<sup>ト</sup>、社定給<sup>テ</sup>と有りて、儀式帳に、粟御子神社一處、稱<sup>ニ</sup>須佐乃乎命御玉、道主命、形石坐、倭姫内親王定祝と有るに合せて、本より其の地に御在し坐す神に坐すを、其の豐宇氣大神に屬奉らせ給ひて、丹後國に御在し坐す三女神の御靈をも、此に迎へ奉られて合せ祀れる御事を申せるにこそは有りけり、偕粟御子神と申す粟は、古事記に、粟國謂<sup>ニ</sup>大宜都比賣<sup>ト</sup>と有るは、傳四、十二に注せるが如く豐宇氣大神の本生の地なるから、國名にも負る物と見えれば、其の大神の齋と爲て仕奉らせ給ふ由に依りて、其の御子神と稱奉れるにて上なる御田口祠の文に天照太神分靈子豐宇氣大神と有るに等しかる可き者なり、即ち高橋氏文には、此の御食津神をしも、阿波大神と稱へ奉れるをも合せ思ふ可き者なりかし、然れば右の淡海子神と有るは借字にて、粟御子神と申す意は、右件に云へる



如くなりければ、其の大神の丹後國に御在し坐し、御時にも、專仕奉り御在し坐しけると見えて、然稱奉れる御名は有るなりけり、即ち神名式に、阿波國名方郡天石門別豐玉比賣神社と有るは、此の三女神にて渡らせ給へる御事、已に傳十八に注し奉れるにも、心を著けて考奉る可くこそ、（又此に就きても、麻殖郡天村雲神伊自波夜比賣神社二座は、右に謂ゆる笠水彥命笠水姬命二柱に御在し坐すべきが、此の大神の本國にも御在し坐して仕奉られしか、又は、高千穂宮より其の御靈實を供奉らして、彼の伊去奈子嶽に遷奉らし、時にも諸國を経させ給ふ可かめれば、其の御迹處などにも有るべきなり、但天村雲命より次々仕奉られしは、其の御靈實に仕へ奉り給へるなるを、件の三女神は、其の御神の御靈に屬きて仕奉らせ給へるなりければ、右の皇太神の御誨の御在し坐けるに非ずば、何でかは其の然る由をば得知り奉らむ、）其の十に、凡海郷の文有り、凡海郷者、往昔去此田造郷萬伐濱四十三里（三字虫食）三十五里二步、四面皆屬海壹島（一本云壹之大二島）也、所以稱凡海者（三字虫食）往昔治天下當大穴（六字虫食）到坐于此地之時、列集海中（三字虫食）小島、小島凡拈以成壹島、故云凡海矣、于（二字虫食）寶元年三月己亥、地震三日不已、此郷一衣蒼（四字虫食）海漸纒郷中之高山二峰、與立神岩出海上、今號云常世島、亦俗稱男島女島、每島有神祠、所祭者天火明神與日子郎女神也、是海部直、並凡海連等所以齋祖神也、（以下八行虫食）と有りて、海中の一島なり、楮此の凡海は和名抄に、於布之安萬と注るせり、去此田造郷萬伐濱四十三里と有るは、海上の路程を云ふなり、其の三字虫食は、去笠濱など有りけむか、其は上に注せる枯木浦の故事と專一なる趣なるを、其に笠松山と云ふ名有る、其に對へて笠濱、又は笠浦など云ふ地名の海濱に在るべく所思ゆ

ればなり、四面皆屬海壹島也は、其の海中なる一島なりし趣なり、一本に壹之大二島也と有る、二字は行にて壹之大島の謂なる可し、所以稱凡海者の下には、古老傳の三字、例に依りて補ふ可し、大穴の下なる虫食は、持命少彥名命の六字にて往昔當治天下大穴持命少彥名命到坐于此地之時、と有る文なるが、當字錯置なり、今改めて右の如く作る事は、上なる例共に擬へる者なり、海中と小島との間には、所在之三字脱亡たるにて、全くは列集海中所在之小島と有るべき所なるを、枯木浦の文に、欲令海路順次所在之渚島集合之と有る、其の御事を此にも云ふなり、列集の字は、右に四嶋自來列と有る其に同じ、小島凡拈以成壹島の拈字は、名義抄に、拈を牟須夫、又、阿那具流、又、加邪志、又、久々流、又、多々牟、又、登流と訓みれば、凡拈の二字を下に見合せて、於布志都久など訓むべきにやとも思ゆれども、猶凡は、須倍氏なる可き者なり、故云凡海矣は、其の小島の列集りて大島と成れる謂に依れるならめども、下には海部直凡海連等所以齋祖神也と云ふは、右の二柱神には御在し坐さずて、天火明神の御妹妹にて渡らせ給へるを見るに、此は彼の枯木浦にての故事に依りて出來れる島なるを、凡海連の其の祖神の所以に依りて領る地なる故に、凡海とは云ふならむを、右に故云凡海と云ふは、傳へたる意少か異にて凡海の義は此の時の事に因れるには非ざる者なり、楮此の島神の天火明神にて渡らせ給へるは、彼の二柱神限息號呼、以曰彼々來々、則四嶋自來列と有るを思ふに、右の二柱神の號呼び給ふに應へて、件の四嶋を列集給へるは、其の神に御在し坐すを以て島神と、其の裔の海部直、並凡海連の齋奉る縁に由りて、凡海と云ふ郷名とは成れるにて、右の二柱神の御事に係けて云ふべきに非ざるを、小島凡拈の凡字に眼を著る時は、中々に文義に闇く成る者ぞかし、



(諸其の凡海と云ふは、海部を統べ領る由にて、猶大海部と云はむが如し、姓氏錄、右京神別下地祇に、凡海連、海神綿積命男穗高見命之後也、又攝津國神別地祇に、凡海連、安曇宿禰同祖、綿積命六世孫小栲梨命之後也と有るなどは、海神の子孫にて、此なると同じからずと雖も、其も海に漁どる海部の長と爲て仕へ奉る事なるが、海を阿麻と訓むは、其の漁りの事をこそ云へれ、其の海上を阿麻とは云はざりしなり、) 于の下の缺字は、時大の二字にて、于時大寶元年三月己亥、地震三日不<sub>レ</sub>已と有りしならむは、其の文武天皇御紀に、同年三月己亥、丹波國地震三日と有るを證と爲べし、此の月甲戌朔なれば、己亥は廿六日なるを、廿八日に至りて止みぬるなりけり、一衣は一夜を誤れるなり、蒼と海との間には、田變而爲の四字有るべくして、此郷一夜蒼田變而爲<sub>レ</sub>海と有りしなめり、漸纒郷中之高山二峰、與<sub>レ</sub>立神岩<sub>二</sub>出<sub>レ</sub>海上<sub>一</sub>と云ふは、右の一本に壹之大島也と云ひ、此の一島を以て凡海郷と云ふを以て見れば、實に頗る大島と成りて在りしなりけり、彼の枯木浦の文に、四嶼自來列と有りて、其の始四嶼を合せ給へるが、纒に郷中に立てる高山二峰の男島女島と成りて海中に存り、其に屬きて立神岩といふ大岩の、海上に聳えて顯はれ見ゆる由なり、今號云<sub>レ</sub>常世島<sub>一</sub>と云へるは、此の記を書されたるは和銅の頃にて、大寶より僅に十年餘の事ながら、已く常世島の名を呼ぶ事と成れるなり、亦俗稱<sub>レ</sub>男島女島<sub>一</sub>は、右の高山二峰は、本より天火明神と后神との御坐所にし有りければ、男山女山の名を以て呼びけむを、今別れて又海中の島と成れる故に、男島女島とは號け云ふにこそ有りけらし、每島有神祠<sub>一</sub>は、其の神社の部に、凡海坐息津島社、凡海息津島瀬日子社と有る是に當れり、所<sub>レ</sub>祭者天火明神與<sub>二</sub>日子郎女神<sub>一</sub>也、と有る、即ち右の二社に祠る所是なり、是海部直、并凡海連等、所<sub>レ</sub>以齋<sub>三</sub>祖神<sub>一</sub>也と云ふは、上に青

葉山の文有りて、笠津彦神、笠津姫神者、丹波國造、海部直等祖也と書し、笠水の下に、即笠水彦命笠水姫命之神、此則海部直等所<sub>レ</sub>祭之祖神と有るは、其の孫天村雲命夫婦にて坐せるに、天孫本紀に、六世孫建田背命を、海部直、丹波國造、但馬國造等祖と有るを合せて、凡海連も其の同族たるを知るべし、此に就きて考ふるに、其の四世孫瀛津世襲命の瀛津は、右の息津島に出で、又世襲は與佐と同じく、彼の眞名井原匏宮に仕奉られたるに依るべくや侍らむ故此の島は上の枯木浦の故事に引出でたる稚狹考と云ふ物に、「丹後國訶佐郡の方へ開きて、海中に周廻三里に及ぶ島有り、小島と云ふ云々、社有りて老人島大神と云ふ、同國河守里大神宮の社人、此の社を預れり、河守は昔故有りての社なり、式の籠神社是なり」と云へる其の社人と云ふは、此に謂ゆる海部直、凡海連の裔孫とこそ所<sub>レ</sub>見たりけれ、若て其の河守里の此の郡の川守郷には非ず、神名式に、與謝郡籠神社(名神大)是なるが、其は傳八に注せるが如く海神に御在し坐して、攝津國、住吉郡、大依羅神社四座(並名神大、月次相嘗新嘗)は、與謝海神と申す義にて、此より移奉れる者と思しきが、其の祭神を月讀尊大已貴命、五十師命、垂仁天皇と云へるに、其の月讀尊の荒魂は、海神に御在し坐せば、其の本末の差有るのみなるを、姓氏錄(和泉國神別天孫)に、網津守連、火明命男天香山命之後也と有りて、津守連と相並べるは、其の本社と有る籠神社に仕奉る縁に依れる者と所<sub>レ</sub>見たるをも思合す可き者なりかし、(先には、籠神社は天水分神に坐すらむと思ひしは、危き説なりし事傳八卷に云へるが如し、然る時は、其の神社には、海神に相並ばして、大已貴命少彦名命も、此の時の縁にて鎮り御在し坐すにや、右の大依羅神社の五十師命は、少彦名神を峯相記に、少彦命と有るを誤れるか、又其の五十瓊敷命の縁にて、垂仁天皇をも



相殿神と爲るにか、右の網津守連の事に就きて思ふに、天火明神にて、凡て四座なるにか、姓氏錄左京神別天神に、依羅連、饒速日命十二世孫懷大連之後也、と有るを天孫本紀に、物部多波連公依網連等祖と見え、推古天皇十六年御紀に物部依羅連抱と云ふ人名有るに、神名式に、與謝郡物部神社有り、此は天香語山命の統脉に非ずと雖も、同じ天火明神の裔なれば所由有るべし、又攝津國皇別に、依羅宿禰云々、彦坐命之後也と有るなどを合せて右の大依羅神社は此の國に起れる事を知るべきなり、右の老人島大明神は凡島大明神と申しけるを、本は凡海島神と云へるなる可し、十一に、有道郷の故事有り、其の文に云はく、有道郷、(本字蟻通)所以號<sub>レ</sub>有道<sub>レ</sub>者往昔天火明命飢<sub>レ</sub>于此地之時、隨<sub>レ</sub>往乎求<sub>レ</sub>食、所以連<sub>レ</sub>行蟻蟻<sub>レ</sub>則見<sub>レ</sub>土神在<sub>レ</sub>穴巢國、天火明命請<sub>レ</sub>食(五字虫食)喜<sub>レ</sub>以奉<sub>レ</sub>饗種々盛饌、故天火明命賞<sub>レ</sub>土神且詔曰、爾後妙須<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>蟻道彦人食持命爲<sub>レ</sub>稱焉、故曰<sub>レ</sub>蟻道也、亦有<sub>レ</sub>神祠云<sub>レ</sub>蟻巢、今稱<sub>レ</sub>阿良須、者訛矣(以下七行虫食)と有るは、天火明神の始て此の國に入立御在し坐す初にて、大已貴命少彦名命より、未彼の志樂郷を進らせられざりし程の御事なる可し、飢<sub>レ</sub>于此地之時は、未其の領知をば得させ給はざる御旅行の御時なるを以てなり、隨<sub>レ</sub>往乎求<sub>レ</sub>食と云ふは、糧食を貯へさせ御在し坐さざるが故に、道次にて求めさせ給へるを云ふ、所以連<sub>レ</sub>行蟻蟻<sub>レ</sub>則は、即ち穴巢を見出給ふ所以と聞ゆ、但本には蟻と有るを、一宮本と云ふに蟻蟻と有るを取れるは、蟻は人家近き地に多在る者なるが故に、蟻と相連り行くを見行はし御在し坐して、此の邊に在りけりと所<sub>レ</sub>知食させ給へる御事と見えたり、土神は、猶國神と書けるに等しく、此の邊を主領ける地主神を云ふなり、穴巢國は此の郷の舊名なり、字の如く穴に栖める神の謂なる可きは、神武天皇己未年御紀に、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟常と云ふ事

も有りて、然計り止事無き際ならぬ國神の上には常として奇らしからぬ事ながら、態と穴巢國の稱有るを以て、其の竝てならぬ風俗なる事を思ふ可し、此は能く人の思惑ふ事なり、食と喜との間の落字は、上文に稽ふるに、于土神土神の五字にて、請<sub>レ</sub>食于土神土神、喜<sub>レ</sub>以云々と有るべき所なり、奉<sub>レ</sub>饗種々盛饌と有るは、四神出生章第十一、一書に、夫品物悉備、貯<sub>レ</sub>之百机而饗<sub>レ</sub>之と有るに意味同じかるべし、賞<sub>レ</sub>土神は、其の稱名を賜はらむと爲させ給ふ御爲なり、爾後妙と有は、汝字の草體より譌れるなり、蟻道彦大食持命の蟻道彦は、其の食を求めさせ給ふに當りて、蟻蟻の連行に依りて此の神在る事を知らし給へるに就きて號<sub>レ</sub>給へるなり、大食持は字の如くにて、右の盛饌を饗し奉られし謂にて豐字氣大神を大氣都比賣神、又大御饌都神と稱奉ると同じ義なり、故云<sub>レ</sub>蟻道は、其の神名を以て其の地名とも呼ぶを云ふ、亦有<sub>レ</sub>神祠云<sub>レ</sub>蟻巢は、其の蟻道彦大食持命の神祠有るなり、蟻巢は故の穴巢を改めて社號とは成せり、今稱<sub>レ</sub>阿良須<sub>レ</sub>者訛矣は、即ち卅伍座の中に阿良須社有る是を謂ふなり、即ち神名式に、訶佐郡阿良須神社見ゆ、丹後舊事紀に、祭神を大宮宣大明神、若宮宣大明神と云へるは如何有らむ、(右の蟻蟻に因りて神在る事を所<sub>レ</sub>知食御事は、和名抄虫類に、螻蛄雀豹、古今注云、螻蛄一名穀、方言曰螻蛄、一名碩鼠、和名介良、有<sub>レ</sub>五能而<sub>レ</sub>不成<sub>レ</sub>伎術、其一曰、飛<sub>レ</sub>不能<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>屋、其二曰、緣<sub>レ</sub>不能<sub>レ</sub>窮<sub>レ</sub>木、其三曰、泗<sub>レ</sub>不能<sub>レ</sub>渡<sub>レ</sub>谷、其四曰、掘<sub>レ</sub>不能<sub>レ</sub>覆<sub>レ</sub>身、其五曰、走<sub>レ</sub>不能<sub>レ</sub>絶<sub>レ</sub>人云々と有るが如くして、人家近きに多く住む者なるを以てなり、但神名に蟻道彦と稱け、地名を蟻道と云ひ、神祠を蟻巢と云ふからは、蟻の無き本勝れるに似たりと雖も、然物を二竝べて名と爲べきに非ざるを以て、今一の蟻を以て、皆がらに號けさせ給へるなりけり、但螻蛄の字を阿理とのみ訓みても僻事には非らず、) 又川